
平成 14 年 第 1 回定例会
上富良野町議会会議録

開会 平成 14 年 3 月 4 日
閉会 平成 14 年 3 月 22 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号 (3月4日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
遅 参 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	2
開会宣告・開議宣告	3
諸 般 の 報 告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
日程第 2 会期決定の件	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件	6
日程第 6 報告第 3号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	7
日程第 7 議案第10号 平成13年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	8
日程第 8 議案第11号 平成13年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	2 2
日程第 9 議案第12号 平成13年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号) ...	2 3
日程第10 議案第13号 平成13年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号) ...	2 4
日程第11 議案第14号 平成13年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	2 6
日程第12 議案第15号 平成13年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	2 7
日程第13 議案第16号 平成13年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	2 9
日程第14 議案第17号 平成13年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	3 1
日程第15 議案第18号 平成13年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	3 2
散 会 宣 告	3 3

目 次

第 2 号 (3 月 5 日)

議 事 日 程	3 5
出 席 議 員	3 5
欠 席 議 員	3 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	3 5
議会事務局出席職員	3 5
開 議 宣 告	3 6
諸 般 の 報 告	3 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3 6
日程第 2 執行方針	3 6
〔町政執行方針〕 町 長 尾 岸 孝 雄 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 高 橋 英 勝 君	
日程第 3 議案第 1 号 平成 1 4 年度上富良野町一般会計予算	3 6
日程第 4 議案第 2 号 平成 1 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 6
日程第 5 議案第 3 号 平成 1 4 年度上富良野町老人保健特別会計予算	3 6
日程第 6 議案第 4 号 平成 1 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 6
日程第 7 議案第 5 号 平成 1 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 6
日程第 8 議案第 6 号 平成 1 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 6
日程第 9 議案第 7 号 平成 1 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 6
日程第 1 0 議案第 8 号 平成 1 4 年度上富良野町水道事業会計予算	3 6
日程第 1 1 議案第 9 号 平成 1 4 年度上富良野町病院事業会計予算	3 6
予算特別委員会の設置について	6 4
休 会 の 議 決	6 4
散 会 宣 告	6 4

目 次

第 3 号 (3 月 1 2 日)

議 事 日 程	6 7
出 席 議 員	6 7
欠 席 議 員	6 7
遅 参 議 員	6 7
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	6 7
議会事務局出席職員	6 7
開 議 宣 告	6 8
諸 般 の 報 告	6 8
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	6 8
日程第 2 町の一般行政について質問	6 8
1 5 番 村 上 和 子 君	6 8
1 協働型社会の推進について	
1 7 番 小 野 忠 君	7 2
1 男女共同参画社会の推進について	
2 役場職員の町内居住対策について	
1 1 番 梨 澤 節 三 君	7 5
1 市町村合併について	
2 自治労問題について	
1 番 中 村 有 秀 君	8 2
1 地域高規格道路「旭川十勝道路」について	
2 町民証の発行について	
3 町立病院の運営について	
1 8 番 向 山 富 夫 君	9 0
1 本町の産業活動化策について	
8 番 仲 島 康 行 君	9 7
1 雇用対策について	
2 時間外手当について	
散 会 宣 告	1 0 0

目 次

第 4 号(3月13日)

議 事 日 程	1 0 3
出 席 議 員	1 0 3
欠 席 議 員	1 0 3
早 退 議 員	1 0 3
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 0 3
議会事務局出席職員	1 0 3
開 議 宣 告	1 0 4
諸 般 の 報 告	1 0 4
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 0 4
日程第 2 町の一般行政について質問	1 0 4
1 2 番 米 沢 義 英 君	1 0 4
1 保健福祉施設について	
2 保育所・学校給食の委託について	
3 使用料・手数料について	
4 教育行政について	
3 番 福 塚 賢 一 君	1 1 3
1 健全財政維持方針について	
2 国営土地改良事業の負担金について	
3 職場の活性化について	
4 新学習指導要領について	
日程第 3 議案第19号 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例	1 2 2
日程第 4 議案第20号 上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例	1 2 3
日程第 5 議案第21号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	1 2 5
日程第 6 議案第22号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例	1 2 6
日程第 7 議案第23号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例	1 2 7
日程第 8 議案第25号 上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例	1 2 8
日程第 9 議案第27号 上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例	1 2 9
休 会 の 議 決	1 3 0
散 会 宣 告	1 3 0

目 次

第 5 号 (3 月 2 2 日)

議 事 日 程	1 3 3
出 席 議 員	1 3 3
欠 席 議 員	1 3 4
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1 3 4
議会事務局出席職員	1 3 4
開 議 宣 告	1 3 5
諸 般 の 報 告	1 3 5
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 3 5
日程第 2 議案第 2 4 号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	1 3 5
日程第 3 議案第 2 6 号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	1 4 2
日程第 4 議案第 2 8 号 上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例 ...	1 4 4
日程第 5 議案第 2 9 号 上富良野町 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	1 4 4
日程第 6 議案第 3 0 号 上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例	1 4 4
日程第 7 議案第 3 1 号 上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例	1 4 4
日程第 8 議案第 3 2 号 富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件	1 4 9
日程第 9 議案第 3 3 号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	1 4 9
日程第 1 0 議案第 3 4 号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件	1 5 0
日程第 1 1 議案第 3 5 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	1 5 0
日程第 1 2 議案第 3 6 号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	1 5 1
日程第 1 3 議案第 3 7 号 上富良野町道路線廃止の件	1 5 1
日程第 1 4 議案第 3 8 号 上富良野町道路線認定の件	1 5 1
日程第 1 5 予算特別委員会付託	1 5 2
議案第 1 号 平成 1 4 年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 4 年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 4 年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 4 年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成 1 4 年度上富良野町病院事業会計予算	
日程第 1 6 議案第 3 9 号 監査委員の選任の件	1 5 3
日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 5 3
日程第 1 8 議案第 4 0 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件	1 5 4
日程第 1 9 議案第 4 1 号 泉町北団地町営住宅新築工事 (建設主体工事) 請負契約締結の 件	1 5 4
日程第 2 0 議案第 4 2 号 特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例	1 5 6
日程第 2 1 報告第 4 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定 める件)	1 5 8
日程第 2 2 発議案第 1 号 懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議	1 5 8
日程第 2 3 発議案第 2 号 町内行政調査実施に関する決議	1 5 9
日程第 2 4 発議案第 3 号 町長の専決事項指定の件	1 5 9
日程第 2 5 発議案第 4 号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメン ト法」の早期制定を求める意見の件	1 6 0

日程追加の議決	160
追加日程第1 発議案第5号 防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件	160
日程第26 閉会中の継続調査申出の件	163
町長あいさつ	163
議長あいさつ	164
閉会宣告	165

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成14年度上富良野町一般会計予算	3月22日	原 案 可 決
2	平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
3	平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
4	平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
5	平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
6	平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
7	平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
8	平成14年度上富良野町水道事業会計予算	3月22日	原 案 可 決
9	平成14年度上富良野町病院事業会計予算	3月22日	原 案 可 決
10	平成13年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	3月4日	原 案 可 決
11	平成13年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原 案 可 決
12	平成13年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)	3月4日	原 案 可 決
13	平成13年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月4日	原 案 可 決
14	平成13年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原 案 可 決
15	平成13年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月4日	原 案 可 決
16	平成13年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	3月4日	原 案 可 決
17	平成13年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	3月4日	原 案 可 決
18	平成13年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	3月4日	原 案 可 決
19	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3月13日	原 案 可 決
20	上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例	3月13日	原 案 可 決
21	上富良野職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	3月13日	原 案 可 決
22	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3月13日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 3	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	3月13日	原 案 可 決
2 4	上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	3月22日	教育民生常任 委員会付託
2 5	上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例	3月13日	原 案 可 決
2 6	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	3月22日	原 案 可 決
2 7	上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例	3月13日	原 案 可 決
2 8	上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例	3月22日	原 案 可 決
2 9	上富良野町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3月22日	原 案 可 決
3 0	上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例	3月22日	原 案 可 決
3 1	上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例	3月22日	原 案 可 決
3 2	富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件	3月22日	原 案 可 決
3 3	富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	3月22日	原 案 可 決
3 4	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	3月22日	原 案 可 決
3 5	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	3月22日	原 案 可 決
3 6	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月22日	原 案 可 決
3 7	上富良野町道路線廃止の件	3月22日	原 案 可 決
3 8	上富良野町道路線認定の件	3月22日	原 案 可 決
3 9	監査委員の選任の件	3月22日	同 意 可 決
4 0	北海道市町村総合事務組合規約の変更の件	3月22日	原 案 可 決
4 1	泉町北団地町営住宅新築工事（建設主体工事）請負契約締結の件	3月22日	原 案 可 決
4 2	特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例	3月22日	原 案 可 決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成14年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算		

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	議案第3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算	3月22日	原 案 可 決
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月22日	適 任
	執 行 方 針	3月5日	
	行 政 報 告	3月4日	
	町の一般行政について質問	3月12日 3月13日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	3月4日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月4日	報 告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月4日	報 告
4	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月22日	報 告
	発 議		
1	懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議	3月22日	原 案 可 決
2	町内行政調査実施に関する決議	3月22日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
3	町長の専決事項指定の件	3月22日	原 案 可 決
4	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件	3月22日	原 案 可 決
5	防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件	3月22日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月22日	原 案 可 決

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成14年3月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
 第 2 会期決定の件 3月4日～22日 19日間
 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
 監査委員吉武敏彦君
 第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査の件
 議会運営委員長佐藤政幸君
 第 6 報告第 3号 専決処分の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
 第 7 議案第10号 平成13年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
 第 8 議案第11号 平成13年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 第 9 議案第12号 平成13年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
 第10 議案第13号 平成13年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 第11 議案第14号 平成13年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
 第12 議案第15号 平成13年度上富良野町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
 第13 議案第16号 平成13年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
 第14 議案第17号 平成13年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
 第15 議案第18号 平成13年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（19名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
8番	仲島康行君	9番	岩崎治男君
10番	佐藤政幸君	11番	梨澤節三君
12番	米沢義英君	13番	長谷川德行君
14番	徳島稔君	15番	村上和子君
16番	清水茂雄君	17番	小野忠君
18番	向山富夫君	19番	久保田英市君
20番	平田喜臣君		

欠席議員（1名）

7番 石川洋次君

遅参議員（1名）

6番 西村昭教君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
監査委員	吉武敏彦君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	上村延君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	佐藤修君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	越智章夫君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	早川俊博君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	田中博君	町立病院事務長	三好稔君

議会議務局出席職員

局長 北川 雅一 君
係長 北川 徳幸 君

次 長 菊池 哲雄 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 19名)

開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成14年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、3月1日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、2月4日、2月28日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第39号までの39件、諮問第1号の1件、報告第3号の1件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし第4号の4件であります。

なお、人事案件の議案第39号、諮問第1号につきましては、御案内のとおり後日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。

議会運営委員長から、委員会調査報告がありました。

町長並びに教育長から、平成14年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成13年度分建設工事発注状況及び今期定例会までの建設工事発注状況をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月4日までに受理いたしました陳情要望の件数は、2件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な事業は、別紙配付のとおりでございます。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

15番 村上和子君

16番 清水茂雄君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月22日までの19日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(平田喜臣君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用なところ、第1回定例町議会に出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、2月18日、19日の2日間にわたって実施した十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、平成7年度から、十勝岳火山防災会議協議会を構成する上富良野町と美瑛町の合同形式により開催しているもので、今回で7回目の実践訓練となりました。

訓練の内容は、十勝岳噴火による大規模泥流の発生を災害想定として、通信連絡訓練、避難訓練、救助、救出訓練、避難路確保、道路閉鎖、JR富良野線遮断の4項目を柱に実施いたしました。

今年も昨年同様、平成12年の有珠山噴火災害を教訓とした新たな取り組みを継続実施し、郡部地域の緊急危険区域には早い段階で避難指示を、市街地の緊急危険区域には、大規模泥流の発生報告を受けた想定で避難指示を発令し、火山活動をにらんだ段階的な避難指示を試みました。

また、避難指示後の訓練にも重点を置き、1軒1軒を回っての未避難者の確認活動、緊急危険区域内にある指定避難所からより安全である二次避難所の社会教育総合センターへの輸送を自衛隊、警察、消防の協力により実施いたしました。

また、今回初めて、北海道上川支庁主催によります十勝岳噴火災害対策現地合同本部会議が開催され、関係機関による総合的な災害応急対策が検討されました。ここに参加されました多くの町民の方々を初め、各関係機関、団体の方々に対しまして、御協力に厚くお礼を申し上げます。

なお、災害対策本部内の関係機関相互間情報伝達の方法、要請事項などの課題については、今回災害対策本部会議と関係機関との連絡調整会議を分離して開催したことによって、より明確にできましたことは大きな成果であったと思っております。今後の取り組みまなければならない多くの課題も検証することができましたので、日ごろから関係機関と連携調整を図り、連携の強化に努めてまいりたいと思っております。

次に、要望関係であります。2月28日から3月1日にかけて、平成14年度防衛施設周辺整備事業について、地域住民の生活の安定と継続事業の促進並びに新規事業の採択、当該事業にかかわる予算確保について、基地対策協議会役員とともに防衛施設庁、防衛庁陸上幕僚幹部に要望を行ってまいりました。

次に、町の四季彩イベントであります。第38回上富良野雪まつりが去る2月10日、寒い中1,500名の参加をいただきまして、日の出公園特設会場で開催されました。会場には、上富良野駐屯地の第2戦車連隊、第131特科大隊製作による滑り台1基と幼児用滑り台1基、商工青年部製作による十勝岳安政火口の滑り台、イベントでは町民参加のおもしろ雪だるまコンテスト、親子、ちびっこボブスレー大会、スノーモビル試乗会、お楽しみ抽選券の入ったもちまきや、本年初めて行った豚サガリを食べての絶叫大会など大いに盛り上がり、多くの方々に楽しんでいただけたことと思っております。

雪像づくり期間中または当日に御支援いただきました上富良野駐屯地、商工会、建設業協会初め関係機関の皆様深くお礼を申し上げます。

次に、振興公社の委託関係であります。吹上保養センターにつきましては、利用者数、売り上げと

も前年度を若干下回っておりますが、2月23日には、開設からの利用者数が70万人に達したところでありました。

7月オープンのオートキャンプ場につきましては、1月末で利用者8,313人、売上金1,080万円となっており、黒字決算の見通しで、12月からスキー場の運営につきましても、当初雪が少なくオープンがおくれていましたが、7万3,050人の利用で、3月閉鎖期までには前年実績の11万人の利用があるものと期待しており、収支につきましても予定の決算ができそうな見通しであります。

次に、町の指定金融機関についてであります。富良野信用金庫の合併に伴い、本年1月4日から旭川信用金庫に変更になり、その変更手続を済ませたところであります。

次に、陸上自衛隊と米陸軍との実動訓練についてであります。両国の部隊がそれぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における相互連携を目的として、2月18日から3月6日までの17日間、上富良野演習場において訓練が行われております。

また、あす5日には、日本の文化や家庭の雰囲気理解していただくことを目的に、町内の五つの家庭においてホームビジットが予定されているところであります。

次に、陸上自衛隊の東ティモールへのPKO関係についてであります。上富良野駐屯地から21名の隊員の方々が派遣されることになりました。去る2月12日と24日に、上富良野駐屯地及び北部方面主催の壮行会が開催され、出席して激励してまいりました。

次に、成人式であります。本年は1月14日が成人の日でありましたが、本町では成人者が出席しやすいよう考慮しまして、前日の13日の日曜日に社会教育総合センターで、来賓各位の御出席をいただき成人式を挙行いたしました。新成人107名の出席のもと、厳粛なうちに式を終了し、成人者の旅立ちを祝ったところであります。

次に、体育施設の突風災害についてであります。1月21日夜半から22日明け方にかけての異常な大風と突風によりまして、富原野球場のバックネットを支えている両方の支柱が根本から曲がり、片方が折れて使用できない状態になりました。調査の結果、当施設は昭和52年の設置から25年が経過し、支柱の金属疲労が著しく、突風に耐えることができなかつたため損傷したもので、新年度に改修して、シーズンに間に合うよう復旧を図ってまいる予定であります。

最後に、建設工事の発注状況であります。お手

元に配付しました建設工事発注状況のとおりであります。12月定例会報告以降、入札執行した建設工事は2月22日現在で8件、事業費総額1億6,521万7,500円であり、前回までと合わせますと、94件で20億9,256万9,000円となっております。

なお、お手元に平成13年度建設工事執行状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

また、私事になりますが、昨年末からかぜをこじらせ、年始早々検査入院しまして、皆様に大変御心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

2月上旬から復帰しまして行政執行しておりますので、この場をかりまして報告させていただきます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（平田喜臣君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件につきまして、監査委員から報告を求めます。

監査委員吉武敏彦君。

監査委員（吉武敏彦君） 例月現金出納検査報告につきまして、朗読をもって報告いたします。

報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について、御報告を申し上げます。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の第2第1項の規定により執行したのであります。

平成13年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の支出状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、10ページにございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば、賜ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 付表についてあります10

ページの税収納状況についてお尋ねしたいと思っております。

たばこ税の未納が4,269円となっております。収納率現年100とありますけれども、未納があつて100ということは、どのように理解すればいいのか御説明いただきたいと思っております。

この際、もう1点お尋ねしておきたいと思っております。

町民税の個人、現年度分につきましては、出納整理期間5月ですから、あと4カ月で5,500万円の、少なくとも90何%は納めていただけることと考えますが、滞納繰越分、これは3月、今月で締め切られると思っておりますけれども、769万円、756万9,495円、これについては金額が多いか少ないかは別にいたしまして、このうちでいわゆる特別徴収義務者の関係で、滞繰となっている事業所があるかないか、あるかないかでいいですからお答えいただきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 税務課長、答弁。

税務課長（上村延君） 福塚議員の質問にお答えします。

4,269円の収納未済額が、割り返して100になるかという質問ですけれども、割り返したら100になります。それで、4,269円につきましては、この次に入ってくると思っております。

それから、町民税の滞納繰越分の特別徴収義務者の滞納者があるかないかという御質問ですが、これはありません。

以上です。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） ただいま課長の説明、理解できないわけではないですけれども、少なくとも100ということは、未納額がなくて100だと思つたのですよ。課長の答弁してくださった考え方については、そういう理解もしなければならぬのかなと、こういうぐあいに思っておりますけれども、では4,269円というこの少額の未納については、どのような内容で未納になっているのか、お尋ねしたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 税務課長、答弁。

税務課長（上村延君） 後ほど調べまして御報告したいと思っておりますので、申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（平田喜臣君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤政幸君。

議会運営委員長（佐藤政幸君） ただいま上程いただきました報告第2号委員会所管事務調査報告の件につきまして、別紙のとおり御報告を申し上げます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

記。付託事件名、先進市町村行政調査の件であります。

1、調査の経過。

議会運営委員会は、平成14年1月21日から1月23日まで、先進市町村である弟子屈町議会、音更町議会を訪問し、調査を行いました。

それぞれの町村の調査の結果について御報告申し上げます。

調査項目は、一般質問の取り組み、議員定数条例の制定の状況、その他議会運営についての調査であります。

弟子屈町の町の状況でありますけれども、昭和22年町制を執行し、現在に至っております。御承知のように、阿寒国立公園の3分の2が行政区域にあり、摩周湖、屈斜路湖、硫黄山、温泉等があり、観光、農業、酪農、林業の町であります。人口は、13年度当初におきまして、9,621人という町村であります。

調査の概要について、要点のみ御報告申し上げます。

一般質問の取り組みについては、規則を制定し、規則に従って実施しているということであります。主な内容は、次のとおりであります。議会開会前の議長の報告につきましては、本町と余り変わりはありませんけれども、内容は具体的に書くということでございます。

質問の順序は、議会運営委員会において決定をいたしておりました。

質問は6問以内とし、発言時間は1問につき30分以内とするという時間制限を設けて秩序を保っているということでございます。

質問は、1問1答方式を採用しておりました。

次に、議員定数条例についてであります。まだ自治法の改正に伴ったところの定数は決めてはおりませんが、現在のところ法定数22人に対して、条例定数は18人であるということございまして、この条例の制定については、おおむね現状のとおり

ではなかろうかというふうに推察されたところでございます。

その他につきましては、特別委員会においても1問1答方式で実施をしている。

なお、当初予算であるとか、補正予算等特別委員会に付託した審査につきましても、それぞれ発言時間を制限していると、そしてその効果を図っているということが報告されておりました。

まとめといたしましては、本町にも課題として取り上げられている諸問題について研修をしたし、御意見を承りながら参考になるところがたくさんあったように思っております。

音更町議会について申し上げます。

調査項目につきましては、おおむね同じでありますけれども、一般質問の取り扱い、政務調査費の状況、議員定数条例の制定、その他議会運営について御意見を賜ってまいりました。

町の状況は、十勝のほぼ中央に位置し、帯広市に隣接しておりまして、おおむね平たん地であり、水理に恵まれ、地味もよく、道内屈指の穀倉地帯であることは御承知のとおりであります。十勝川温泉もありまして、広く知られているところであります。

昭和28年町制執行、平成12年には開基100年を迎えたと言っております。人口3万9,564人、比較的大きな町であります。

調査概要について要点を申し上げます。

一般質問の取り扱いについて、ここでも答弁、再質問を含めて90分以内という時間制限を設けて秩序を保っております。その他は、おおむね本町と同じような形態で一般質問がとり行われている状況であります。

政務調査費についてであります。政務調査費につきまは、この町村におきましては、相当早くから支出しているということでございます。その概要を申し上げますと、平成13年4月1日に政務調査費の交付に関する条例を施行して厳正にとり行っているということでございます。

政務費の内容でございますが、1議員10万円ということでございます。

あと、そこに概要を述べておりますけれども、相当厳しい査定を行いながら、収支の責任者をつくるなど厳正に対処しているということでございます。

3番目に、議員定数条例の制定についてであります。音更町議会におきましては、地方自治法の改正に伴った条例を目途にいたしまして、特別委員会をもって既に決定をいたしておりました。現在定数は26人ですけれども、さらに2名を減ずるということに決したそうであります。

人口は、先ほども申し上げましたように、帯広市の近く、あるいは十勝川温泉等がありまして、人口は微増の状態でありますけれども、社会の情勢に従って、特別委員会で2名減ということになりまして制定をいたしたということでございます。

その他でありますけれども、その他について一つ、海外研修の件であります。十勝地方におきましては、近隣の町村と議員団が結集いたしまして独自の研修を行っていたところでありますけれども、最近の情勢から、また元に戻って全国及び全道議長会主催に派遣することに決定したようであります。

まとめといたしましては、大きな町村でもありますので、会派制をとっておりますし、比較的早くから政務調査費を出しているということがわかりました。

全体のまとめといたしましては、本町の当面する課題等について、いろいろ両町において参考になるところが多かったと思っております。

以上で御報告を終わります。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） ただいまの議会運営委員長の報告を承りまして、大変恐縮ですけれども、政務調査費について、所属議員1人の場合も含むと、議員数10万円を乗じた額と。中で委員長のお話によりますと、査定については厳しい査定をして交付している。金額を定額で決めておいて、厳しい査定ということについては、どのように理解をすればよしいのか、お尋ねしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 10番佐藤政幸君。

議会運営委員長（佐藤政幸君） お答えいたします。

音更町の政務調査費の取り扱いであります。先ほども一部申し上げましたけれども、最近になりまして、政務調査費の交付に関する条例を施行しております。その条例に従いましてとり行っているということでございます。

先ほども申し上げましたように、1人10万円の支出でありますけれども、規則に従っておりますので、すべて支消するということなく、年末において返還する会派も多数あるというふうに向っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（平田喜臣君） 日程第6 報告第3号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました報告第3号専決処分報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、昨年12月に、町がこの冬初めての大きかりな排雪作業を行ったところでありましたが、その中で町道東2丁目通り、北1条通りの路盤の雪を削り取った際に、交差点内の一部に20センチ程度の雪の段差が残ってしまったことから、翌21日でありましたが、早朝通行しました相手方車両に損害を与えてしまったものでございます。

この事故の示談交渉におきましては、町は道路管理者としての管理上の瑕疵、一方の相手方には、道路交通法上の義務違反があることをお互い認め合うことで合意しましたことから、平成14年2月14日に、相手方車両の損害額18万9,147円に対する町の責任割合の6割相当額11万3,489円を損害賠償することで専決処分しましたので報告するものでございます。

このように、相手方に損害を賠償しなければならない交通事故に至ったことにつきましては、大変申しわけなく心から深くお詫びを申し上げます。

今後は十分に注意を払い、同じことを繰り返すことのないよう、職員に対する指導の徹底に努力してまいります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第3号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらん願います。

専決処分書。

町が管理する道路内での交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成14年2月14日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。1、和解の相手方。上富良野町

2、和解の内容。(1)上富良野町は、相手方に対し金11万3,489円を支払う。

(2)相手方は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き、一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第7 議案第10号

議長(平田喜臣君) 日程第7 議案第10号平成13年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第10号上富良野町一般会計補正予算(第5号)につきまして、まずその概要を申し上げます。

1点目は、懸案でありました北24号道路にかかってございます富原橋の架換事業につきまして、補助側などとの調整が整ったことから、繰越明許費を設定し、実施設計業務に着手するなど事業の推進を図ります。

2点目は、狂牛病発生に伴い影響を受けた大家畜経営者へ融通資金に対する利子補給と、農業者が経営改善のため農地及び畜舎を取得する資金に対する利子補給を行う必要から、それぞれ債務負担行為を設定し、農家などの負担軽減策を講じます。

また、畜産基盤整備を初め、道営事業の用排水路整備など5事業につきまして、計画変更されたことに関連し、平成13年度の予算により効果的に事業の推進を図るため、繰越明許費の設定を行います。

3点目は、来年から年次計画により建替えを予定していました泉町北団地町営住宅につきまして、北海道との間で調整が整ったことから、債務負担行為を設定し、1棟8戸につきまして、前倒しの建設に着手いたします。

4点目は、4月1日から業務開始となる各施設の清掃及び管理などを初め、バス運行業務などにつきまして、事前に受託業者の選定を行うことで、適正な業務の委託を進めるために、それぞれ債務負担行為を設定いたします。

5点目は、既定の各事務事業につきまして、執行実績などに応じた予算の調整を行うとともに、その結果一般財源に余剰が出る見込みから、来年度以降の調整財源とするため、7,000万円を財政調整基金に積み立てを行います。

ただいま申し上げましたようなことを主な内容として、既決予算の補正を行ったところでございます。

以下、議案を朗読しながら、その要点につき御説明を申し上げます。

議案第10号平成13年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)

平成13年度上富良野町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,843万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億7,101万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開き願います。

内容につきましては、既に御高覧いただいていることと思いますが、この1ページから7ページまでは、議決対象項目となっておりますので、予算の各項目ごとに概要を申し上げます。

まず、最初に、第1表、歳入歳出予算補正であります。ここでは各款ごとに補正額を申し上げます。

1、歳入。

1款町税370万円、10款分担金及び負担金443万4,000円、11款使用料及び手数料180万円の減、12款国庫支出金2,496万2,000円、13款道支出金636万6,000円、14款財産収入725万円、15款寄附金146万5,000円、16款繰入金143万6,000円の減、18款諸収入620万2,000円の減。

2ページに移ります。

19款町債30万円の減、歳入合計3,843万9,000円でございます。

次、3ページの2、歳出に移ります。

2款総務費6,981万2,000円、3款民生費5,068万9,000円の減、4款衛生費2,030万7,000円、5款労働費50万5,000円の減、

6 款農林業費 1,790 万 3,000 円、7 款商工費 206 万 8,000 円、8 款土木費 174 万 7,000 円の減、10 款教育費 731 万 2,000 円の減。4 ページに移ります。

11 款災害復旧費 470 万円の減、12 款公債費 579 万 1,000 円の減、15 款予備費 90 万 7,000 円の減、歳出合計 3,843 万 9,000 円となります。

次、5 ページの第 2 表繰越明許費として新たに設定します 5 事業につきまして申し上げます。

まず、畜産基盤整備事業につきましては、草地整備や尿だめ施設整備を翌年度計画から前倒ししまして全体の事業促進を図るものでございます。

次に、草分及び富原地区、富原南地区の道営事業につきましては、計画変更や天候不順によります工事施工のおくれなどに対応するために設定するものでございます。

最後の富原橋架換事業につきましては、翌年度計画を前倒し、全体事業の促進を図るものでございます。

次、6 ページに入ります。第 3 表債務負担行為補正の内容について申し上げます。

最初に、追加事案ではございますが、まず 1 点目と 2 点目につきましては、融通資金に対します利子補給を後年度に向けまして行うものでございます。

1 点目の農業経営基盤強化資金につきましては、7 件で 7,950 万円、基準金利につきましては 1.85% を町の補給 0.175% に、国及び道が 0.52% 補給しまして、実質金利 1.15% とするものでございます。

2 点目の大家畜経営維持資金につきましては、2 億 6,600 万円で、基準金利につきましては 2.85% でございます。それに対しまして、町の 0.415% の補給のほか、国、道などが同様に対応しまして、実質金利につきましては 0% とするものでございます。

3 点目の町営住宅の建設事業でございますが、本件につきましては、旧西保育所跡地に 1 棟 8 戸の町営住宅を建設する事案でございます。

以下、スクールバス運行事業から、最後のその他事業までの事案につきましては、4 月 1 日の業務開始に備えまして、事前に受託業者を決めるための債務負担行為でございます。

次に、下段の変更事案につきまして申し上げます。

1 点目の無線放送施設につきましては、先の入札執行の結果によりまして減額をいたすものでございます。

2 点目につきましては、ここ非常に農業情勢が悪く、思わぬ離農者が相次ぎましたことから、繰上償

還したことなどによりまして、利子補給を当該年度で終えることで減額をいたすものでございます。

次、7 ページ、地方債補正につきまして申し上げます。

最初の追加事案でございますが、減収補てん債につきましては、町民税法人税割りにおきまして、一定基準により減収する見込みとなることから、表記の起債方法等におきまして地方債の発行をいたすものでございます。

次、変更につきまして申し上げます。

最初の畜産基盤整備の関係につきましては、当初予定してございました資金先、北海道貸付金が、この制度運用の変更によりまして、対象外となることによりまして全額減額するものでございます。

以下、7 事業につきましては、それぞれ事業調整より増、減額を行うものでございます。

次、8 ページ以降につきましては、地方自治法施行令に基づく予算に関する説明書の内容となりますが、事前に御高覧いただいておりますことから、特に要点となる部分につきまして御説明をしまいたいと思います。

それでは、8 ページから 11 ページまでにつきましては、事項別明細の総括の部分につきましては、説明を省略させていただきまして、12 ページの歳入に入らせていただきます。

12 ページ、歳入の最初につきましては、1 款町税でございますが、ここでは各税目ごとに滞納繰越分の収入額が増加となる見込みから増額計上をいたすものでございます。

次、14 ページの 10 款分担金及び負担金につきまして申し上げます。

特に、記載の中央及び西保育所の入所負担金の増額につきましては、当初見込んでいました所得階層以上の高い所得階層部分に属する世代が多くございましたので、その関係で増額となるものでございます。

次、16 ページ、11 款使用料及び手数料につきまして申し上げます。ここでは、予定の墓地区画数が結果としまして大きく減となったことで減額をするものでございます。

次、18 ページから 20 ページにわたりましては、12 款国庫支出金につきまして記載をしているところでございます。

まず、18 ページの 4 目土木費補助金にあります富原橋の架換事業の件につきましては、冒頭申し上げましたように、事業の促進を図るべく明許費の設定をしているところでございますが、それに基づきます実施設計業務経費に対します新規の補助金でございます。

次に、20ページに移りますが、20ページの3目農林業費委託金にあります国営白金地区の関係であります。この地区は、いよいよ事業完了直前になりまして、受益者農家からの聞き取り調査や、通水試験のために受ける委託金でございます。そのほかにつきましては、各事務事業の実績見込みに沿いました増減となっております。

次、22ページの13款道支出金に入ります。

道支出金につきましては、24ページにわたりまして記載をしております。年度末を迎えての各種の事務事業にかかわります実績見込みに沿いまして調整するものでございます。

特に、22ページの下段にございます4目農林業費補助金の中では、冒頭申し上げました畜産基盤整備事業に伴います補助としまして、それぞれ40万円と2,333万3,000円を見込んで計上したところでございます。

次、24ページの方に移ります。24ページの上段にございます説明欄に、大家畜経営維持資金利子補給ということで掲げてございますが、これにつきましては、冒頭申し上げました利子補給を行うことに対します道の補助金を新たに受けるものでございます。

次、26ページに移ります。14款財産収入につきまして記載してございますが、2目の利子及び配当金につきましては、各種基金につきましてはの運用益につきまして計上いたしております。

歳出におきましては、それぞれ基金に積み立てをするべく所要額を計上いたしたところでございます。

次、財産売り払い収入の中で町有地につきまして掲げてございますが、本件につきましては、道河川のコルコニウシベツ川の改修工事に伴いまして、隣接する北栄公園用地、面積にしますと145.2平米でございますが、その分の売り払い額を計上したものでございます。

次、28ページに移ります。15款寄附金の内容について申し上げます。

まず、2目の民生費寄附金につきましてでございますが、この関係につきましては、保健福祉施設整備資金ということで、5件の方々から御寄附をいただいたものでございます。その趣旨に沿いまして保健福祉施設整備基金へ積み立てることによって所要額を歳出予算に計上したところでございます。

次に、3目の総務費寄附金につきましては、1件の方から文化会館の整備ということでちょうだいしたものでございますが、その趣旨に沿うべく公共施設整備基金へ積み立てを行うために歳出予算で所要額を計上したところでございます。

次、4目教育費寄附金におきましては、2件の方からちょうだいしたわけでございますが、1件につきましては、西小学校の図書ということでちょうだいしたところでございます。この件につきましては、30万円でございますが、その所要額を歳出予算に、図書購入すべく所要額を計上したところでございます。

それともう1件につきましては、公民館の図書室に図書整備の資金ということでちょうだいしたところでございますが、同図書室につきましては、年次計画でそれぞれ図書整備の費用を予算化してございますので、その費用に充当することで歳出の予算調整をしたところでございます。金額につきましては、1万円でございます。

次、30ページに移ります。16款繰入金に入りますが、記載の二つの基金からは、当初予算におきまして、その目的に沿いまして、その経費に充てるべく基金の繰り入れを予定していたところでございますが、実績が予定に達しなかったことによりまして、その額を減額いたすものでございます。

次、32ページに入ります。18款諸収入でございますが、特に雑入におきます畜産基盤整備の件につきましては、繰越明許費の中で申し上げました前倒し施工に伴いまして、その受益者負担相当分を歳入計上したものでございます。

次、34ページの19款町債につきましては、ごらんをいただきたいと思います。

次、36ページからは、歳出についてでございます。歳入同様につきまして、年度末を迎えたことから、各種の事務事業の予算につきまして、実績あるいは実績見込みに沿いまして予算の調整を行ってございます。特別なものに限り御説明をしてみたいと思います。

まず、2款総務費につきましては、次ページ、38ページにわたりまして記載してございます。特に、この36ページの1目の一般管理費につきましては、冒頭申し上げました余剰となる見込みの一般財源を財政調整基金へ7,000万円積み立てることによって計上したものであります。今後も引き続き一般財源の見きわめを行いながら、当初予算におきまして1億円財調から支消したところでございますが、全額積み戻すよう努めてまいりたいと思います。

また、次12目の防災対策費におきましては、2カ年国債ということで、無線放送施設の更新を行ってございます。先般、総額が決定したところでございまして、債務負担行為の補正を行ってございますが、13年度及び14年度の年次割り額が変更となることから、その相当分を予算調整を行ってございます。

次、40ページに移ります。40ページは、3款民生費でございます。特に3目の老人福祉費におきましては、介護保険特別会計及びラベンダーハイツ特別会計にありまして、保険給付費などの実績見込みが変わりましたことによりまして繰り出し、大きな額で減額となったところでございます。

また、児童措置費におきましては、わかば愛育園の入園幼児数の減によりまして、運営負担が減額となったところでございます。

次、飛びまして44ページの4款衛生費に入ります。ここでは、5目の一般廃棄物施設整備費におきまして、現在建設中でございます富良野地区環境衛生組合の施設建設費に対しましての費用を計上したところでございますが、今般建設費の精査などによりまして、組合に対します負担金の減額が生じることから減額措置を行うものでございます。

次、46ページ、5款労働費に入ります。ここにつきましては、記載の協議会等に対します必要に応じた減額措置を講じたところでございます。

次、48ページに入ります。6款農林業費でございますが、冒頭申し上げました繰越明許費におきまして申し上げました各事業に伴いますもの、それと債務負担行為でも申し上げましたように、それぞれ利子補給等行うことから、新たな事案としてそれぞれ所要の計上をしてございます。

ほか、既定の事業費等につきましては、実績見込みに沿いまして精査をいたしてございます。

次、飛びまして52ページの7款商工費に入ります。ここでは、特に商工振興費におきまして、企業振興措置条例に基づきます助成策を追加で予算計上してございます。条例の規定に基づきまして、指定を受けました工場等に対します助成策でございまして、この指定を受けた工場等につきましては、三つの事業所がございまして、一つは株式会社北光電子工業でございます。二つ目は、株式会社カミホ口荘でございます。三つ目は、株式会社後藤美術研究所でございます。それぞれ条例の規定に基づきまして雇用助成、固定資産税に対する助成、それと用地造成などに対する助成策を講じるものでございます。

次、54ページに入ります。8款土木費でございます。ここでも説明欄に書いてございます各事業などについて、実績見込みに沿いまして予算の調整を行ってございます。特に橋梁新設改良費におきましては、冒頭申し上げましたように、富原橋の架換事業に伴います実施設計費を新たに計上をいたしてございます。

次、飛びまして58ページに入ります。10款教育費でございます。ここにおきましても、それぞれ事務事業にわたりまして予算の調整を行ったものが

この内容でございます。特に、中学校費の1目の学校管理費におきましては、19節でございますが、予定以上に上位大会への出場資格を得ていることから、当初予算に不足する経費29万9,000円今回追加計上いたしてございます。

次、飛びまして62ページに入ります。62ページの11款災害復旧費でございますが、ここにつきましては、本年度の夏場の集中豪雨などに伴いまして災害復旧対応したところでございますが、現段階で不用となる費用につきまして、今回減額をいたすものでございます。

次、64ページ、12款公債費に入ります。ここでは2目の利子におきまして、長期債の利子額が確定になったことから、それぞれ相当額を減額いたすものでございます。

次、66ページに入ります。14款給与費でございます。ここでは、歳入でも申し上げましたように、国営白金事業につきまして、国からの委託金を受けるわけでございますが、それらの特定財源につきまして、職員給与費に充当することから財源の調整を行ってございます。

次、68ページの15款予備費につきましてでございますが、ここでは一般財源として不足する分につきまして減額を行ってございます。

次、70ページにつきましては、給与費の明細書でございます。この補正予算に伴いまして、各種の統計調査員などを初め、附属機関の委員などにつきましての、その他特別職の報酬につきまして一部減となつてございますので、その内容をこの表として記載をしてございます。

それから、71ページにつきましては、冒頭申し上げました債務負担行為につきましての関係、事案を記載してございます。財源の内訳につきましても、調書に基づきまして記載をしたところでございます。

それと、72ページにつきましては、地方債の補正に伴いまして、各区分ごとの内容が変更になることから調書としてつけてございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、73ページから最後の80ページにわたりましては、この5号補正予算におきます内容のそれぞれ各事務事業ごとにしまして、それぞれの内容、さらには財源内訳を記したものとして、主要事業調書としてつけてございます。補正予算審議の参考としていただきたいと存じます。

以上が、一般会計補正予算(第5号)の概要説明でございます。御審議賜りまして、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上和子君。

15番(村上和子君) 28ページの15款寄附金でございます。寄附金146万5,000円今回補正で上がってきておりますけれども、この中で民生費寄附金、総務費寄附金、それから教育費寄附金とございますが、中でも社会福祉協議会へ寄附される方が多いと思うのですけれども、その中に保健福祉センターに役立ててほしいという方もいらっしゃると思うのですけれども、それらは明確な扱いになっているのでしょうか、その寄附される方の趣旨に沿った扱いがなされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 15番村上議員の寄附金に關します御質問にお答えします。

ただいま歳入予算の中で申し上げましたように、今回保健福祉施設整備資金にということで、5件の方から御寄附をちょうだいしたわけでございまして、歳入予算におきましては説明申し上げましたように、民生費寄附金ということで予算の計上をいたしたところでございます。この趣旨に沿うべく、歳出におきましては、民生費の中で保健福祉施設整備基金に積み立てることで予算の措置をしたところでございます。したがって、今後この整備にかかわる費用等に基金を支消して、その趣旨に沿うべく対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 他にございませんか。

3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) 歳入についてお尋ねしたいと思います。6ページの債務負担行為の補正について、追加の末尾のその他業務委託、一般廃棄、十勝岳4,987万円、これでは理解しづらいのですよね。十勝岳線バス運転の委託については、限度額幾ら予定されているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、7ページの4表の地方債の補正の利率の文言ですけれども、相も変わらず5%なのですよね。間違いだという考え方に立っているわけでもないですよ。今日ゼロ金利の時代が長く続いているわけですけれども、右肩上がりの考え方でこの5%にこだわりを持っておられないと思いますけれども、今後このバブルがはじけてデフレ経済の世の中で、5%で、以内という表現ですから何ら問題ないのかもしれないけれども、少なくともやっぱり今日の実態経済に合った利率に変えることが、今後ですよ、

まあ極めて適切に配慮されるという考え方に立つのではないかと。今後このパーセントを下げて表現していく考え方があるかないかお尋ねしたいと。

それから、20ページの国庫支出金の2,875万8,000円、農林業委託費、しるがね地区土地改良事業調査ということになっておりますけれども、先ほど少しく総務課長説明、言及されておりましたけれども、どういう調査をするのか、だれがするのか。後段で聞いたのですけれども、給与費に振りかかっているわけですね。職員がやるということで2,800万円いただいたというぐあいに承知できるわけですけれども、では職員が2,800万円も対価の業務を限られた人数でやるということに立っておられると思いますけれども、ではどんな調査をするのかお尋ねしたい。

最後の質問になりますけれども、25ページ、道支出金、道道美沢線の駐車公園維持管理費、歳入で150万円減って、歳出で150万円減額してゼロになっているわけですけれども、どうして150万円の大きな当初予定した委託業務内容が減ったのかその原因を、確定減になってますので、まあ半分以上のものが減ったと推察するわけですけれども、原因がどうで150万円確定されたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長(平田喜臣君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 3番福塚議員の1点目と2点目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の債務負担行為の関係で、その他業務委託の中がわからないという御質問でございますが、お答えいたします。

一般廃棄物の収集関係につきましては、4,300万円程度でございます。大変申しわけございません。予定価格等々の関係がございますので、その程度で御理解をいただきたいと思います。

バスにつきましては、600万円程度となっております。

それと、2点目の地方債の補正の中で、限度設定してございます利率の関係でございますが、私どもにおきましても、この低金利時代の中で、この限度設定につきまして非常に苦慮しているところでございますが、私どもも十分知識がない中で、変動、先のこととは読み切れませんので、現行の5%を上限ということで設定してございます。

御案内のとおり、非常に低金利ということから、なかなか実態につきましては、その水準にはないということは承知してございますが、一応上限設定ということでございますので、5%以内ということで設定してございますので、御理解を賜りたいと思

ます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠君） 福塚議員の3点目の御質問にお答えいたします。

しろがね事業の調査委託の関係でありますけれども、これらにつきましては、内容的にはパイプライン等の通水試験の関係でございます。それから、あと14年にもかかりますので、それらに伴う残工事、いわゆるパイプラインの残った分でありましても、これらの関係、それから保全関係、いわゆる暗渠等の関係でございますけれども、これらの説明会、それからこれらを全部合わせました地元に対する聞き取り調査、これにつきまして開発とともに回って歩くということで委託を受けてございます。内部的には、私どもの農業振興課の職員、管理職を除く9名につきまして、これらについて携わっているというようなことから、それらにかかわる人件費分ということで考えてございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚議員の4点目の美沢線の管理委託の費用の件につきましての御答弁をさせていただきます。

この件につきましては、平成13年度に初めて委託が道から受けたわけでございますが、本年度の予算編成の時期までに、道の方から委託金についての額が示されなかったということもございまして、町の方での独自の算定によりまして算定をいたして計上をいたしたところでございます。その後、道の方からこのような数字で、額が確定したということで数字が減額となったということでございますので、御承知をくださいますようお願いいたします。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） ただいまの質問に対して、総務課長から、いわゆる地方債の利率の関係ですけれども、こだわるわけではないですけれども、これは本当にバブルの時代の遺物だと僕は思っているわけですよ。定番でこうやって出てくるわけですね。見通しがつかない。つかないということは、極めて総務課長として、150億円からの財政を預かっている総務課長が、少なくとも今日の経済情勢の見通しはつかめないまでも、今日まで、この政府資金あるいは市中銀行から借りてきた考え方で、5%以内ということですから自分はよろしいということで申し上げているのですけれども、少なくとも自分としては、今日までの借入実績、実勢価格に対する利率については、少なくともまあ3%以内という具合に考えられるのではないかなという期待感を持

っているわけですよ。この点に対しては、見通しがつかないということで考えておられるようですから、努めて今後は十分持っている能力を發揮されることを期待して、質問終わりたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） まず、最初に予算全般にかかわってお伺いいたしますが、今回7,000万円を繰り越すということになりました。そういった意味で、事業評価という点で、町長は当初住民のサービスを向上させる、あるいは経費の節減等を取り組むという状況の中で、この財政についても再建をすると、あるいは住民の要求にもこたえるという状況の中で、この間やってきたのは乳幼児医療費の有料化、所得制限撤廃等を行うという状況の中で、負担が新たに増すという状況にもなっています。医療の原点から言えば、こういう補助制度があって、やはり医療費そのものが軽減されるという状況が見受けられます。

これは有名な長野県の平均的な自治体で行っている、いわゆる包括的医療という形の中で、やはりそういう医療制度があって、あるいは1人当たりの医療負担も軽減できるという状況になってきています。そういう意味では、本来のそういった意味からすれば、そういった制度を、逆に政府の主導のもとで、やはり所得制限撤廃して乳幼児医療費の有料化に取り組むということになれば、そういった町長が常日ごろから訴えてますいわゆる包括的な医療、あるいは健康的なまちづくりという立場からも、私は逆行するのではないかと。そういう意味で、そういった財源が、削った分が余剰財源となってあらわれているということになれば、町民にとってはうれしい話ではないというふうに思いますが、全体的な財政含めて、どういうものを節減に心がけて、いわゆるどれを柱としてこの1年間住民の暮らしや農業の問題に取り組んできたのか、総括的な問題ですから、この点について、まず町長の見解についてお伺いいたします。

次、12ページであります。滞納繰り越し分という形で個人、法人等の補正額が組まれております。ここで伺いたいのは、現年度分と過年度分、ということで、何件この滞納克服されているのか、現状では何件まだ残っているのか、そして滞納になっているいわゆる業種というのは、一体どういう業種が多いのか、あわせてこの点についてお伺いしたいというふうに思います。

次に、16ページの衛生使用料、墓地使用料ということにあわせてお伺いいたしますが、町の今の墓地、造成は今しておりませんが、将来的にこの造成

しなくても十分対応できるような現状があるのかどうか、その点。

それともう1点お伺いしたいのは、この墓地の売買、使用をめぐる賠償責任、補償責任が町の方にいわゆる寄せられているというふうに聞かれます。本来の人の墓地に、他の人の墓地が建ったということの話かというふうに思います。これは、事は重大に問題ですから、どういう経過の中でそういう誤りが生まれたのか、あわせてそれに対する点検指導というか、そういったものがどういうふうにかの間にやられてきたのか、その確認等も含めて、こういったものについてどういう対処されてきたのかお伺いしたいというふうに思います。

次に、49ページの国営しろがねの促進事業という形で調査費等がつかいましたが、それで通水、いわゆる水を通す工程において、かなり工事等の不手際があって、いわゆる破裂するという状況が聞かれます。こういう部分の負担というのは、当然原因者が仮にそういう工事業業者、施工業者とすれば、これは大事な問題ですから、これはどういうふうな形の中でそういった事態が頻繁に発生しているのか、この点。

さらに意向調査ということで、住民にこの国営土地改良しろがねかんぱいにかかわっている意向調査するということですが、その内容というのは、一体何を意向調査という形でされようとしているのか、この点。

さらに、19節の負担金補助金という形で担い手農業支援対策事業の補助が減額になっております。この点、どういう理由でどういった人が対象になっているのかお伺いいたします。

次に、52ページから3ページに当たって、商工費の商工振興費についてお伺いいたしますが、信用保証料補てん補助という形で、近年かなり商店街の経営も苦しいと、なかなか融資も厳しいという状況が聞かれます。そういう意味では、町として、その実態等をどのように押さえられているのか、この点。

それと、企業誘致補助についてお伺いいたしますが、それぞれの該当する事業種、何人雇用が、どれぐらいの雇用があるのか、造成費にかかわる部分、それぞれの該当する部分で、それぞれどういった部分で該当になって、雇用があるとすればどういった雇用体制があるのか、この点お伺いいたします。

それと、56ページの住宅建設費にかかわっておりますが、町営住宅の建設が行われています。たまたま見ますと、施工が恐らく原因だと思われる内装のひび割れ、あるいは壁がやはり出張って、なかなか修理、修繕してほしいと言っても、なかなか来ないという状況が見受けられます。この部分に

は、係の方にも言っておりますが、こういった施工管理における点検等がきちりなされてないのではないかというふうに思われるような節が見受けられます。そういう意味では、町民の皆さん方の税金を使って、これが原因者であれば、当然施工業者の責任で負担する部分が当然あると思いますが、そういった施工管理等については、どういったような指導がなされているのか、さらにお伺いいたします。

もう1点ですが、いわゆる工事入札に当たっての工事の事前公表というのが、この間にやられてきてます。それで、何件その対象になって、どういう効果があったのか、金額的にもどうなのか、平均的な落札率というのはどういった状況になっているのかお伺いいたします。

もう1点お伺いいたしますが、いわゆる借入に当たって、政府の借り入れというのがいわゆる高金利という形の中で、これは縁故債と違って借りかえができないという状況になってきてます。町の全体の財政を圧迫している要因としても、この政府の借入資金の高金利というのが、相当なやはり財政を圧迫している一つの要因にもなっているというふうに思います。そういう意味では、この部分のやはり借りかえを則するという、これはなかなか規定があって難しいという話も聞いておりますが、現行で政府のいわゆる借りたお金の中で利率、それぞれ何%の利率が何本あって、こういう状況わかれば、その実態等についてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の最初の御質問であります。予算執行に当たっての基本的な考え方について御質問があったものというふうに思ってお答えさせていただきたいと思っております。

基本的に御議決をいただきました予算につきましては、当然にして適正に、かつ有効な執行を図っていかねばいけないということを基本に持たせながら、各それぞれの予算執行をさせていただいてるところであります。常に私は口を開くと、予算消化型の執行は決してしてはならない。その予算があるからということではなくて、その事業の内容を十分に精査しながら予算執行を図るようという指示をさせていただいているところであります。そういった意味からして、予算執行に当たって、私は基本的には適正に、かつ有効な執行を図っていくことを基本として考えているところであります。

また、医療費等々の高騰についてのお話もございました。確かにそういうような状況下にあるわけですが、私としては、医療費の高騰を抑止するためには、予防医療が重要であるということから、それらの施策について整備事業を推進させて

いただいておりますし、健診等々の対応の充実を図りながら予防医療の体制に取り組んできているところでもあります。

また、こういう財政的に厳しい状況下にあるわけでもありますので、応分の適正な御負担をいただくということが、基本的に避けて通れないというふうに私自身は認識しているところでもあります。それぞれにそれぞれの行政サービス、これらについても応分の御負担をいただくというような考え方を基本としながら、今後の財政運営を図っていかなければならないというふうにも認識しながら、14年度に向けても、そういった観点の中での予算の編成をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 次に、税務課長、答弁。

税務課長（上村延君） 12番米沢議員の御質問にお答えします。

滞納繰り越しが過年度分何件残っているかという御質問ですが、町民税の個人につきましては、実人員84名、756万9,000円の未済額です。それから、町民税の法人につきましては4社、48万3,000円の未済額となっております。

それから、固定資産税につきましては、実人員66名、1,563万円が未済額となっております。

それから、軽自動車税につきましては、実人員9名、6万1,000円の未済額となっております。

それから、職業別と御質問ですが、商業とか、あとサービス業、あと土木作業に従事されている方などが滞納となっております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 次に、町民生活課長。

町民生活課長（米田未範君） 3点目の墓地の関連でございますが、今回の歳入の減額にかかわりましては、さきに造成をいたしました墓地用地の区画の端の部分で一部区画の基盤と申しますか、土地自体にひずみがございます、これらの手直しをさせていただき以前に、なかなかその部分に使用の御希望がなかったということでございまして、これの手直しをさせていただいたということで、若干おくれたことから、当該年での使用の状況が進まなかったということでございます。現在は、手直しを了しているところでございます。明年度以降の貸し出しと申しますか、使用の強化に期待をしたいというふうに考えてございます。

なお、現在の墓地の区画状況でございますけれども、記憶の範囲ということで、誤った点あるかどうかと思いますが、おおむね100区画程度残っているのではないかと申しておりますが、これらにつきましては、年度ごとに非常に変化が激しい

ということもございまして、将来的にということになれば、当然にしてまた新たな区画を考えていく必要もあろうかというふうに存じます。

もう1点の、土地のいわゆる墓地の使用許可にかかわりましての取り違えでございますけれども、いずれも相当早くの時点で使用の許可をさせていただいた区画でございまして、たまたま平成11年程度だと思っておりますが、使用許可を受けた方から、その場の問い合わせがございまして、それにお答えをしていた内容が同性であったことから、一部誤って他の方の区画をお話し申し上げたということが窓口でございました。結果といたしまして、いずれも墓標等ございませでしたので、そちらの方にお建てになったということが原因でございまして、発覚いたしましたのが13年の7月でございまして、これら同性の方でございまして、いろいろとお話を申し上げていたところでございますが、既に建ち上がったということもございまして、これらの移転にかかわりまして、新年度予算にその移転の補償をしようということで、改めて予算措置をさせていただくということが原因でございました。

なお、これらの誤りをなくすために、その発生以来、それぞれ担当においてコンピューター入力を進めながら、誤りのない事務の展開を進めたいというふうに整備を図ったところでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

国営しろがね事業の関係の委託調査の関係でありますけれども、昨年からパイプラインを設置してございまして、これらの漏水というか、通水試験をやってございます。一部漏水等の関係が出てきてございます。原因でありますけれども、いわゆるパッキンのつけ忘れ、あるいはふたのつけ忘れ、いずれにしても単純なものでございまして、これらにつきましては、施工業者の負担というようなことになりません。

それから、今後の委託の内容でありますけれども、新たにパイプラインの設置を希望する受益者もございまして、そのような中から、これらといわゆる暗渠等の保全、こういったものに対する聞き取り調査ということが主になります。

それから、49ページの富原地区あるいは富島地区の担い手育成基盤整備事業の関係でありますけれども、いずれにしましても13年度の事業の精査をしているのと、富原南地区におきましては、国の経済対策の関係から暗渠の関係を30ヘクタール予定しているところでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の信用保証料の件でございますけれども、この実態につきましては、当初計画よりも約3分の1といったようなことで推移をされております。今現在町の融資の貸し付け状況につきましてはね12月末実現在で45.6といったような半分以下の利用となっております、議員御案内のとおり中小企業の融資につきましては、非常に厳しいものがございまして、なかなかすぐに融資に結びついていないといった実態にございまして、先般も町長が信用保証協会、それから金融機関に対しまして中小に対します融資をもう少し柔軟に対応してほしいというようなことの申し入れも行ってきたわけでございますけれども、依然として厳しい実態にあるということでございます。

それから、3点目の企業振興にかかわります今回の補正の内容でございますけれども、まず北光電子さんにつきましては、当初これは雇用の補助でございまして、当初12名の雇用ということでございましたけれども、結果、本年は27名ということで、15名の増となったところでございます。

続いて、カミホ口荘さんでございますけれども、カミホ口荘につきましても、当初12名の雇用ということでございましたけれども、確定では15名ということでふえてございます。

それから、同じくカミホ口荘の固定資産税につきましては、当初家屋の部分を推計で計上していたわけでございますけれども、それに償却資産等もございまして、固定資産の部分で91万2,000円ほど増額ということになったわけでございます。

それから、後藤美術館に対しますいわゆる便宜供与でございますけれども、これにつきましては、昨年の6月に規定をしてございます関係上、本年の13年度会計におきまして支出ということで、224万6,000円という額を補助するというところで設定を見たところでございます。

次に、公営住宅関係でございますけれども、議員御質問の公住のひび割れ等々があるといったような御指摘でございますけれども、去年おととしと建てております東町公住の新築の部分については、そういったことの部分についてはあると思っております。確かに古い公住につきましてはひび割れ等も激しく、また雨漏り等も激しいことで、その修繕にそれぞれ対応しているわけでございますけれども、これら新築に対します私どもの施工の間の管理監督

でございますけれども、中間検査もしくは竣工検査等々を厳格に行っております。

また、完了後もそれぞれ団地に管理人を配置しております、そういった情報を受けて対応しているといったことでございます。

今後建てます公営住宅につきましても、そういったことのないような管理監督をしていくということで御承知おきをいただきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 次に、総務課長。

総務課長（田浦孝道君） それでは、7点目の工事の入札の関係について御説明申し上げますが、けさほどお配りしてございます13年度の建設工事施工状況の資料の一番末尾に書いてございまして、事前公表につきましては、現在試行的に実施してございます。若干申し上げますが、件数的には全件数の2割程度ということで、21件となっております。落札率につきましても、平均にしますと公表分におきましては96.76%ということで、未実施分と比較しますと1.68%下回っているということでございます。

この4月以降につきましても、本町におきましては、いろいろ実態把握に努める目的で、この試行を継続する考え方でございますので、また後ほど資料をごらんいただきたいと思います。

それと、8点目の政府資金の借りかえの関係につきましてもでございますが、議員も御理解いただいておりますように、この資金原資につきましては、広く国民からお預かりしている資金を運用しているという実態から、なかなか高金利時代のものにつきまして、現在の水準に置きかえるようなことについては、今現制度ではできないということでございます。私ども財政運営上は非常に大きな課題としてとらえてございますが、制度的にはそのような実態でございまして、今後また制度の移り変わりを十分見きわめていかなければならないというふうに認識はしてございます。

金利の水準ごとの実態でございますが、現在手元資料を持ち合わせてございませんのでお許しをいただきたいと思いますが、10年程度前の高金利時代のもの、7%台になりますが、それらについて一部残っている実態にございますので、非常に今現状から見ると、高いものが残っているという実態にございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 今の財政問題で言えば、政府の金利の高いもの、これが一定、これだけではないと思いますが、財政的に大変なウエートを占め

るという状況になってきているということ。こういう問題一つ一つ考えたときに、国の本来は補助金等で交付しなければならぬものを交付税に算入させるという状況の中で、いわゆる超過負担を自治体に押しつけてきているという実態が明らかだというふうに思います。そういう現状を見たときに、そういう現状あるにもかかわらず、これを公平負担の原則で、あるいは使用料、手数料を、あるいは所得制限を撤廃して住民に押しつけるというところに、やはり問題があるのではないかと、私はこういうふうに考えるわけでありませぬ。こういう財源をやはりもっと住民の側に、切実なところに振り向けるという手法をとるべきだと。確かに行政サイドから言えば、財政の融通金というのは、各種事業を行った結果だという理由をつけますが、私そういうものではないというふうに考えますが、この点について、町長はどのようにお考えなのか、もう一度確認いたします。

次に、墓地の許可の問題めぐって、もう1点お伺いいたします。

同性だったから確認しなかったということなのですね。普通でしたら性も名前もきっちり確認して、確認すればそこではっきりと、初歩的な問題なのですが、誤りというのがわかるわけです。そういうことをしなかった、だからそういう問題が生まれた。仮に、これは戸籍の問題、そういうことにはならないというふうにおっしゃるかもしれませんが、戸籍にいろいろな重要な問題が書かれていて、記載されていて、これが仮にAの人の戸籍がBの人に渡ったと、そこでさっと見たときに、このいろいろな問題が書かれていたということに置きかえてみたら、これは重要な問題だというふうに思います。単なる誤りだとか、そういう済まされる問題でないというふうに考えています。

そういう状況の中で、賠償補償責任という問題も当然生まれてきているわけですから、やはりこういうことを今後やっぱり事務の事務上で生かすべき教訓というのがあろうと思います。その部分については、どういうふうな問題があって、どういうふうにして今後そういう教訓を生かすということについては、言葉では表現はされていますが、細かくどういう手法が間違っていて、その手法をこういうふうに改善すれば、そういう問題が生まれにくいのではないかと、いうところまで具体的なチェックを、やっぱり機能というものをやはり明確にすべきだと思いますが、もうここに来て、そういう問題というのは整理されていると思いますが、その点が一番聞きたい部分であって、その点どういうふうになっているのか。町長はこの事態をどうというふうに考えているのか、この点についてもう一度確認しておきたいというふうに思

います。

次に、しるがね地区にかかわって、パイプラインの施工の問題なのですが、いろいろ業者の方に聞きますと、これ下請だとかやられているような話であります。相当そういう中で、本来の業務にいわゆる精通してない業者等が参入しているというような話も聞かれています。そういう状況の中で、パッキンだとか、いわゆるふたを閉め忘れるというような初歩的なミスが、結局こういった問題に発展しているという状況になっているところだというふうに思います。

住民には、結局それは原因者負担になりますから、業者の負担だということではありますが、しかしそういった実態を町は十分承知されているのか、もしもされてないとするれば、こういった元請業者に対して指導点検、あるいはその部分についての体制のチェック機能はどういうふうになっているのか、きっちりとはやはり確認する必要があると思いますが、この点もう一度お伺いいたします。

次に、商工融資の問題であります。町長もかなりこの陳情要望等行かれています。あるいは、その関係筋に対して、もっと弾力的な運営がなされないのかという話であります。それはもっともな話だというふうに思います。

やはり、信金も合併するという状況の中で、相当な国からの指導監督のもとで、いわゆる自己資本を上積みしなければならない。そのためには、いわゆる中小のちょっと経営状態が思わしくないようなところには、結局貸さないというような現象が生まれてきているのだと話聞いてたら考えます。そういう意味で、町の将来的な融資のあり方も含めて、あるいはその関係機関のその指導問題についても、もっと末端のやっぱり商工振興、商店街の実情を踏まえた融資のあり方というものをもっと要望すべきだというふうに思います。この点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問の中で、私の部分につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、政府資金の利息の問題であります。現実に総務課長からも報告いたしました古い部分で7%なんていう高金利の部分がございます。こういった部分につきましては、借りかえ償還をしていきたいということは常日ごろから全道町村会、全国町村会を通じて国の方に働きかけてきているところであります。当初は全くシャッターが閉められておりましたけれども、最近はシャッターがあげられました。

あけられましたが、これをするということは財政的に自治体の財政が十分あるのであろうと、あれは何年間だったかな、5年だったかな、ちょっと記憶忘れましたが、3年か5年か、その期間償還はさせるが、起債は一切今度は認めんぞというようないろいろな条件がまた厳しい。これらについての緩和をするということで、今町村会挙げて国の方に働きかけているところであります。

そういう中にありまして、何とか町としてもそういった対応をとり進めれるように、今後も国に働きかけていきたいなというふうに思っているところであります。

そういうようなことを含めながら、国の地方財政計画が、現在どうも十分に見きわめ切れないという状況下にあるわけでありまして、地方分権一括法の制定とともに地方分権は推進され、地方の時代が来たとは言いますが、残念ながら地方財源の位置づけが全くなされていないというようなことで、一方的に地方交付税の削減というようなところに手がついてきている現状の中で、自治体はその自治体の限られた財政運営を図っていくためには、やはりそれ相応の国に対する地方財源の位置づけの要望をより一層していくとともに、やはり自治体の財政運営を健全化していくためにも、やはり今後は必要な最小限の公平なる住民の負担もいただかなければ、財政運営ができ得ないというのが今後の地方財政の現状ではないかな、そういうふうな思っているところであります。そういったことを十分見きわめながら、やはり今後は行財政改革の促進を図りつつ、健全財政維持のための努力をしていかなければならないというふうに思っております。

それからもう1点、墓地の問題であります。まことに議会議員の皆さん方、町民の皆さん方に申しわけなく深くお詫びを申し上げますところですが、ただ名前が同じ名字だったと、それだけのことで職員がうっかり別な場所を指示してしまったと。現地踏査もしないまま、図面の上から対処してしまったというようなことでありまして、これらの問題につきましては、誠意を持って両方の方々に町としても調整をさせていただいたところでありますが、このことにつきましては、次年度、新年度予算におきまして対処していくための予算措置をお願いしているところでありまして、このことの報告を受けて、私といたしましては、それぞれの関係した職員からてん末を提出させ、即日嚴重注意処分をいたしたところでございます。その後現場の改善を図って、事務処理の改善を図って、二度とこのようなことのないように指示をいたしておりますので、それらの改善報告も受けているところでありますが、そ

の細部につきましては、担当所管から報告をさせたいと思います。

このことにつきましては、まことに申しわけなく遺憾に思っており、町民の皆さん方、議会の皆さん方に深くお詫びを申し上げたいと思います。

また、次の商工資金の問題であります。このことにつきましては、道央信組が空知商工信組に、また富良野信用金庫が旭川信金というようなことで、この地域に根ざした金融機関が大きくさま変わりをいたしてまいりました。そういうようなことから、従前の零細商工業に対する資金手当というものが、なかなか厳しい状況下になってくるというような予測をしながら、空知商工信組並びに旭川信用金庫に対しましては、この広域地域を挙げて、従前のような資金対応を図るよというよなことで、要望運動を各広域圏の市町村長並びに商工会議所並びに商工会等々と要望陳情もいたしました。その後も、私といたしましてもお願いをしてきたところでございます。

また、保証協会等々におきましても、補償の査定についての対応を促進するように年明けてからも要望に行つてまいったところでございます。

今後も、なかなか厳しい状況が続くものというふうに思うわけですが、これからも商工会との連携を十分にとりながら、商工会にあります金融委員会との連携をとりながら、要望する商工業、零細業の皆さん方の資金対応につきましては、行政としても中小企業振興措置条例等々の円滑な利用促進を図れるように努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 2点目の米沢議員の御質問でございます。初歩的なミスであったということにつきましては、全く申し開きのできないものでございます。

なお、そのことを機会にいたしまして、今次までの強化の内容につきましては、区画自体が新しいものにつきましては、縁石等で十分整理がなされているところでございますが、それ以前のものについては、縁石等ございませぬものですから、現況図というのがございます。現況図のみで整理をできるものではございませんで、さらに詳細図ということで、段階を追って確認をしつつ進めていく必要がございます。これらの検索にかかわりまして、許可書に従った入力をいたしまして、順を追って検索をしていくことにつきまして、指導の徹底を了しているところでございまして、なおさらに現地踏査ということで、非常に微妙な部分につきましても数多くござ

いますので、これら現地踏査を当然にして行うことを基本に現在進めているところでございます。御了承を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

国営白金事業の関係のパイプラインの施工でありますけれども、いずれにいたしましても漏水等が発生した場合、完成品として受け取るわけにいかないわけですから、これらについては開発含めまして、本町もそうですけれども、しっかり点検等を行っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

8番仲島議員。

8番（仲島康行君） 1点だけひとつお願いしたいと思うのですが、滞納ということなのですが、今課長の話では、約2,000万円ぐらいだろうと思うのですが、これから出てくる水道、特別会計も出てくると相当の金額になると思うのですよ。それで、今町長おっしゃったように地方財政は非常に厳しいんだと言いながらも、これだけの金額が毎年毎年出ていると。それならば、平成12年から13年にかけて、どのぐらい収納率が出てきたのかという比較もしてみる必要があるだろうと思うのですね。

この間、新聞をちょっと見ますと、旭川あたりではもう強制執行で裁判にかけるところまできている自治体もあると思うのです。そういうところを十分に認識しながらやっていかなければならない問題だろうと。しかも商業、サービス業という問題が出てくるということになってくると、厳しいのはよくわかるのですが、公平さということになってくると、非常に大きな問題になってくるのだろうというふうに私は思うのですが、おとしだったか去年だったか、監査さんの報告の中でも、もう強制的に水道事業でもやりなさいと、明確に書かれている部分もあるわけですよ。

今、課長皆さんで手分けして一生懸命努力していると思うのですが、12年、13年度の収納率等、それあたりをもうちょっと示していただき、14年度にかけて、どのような考え方でまた進んでいくのかというようなこともお聞かせを願いたいなというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） この際、暫時休憩いたします。答弁は休憩後に行います。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、8番仲島議員の質問の答弁を求めます。税務課長。

税務課長（上村延君） 8番仲島議員の質問にお答えいたします。

滞納繰越額ですけれども、5月31日付の滞納繰越の数字で報告したいと思います。

10年から11年につきましては、町税で1.1倍、324万5,000円増えてます。それから、11年と12年度を比較しますと1.4倍、532万9,000円増えております。

それから、国保税に関しましては、10年から11年は1.0倍、84万2,000円増えています。それきから、11年から12年につきましては1.1倍、389万8,000円の増となっております。それから、13年度につきましては、担当課、それから管理職全員によりますプロジェクトを編成して徴収に努力しております。

以上です。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

1番中村議員。

1番（中村有秀君） まず、37ページの納税貯蓄組合の補助の関係で、65万6,000円の減ということなのですが、平成13年から15年、納税貯蓄組合の補助金の削減を3カ年計画でやるということになっておりますけれども、これとは直接関係ないと思っておりますけれども、恐らく納税貯蓄組合の統廃合の関係、それらも含めてというような気がしますけれども、これらの内訳について1点お尋ねしたい。

それから、2点目は41ページの敬老年金、それから敬老会記念品の関係です。敬老年金36万円の減、それから記念品97万円の減ということでございました。恐らく敬老年金の関係は、人数的には大体押さえていて、その間の死亡、転出等もあるのかなという気がいたしますけれども、ちょっと金額的に多いので、これらの内訳についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、3点目は企業誘致補助の関係でございます。先ほど商工観光まちづくり課長等の答弁の中、それから私どもに配付をされた資料の中のこの77ページ、企業誘致補助、雇用補助270万円、便宜供与224万6,000円、固定資産91万2,000円とありますけれども、この便宜供与の言葉自体

は、昨年の12月の定例議会で条例が改正になっているはずなのです。それが、これ私が一般質問をして、自治体が一企業に対して便宜供与という言葉は適切ではないのではないかとということを行ったことに答えて、この3年から5年を延長する関係も含めて、今度は協力援助という言葉になっているはずなのです。ですけれども、課長の答弁、それからこの資料では、あくまでまだ便宜供与となっておりますので、この点について、やはり条例が改正していれば、この条例どおりの形で提案もしくは答弁をすべきではないかという気がいたします。

それから第4点目、墓地の用地の問題でございます。同僚議員の担当課長の答弁等もありましたけれども、やはりこの経過をもう少し明らかにしていかないと、平成14年度の予算書の中で、補償補てん及び賠償金の中で100万円計上されております。できれば、今出たから、この場でこの問題について、やはりきちとした方がいいのではないかとということで申し上げたいと思うのです。

というのは、我々議員が聞いたのは、昨年の9月7日の教育民生常任委員会で、この話を前助役の田中助役から、こういうことで間違いがあった、それらの原因を調査中、それから墓地の借受人に対して現在協議中だから、追ってまた御報告をするという答弁があったので、その後議会の委員会構成があったので、その後私は十分承知をしておりますけれども、ただ松浦栄一さんが昭和56年に土地を買った。その後、また松浦勝一さんが自分の土地のいい場所を買おうとして順番を待ちながら買ったというのが私の調べた経過の中ではなっているのですね。そして、先ほど課長の答弁では、平成11年に照会があった。そして、後継者といたしますか、松浦栄一さんが亡くなりましたので、かわって松浦正子さんが墓を建てたいと。それが平成13年2月に墓を建てたという状況を私聞いております。しかし、その後毎年松浦弘さんは、墓地は建ててないけれども、お墓の用地の草刈りに毎年行って、昨年の7月初めてわかった、それで役場に言ってきたということの経過だろうと思えますけれども、その点、その経過を明らかにして、はっきりそういうことで担当者に対しては嚴重注意のてん末、当然財務規則に沿った損害調書等も出されているだろうと思えますけれども、それらの経過を今議会で出た以上明らかにして、その点の平成14年度の予算審議の中では、その点はもう終わったというような形。

それからもう一つ、再発防止対策の関係では、町長、それから担当課長が報告したとおり、当面あったとおり、このような形できちと進めていただきたいと思います。それらの4点についてお伺いをい

たしたい。

議長（平田喜臣君） 税務課長、答弁。

税務課長（上村延君） 1番中村議員の質問にお答えします。

納税貯蓄組合65万6,000円減った原因ですけれども、事務費で当初36万円組んでいましたのが、34万5,200円で1万4,800円の減。それから軽自動車税で12万2,000円の予算が、見込みで11万110円、1万1,890円の減。それから固定資産税で、354万円の予算に対して280万1,770円、70万2,230円の減。それから町民税につきましては、135万5,000円に対しまして142万7,180円、これは逆に7万2,180円ふえております。それで、合計しますと65万6,740円で、65万6,000円の減額となっております。

議長（平田喜臣君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 2点目の敬老年金並びに敬老会に関する御質問でございますが、まず敬老年金につきましては、実績を精査いたしまして、1,014人の方に年金を支給したところでございまして、その部分の36万円が当初予算より減額となったところでございます。

それから、敬老会の参加記念品等についてでございますが、これにつきましては、参加記念品、品目の見直し、それから節目の77歳とか、米寿とかいうその節目の祝い品を予定に若干見込んでおりましたけれども、実際の敬老会の対象者の確定時において、その部分が減になっているところでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 次に、商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村議員の3点目の企業振興措置条例にかかわります便宜供与の件でございますけれども、昨年の12月議会において、条例の一部改正をお認めいただいたところでございます。その中で、附則の方で、これら以前に受けているものについては、従前の例によるということでございまして、その取り扱いのままでいけば、この後藤美術館につきましては、便宜供与とことこの言葉になるということで御理解を願いたいというふうに思っています。

議長（平田喜臣君） 次に、町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 議員御質問のとおり、経過につきましては先ほども申し上げましたが、11年の段階で御紹介をちょうだいしたことが事実でございます。したがって、以降13年に松浦正子さんの方では御主人の関連の墓石を建立され、そのことにお気づきいただいたのが松浦弘さんでご

ざいますが、13年7月ですぐ私どもにお問い合わせをちょうだいしたということでございます。その以降、御兩人に何度かの接触をさせていただきながら善後策を御協議申し上げてまいったわけでございます。新年度予算でこれらの移転にかかります補償をさせていただく方法をそれぞれお話を申し上げながらといいますか、いろいろな条件下でのお話をさせていただいたわけでございますが、それぞれ許可の用地での対応をしたいということが申し出をちょうだいいたしまして協議を進めてまいったわけでございます。結果といたしまして、83万円程度にかかります墓石の移転、それからかかります催事といいますか、それらの内容を含めまして100万円の移転の補償をさせていただきたいというのが経過でございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

17番小野議員。

17番（小野忠君） 今、課長墓地の問題言っているの私たちわからないんだわ、実際。何かさっぱり、意味がはっきりしないのですよね。例えば墓石を11年に売ったということでしょう。そして、13年にそれがわかったということでしょう。何かそこ辺のあれがわからないんだわ。この間所管でちょっと言われたけど、全くわからん。今言っているとおりで、全く全体耳に入らないんだわ、はっきり言う。ですから、何年に、その例えば松浦さんに売ったと。そうしたら、また松浦さんが買いに来たと。同姓同名だから間違ったというのは、それは絶対にあかんと思うわ。どこにね、必ず売ったら、これは図面があるでしょう。これ売り上げ済みとしてきちっと提示しなければならぬ問題だと思いますよ。それが全然されてなかったということは、これはね、職務怠慢なんだ、正直言ったらですよ。そして、そこへまた買いに来たからそれ売ってしまった。それはなかなか建てた人は、簡単に出なさいと言っても出ませんよ。だからそれに100万円を出すんでしょう。そうしたら、それに100万円の、違いの、それわからないんだわ。もうちょっと詳しく聞かせてもらわなかったら、もう一辺詳しく聞かせてください。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 大変説明が要領を得なくて申しわけございません。

使用の許可をさせていただいたのは、松浦弘さんに関しましては、40年代だったというふうに記憶してございます。

それから、松浦正子さんといいますか、この部分については、それ以降で50年代ということでご

ざいまして、既に用地の許可につきましては、既に終わっております。ただ、いずれも墓石がございませんでしたものですから、墓石をお建ていただいたのが、11年に照会をいただいたとき、お建てになっていただくということで御照会をちょうだいしたのかどうかということについては、担当者につきましても十分把握をしないままに現況図、先ほど申し上げました現況図の中に墓石がないものについては空地となっていたものですから、それで取り違えをしてしまったというのが大きな原因でございます。したがって、その後13年に松浦正子さんの方で、松浦弘さんの方にお建てになったということが経過でございます。したがって、新たに許可をしたということではなくて、取り違えをしたということで御理解をちょうだいしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

5番吉武議員。

5番（吉武敏彦君） ただいまの件でありますけれども、私は墓地を購入した人が現地を全然見てないのだろうか、現地を知らなかったのか、図面の上で購入したのだろうか。もし現地を見ていれば、そういう間違いが起きないのですけれども、これは行政側の責任もあるけれども、墓地を買った人にも責任があるのでないかと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（平田喜臣君） 関連ですか、3番福塚君。

3番（福塚賢一君） 動議を提出したいと思うのですけれども、今回上程されている議案とは関係ないのですよね。したがって、この件については、以降時系列別にちゃんと書類で出してもらって、本件議題に上程されてない議案外については、今後の関連議案で審議を深めることを提案したいと思います。

議長（平田喜臣君） ただいま3番福塚議員の方からの、本件については時系列的な一つの資料を提示した中で審議をするという御提案ですが、本件について答弁を求めるか、3番議員のお話の方向ですか。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） この墓地の問題につきましては、いろいろと経過等がわかりにくいということでございます。私ども新年度予算に、この補償する経費として計上してございますので、予算特別委員会の中に、それらの経過報告がわかるような形で御報告をさせていただくということで御理解賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

では、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号

議長(平田喜臣君) 日程第8 議案第11号平成13年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第11号平成13年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正予算の概要でございますが、歳入では課税所得の修正及び資格遡及等によります一般退職被保険者の国民健康保険税の増と療養給付費等に係ります国庫支出金の増、税収増によります支払い基金からの交付金の減、高額医療費に係ります共同事業交付金の増であります。

また、財産収入として国保財政調整基金の利子を計上し、補正の総額1,252万2,000円の増額補正をしようとするものであります。

歳出につきましては、高額療養費に関しまして、その額等の増に対応するものであります。

また、財産収入としての基金利子を加えまして基金に積み立てしようとするものであります。

さらに、収支の総額につきまして、予備費に計上するものであります。

以下、議案の朗読をしながら説明いたします。

議案第11号平成13年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成13年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,993万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。補正額のみ申し上げます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税585万3,000円。2款国庫支出金、1項国庫負担金681万円。3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金177万6,000円の減。5款共同事業交付金、1項共同事業交付金130万7,000円。7款財産収入、1項財産運用収入32万8,000円。歳入の合計、1,252万2,000円。

次に、2、歳出でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費250万円。7款資金積立金、1項基金積立金32万8,000円。10款予備費、1項予備費969万4,000円、歳出合計1,252万2,000円でございます。

次に、3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書は、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

2、歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税407万7,000円。これにつきましては、修正申告、資格の遡及等によります増減と介護納付金に係ります滞納繰越分の増によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税177万6,000円、これにつきましても、退職被保険者の修正申告、資格の遡及等によります増であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金3万7,000円、これにつきましては、2号被保険者の増によるものでございます。

2目療養給付費等負担金677万3,000円、これにつきましては、療養諸費分、老人保健拠出金分、介護保険納付金分、それぞれの対応をするものでございます。医療費に対応するもの、それから老人保健拠出金分につきましては、療養給付費等の交付金算定変更によるものでございます。介護納付金分につきましては、基盤安定の確定による内容でございます。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金177万6,000円の減でございます。これにつきましては、退職者医療分に係ります税の収入分についての見合いの額の減額でございます。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金130万7,000円、これにつきましては、高額医療費の共同事業にかかわるものでご

ざいまして、対象額の増に対応するものでございます。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金32万8,000円、これにつきましては、先ほど申しあげました財政調整基金の利子分で、歳出上でも計上いたしまして、基金への繰り入れをしようとするものでございます。

9ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、これにつきましては、財源の組み替えでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、これにつきましても、財源の組み替えでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、これにつきましても、財源の組み替えをしようとするものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、これにつきましては対象額の増であります。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、これにつきましても財源の組み替えでございます。

11ページをお開きいただきたいと思っております。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、これにつきましても財源の組み替えでございます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金32万8,000円。これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、利子分につきまして積み立てようというものでございまして、現在高に加えまして合計いたしますと、1億4,642万7,000円になろうというところでございます。

10款予備費、1項予備費、1目予備費969万4,000円、これにつきましては、収支の差額を計上するものであります。

以上、説明いたします。御審議いただきましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第12号

議長（平田喜臣君） 日程第9 議案第12号平成13年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第12号平成13年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要であります。医療費等の増嵩に対応するもので、これに伴います財源として、支払い基金からの2,407万7,000円の増額、一方国、道におきます負担につきましては、当該年度予算枠を基本に負担額の設定を行っており、必ずしも当該年度支出に対応し得ないことから、翌年度精算をもって対応されており、保険者としての支払いにかかわります財源を、当面町の一般財源の繰り入れを願い、対処しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第12号平成13年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成13年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,583万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,527万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。補正額についてのみ申し上げます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金2,407万7,000円。2款国庫支出金1,906万円の減、1項国庫負担金1,900万円の減、2項国庫補助金6万円の減。3款道支出金、1項道負担金1,017万9,000円の減。4款繰入金、1項一般会計繰入金3,980万1,000円。6款諸収入、1項雑入119万9,000円。歳入合計、3,583万8,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

2、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費 8 万 1,000 円。2 款医療諸費、1 項医療諸費 3,575 万 7,000 円。歳出合計 3,583 万 8,000 円でございます。

次の 3 ページ、4 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は説明を省略させていただきます。

5 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金 2,414 万 9,000 円、これにつきましては、医療費等の増に対応し、支払基金からの交付金であります。

2 目審査支払手数料交付金 7 万 2,000 円の減でございます。これは医療費の交付にかかわりましての対応のものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金 1,900 万円の減、これにつきましては、国庫の予算措置上において生じた減で、翌年度精算となるものであります。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目事務費補助金 6 万円の減、これにつきましては、医療費適正化対策事業といたしまして、レセプト点検に対する補助分の減でございます。

次に、7 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目道負担金 1,017 万 9,000 円の減、これにつきましては、国庫負担金とするもので、同じく翌年度精算のものでございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 3,980 万 1,000 円、これにつきましては、そこにかかります医療費等に係りまして 3,953 万 1,000 円、事務費分につきまして 27 万円それぞれ不足にかかります町の一般財源の繰り入れを願うものでありまして、町の負担分につきましては、町の負担分を除きまして翌年度において精算繰り入れをいただくところでございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金 119 万 900 円、これにつきましては、他の保険者からの納付金であります。

9 ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8 万 1000 円、これにつきましては、国費分減に伴いますものに係りまして、振り替えまして繰り入れる増額分でございます。

2 款医療費、1 項医療諸費、1 目医療給付費 3,570 万円、これにつきましては、いわゆる医療費の給付でございます。

3 目審査支払手数料 5 万 7,000 円、これにつきましては、国保連合会からのものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 12 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

この際、若干早いですが、昼食休憩といたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第 13 号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第 10 議案第 13 号平成 13 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程されました議案第 13 号上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の要旨でございますが、居宅介護サービス、施設介護サービスなど、保険給付費の実績見込み、精査によります減額補正と、その給付費用減に伴います財源の国庫負担金、道負担金、一般会計繰入金と歳入予算の減額補正が主な内容でございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第 13 号平成 13 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 13 年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,954 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,318 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金2,686万5,000円の減、1項国庫負担金1,816万8,000円の減、2項国庫補助金869万7,000円の減。3款道支出金、1項道負担金1,135万4,000円の減。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金2,997万6,000円の減。6款繰入金、1項他会計繰入金1,135万4,000円の減。歳入合計の補正額が7,954万9,000円の減。

次、2、歳出。

2款保険給付費9,086万2,000円の減、1項介護サービス等諸費8,479万9,000円の減、2項高額介護サービス費606万3,000円の減。6款予備費、1項予備費1,111万3,000円。歳出合計の補正額が7,954万9,000円となるところでございます。

次、3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては省略させていただきます、5ページでございます。

歳入歳出につき、補正額のみを申し上げます。

2、歳入。

先ほど申し上げましたように、保険給付費の減額に伴います国、道、町など、それぞれの財源負担率に応じた介護給付費負担金等の減額であります。

その概要でございますが、1、介護給付費負担金の減1,816万8,000円の減につきましては、保険給付費減額分の20%相当分の減であります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、財政調整交付金でありますけれども、869万7,000円の減につきましては、保険給付費減額分の5.95%相当分の減でございます。

以下、同じように3款道支出金、1項道負担金12.5%相当分の1,135万4,000円の減。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金33%相当分の2,997万6,000円の減。6款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計からの繰入金であります、12.5%、1,135万4,000円の減となるところでございます。

次、7ページをお開きください。

3、歳出。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費8,479万9,000円の減、これにつきましては、各保険給付費目につきまして、それぞれ実績見込み額の精査によります減額補正であります。

減額の理由としましては、居宅介護サービス費、施設介護サービス費におきまして、当初見込んでおりました給付額、それから利用者数が下回ることが見込まれることから減額となる主な内容であります。

2款保険給付費、2項高額介護サービス等諸費606万3,000円の減、高額介護サービス費の給付状況、事業費精査によります減額であります。

6款予備費、1項予備費であります、歳入歳出補正額の差額分1,131万3,000円を計上するものでございます。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第14号

議長（平田喜臣君） 日程第11 議案第14号平成13年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第14号平成13年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、初めに補正の主な要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、水道使用料及び水道管移設補償工事費用確定によります雑入の減、2点目としまして、東中地区配水管布設事業費確定によります国庫支出金及び町債の減額でございます。

歳出の1点目としまして、補償工事及び東中地区配水管布設事業の工事執行残などによります一般管理費並びに事業費の減でございます。

2点目としまして、償還金利子確定によります減額でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第14号平成13年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成13年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,651万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1項使用料171万円の減、2款国庫支出金、1項国庫補助金69万8,000円の減。5款諸収入、1項雑入68万6,000円の減。6款町債、1項町債70万円の減。歳入の合計といたしまして、379万4,000円の減でございます。

2、歳出。

1款衛生費、1項簡易水道事業費309万4,000円の減、2款公債費、1項公債費70万円の減、歳出の合計としまして379万4,000円の減でございます。

第2表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、簡易水道事業の限度額は70万円減の6,490万円でございます。

次の3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料171万円の減につきましては、予定見込みに対しまして、東中地区では104万円、江花地区では67万円が節水などにより減になったものでございます。

なお、整備地区については、横ばいの状況でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道国庫補助金69万8,000円の減につきましては、東中地区簡易水道配水管布設事業費確定による減でございます。内容といたしましては、執行残でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入68万6,000

円の減につきましては、東中地区簡易水道配水管布設事業費確定による行政区域外負担金の減及び水道管移設工事確定による工事補償費の減でございます。

行政区域外につきましては、中富良野町の住民12戸分でございます。場所につきましては、東4線北20号から北16号200軒までの間、延長にしまして2,562メートルの重複区間のアロケーションによる精査でございます。

6款町債、1項町債、1目簡易水道債70万円の減につきましては、東中地区簡易水道配水管布設事業費確定による減でございます。

次の7ページお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1款衛生費、1項簡易水道事業費、1目一般管理費193万6,000円の減につきましては、歳入のところで申し上げました補償工事費用の確定並びに検満工事の量水器取りかえ戸数の減などによります工事請負費の減及び江花地区簡水の事業費割負担金の精査によるものでございます。

2目事業費115万8,000円の減につきましては、東中地区簡易水道計装整備更新事業費確定に伴いましての事業費の減並びに同事業の設計委託料の執行残及び歳入のところで申し上げました東中地区簡易水道配水管布設事業の工事費確定などによります工事請負費の減でございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子70万円の減につきましては、借入れ見込み利率2.1%から、今回1.6%への低減及び借入れ予定期間の短縮などによるものでございます。

9ページをお開き願いたいと思います。

地方債につきましては、現在高見込みに関する調査につきまして、補正額のみ申し上げます。

70万円減の補正後の額は、6億7,933万6,000円でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号

議長（平田喜臣君） 日程第12 議案第15号
平成13年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第15号平成13年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、初めに主な要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、水洗化等改造資金預託金元利収入の減額でございます。

2点目としまして、交通事故損害賠償補償保険金の計上でございます。

3点目としまして、事業費確定に伴いましての町債の減額補正でございます。

歳出の1点目としまして、施設管理費用の精査及び事業費確定によります減額でございます。

2点目としまして、地方債の償還金利子12年度分の借入期間の短縮及び一時借入金の精査などによります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第15号平成13年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成13年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,957万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページお聞き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

6款諸収入30万円、3項貸付金元利収入30万円の減、5項雑入60万円。7款町債、1項町債1

90万円の減。歳入の合計としまして、160万円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費411万円の減、1項下水道管理費220万円の減、2項事業費191万円の減。2款公債費、1項公債費400万円の減。3款予備費、1項予備費651万円。歳出の合計としまして、160万円の減でございます。

次のページお聞き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。浄化センター維持管理業務につきましては、現行の契約年が平成13年3月をもって期間満了となり、新年度からの水処理、汚泥処理などの機器類の稼働に支障が生じないよう業務契約を年度内で行うため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

なお、新年度から従来の運転、保守点検のほか、この業務を行うために必要な各種消耗品、薬剤、電力、資材、燃料などの調達並びに計画的に行う修繕、汚泥の分析などを含めまして、一部包括委託をしようとするものでございます。

また、このことによりまして、施設管理費用及び人件費などの削減も図られるところでございます。

期間につきましては、平成13年度から平成14年度、契約は平成13年度、支払いは平成14年度、限度額4,200万円でございます。

2、廃止につきましては、平成13年度の水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金としまして10件を見込んでおりましたが、申し込み希望者がなかったことにより廃止するものでございます。

第3表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、公共下水道事業の限度額は190万円減の2億3,030万円でございます。

次の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページをお聞き願いたいと思います。

2、歳入。

6款諸収入、3項貸付金元利収入、1目水洗化等改造資金預託金元利収入30万円の減につきましては、貸付対象元金残高の件数が19件から16件に件数が減になったことによるものでございます。

5項雑入、1目雑入60万円につきましては、交通事故損害賠償補償保険金の計上でございます。

この事故につきましては、2月15日、発生場所町道北基線本町6丁目におきまして、下水道の污水管渠工事本町4工区の工事完了に伴いまして、現場の出来高を確認するため現地へ到着し、左側へ停車する際、付近が民家の車庫前方にトラックが駐車し

ていたことから、左側への駐車が困難と判断し、右側車線に駐車するため、一たん道路左側路肩に寄せた後、方向転換しようと右にハンドルを切ったところ、後方から走行してきた相手方車両の左側面部分と当方の右前部分部分が接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

原因としまして、当方の安全と後方確認が不十分であったことにより起こったものであり、今後このようなことが発生することのないように、さらに一層気持ちを引き締めて日々の業務に努めてまいります。まことに申しわけありませんでした。

7款町債、1項町債、1目下水道事業債190万円の減につきましては、起債対象事業費の精査により、事業費201万9,000円に対しましての充当率95%相当分でございます。

次の9ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1款下水道事業費、1項下水道管理費、1目一般管理費30万円につきましては、需用費としまして雑入のところで申しあげました当方車両の修繕費用の計上でございます。貸付金の減につきましては、貸し付け対象件数が減ったことによるものでございます。22節の補償補てん及び賠償金につきましては、今回の相手側への交通事故賠償補償金の計上でございます。

2目施設管理費250万円の減につきましては、運転、水質管理などに使用いたします光熱費、薬品費、燃料費などの需用費の精査及び汚泥分析、管渠清掃、管渠管理図の作成など委託料の精査によるものでございます。

1款下水道事業費、2項事業費、1目建設事業費191万円の減につきましては、汚水管渠の調査及び設計委託料の執行残でございます。工事請負費につきましては、取り付け管及び公共汚水柵設置箇所4カ所の減などによるものでございます。補償補てん及び倍償還につきましては、汚水管渠工事光町4工区の水道管移設工事費用の設計精査及び事業費確定によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子400万円の減の内訳としまして、地方債償還金利子につきましては、借入期間の短縮及び利率の低減などによるものでございます。一時借入金につきましても、利率の低減及び資金の運用などによるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費651万円につきましては、収支の差額分を計上しようとするものでございます。

11ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及

び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

12ページお願いいたします。

地方債につきましては、現在高見込みに関する調書につきましては、補正額のみ申し上げます。

190万円減の補正後の額は、33億7,507万9,000円でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番仲島議員。

8番（仲島康行君） また交通事故ということで、うちの担当なのですが、これ1人で車運転したのか、またもう1人いたのかという問題があると思う。どうもこれ町長、事故が多い。単純ミスだと思うのですが、こういうものというのは、規律が非常に緩んでいるのではないかと思うのですよ。事故あるたびに、今後一切ないようにするとしょっちゅうおっしゃるのですが、事故というのは喜んでするものではないと思うのですが、もう少しきちとした体制というのをつくっていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺どうなんでしょう。

議長（平田喜臣君） 上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） 8番仲島議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

このときちょうど下水道の完了に伴いまして、乗車していましたのは私と課長補佐と、それと担当者の者3人です。

以上です。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 仲島議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

たび重なる交通事故ということで、本当に申しわけないものと思います。過日もこのような件数がふえているというようなことで、課長会議におきましても十分気持ちを緩んでいるのではないかというようなことで、その辺十分反省をいたしまして、その車に乗るときには、必ず交通安全に気をつけるんだという意識を持ってもらうというようなことで、そういう運動の展開をしようということで、重点的にその辺職員に周知しまして、そのような形で取り組んでいくというようなことで、今そういう対策を講じてまいりたいということで、非常にまことに不注意なわけでございますので、気持ちの持ち方をしっかり持ってということで、職員の周知徹底を図ってまいりたいということで考えておりますので、御理解

いただきたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 他にございませぬか。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 今回補正を事故に関してなされたということであるかと思ひますけれども、つひては担当課長にお伺ひいたしますけれども、処分書は、まだ賠償額が定まらぬから専決処分の議案が出てこないというお考えかどうか、その辺見えてきませぬので、答弁を承りたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思ひます。

専決処分の件でございませぬけれども、今現在まだ処理等が整っておりませぬので、整い次第、今回に専決としてお願いをいたしたいと思ひますので、よろしくお伺ひいたします。

議長（平田喜臣君） 他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもっと質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めませぬ。

よつて、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13 議案第16号

議長（平田喜臣君） 日程第13 議案第16号平成13年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めませぬ。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） ただいま上程いただきました議案第16号平成13年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第1点といたしまして、利用者の増によりまして介護給付費及び予防給付費並びに自己負担金収入を増額補正するものでございませぬ。

第2点といたしまして、道補助金につきまして、利用者の増によりまして補助金を増額補正するものでございませぬ。

第3点目といたしまして、施設整備充実のためと寄附の申し出がありましたので、関係する経費を補正するものでございませぬ。

第4点目といたしまして、繰入金につきまして、収入、歳入及び歳出を精査し、一般会計繰入金を減

額補正するものでございませぬ。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第16号平成13年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成13年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億339万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

1ページをお開き願ひたいと思ひます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ申し上げたいと思ひます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入180万円、2項予防給付費収入80万円、3項自己負担金収入500万円。2款道支出金、1項道補助金70万円。3款寄附金、1項寄附金5万円。4款繰入金、1項繰入金1,130万円の減。歳入の補正の合計は、295万円の減額でございませぬ。歳入の合計は、3億339万6,000円となります。

次のページお開き願ひたいと思ひます。

2、歳出。

1款総務費、1項施設管理費100万円の減。2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費195万円の減、歳出の補正額の合計は、295万円の減額でございませぬ。歳出の合計は、3億339万6,000円となります。

第2表、債務負担行為。

施設警備業務委託、期間は平成13年度から平成14年度、限度額323万4,000円。

施設清掃業務委託、平成13年度から平成14年度、限度額は294万円。

施設洗濯業務委託、期間は平成13年度から平成14年度、限度額は294万円でございます。これは4月1日からの施設管理委託業務を事前に債務負担することによりまして、業務開始に支障のないように債務負担行為をお願いするものでございませぬ。

次、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次、6ページ、7ページをお開き願ひたいと思ひ

ます。

2、歳入。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入 1 8 0 万円、1 項サービス収入、これにつきましては、ショートステイの利用者の増に伴うものでございます。

1 款サービス収入、2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入 8 0 万円、これはサテライトデイサービス利用者の増に伴うものでございます。

1 款サービス収入、3 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入 5 0 0 万円、これは特養老人ホーム及びショートステイの自己負担金でございます。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目受託支援サービス事業補助金 7 0 万円、利用者の増に伴うものでございます。

3 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金 5 万円、これは施設整備充実にと寄附の申し出によるものでございます。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 1, 1 3 0 万円の減。歳入及び歳出を精査いたしまして一般会計繰入金を減額するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 1 0 0 万円の減、事業精査により不用となるため減額するものでございます。

2 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目居宅支援サービス事業費、これは財源組み替えでございます。

2 款サービス事業費、2 項施設介護サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費 1 9 5 万円の減でございます。需用費、使用料及び賃借料につきましては、事業精査により不用となるため減額するものでございます。

備品購入につきましては、寄附の申し出により施設備品を購入しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をいただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1 8 番向山議員。

1 8 番（向山富夫君） 1 点お尋ねさせていただきます。

今回の補正の収入の増は、大半利用されている方の負担金の増加によるところが多いようでございますが、ちなみにラベンダー・ハイツの特養の入所希望されていて、入所が空きがなくてできないという、

潜在的に待機をされている方はどのくらいおられるのかなど、また、それらの方がおられるとすれば、どれくらい希望してからお待ちいただいて入所できるような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 特別養護老人ホーム所長、答弁。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 1 8 番向山議員の質問にお答えいたします。

現在、3 月 1 日の待機者は 5 8 名、上富良野町が 3 0 名、中富良野町が 9 名、富良野市が 1 3 名、その他が 6 名ということです。

現在、平成 1 3 年度、1 2 年度の実績でいくと大体 8 名前後ですから、7 年ぐらいかかるかなというように思っております。これはあくまでも推計ですから、順調に、その年にもよりますので、大体そのような実態でございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 1 8 番向山議員。

1 8 番（向山富夫君） ありがとうございます。そういうような状態だという実態のようでございますが、当然高齢化が進む中で、これが待ち時間が短くなるというような状況は非常に考えにくいと思いますが、こういうような状況の中であって、町長にお尋ねしたいのですが、現在どのようにこういう状況を認識されていて、さらにどういう方向を考えておられるかね御見解を賜ればと思います。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1 8 番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、各議員からいろいろと御質問をいただいているところでありますが、この種のラベンダー・ハイツ特別養護老人ホームにつきましては、基本的に広域圏の中で対応していきたいということを基本に持ちながら取り進めさせていただいております。ただ、この施設の増設等々につきましては、今国の方は非常に厳しい状況の中で、今これができ得ないと。

今現在この種施設が占冠村にないというようなことで、占冠村の建設に向かって占冠村も努力しておりますし、これも広域圏域の中で、占冠村に設立に向かって圏域でともに運動を展開しているところでありますが、なかなか難しい状況でございます。ただ、今施設長の方から、特別養護老人ホームの所長の方から人数的な報告がなされました。我が町にも三十数名いるわということでありましたが、ただ、その中で、全員の皆さん方を即入所を希望していると

いう状況下の人も何人かいらっしゃるわけですが、多くはと言うとちょっと語弊ありますが、中には、言うならば特別養護老人ホームの位置づけをしておきたいというようなことで、今順番が来ましたからあなたどうぞと言うと、いや、まだ私はいから次の人にあれしてくれと、まだ家族で面倒見れると、将来的に家族で面倒見たり周りで対応できなくなったときにはお願いしますというようなことで、そういうような状況下の方が多いという部分もございますので、ひとつそういうようなことも御理解いただきたいのと、そのうち老健だとか、富良野市にあります、その人数の中には老健に入所されている方、あるいは療養型病床群の中に入っておられる方々、そういった方々もいらっしゃいますし、長期入院されている方々もいるというようなことで、また我が町のケアハウスの中にいるという方々も申し込んでいるというようなことで、それらの方々全員が今希望されている数字の中で、大体29名が今現在それぞれの施設の中に入っているのと、また在宅で今はいられるという方々が、29名の方々がいるというようなことでありまして、町といたしましても町単独でということにはなりませんので、圏域の中で、先ほど申し上げましたような形で施設利用が促進できるように努力してまいりたいというように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号

議長（平田喜臣君） 日程第14 議案第17号平成13年度上富良野水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第17号平成13年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨といたしましては、収益的収支の精査による増及び資本的収支の事業量、事業費精査によります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成13年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、平成13年度上富良野町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。第1款水道事業収益、第3項特別利益32万1,000円。

支出。第1款水道事業費用32万1,000円、第1項営業費用7万7,000円、第2項営業外費用65万8,000円、第3項特別損失47万8,000円、第4項予備費89万2,000円の減。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額7,815万4,000円」を「不足する額6,354万1,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金7,815万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金6,354万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入。第1款資本的収入、第1項負担金94万2,000円の減。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費1,555万5,000円の減。

次のページお開き願いたいと思っております。

次の1ページから2ページの平成13年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、説明を省略させていただきます。

次の3ページをお開き願いたいと思っております。

収益的収入及び支出明細書。

1、収入。

1款水道事業収益、3項特別利益、1目その他特別利益、1節その他特別利益32万1,000円につきましては、建物の過年度損益修正益の計上でございます。

2、支出。

1款水道事業費用32万1,000円、1項営業費用、5目減価償却費7万7,000円、1節建物減価償却費11万3,000円の減につきましては、減価償却年数を超えているため、今回精査したものでございます。2節構築物減価償却費19万円につきましては、内容の精査によるものでございます。

2項営業外費用、3目消費税、1節消費税65万

8,000円につきましては、事業支出の減に伴い増になったものものでございます。

3項特別損失、2目その他特別損失、1節その他特別損失47万8,000円につきましては、不納欠損処分の計上でございます。内容といたしまして、死亡者4名分8万8,940円、居所不明者18名分38万8,560円の内容でございます。

4項予備費、1目予備費89万2,000円の減につきましては、収支の差額分を計上しようとするものでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出明細書。

1、収入。

1款資本的収入、1項負担金、1目工事負担金、1節工事負担金94万2,000円の減につきましては、東2線道路改良工事及び公共下水道新設工事に伴いましての水道管移設工事補償の事業費精査によるものものでございます。

2、支出。

1款資本的支出、1項建設改良費1,555万5,000円の減、1目機械及び装置費、2節工事請負費196万1,000円の減につきましては、検満工事の取り付け設置費用の減によるものものでございます。

2目配水管設備費、1節工事請負費1,359万4,000円の減につきましては、東2線道路改良工事及び公共下水道新設につきましては、収入のところで申し上げました内容によるものものでございます。北27号西道路につきましては、現地調査の結果、水圧不足のため、江花簡水により対応を図ったことにより減になったものものでございます。

また、東1線道路及び道道留辺藪・上富良野線などにつきましては、事業費精査によるものものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第18号

議長（平田喜臣君） 日程第15 議案第18号平成13年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） ただいま上程されました議案第18号平成13年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨について御説明申し上げます。

補正の1点目は、寄附金の計上であります。町民の方お二人から寄附金110万円をいただきましたことから、御寄附の趣旨に従いまして、病棟の患者さんに御利用いただく什器備品の購入について、所要の経費を計上させていただくものであります。

2点目は、債務負担の決定であります。洗濯、清掃、警備など施設の管理業務については、新年度4月1日から即稼働させなければならないことから、本年度において業務契約等の事務手続をさせていただくため、債務負担行為を設定するものであります。

以下、議案の朗読をもって御説明といたします。

議案第18号平成13年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）

総則。第1条、平成13年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。第1款資本的収入110万円、第3項寄附金110万円。

支出。第1款資本的支出110万円、第2項建設改良費110万円。

債務負担行為。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、次のとおりと定める。

事項につきましては、町立病院管理業務、期間平成13年度から平成14年度、限度額1,704万2,000円でございます。

1ページ、2ページにおきますところの予算実施計画、この事項につきましては省略させていただきます。

3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。科目及び補正予定額のみ申し上げます。

資本的収入及び支出明細書。

1、収入。

1款資本的収入、3項寄附金、1目寄附金、1節

寄附金 110 万円、これにつきましては、町民の方
お二方からの寄附金でございます。

支出。

1 款資本的支出、2 項建設改良費、1 目資産購入
費、2 節什器備品 110 万円でございます。これに
つきましては、什器備品ということで、病棟の患者
さんに御利用いただくおむつ交換車でございます。
おもつの交換時に要する用品、また収納する装備等
備えたものでございます。

また、車いすの購入もいたしたいと思ってお
ります。

さらに、5 ページでございますが、前段で申し
上げた警備、洗濯、清掃など施設管理業務の委託
についての債務負担行為の設定でございます。限度
額につきましては、1,704 万 1,000 円という
ことでございます。

以上、御提案させていただきます。御審議賜り
まして、お認めくださいますようお願いをいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 18 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

閉会前に当たりまして、先ほど 3 番福塚議員の方
から税の答弁漏れがございましたので、ここで答弁
をいたさせます。

税務課長。

税務課長（上村延君） 先ほどの 3 番福塚議員か
らの質問にお答えいたします。

たばこ税の少額未納の内容はどうかとの質問で
ございますが、このたばこ会社は、外国のたばこを専
門に扱っておりまして、毎月 2,000 円から 5,0
00 円の申告となっております。4,269 円は、1
2 月に売られた分が 1 月に申告納付となりまして、
納付がおくれたことによりまして、1 月末現在で未
納となっております。

なお、この未納額につきましては、2 月 15 日に
納付されております。

以上です。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は、全

部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につきまして、事務局長から報告いた
させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明 3 月 5 日は本定例会の 2 日目で、開会は午前 9
時でございます。定刻までに御出席賜りますようお
願い申し上げます。

以上でございます。

午後 1 時 57 分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年3月4日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 村 上 和 子

署名議員 清 水 茂 雄

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成14年3月5日（火曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 尾岸 孝雄 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 高橋 英勝 君

第 3 議案第1号 平成14年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 8 議案第6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第 9 議案第7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第10 議案第8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（19名）

1番	中村 有秀 君	2番	中川 一男 君
3番	福塚 賢一 君	4番	笹木 光広 君
5番	吉武 敏彦 君	6番	西村 昭教 君
8番	仲島 康行 君	9番	岩崎 治男 君
10番	佐藤 政幸 君	11番	梨澤 節三 君
12番	米沢 義英 君	13番	長谷川 徳行 君
14番	徳島 稔 君	15番	村上 和子 君
16番	清水 茂雄 君	17番	小野 忠 君
18番	向山 富夫 君	19番	久保田 英市 君
20番	平田 喜臣 君		

欠席議員（1名）

7番 石川 洋次 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収 入 役	樋口 康信 君	教 育 長	高橋 英勝 君
農業委員会会長	小松 博 君	教育委員会委員長	久保 儀之 君
総務課長	田浦 孝道 君	企画調整課長	中澤 良隆 君
税務課長	上村 延 君	町民生活課長	米田 末範 君
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	農業振興課長	小澤 誠一 君
道路河川課長	佐藤 修 君	商工観光まちづくり課長	垣脇 和幸 君
会計課長	越智 章夫 君	農業委員会事務局長	谷口 昭夫 君
管理課長	早川 俊博 君	社会教育課長	尾崎 茂雄 君
特別養護老人ホーム所長	林下 和義 君	上下水道課長	田中 博 君
町立病院事務長	三好 稔 君		

議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	菊池 哲雄 君
係 長	北川 徳幸 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 19名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 昨日に引き続き、御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は19名であります。

これより、平成14年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日、議会審議資料として、平成14年度一般会計予算(案)の概要、平成14年度総合計画実施計画書、行財政改革実施計画推進状況、道路河川課主要事業箇所図の図及び平成14年度上川南部消防事務組合一般会計予算書、平成14年度富良野広域串内草地組合一般会計予算書並びに平成14年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元に配付いたしておりますので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

なお、一般質問の通告期限は、本日午後3時まででございます。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

17番 小 野 忠 君

18番 向 山 富 夫 君

を指名いたします。

日程第 2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

議長(平田喜臣君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成14年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計

予算、日程第5 議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 平成14年第1回定例議会の開会に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

さて、我が国経済は、世界経済のグローバル化の流れの中でさまざまな影響を受け、戦後最悪の不況に直面しております。経済発展を支えてきた企業システムや金融システム、そして国の中央集権的制度が時代の変化に対応できず、むしろ経済発展の足かせとなっていることが、不況の大きな要因と言われております。

国は、今、こうした経済不況から脱却を図るため、その根本を変える構造改革政策を強力に推進する中で、国民にある程度の痛みを伴うことへの協力と共感を求め、経済再生に向けた取り組みがなされようとしております。しかしながら、経済再生や構造改革が遅々として進まない中であって、国、地方とも、財政環境は国税などの大幅な減収と膨大な公債残高を抱え、危機的な状況に至っております。

本町の産業、経済など、町民生活を取り巻く環境は、現下の不況経済のもとで一段と深刻さを増しており、町財政もその影響を大きく受け、一層厳しい状況にあります。こうした厳しい時代を乗り切っていくことこそが、町政のかじとり役としての私に課せられた使命であり、町民の期待と負託にこたえ、まちづくりに全力を尽くしてまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様の特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

まず、町政執行の基本であります、第4次総合計画を柱とし、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画を着実に実施することによって、健全財政を維持しながら、基本計画の各分野における各種施策の実現に向け、最善の努力を傾注してまいります。

次に、財政運営の全般的取り組みについて申し上げます。

本町においても、自主財源である地方交付税収入

が減額傾向で推移する一方で、公債費などの義務的経費が増嵩することから、財政の硬直化、悪化傾向は例外ではなく、その中であって、平成15年度からは予定された国営事業償還が始まるなど、ますます財源確保に苦慮する厳しい状況にあります。

このような厳しい財政状況に対処し、健全財政を維持していくことが本町にとって緊急かつ最優先課題と考え、この実効性を高めるため、平成12年11月に健全財政維持方針を策定いたしました。

さらには、この方針の具体的な実行プランとして、平成13年度から15年度の3カ年を実施期間とする行財政改革大綱及びその実施計画に基づき、着実な実施に向けて、職員ともども取り組みを進めてきているところであります。

平成14年度予算案の編成に当たっては、ただいま申し上げました健全財政維持方針と行財政改革大綱に基づき、収支バランスのとれた財政構造への変革を目標に、限られた歳入一般財源の中で、いかに町民の負託にこたえ、効率的な行政サービスを提供していくかを主眼に、予算編成を行ったところであります。

以下、予算執行に当たっての施策推進策を申し上げます。

第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」を目指し、中長期財政計画を遵守しながら、ハード事業とソフト事業の有機的な連携により、創意と工夫のあるまちづくりを推進してまいります。

まちづくりの4本の柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」からなる施策を推進するために、新時代を開く取り組み、町民主役の取り組み、ソフト重視の取り組み、情報発信、受信の取り組み、連携のとれた取り組みの五つの基本方針に基づいて、次の施策を推進してまいります。

まず、一つ目の柱は、豊かな心の人のまちづくりについてであります。

本年度から新学習指導要領が本格的にスタートし、完全学校週5日制が実施されるなど、さまざまな教育改革が推進されます。このことから、これまで以上に教育委員会、学校、家庭、地域社会との協力、連携による教育、文化、スポーツなどの振興と充実に努めてまいります。

現在、町において給食センターを運営し、学校給食の提供を行っておりますが、財政と運営の効率化を図るため、本年度より米飯の炊事と給食の配送と回収及び施設管理業務の一部を民間に委託し、運営を行ってまいります。

また、懸案でありました上富良野高等学校の校舎

改築については、町民挙げての熱意が功を奏し、本年度から3カ年計画で新校舎建設の決定がなされたとの情報を得ております。

人材育成については、平成9年に本町と三重県津市が友好の提携を結んで以来、本年度で5周年の節目を迎えることから、民間レベルでの交流がより推進されるよう支援してまいります。

カナダ国のカムローズ市との国際交流についても、英語指導助手の招聘による国際理解教育を進めるなど、継続した交流を推進してまいります。

また、男女共同参画の社会づくりを進めるため、附属機関等の設置及び運営に関する規定や、現在策定作業を進めている上富良野町職員人材育成ビジョンに基づいた行政面における男女区別のない人材登用や人事管理に努め、町民生活の中においても、男女共同のまちづくりが推進されるよう啓発に努めてまいります。

福祉対策については、健康対策と連携し、町民のだれもがいつでも健康で安心して暮らすことができるよう、町民の健康寿命を延ばす取り組みや介護予防事業、生活支援事業、さらには子育てサークル学習会を初めとした子育て環境づくりへの支援など、福祉と健康のまちづくりを積極的に推進してまいります。

保健福祉活動の拠点となる保健福祉施設の整備については、保健福祉施設調査特別委員会の審議結果や、町民参加の計画検討協議会の意見などを参考にしながら、本年度は実施設計を行い、建設事業費、財源の見きわめなど、総合的な判断のもとに、平成15年から17年の3カ年計画で整備を進めてまいります。

高齢者福祉、介護保険関係については、上富良野町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス内容の一層の充実を図るとともに、生活支援、生きがい活動を支援して、引き続き町独自の在宅福祉サービスの充実に努めてまいります。

特に、高齢者が要介護に陥ったり、要介護状況がさらに悪化することがないように、脳卒中、転倒骨折、閉じこもりなどを予防する介護予防事業を積極的に展開してまいります。

また、3年目を迎えます介護保険制度については、事業の円滑な運営と定着化を図るために、低所得者の利用料負担軽減措置や在宅サービス利用促進補助などの費用負担の軽減策を引き続き実施してまいります。

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者夫婦世帯を対象に設置している緊急通報装置は、老朽化が著しいため、センター装置及び端末機230台を本年度に更

新してまいります。

障害者対策については、特定疾患者、腎臓機能障害者への交通費の助成、重度身体障害者へのタクシー料金の助成、日常生活用具の給付事業を引き続き実施してまいります。

また、本年度は、精神障害者福祉関連事務が、平成15年度には知的障害者福祉関連事務が市町村に権限移譲されることから、障害者福祉システムの導入など、事務処理体制の整備に万全を期してまいります。

児童福祉については、利用者の期待にこたえる保育所運営を目指し、障害児や乳幼児、一時的に保育に欠ける児童などの受け入れについても積極的に対応してまいります。

また、民間活力を導入することにより、特色ある保育サービスの提供と、より効率的な保育所運営、さらに財政負担の軽減効果を期待できることから、平成15年度に向け、西保育所を委託するよう条件整備などの諸準備を進めてまいります。

保健予防関係については、新寝たきり老人ゼロ作戦事業として、寝たきりの主な原因となる脳卒中などの生活習慣病や、筋骨格系疾患の予防活動に引き続き取り組み、自立高齢者の多いまちづくりを推進します。

また、各種健診事業については、受診率向上を目指し、住民検診と胃がん、大腸がんのセット検診日をふやすとともに、老人保健法の改正により、新たに盛り込まれたC型肝炎ウイルス検査を本年度から実施し、早期発見、早期治療に取り組んでまいります。

国民年金事務については、本年度より国が保険料収納事務を直接行うことになり、加入者が直接納入することとなりました。まちでは、これまででも保険料の収納率向上と無年金者の解消を図るため、推進員を配置して業務の推進を図ってきたところでありますが、当面制度の移行による加入者の不安解消や各種の相談業務に対応するため、引き続き推進員を配置してまいります。

特別養護老人ホームの運営については、利用者一人一人の状態やニーズに合わせた質の高いサービスの提供やプライバシーの保護に努めるとともに、ケアプランに基づいた介護サービスを提供してまいります。

また、介護請求事務を一元的に処理するため、請求事務システムを整備してまいります。

また、デイサービスセンターの運営については、在宅福祉の拠点施設として、利用者ニーズに合った諸行事を取り入れ、健康管理と生きがいのある生活が送れるよう、サービスの向上と地域に密着した施

設運営に努めてまいります。

国民健康保険事業については、さらに制度改正が予定されているなど、その環境がめまぐるしく変化しております。そのような状況にあって、国保事業の安定した運営を目指すためには、財政基盤安定と医療費の軽減が何より重要であります。

本町の疾病の特徴として、循環器系疾病、とりわけ高血圧症が挙げられることから、日常的な生活対応により発生する当該疾病を抑制するため、引き続き住民検診事業等の連携を図り、眼底検査、心電図検査などにより、高血圧症に伴う各種疾病の早期発見、早期治療を促し、後年の医療費の縮減に努めてまいります。

老人保健事業については、高齢化時代を反映し、毎年対象者が増加しております。国においても、対象年齢の引き上げなどの制度改正が検討されておりますが、制度自体が確立されるまでには、まだ若干の時間を要すると思われまので、今後の動向を十分見きわめながら対応してまいります。

病院事業については、急激な年齢構成の変化などにより、国の医療保険財政は危機的な状況にあると言われ、安定した保険財政を堅持するため、利用者負担の引き上げを伴う改正など、医療費の抑制策が進展しております。

本年度は、診療報酬のマイナス改定が行われることから、病院経営を取り巻く情勢は一段と厳しいものとなっておりますが、病院経営の健全化に努め、地域医療の中核となるべき公的病院の使命と役割を担うため、年次計画で医療機器の整備を進め、診療体制の一層の充実に努めてまいります。

次に、二つ目の柱の、活力ある産業のまちづくりについてであります。

今、農業においてもグローバル化が進み、野菜を初めとする農畜産物の輸入が急増している中、消費者や食品産業は、良質で安全な食料を求めています。

まちの基幹産業である農業の振興を図るため、これらの動向を踏まえ、農業者みずからの発想と創意工夫により、第4次農業振興計画に基づく地力増進対策として、国の農業生産総合対策事業の活用と、まち独自の心土破碎推進事業、堆肥増産事業や奨励作物振興事業、水田圃場条件整備事業などの諸施策を引き続き実施し、関係機関の協力のもとに共同生産体制の推進と生産性向上、経営安定が図られるように努めてまいります。

農用地の確保と適正な農地行政を推進するため、農業委員会や農協などの農業関係機関との連携を図り、地域農業の担い手に対する農地利用の集積と土地利用の調整を進め、地域の土地と人の諸対策を講

じてまいります。

農用地利用集積実績事業については、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営を育成するため、国の補助制度を取り入れ、農用地利用改善団体による利用調整活動を通じ、認定農業者などへ農用地の利用集積を行うために、利用権を設定する受け手農業者を対象として、事業を実施する農用地利用改善組合への運営支援を引き続き実施してまいります。

野菜価格安定基金造成事業については、輸入野菜の増加などから、国内産の野菜価格が低落し、農業経営に大きな打撃を与えております。このため、キャベツなどの指定野菜の計画的な生産出荷体制の確立を図り、野菜の生産振興を引き続き推進してまいります。

畜産基盤再編総合整備事業については、規模拡大や経営の効率化を高めるための自給飼料の基盤整備を重点に、畜舎や家畜排せつ物処理などの関連施設整備を進め、経営体質の強化に努めてまいります。

農業の家族経営形態を確立するため、家族経営協定の締結を推進してまいります。

また、農業者の老後の生活、福祉向上を図るといふ農業者年金制度については、本年1月1日から大幅な制度の改正が行われたところであり、政策支援を受けるための青色申告と認定農業者制度を積極的に推進し、農業者年金への加入促進と経営移譲年金などへの受給指導に努めてまいります。

農業後継者の配偶者確保対策については、農業後継者対策協議会と富良野地方アグリパートナー協議会との密接な連携のもと、諸対策を講じてまいります。

道営事業については、畑地帯総合整備事業、担い手育成基盤整備事業、農地防災事業、農道整備事業を引き続き実施してまいります。

国営畑地帯総合パイロット事業しるがね地区については、本年度の完成を目指し、支線用排水路などの整備と通水試験を実施してまいります。

また、平成15年度から事業負担金の償還を迎えることから、受益農家、町の負担軽減に向けて関係機関並びに関係自治体などとの協議、調整を進めてまいります。

民有林の育成については、森林の公益的機能が発揮できるよう人工造林や除間伐事業などへの取り組みに対し、道補助事業への上乗せ補助のほか、町独自の助成策を講じてまいります。

商工振興については、長引く消費の低迷が続く中、大型店の進出とともに、近隣商業圏への顧客流出によって、町内の商工業の取り巻く環境は、大変厳しい

状況が続いております。

こうした状況の中、商工会による経営指導をより一層強化するとともに、次の支援策を講じてまいります。

商店街の活性化を図るため、商業振興条例により、小規模事業者を対象とした店舗の増改築及び商店街が共同で行うサービス向上への取り組みや、空き店舗利活用事業などを効率的に進めてまいります。

商工会活動については、商工振興事業に基づき、経営改善普及事業に対する人件費や事務機器の購入などの事業や各部会の活動などに助成をし、支援してまいります。

また、本年4月から預金の支払いを1,000万円まで補償するペイオフ制度が実施されますが、本年度についても預託方式により、これまでと同様に中小企業に対する融資を行い、借入金の利子補給に対する助成と事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

企業の振興関係については、国内の製造業が国外に生産拠点を移す中で、本町の企業においても厳しい経営環境にあります。このため、企業立地とともに、進出企業及び既存企業の定着を進めるため、本年1月には、企業振興措置条例の一部を改正し、工場の指定要件の拡大を図り、固定資産評価額を5,000万円以上から3,000万円以上に緩和するとともに、借入金の利子助成の期間を、これまでの3年から5年に延長する措置を講じたところであります。

また、新たに小規模事業者の300万円以上の生産設備を対象に加え、後継者の確保とともに地域の産業資源を有効活用し、持続性のある経営基盤の確立を支援してまいります。

労働行政については、雇用情勢が厳しさを増す中で、北海道の失業率は全国的にも非常に高い状態にあります。このため、国の緊急雇用対策により、本町においても事業を展開してまいりましたが、引き続き新たな国の緊急雇用対策事業を活用しながら、公園などの整備による雇用の創出を図ってまいります。

また、富良野地域人材開発センターに対する費用負担を行い、機動的な職業訓練の実施に努めてまいります。

観光客誘致については、地元観光協会を初め、富良野地域の市町村等の連携により、広域的観光を一層推進するとともに、地元産業との結びつきを強め、体験型観光の推進、観光ボランティアの育成、パンフレットの見直しや改善を図ります。

また、旅行会社などにリアルタイムな観光情報をインターネットで提供するなど、安価でより効果的

な観光宣伝活動に努めてまいります。

また、昨年実施して好評でありましたラベンダーシーズンの駐車場無料化と山頂展望台へのシャトルバスの運行についても、引き続き実施してまいります。

次に、三つ目の柱の住みよい快適なまちについてであります。

将来の町の市街地整備基本方針を定めた都市計画マスタープランを推進する観点から、駅周辺を中心とした市街地整備を町民、商業関係者、まちづくり活動関係者などからの提言と、道や関係機関との調整を図り、地域住民や民間企業との話し合いを重ねながら、都市計画の決定など事業化に向けた作業を進めてまいります。

道道上富良野停車場線から繁華街を結ぶ通称銀座通りの整備については、町民の社交の場、日ごろの疲れをいやし、あすへの活力を見出す場として、市街中心部を構成する極めて重要な場所が繁華街であるとの認識から、装飾歩道の敷設やデザイン街路灯の設置など、楽しく、より安心な歩行者に配慮した整備を住民参加型の手法により進めてまいります。

また、整備後においても、地域住民による主体的な活動への支援も視野に入れた取り組みを進めてまいります。

議会を初め、多くの町民の方から意見が寄せられておりました町内主要施設への誘導案内サインの整備については、花人街道237案内サインガイドラインとの調整を図りながら、町民、来町者にわかりやすい統一された誘導サインの設置を計画的に進めます。

このたび、北海道においては、北海道美しい景観のくにづくり条例、いわゆる景観条例を制定し、本年4月から施行されます。この中では、道民、事業者、自治体がそれぞれの役割を担い、景観を守り、創り、整えることを目的に、必要な施策についても明記されております。

本町においても、景観に関心を寄せられる方々が多いこと、また、自然を初めとする良好な景観の維持は、町民の皆様が生活を営む上でも必要不可欠なものであると言えます。このことから、本年度はこの財産を未来に継承していくために、景観条例の制定を視野に入れた基本調査を進めてまいります。

公園事業については、日の出公園、島津公園の施設管理業務を株式会社上富良野振興公社に委託し、より効率的な施設の管理運営に努めてまいります。

平成11年に改修しました日の出公園西斜面整備を公園事業の補助を受け、園路整備などを行ってまいります。

日の出公園の花壇などの整備については、ラベン

ダーの植えかえを引き続き行います。

また、森林部については土壌調査を行い、町民の声や関係機関の助言をいただきながら植林を進めてまいります。

地区公園、街区公園の整備点検については、本年度から5カ年計画で進めるとともに、要望の多い日の出公園エントランスゾーンの噴水と、せせらぎ水の供給を、町水道の循環方式から地下水の利用に変更し、幼児などが安心して水と楽しめるように改善を図り、地域の交流の場、憩いの場として楽しい利用ができるよう努めてまいります。

町営住宅整備については、町の町営住宅再生マスタープランに基づき、泉町北団地の建てかえ全体計画に着手し、高齢者に配慮した3棟24戸の建設を進める計画で、本年度は1号棟8戸の建設を行ってまいります。

既設町営住宅については、町営住宅ストック総合活用計画に基づき、住居改善と建てかえ計画の見直しを進めてまいります。

また、扇町団地の4棟の屋根ふきかえを行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、水道未普及地域である清富地区に、本年度から2カ年計画で施設を整備してまいります。本年度は、根幹的な施設として浄水場及び排水池などの建設に着手し、平成15年度上期の完成を目指し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

上水道については、昭和48年の供給以来稼働している電気計装設備の老朽化により、本年度に設備の更新を行ってまいります。

また、老朽化の計画的更新を進めるとともに漏水防止に努め、有収率の向上を図り、公共の福祉の増進と企業の経済性発揮という使命を持って経営の健全化に努め、豊富、低廉で良質な水の安定供給を図ってまいります。

公共下水道については、計画的な事業の推進を図り、本年度光町、西町地区の汚水管渠工事を実施してまいります。

また、環境整備に伴う汚水量の増加に対処するために、昨年度から整備を進めてまいりました水処理施設の3池目を本年度完成させ、引き続き未普及者の水洗化を督促し、衛生的で快適な生活住環境の向上に努めてまいります。

浄化センターの管理運営については、本年度より従来の運転管理業務に維持管理業務を加えた一部包括委託方式をとり、さらなるコストの縮減を念頭に、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

また、発生する汚泥の量も毎年増加しますが、緑

農地還元を基本とした土づくり対策への有効利用を図ってまいります。

ごみの処理については、循環型社会形成を目指した中で、国の容器包装リサイクル法が制定されて以来、廃棄物の資源化が急速に進展してまいりました。町においても、分別収集推進のため、富良野生活圏における広域分担処理体制や関係施設の整備を進め、資源のリサイクル体制を向上させてまいります。

広域分担処理における基本的な合意事項として、1市町村が1処理を担うものとし、本町においては、クリーンセンターの最新設備により、粗大ごみの破碎処理を受け持つことになっており、地域住民の理解を得ることを最優先の課題として取り組みを進めてまいります。

新たな分別を予定している生ごみについては、地域住民の御協力により、昨年市街地の3地区でモデル分別収集を試行的に行ったところ、良好な結果を得ることができました。本年10月より受け入れ態勢が整備される富良野地区環境衛生組合汚泥再生処理センターへの搬入に向け、地域説明会などを開催してきめ細かな周知を図ることにより、市街地区全体でのスムーズな収集を進めてまいります。

なお、生ごみの排出減量化促進のため、引き続きコンポストの普及に対し助成策を講じてまいります。

町では、新たな共同処理体系や分別収集体制を進め、ごみの減量化と資源化の徹底を図ることにより、循環型社会の構築を推進するため、町民の御協力をいただいているところであります。分別や減量化を進める上では、排出者側の協力を得ることはもちろん、排出量に応じた公平な受益者負担をいただくことについて、廃棄物減量等推進審議会からも御意見をいただいたところであります。

また、町民や事業者においては、一層の資源化、減量化に向けての御協力をお願いするとともに、ごみ処理に対するさらなる意識の高まりを期待するところであります。

また、町財政の健全化を維持するためとごみの減量化のため、最終処理を行う一般廃棄物についてのみ、その処理に要する費用の一部を排出者である町民及び事業者にご負担をいただくため、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの有料化を本年10月から実施したいと考えております。

クリーンセンターの運営については、平成12年12月より、ダイオキシン問題により、地域や町民に御心配をおかけいたしてまいりましたが、設置事業者の責任において、各種の原因調査及び改善策が講じられ、平成13年12月の測定結果では、5ナノグラム以下の数値を得ることができました。

また、地域住民に対しても、なお一層の安全を確保するため、活性炭利用による運転稼働を行うなどの諸対策の報告を行ったところであります。

今後も本施設の安定稼働に向け、細心の注意を払いながら運営してまいります。

し尿処理については、富良野地区環境衛生組合において新施設の整備が進められ、本年11月より全量受け入れ態勢が整う予定となったことから、排出体制の整備を進めてまいります。このことから、老朽化が著しい衛生センターについては残渣処理などを行い、年度内閉鎖に向けての作業を進めてまいります。

交通安全防犯対策については、町民のだれもが事件や交通事故の加害者、被害者にならないという願いで、何よりも事故発生の抑制を主眼に、引き続き交通安全推進委員会、交通安全協会、防犯協会など関係機関、団体の協力を得ながら啓発活動の充実に力を注いでまいります。

御承知のとおり、平成13年8月4日には、それまで続いておりました交通事故死ゼロが、残念にも617日で途絶えてしまいましたが、その後関係機関や団体との一致した活動など多くの御協力をいただき、事故発生件数もわずかではありますが減少しております。今後も交通事故死ゼロ500日、1,000日に向けた取り組みをより一層進めてまいります。

防災対策については、十勝岳噴火などの災害から町民の生命と財産を守るための基本計画である上富良野町地域防災計画書を本年度に全面改定し、現状に即した体制づくりを進めてまいります。

また、災害発生時には、適時適切な情報伝達が必要であることから、防衛施設庁所管の民生安定事業により、平成13年度から15年度までの継続事業として、防災行政無線施設の各設備を更新し、整備を進めてまいります。

国においては、公共事業の抜本の見直しが検討されるなど、社会資本整備を取り巻く状況は大きく変化しております。このような中で、地域の自立を支えるには、社会資本整備の重点化と効率化を図っていく必要があるという認識のもと、環境に配慮した安心して暮らせる地域社会の形成、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据えながら、道路網の整備や災害から町民を守り、安心して暮らせる生活環境を確保するために、河川改修、砂防事業などを国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、効率的に事業を推進してまいります。

また、町内において、国、道が実施及び計画しております公共事業についても、関係地域住民の意見を反映させながら円滑に事業が促進できるよう、各

関係機関との連携をより一層強めながら早期実現に努めてまいります。

道路、河川、橋梁の整備関係については、国土交通省や防衛施設庁の補助事業などにより、9路線の道路改良、舗装工事、6河川の改修、90式戦車対応として、富原橋の架け替えとデボツナイ川第2号橋の架け替えを実施してまいります。

街路灯設置事業及び公共施設等サイン設置事業については、防衛施設庁の調整交付金を活用し、計画的に進めてまいります。

除排雪関係については、住民サービスの低下にならないよう除雪や運搬排雪の強化、路面整正及び交差点の安全対策などを重点に行います。

また、融雪機設置補助融資事業を継続して実施してまいります。

町営バスの運行については、町民の日常生活を支える大切な交通機関であります。特に、児童生徒や高齢者など、みずから移動手段のない町民にとっては唯一の交通手段であるため、路線バスの運行については、昨年同様3台のバスで5路線を運行いたします。

また、バス停留所の看板などの整備も進めてまいります。

新しく町民などへの情報公開の一手法として、行政ホームページを10月1日に開設するよう計画しております。ホームページに掲載する内容については、組織内において検討する機関を設け、町民生活に密着した情報、町民にお知らせすべき情報、町民が知っていると便利な情報、町民からよく問い合わせがある情報などを掲載するよう考えております。

次に、四つ目の柱の、共に創るまちについてであります。

各自治会へ送付しています広報啓発などの文書、チラシなどは原則廃止し、新たにお知らせ版を毎月25日に発行し、町広報紙への集約化を図るとともに、防災行政無線の有効利用により、情報伝達のスピード化と、より充実した情報提供を目指しながら、配布書類の削減と情報の一元化に努めてまいります。

広報広聴業務については、町民と行政が一体となったまちづくりに取り組めるよう、双方向に情報と意見を交換できる場づくりに努め、行政と町民による協働のまちづくりを進めてまいります。

自衛隊に関しては、基地調整室を総合窓口として、地域活動や行政各分野での連携を図りながら、自衛隊とのより一層の協調関係を築き上げてまいります。

また、本年度から90式戦車が上富良野駐屯地に配備されることから、地域周辺に大きな障害が起き

ないように申し入れを行うとともに、今後の対応策などについて関係機関と十分協議し、万全を期してまいります。

開かれた行政推進については、平成13年10月に施行した情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、さまざまな機会や手段を通じて町民の情報の共有化を図り、協働のまちづくりを進めます。特に情報通信技術の導入と活用については、15年度からの整備に向けて具体的検討を始めてまいります。

本年度執行される上富良野町農業委員会委員選挙及び本年度末から来年度初めに執行が予定されている北海道知事、北海道議会議員選挙については、公正な執行に努めてまいります。

21世紀初頭における上富良野町のまちづくりの方向を定めた第4次上富良野町総合計画の実現に向け、組織内の意識統一を図るため、課長会議や政策調整会議の場で、施策や行政課題などについての検討協議を進めてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。課税に当たっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。

また、納税については、町民の御理解をいただき、納期内完納の推進を図るとともに、滞納税につきましても、滞納者に対して足を運ぶ回数をふやし、納入意識の高揚に努め、折衝を重ねることにより生活実態を把握し、納税の約束の取りつけるなど、収納率向上のため、職員一丸となり取り組みを進めます。

さらに、年3回の徴収強化月間を設定し、昨年引き続き、管理職全員による町税等滞納処理対策プロジェクトによる徴収と納付督励に一層の努力をしてまいります。

国においては、現在の大変厳しい経済情勢に対応する措置として、平成14年度の地方税の改正が検討されています。主な改正点としては、個人住民税における非課税限度額の引き上げ、株式譲渡益にかかわる申告を不要とする特例の創設、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置適用期限の延長、固定資産税における情報開示の推進などであります。

町においても、地方税などの改正案の成立を待つ、町税条例の改正を行う予定であります。

行政財政改革については、平成13年度から15年度の3カ年を期間に、簡素で効率的な行政運営の実施と、健全財政維持方針を基調にした行財政改革大綱に基づき、行財政改革実施計画を推進中ですが、2年次目となる本年度においては、より具体的な取り組みを進め、最終年次である15年度への目標達成につなげてまいります。

公共工事の入札と契約については、公共工事の入

札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成13年4月に施行され、透明性の確保や公正な競争の促進がより強く求められており、発注者としての適切な執行に努めてまいります。

また、入札と契約に関する情報の公表や予定価格の事前公表を初め、共同企業体についても、より公正で公平な取り扱いに向けて制度の改善に努めてまいります。

行政組織については、平成11年に実施した課など組織再編や、一部スタッフ制の導入を通過点としてとらえ、より横断的、機動的なかつ効率的な組織改革が必要と考えているところであります。

本年度から始まる職員数適正化計画や職員人材育成ビジョンの策定、また民間活力の導入などを図りながら、多様化、高度化する行政需要に適切に対応できる体制の構築と、それぞれの職員が知識と情報を共有し、さまざまな施策目標にスタッフ機能が十分発揮でき得る新たな組織機構への改革に取り組みます。

また、比較的高い水準に位置する職員給与制度に検討を加えるほか、事務事業の効率的執行による経常経費の削減に努めてまいります。

以上、平成14年度町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成14年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は78億5,100万円で、前年度当初予算比6.7%の減となっております。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などとしては、国民健康保険特別会計には、保険税軽減の措置などとして、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には、基準に基づくものとして、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には、建設費及び公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計には、基準に基づく経費、経営健全化の経費などとして、水道事業会計には、水道事業に伴う負担措置として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計9億8,720万円、老人保健特別会計14億5,760万円、公共下水道事業特別会計8億8,730万円、簡易水道事業特別会計6,540万円、ラベンダーハイツ事業特別会計2億9,980万円、介護保険特別会計5億3,320万円、病院事業会計11億6,793万円、水道事業会計2億8,670万円と

なっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は、56億8,513万円となり、一般会計予算と合わせた町の総予算額は135億3,613万円で、前年度当初予算対比3.3%減、額にして4億6,377万円減の財政規模となっております。

以上、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成14年度の町政執行方針といたします。

議長（平田喜臣君）次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長高橋英勝君。

教育長（高橋英勝君）平成14年度第1回定例町議会の開会に当たり、教育委員会の所管する教育行政の主要な方針について申し上げ、町議会並びに町民の皆さんの深い御理解と御協力をいただきたいと思っております。

初めに、昨年は21世紀の幕を開く大きな節目の年でありましたが、学校、家庭、地域社会において、心の痛むような凶悪な事件や痛ましい事故が次々と起こり、また米国での同時多発テロの影響により、世界経済が不透明を増す一方、国内では経済や財政など、あらゆる分野での聖域なき構造改革が進められ、教育においても、教育改革を推進する関連法案が整備されるなど、大きく揺れ動いた年でありました。

今、私たちを取り巻く社会環境は、国際化、情報化、科学の進展、さらには少子高齢化や核家族の進行など、社会は急激な変化の中にあり、今後においても楽観のできない先行き不透明な激動の時代となることが予想されます。

このように、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、創造的で活力に満ち、町民一人一人が心豊かでありよい生き方を求め、人間的な触れ合いを深めながら新しい時代を切り開いていく力を身につけていくことが大切であります。そのためには、今日的な課題を適確に把握し、それぞれの立場で知恵を寄せ合い、将来を見据えた理想の姿と、あるべき姿の展望を築き上げ、その展望に向かって実現する道を着実に見出すことの取り組みが、何よりも大切なことであると考えております。

ことしは、総合的な学習の時間を盛り込んだ新学習指導要領が本格的にスタートし、また完全学校週5日制が実施されるなど、さまざまな教育改革が本格的に推進されます。

教育委員会としても、こうした教育改革の動向を踏まえ、教育改革の方向や地方分権の流れをしっかりと見据え、新しい時代の要請と町民皆さんの期待にこたえるため、その使命と役割を認識し、これまで

以上に学校、家庭、地域社会との協力、連携を図り、教育、文化、スポーツなどの活動の振興と充実のため、町民の皆さんの御理解と御支援をいただきながら、学校教育と社会教育の重点目標を指針とし、適切な教育行政の推進に、なお一層最善の努力をしてみまいります。

最初に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、本年4月から完全学校週5日制のもとで、新学習指導要領が実施されます。これからの学校教育は、子供たちにゆとりの中で豊かな人間性を育て、社会の変化に柔軟に対応できる基礎基本を身につけさせ、自ら学び、自ら考える力を育むとともに、心豊かな人間性を育てていくことのできるよう、心の教育の充実を目指した教育活動を展開し、成果を得ることが大切であります。

このため、新しい学習指導要領の着実な推進や教育改革のねらいなど、その背景となる教育指針を十分見定めながら、地域の自然や人材、文化などを活用し、地域の独自性をより発揮し、創意工夫を凝らして特色ある学習を進めるとともに、人間として調和のとれた資質や能力の育成のため、学校、家庭、地域社会が一体となり、力をあわせ教育内容の充実に努めてまいります。

また、学校を生涯学習の拠点として活用していただくよう積極的に開放し、地域と結びついた「地域に開かれ、親しまれる特色ある学校づくり」の推進に努めてまいります。

次に、学習指導についてであります。本年度より新学習指導要領の実践がスタートします。新学習指導要領は、完全学校週5日制が実施されることを意に含め、総合的な学習時間や基礎、基本の徹底を主眼に置き、ゆとりある教育の中で生きる力をはぐくむことを命題とし、授業時間で1割、教育内容で3割減らすといった、これまでの学校制度や教育の枠組みを変えていく大幅な改革であります。

各学校においては、これまでも独自の学校目標を掲げ、その目標達成に向け鋭意努力されておりますが、新しい教育改革の趣旨を視野に入れ、さらにゆとり教育が学力低下を招くのではといった疑問視する声もありますので、教育課程の編成などを重視し、さまざまな研究や工夫を凝らし、それぞれの学校、地域の実態に応じた特色ある学習指導の充実に努めてまいります。

次に、生徒指導についてであります。各学校において教職員の協力体制のもと、日常的な教育相談や児童生徒の悩みや問題行動の早期発見を図るなど、適切な指導に努め成果を上げているところであります。

心身ともに健全な児童生徒の育成は、学校のみな

らず、家庭や地域社会を通して行われるという教育の基本に立ち、上富良野の青少年健全育成をすすめる会を初め、各関係機関、団体等の指導と協力をいただき、連携を深めながら生徒指導の充実に努めてまいります。

また、上富良野中学校に配置しております心の教室相談員につきましては、生徒のきめ細やかな指導、相談を行い、学校からも高い評価を得ておりますので、引き続き配置し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

教職員の研修活動についてであります。学校教育の成果と、児童生徒が楽しく充実した学校生活を送るためには、直接その任に携わっている教職員の努力と情熱、そして指導力に負うところが大きく、教職員自らが社会の新しい時代に対応する教育についての視野を広め、自らがその使命と専門性を自覚し、実践的指導力の向上を図ることが極めて重要であります。このため、教職員に専門的知識の習得や実践的な指導力の向上を図っていただくため、校内研修活動の充実に初め、各種研修会の参加など、研究、研修活動の一層の充実に努めてまいります。

次に、健康・安全教育についてであります。今日の社会環境や生活様式の変化に伴い、児童生徒の体力、運動能力の低下やストレスなど、さまざまな問題が提起されております。子供たちが生涯にわたって生きる力を身につけるためには、その基礎となる健康増進や体力の向上が極めて重要なことであります。

このため、生命の尊さや健康に対する意識を高めるとともに、自ら進んで運動に対する意識や親しみを持ち、体力の向上を育むよう、児童生徒の実態に即した体育・保健教育の推進に努めてまいります。

また、交通事故や学校における事件、事故、火山噴火等の非常災害に対する危機管理対策については、適切な判断力と行動がとれるよう、その防止も含めて、安全教育と防災教育の一層の推進に努めてまいります。

次に、僻地・複式教育についてであります。小規模校の特性を生かし、一人一人の児童の個性や能力を適確に把握し、そのよさを生かし、学ぶ意欲を高める学習の工夫や、他校との共同学習を取り入れながら地域の恵まれた自然や文化の教育環境の活用を図り、体験的な活動や学習を推進し、地域と一体となった特色ある僻地複式教育の充実に努めてまいります。

次に、特殊教育についてであります。心身に障害を持つ児童生徒が、将来の社会参加や自立が可能となるよう、個々の障害の程度に応じ、適切な教育ができるよう努めることが大切であります。

本町においては、年々対象児童者が増えている状況にあります。これらに対応した指導体制と特殊教育施設は十分とは言えず、早期に解決を図らなければならない課題となっております。このため、本年度上富良野小学校の特殊教育施設整備のための実施設計を行うよう、所要の予算措置をいたしました。

今後も、各学校における障害児においては、障害の状態に応じたきめ細やかな指導が行われるよう研究会、研修会への参加を初め、各学校間はもとより、家庭や関係機関との連携を一層密にし、効果的な指導に努めるとともに、施設の改善計画と指導体制の確立を図り、一人一人の発達を促す特殊教育の充実に努めてまいります。

教育環境と教職員住宅の整備についてであります。各学校の教育施設と設備の整備につきましては、適切な維持管理に努めておりますが、建物の年数により、大規模改修と適切な維持管理を要する時期にきている施設も相当数あり、整備には、今後大きな財政投資が必要となっております。

当面、町の財政事情から、全面的な早期解決は困難でありますので、本年度は児童生徒の安全と急を有するところの改善を優先的にいき、今後も年次計画で教育施設と設備の整備に努めてまいります。

また、21世紀は科学技術などが急速に進歩し、多様な学習活動に対応するコンピューターを中心とした情報教育が重要となっております。

情報通信ネットワークの効果的活用を図るため、全学校に配置しているコンピューターをインターネットに接続し、情報化に対応した児童生徒の育成を図るよう、学校教育の設備の充実に努めてまいります。

教職員住宅の環境整備につきましては、現在77戸を各地域に配置しておりますが、いずれの住宅も老朽化が進み、居住している教職員より、早期の改善を強く要望されているところであります。今後も年次計画で逐次居住環境の整備を進めてまいります。本年度は7戸の住宅改修工事と、急を有するところの維持補修に努めてまいります。

また、今後の教職員住宅の建てかえについては、全面的に町の責務での整備を行うことは財政的に困難な事情にありますので、民間活力での整備の可能性も視野に入れ、整備計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食についてであります。児童生徒にバランスのとれた安全でおいしい給食を提供するよう、今後も献立内容の工夫や嗜好も取り入れ、また衛生管理や安全対策に細心の注意を払い、児童生徒に喜ばれる学校給食を提供してまいります。

現在、学校給食費は小学生210円、中学生25

0円の保護者負担をしていただいておりますが、給食内容をより充実するため、現行の小中学生の給食費をそれぞれ10円引き上げるよう学校給食センター審議会に諮問し、審議していただき答申を得ましたので、4月より実施いたしますので、御理解を賜りたいと思います。

また、学校給食は、町の直営で運営しておりますが、財政と運営の効率化を図るため、町の行財政改革実施計画が策定され、その中で民間の活力を生かしての委託について、教育委員会、学校給食センター審議会などで審議した結果、町の責務としての一定条件を保持し、かつ確保されるのであれば、合理的な運営改善を進めるべきとの意見をいただきましたので、本年度より米飯の炊事と給食の配送・回収及び施設管理業務の一部を民間に委託し、運営し、運営の合理化を図り、給食センターの運営を行ってまいります。

次に、幼稚園教育についてであります。幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて大切な時期であります。その重要性を認識し、基本的な生活習慣や道徳性を身につけるなど、一人一人のよさを伸ばし、健康で明るく伸び伸びと行動する子供の成長を目指し、学校、保育所との交流や家庭教育学級の開催、地域の人々の交流、預かり保育の継続など、創意に富んだ幼稚園教育活動の充実に図られるよう支援してまいります。

次に、道立上富良野高等学校の振興について申し上げます。

上富良野高等学校は、地元の高等学校の場として通学の便がよく、父母の負担軽減が図られ、また、まちづくりの推進の上からも、すぐれた人材の確保や経済への波及など、高等学校が町内に設置されているその効果は、極めて大きなものがあります。

近年の少子化の影響や、町外高校への進路を求める傾向が強まる中で、安定した学校運営のための生徒確保については、大きな課題であります。上富良野高校の地域に根ざした魅力ある学校づくりのために、上富良野高等学校振興会を初め、各関係機関との連携を密にし、教育活動の充実のための支援や、地元高校への志向がなお一層高まるよう努力してまいりたいと考えております。

また、懸案でありました上富良野高等学校の校舎改築につきましては、町民挙げての熱意が功を成しまして、本年度から3カ年計画で新校舎建設の決定がなされたとの情報を得ておりますので、御報告申し上げます。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進についてであります。今日急激に変化する社会環境のもとに、人々の生活環境や生

活意識も変わり、価値観の多様化と高齢化が進み、多岐にわたるさまざまな課題が生じてきております。

このように厳しい変化の中にあっても、人々が生涯にわたり生きがいを持って活躍することのできる社会を築いていくことは、これからの時代の要請でもあります。このため、新しい時代の変化に適切に対応する力や、町民一人一人が健康で生きがいのある人生を築き、より豊かで充実した人生を送っていただくためには、生涯学習社会の実現を目指した社会教育の果たす役割・使命は、ますます重要になってまいります。

本町においても、子供から高齢者まで生涯のあらゆる時期に教育、文化、スポーツ、余暇活動などの学習の機会を選択し、いつでも、どこでも、だれでも、何でも自由に学ぶことができる環境づくりや、学校教育と社会教育が相互に協調し、一体となって取り組む学社融合の活動をより一層推進してまいります。

また、学校、家庭、地域社会が相互に連携、補完し合い、それぞれの持つ機能や役割を十分発揮しながら、町民のニーズに対応した生涯学習社会の実現を目指して、第5次社会教育中期計画を基調とし、その目的実現に向けての推進に努めてまいります。

家庭教育についてであります。幼児期において家庭は人格の基礎を培い、また社会生活に必要な生活習慣やしつけを身につけさせるなど、家庭での教育は非常に大切であります。しかしながら、家庭環境を取り巻くさまざまな変化の中で、親子のきずなの希薄化や他人任せの教育など、本来家庭が果たすべき教育力の低下も指摘されております。

このため、子供の発達段階に応じた子育てのための家庭教育学級や子育てセミナーの開設など、家庭での教育力を高める学習機会の充実や、学校、家庭、保育所、幼稚園、保護者と連携した子育て支援体制などの諸活動を推進し、健やかな子育てのための学習活動の拡大と充実に努めてまいります。

次に、少年の学習活動についてであります。

少年期は、心身ともに著しく発達を遂げる時期で、運動能力、思考力、社会性など人間形成の基礎を培う大切な時期であり、運動能力の向上のほか、自主性、創造性、感受性を発揮したり、協調性や道徳観念を身につけさせるための自然体験や体験学習が必要であります。

このため、完全学校週5日制も視野に入れながら、子供会、スポーツ少年団など各団体、サークルの活動をより活発化するよう推進するとともに、自然体験や社会経験などの多様な体験活動や学習機会をより充実し、家庭、学校、地域社会との連携を深めな

がら、心身ともに健全な子供の育成に努めてまいります。

青少年の凶悪事件や、学校における生徒指導上の諸問題が深刻な社会問題になっておりますので、上富良野の青少年健全育成を進める会との連携を深めながら青少年の健全育成を進めてまいります。

次に、青年・成人の学習についてであります。青年の学習活動につきましては、近年の急激な社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、青年の地域社会への参加や学習活動は、停滞の傾向にあります。このため、関係機関、団体、職場などの連携を図り、社会参加や地域行事への積極的な参加を促進するとともに、各種青年団活動の支援や学習機会の充実に努めてまいります。

また、本年6月に、当町で北海道青年祭が開催されますので、支援をしてまいります。

成人の学習活動につきましては、さまざまな学級、講座や文化、体育団体などの活動とサークル、グループでの学習が積極的に進められ、それなりの効果を上げております。しかし、住民の学習ニーズはますます多様化、高度化の傾向を示し、学習内容の充実を求められております。

今後も成人や女性の領域に応じて関係機関や団体、職場との連携を図り、幅広い学習機会の充実や個人学習の支援体制を充実するとともに、地域づくりのための活動への積極的な参加の促進に努めてまいります。

次に、高齢化社会の学習活動についてであります。本町においても、高齢化社会が急速に進んでおり、高齢者が安心して健康で生活を送ることができるよう、諸制度の充実や環境整備が必要であります。このため、いしずえ大学を初め、地域の老人クラブなどにおけるさまざまな学習活動をより促進するとともに、年齢、体力の個人差も広がっておりますので、個々の興味、関心に応じた学習機会の提供や、高齢者の持つ豊かな経験と学習の成果を生かせるよう、異なる世代との交流や社会参加の機会を提供するよう努めてまいります。

また、本年は、いしずえ大学が開設されて30周年の節目の年でありますので、その記念事業に対する支援をしてまいります。

次に、文化の振興について申し上げます。

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、心の豊かさを求め、文化活動に対する要求や地域文化の創造への関心が高まっております。このため、本町の文化活動に大きな役割を担っていただいている文化連盟を中心に、より文化活動への興味、関心を高めるための学習の場や、活動への参加機会の拡充と芸術文化に広く接する観賞機会の促進に努めるとも

に、各種団体やサークルなどで行う創作発表などの自主的活動に対する支援や活動組織の育成を図り、町民の豊かな心を培う文化活動の推進に努めてまいります。

次に、郷土館と開拓記念館についてであります。現施設の狭隘や展示品の固定化といったこともあり、効率的な運用については、さらなる努力が必要と考えております。町の歴史や文化に興味を持っていただけるよう、展示物の配置がえや情報の提供などの工夫を図るとともに、郷土学習における文化財の保護、活用と伝承と文化保存のための伝承活動への推進に努めてまいります。

次に、公民館図書室についてであります。町の生涯学習活動の重要な拠点でもある公民館図書室は老朽化し、狭隘で施設機能も悪く、大変不便な中で御利用いただいておりますが、町民の皆さんの図書を通じての学習意欲が向上し、平成12年度の利用実績は、貸し出し総数3万6,826冊で、1日平均128冊の貸し出しを行っている現状であります。図書の利用度は、その町の文化度をはかるバロメーターとも言われております。施設の問題もありますが、工夫をしながら利用者の学習、教養、調査、娯楽など、さまざまな要求に応じるよう配慮し、利用促進に努めてまいります。

図書館建設は、町民の皆さんから早期実現を熱望されている町の重要な懸案事業でもありますので、1年でも早く町民の皆さんの期待にこたえるよう、より一層努力をしてまいりたいと思います。

次に、スポーツの振興についてであります。町民の健康づくりや体力の維持増進、スポーツを通じた人とのふれあい活動などは、高齢化や余暇時間の増大に伴い、日常生活はもとより、生涯学習の観点からも、ますます重要になってまいります。このため、各種スポーツ活動機会の推進やスポーツ団体、サークルなどの自主活動を奨励するとともに、体育協会、スポーツ団体、体育指導員、地域スポーツ推進員との連携協力のもと、子供から高齢者に至るまでの各期に合わせた生涯スポーツの推進に努めてまいります。

町の懸案事業でありましたパークゴルフ場の整備につきましては、昨年造成工事が完了し、本年度は管理棟、駐車場等の整備を行い、9月には仮オープンし、平成15年5月より正式に供用開始をいたします。

また、社会教育の使用料については、行財政改革実施計画に基づき、利用者負担の適正化を図るべく、使用料金と減免基準を見直すよう関係条例と規則の改正を行いますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

次に、情報通信技術講習についてであります。今日の飛躍的に進展する情報化社会に対応するため、学校教育のみならず、町民の皆さんにもパソコンやインターネットの基礎技術を習得していただくため、昨年度の助成を受け34講座を開設し、大変好評を得たところであります。

本年度も道の助成を受け継続し、27講座のIT講習会を計画し、推進してまいります。

次に、国際理解教育についてであります。豊かな国際感覚や外国の生活、文化、歴史などについての理解を深め、また自分の考えを表現できる基礎的な力を育成するため、英語指導助手として昨年8月、カムローズ市よりモリーン・ボルディングさんを招致し、学校教育と社会教育で活躍いただいております。

今後も中学生に生きた外国語教育の充実を図るとともに、小学生にも国際理解教育の一環として、英会話になれ親しむ機会の拡大に努めてまいります。

以上、平成14年度の教育行政執行の重点について申し上げましたが、町民の皆さんの負託にこたえるため、教育、文化、スポーツの振興などに最善の努力をしてみたいと考えておりますので、町議会始め町民各位の御理解と御協力、御支援をお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

この際、20分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時50分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま町長から町政各般にわたりましての執行方針と、教育長からは教育行政執行方針を申し上げましたので、それらに基づき編成いたしました一般会計予算の概要の説明をいたします。

まず、表紙をお開き願いたいと思います。

目次におきまして、予算書と、それに関する説明書とに区分してそれぞれページを付してございます。この中で地方自治法に定められてございます議会の議決対象となる予算の部分につきましては、1ページから10ページにわたり記載してございます。

次に、地方自治法施行令に基づく予算に関する説

明書につきましては、11ページ以降の部分となりますが、この項目ごとの内容につきましては、目次に記載のとおりでございます。

それでは、1ページから10ページまでの議決項目につきまして、朗読しながら御説明申し上げます。

議案第1号平成14年度上富良野町一般会計予算。

平成14年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億5,100万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、15億円と定める。

次、2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算につきまして、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款町税9億337万3,000円、2款地方譲与税1億5,200万円、3款利子割交付金1,500万円、4款地方消費税交付金1億1,800万円、5款国有提供施設等所在市町村助成交付金8,930万円、6款自動車取得税交付金5,800万円、7款地方特例交付金3,470万円、8款地方交付税32億5,000万円、9款交通安全対策特別交付金300万円、10款分担金及び負担金7,323万1,000円。

3ページに入ります。

11款使用料及び手数料1億1,160万4,000円、12款国庫支出金14億5,482万6,000円、13款道支出金2億9,495万円、14款財産収入1,451万9,000円、15款寄附金1万円、16款繰入金2億15万8,000円、17款繰越金3,500万円、18款諸収入2億5,722万9,000円。

4ページに移ります。

19款町債7億8,610万円、歳入合計78億5,100万円となります。

次に、5ページの歳出の内訳を申し上げます。

1款議会費8,191万8,000円、2款総務費3億6,093万4,000円、3款民生費6億1,602万1,000円、4款衛生費9億7,886万6,000円、5款労働費118万6,000円、6款農林業費4億6,368万1,000円、7款商工費2億1,278万9,000円。

次、6ページに移ります。

8款土木費18億811万円、9款消防費2億5,682万8,000円、10款教育費5億5,319万7,000円、11款災害復旧費634万1,000円、12款公債費11億3,374万5,000円、13款諸支出金1,554万5,000円、14款給与費13億4,683万9,000円、15款予備費1,500万円。

7ページの歳出合計につきましては、同じく78億5,100万円となります。

8ページの債務負担行為の関係につきまして申し上げます。

ここでは、翌年度に向けましての債務が発生する6件の事務事業につきまして、それぞれその期間と限度を記載のとおり定めまして、事業の推進を図るものでございます。

1点目の地域防災計画策定事業でございますが、昭和61年に策定いたしました現計画が、社会情勢などの変化から現状に合わなくなっておりますので、全面的に見直しを行い、新計画書を作成するためのものでございます。

2点目の富原橋の架け替え事業から、6点目の南部地区の土砂流出対策事業までの各事業につきましては、計画的に取り進めいたします既定の事業でございます。国の2カ年、国庫債務負担行為などによりまし、合わせまして債務負担行為を設定し、事業の推進を図るものでございます。

次に、9ページの地方債につきまして御説明申し上げます。

その発行限度額の総額を7億8,610万円といたします。本年度の事業計画のうち、無線放送施設、保健福祉施設、農道及び用排水路等農業施設の整備を初め、生活関連の飲料水供給施設や道路、橋梁の整備、町営住宅並びにパークゴルフ場整備など22事業に対しまして、補助金のほか地方債を財源としまして推進を図るものであります。

また、あわせまして、国の恒久的減税に対応するため、減税補てん債の発行と、昨年に引き続きまして地方財政対策としまして、地方交付税から一部地方債に振替措置されず特例の臨時財政対策債につ

きましては、昨年の2倍を超える2億8,013万円を見込んで歳入財源といたします。

次に、起債の借入条件としましては、いずれの起債の目的も、起債の方法としましては普通貸借または証券発行といたします。

利率の上限は、今後の金利動向の見きわめが非常に難しいことから、5%以内といたしまして設定いたします。そのうち、減税補てん債及び臨時財政対策債につきましては、利率見直し方式となる見込みから、それに対応できる内容といたします。

償還の方法は、まず政府資金につきましては、その融資条件によることといたします。

銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによることといたします。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借り替えることができることといたします。

次、11ページ以降につきましては、冒頭申し上げましたように、地方自治法施行令に定めおります予算に関する説明書の内容でございます。既にご高覧いただいていることから、総括及び歳入歳出の事項別明細等につきましては、説明を省略させていただきます。

ページが後ろの方に飛びますが、183ページから190ページにわたりましては、給与費の内訳及び債務負担行為、地方債の内容につきまして所定の様式に従いまして調書を添付してございます。

また、予算審議の資料としまして、別冊で平成14年度一般会計予算説明資料をあわせまして事前に配付させていただいておりますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

以上、平成14年度一般会計予算の説明といたします。

議長（平田喜臣君） 次に、国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 上程されました議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、医療保険制度は高齢化、経済不況によりますます制度維持の不安、地方財政の悪化など、その環境は深刻な様相を呈しております。

国におきましても、医療保険制度の健全化を目指し、制度改革に向け検討が進められていることは、既に御案内のとおりであります。本提案内容は、制度改革等について未確定のこともあり、現行制度に対応しての計上でございます。

国民健康保険に関しましては、構造自体高齢者を中心とする加入者が中心となっていることに加え、

生活習慣病など継続的な診療を要する状況、さらに医療技術の向上は、より高度な性質も加わり、医療費の増嵩を呈しております。

このような状況から、老人保健制度や退職医療制度、保健基盤の安定制度など各種の対応により国保運営財政基盤の安定化支援がなされてはおりますが、厳しい環境であることは違いはありません。

御提案申し上げます新年度予算につきましては、過去の医療費支払いや対象疾病などを考慮し、保険給付費に要する支出を前年対比約7%、全体として5.7%増の予算規模といたしたところであります。

予算編成に当たりましては、経常経費の節減などに努め、歳入に関しましても、過去3年間の実績を基本としながらも、現下の所得状況を勘案した減税収入を計上し、なお不足する額を国民健康保険財政調整基金の一部支消を見込み、現税率の改定は可能な限り避けたいと考えております。

以下、議案を朗読しながら説明申し上げます。

議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成14年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,720万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

款のみの予算額を申し上げます。

1款国民健康保険税3億1,425万6,000円、2款国庫支出金4億829万7,000円、3款療養給付費交付金9,656万8,000円、4款道支出金80万円、5款共同事業交付金1,298万3,000円、6款連合会支出金1,000円、7款財産収入1,000円、8款繰入金1億5,408万4,000円、9款繰越金2,000円、10款諸収

入20万8,000円、歳入合計9億8,720万円。
次、2ページ。

2、歳出。

1款総務費4,856万8,000円、2款保険給付費6億706万8,000円、3款老人保健拠出金2億5,901万8,000円、4款介護納付金5,035万7,000円、5款共同事業拠出金1,298万4,000円、6款保健事業費408万8,000円、7款基金積立金1,000円、8款公債費20万円、9款諸支出金75万2,000円、10款予備費416万4,000円、歳出合計9億8,720万円でございます。

3ページ、4ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

2、歳入。

1款国民健康保険税につきましては、一般の医療費分、介護分の保険税の計上で、昨年同様95%収納率で計上をさせていただいております。

また、退職の医療、介護分につきましては、98%の計上をさせていただいているところでございます。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

2款国庫支出金でございますが、事務費、療養給付費、財政調整交付金等を計上いたしましたものでございます。

3款療養給付費交付金につきましては、各保険者からの交付金であります。

9ページをお開きいただきたいと存じます。

4款の道支出金につきましては、財政健全化対策事業補助で、前年同額の計上でございます。

5款の共同事業交付金につきましては、高額医療共同事業交付金の計上であります。

6款の連合会支出金のうち、介護円滑導入給付金につきましては、介護保険の導入に関しまして収納率の低下、収納対策のために2年間の事業として措置されたものであります。平成14年度より廃止されるため、廃目といたしました。

また、新たな14年度単年度事業として、連合会が医療費の縮減をねらうための推進事業として予定されておりました。これに対応し、科目の設定を計上したものでございます。

7款の財産収入につきましては、科目の設定でございます。

8款の繰入金につきましては、制度におきます町の一般会計からの繰り入れと、財政調整基金からの一部支消による繰り入れを計上したところでございます。

9款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと存じます。

10款の諸収入につきましては、前年同額の計上をさせていただいたものでございます。

15ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出。

15ページから18ページまでの1款総務費につきましては保健事業に係ります職員給与費及び電算処理委託のほか、賦課事務、納税奨励運営協議会等に関しましての計上でございます。

19ページをお開きいただきたいと存じます。

同じく1款総務費の趣旨普及費及び医療費適正化特別対策事業費といたしまして、レセプト点検及び医療費抑制としての保健事業推進機器の整備等の計上でございます。

21ページをお開きいただきたいと存じます。

21ページから24ページにわたります2款の保険給付費につきましては、一般退職の療養費の高額療養、出産費、葬祭費等の計上でございます。

25ページをお開きいただきたいと存じます。

3款老人保健拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払い基金の算出割合に応じて計上するものであります。

4款介護納付金につきましては、2号被保険者の数に応じ、対応、計上するものでございます。

3款共同事業拠出金につきましては、高額医療拠出金等でございます。

27ページをお開きいただきたいと存じます。

6款の保健事業費につきましては、循環器系疾患、とりわけ高血圧症の医療費対策として、引き続き保健事業として推進してまいりたいというものでございます。

7款及び8款につきましては、科目の設定でございます。

29ページをお開きいただきたいと存じます。

9款諸支出金につきましては、保険税の還付等の計上でございます。

10款につきましては、予備費でございます。

31ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。御参照を賜りたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議を賜りまして、お認めいただきたいと存じます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、老人保健特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 上程いただきまし

た議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

老人保健特別会計予算につきましては、過去の医療諸費の状況並びに受給者数を見込み、昨年に比べ医療諸費で9,190万円の増、総体で9,290万円増の14億5,760万円の予算計上としたところであります。

受給者につきましては、前年より60人程度の増で1,750人を見込んでおります。

なお、制度改正の動き等もございしますが、未確定でありますことから、現行制度により御提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、説明をさせていただきます。

議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成14年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,760万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

款のみの予算額を申し上げます。

1款支払基金交付金10億1,918万7,000円、2款国庫支出金2億9,004万7,000円、3款道支出金7,245万5,000円、4款繰入金7,590万8,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入2,000円、歳入合計14億5,760万円。

2ページ目でございます。

2、歳出。

1款総務費368万円、2款医療諸費14億5,391万7,000円、3款諸支出金3,000円、歳出合計14億5,760万円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

2、歳入。

歳入の1款から4款につきましては、医療費に要します費用を支払基金から70%、国の負担20%、道負担5%、町負担5%、ほかに事務に要する費用それぞれの区分によって計上いたしたところがございます。

5款、6款につきましては、科目の設定でありま

す。

次に、9ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出につきましては、1款から3款まで事務費用及び医療費等について計上したものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をいただきまして、お認めをいただきたいと存じます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入予算につきましては、被保険者が納める保険料と、国、道、町からの公費を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に対する介護サービス費用や、事業の運営に係る事務費などの費用を賄おうとする基本的な考え方により、予算を計上したところであります。

その中でも、予算の根幹であります保険給付費につきましては、居宅施設など各介護サービスのこれまでの給付実績、推移を見きわめるとともに、一般会計において措置しております低所得者の利用料負担軽減、在宅サービス利用促進補助などの費用負担の軽減策の効果を考慮しながら、利用者数、サービス量の動向などを見込んで計上したところであります。

次に、第1号被保険者の保険料であります。昨年の9月まで、国の特別対策により軽減措置が図られておりましたが、本年度は本来の保険料の額、満額を御負担していただくよう予算計上したところでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成14年度上富良野町の介護保険特別会計予算の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,320万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不

足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

款のみ申し上げます。

1、歳入。

1款介護保険料8,568万6,000円、2款国庫支出金1億3,114万9,000円、3款道支出金6,111万5,000円、4款支払基金交付金1億6,134万5,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金9,389万6,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入7,000円、歳入合計5億3,320万円。

次、2、歳出。

1款総務費3,435万6,000円、2款保険給付費4億8,901万1,000円、3款財政安定化基金拠出金258万4,000円、4款特別給付費250万円、5款基金積立金1,000円、6款諸支出金5,000円、7款予備費474万3,000円、歳出合計が5億3,320万円であります。

次、3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、省略させていただきます。

5ページでございます。款のみ申し上げます。

2、歳入。

1款介護保険料につきましては、第1号被保険者の保険料の本来の額を計上してございまして、国の特別対策により、保険料の軽減を行いました前年度より増額となっております。

2款国庫支出金につきましては、保険給付費を賄う国の財源負担割合に応じた介護給付費負担金、調整交付金、それから介護認定審査会費用などに対します事務費交付金の計上であります。

次、3款道支出金につきましては、保険給付費に係る道の負担割合に応じた負担金であります。

次、7ページお願いいたします。

4款支払基金交付金、第2号被保険者の保険料負担分であります。社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款財産収入につきましては、科目の設定であります。

6款繰入金につきましては、制度に基づく保険給付費の財源負担分であります。それから、職員給与費、事務費用、その他繰り入れとして上乗せサービスの特別給付費の繰入金の計上であります。

次、9ページをお願いいたします。

7款繰越金につきましては、科目の設定であります。

8款につきましても、いずれも科目の設定であり

ます。

11ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、これにつきましては、11ページから15ページの上段まで総務費でございますが、保険者としての介護保険事業運営に要します職員給与費、それから事務費用の計上。

それから、次の13ページにつきましては、賦課徴収費として、納入通知書とか郵送料の賦課徴収に係る費用でございます。それから、介護認定審査会運営費用と、それから認定調査費用のものが主なものでございます。

それから、15ページの趣旨普及費につきましては、本年度介護保険事業計画作成の見直し作業を行うこととなっております。その作業に基づきまして計画書を作成することになりますが、それらの印刷費用等の内容であります。

2款保険給付費、これにつきましては、介護保険での基本サービスに係る居宅介護、施設介護、介護支援、住宅改修などの給付費につきまして、これまでの給付実績とサービスの量、利用人数などの動向を見きわめて給付費を計上したところであります。

次、17ページでございます。介護保険サービス利用の自己負担額が一定割合を超えた場合に支給する高額介護サービスの費用の計上であります。

次、3款財政安定化基金拠出金、前年度と同額の計上であります。

4款特別給付費、これにつきましては、訪問介護、短期入所の介護サービスを保険給付費の支給限度額を超えて利用する場合に、町独自の上乗せサービスの給付費用であります。

5款基金積立金につきましては、科目の設定であります。

次、19ページでございます。

6款につきましては、いずれも科目の設定であります。

7款予備費を計上とするものでございます。

次の21ページから26ページまでの給与費明細書につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君）次に、簡易水道事業特別会計予算説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君）ただいま上程いただきました簡易水道事業特別会計につきまして、概要を申し上げます。

予算総額6,540万円を計上させていただきます。

おります。前年度対比では、1億1,960万円、64.6%の減となっております。

主な減額要素といたしまして、東中地区の石綿セメント管更新事業、同じく同地区の計装設備更新事業の完了によるものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成14年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,540万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算。

款のみの予算額を申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1,858万4,000円、2款繰入金3,849万3,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入832万2,000円、歳入の合計といたしまして6,540万円でございます。

2、歳出。

1款衛生費3,218万4,000円、2款公債費3,321万5,000円、3款繰出金1,000円、歳出の合計といたしまして、6,540万円でございます。

次の2ページから3ページの事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

1款使用料及び手数料につきましては、東中、西部、江花の3地区分の水道使用料及び給水工事などに伴いました設計審査及び工事検査手数料の計上でございます。

2款繰入金につきましては、一般会計からの助成金でございます。

3款繰越金につきましては、節の設定でございません。

4款諸収入につきましては、前年度事業に対しましての消費税の還付金並びに道路工事及び橋梁架け替え工事などに伴いました水道管の移設補償費な

どの計上でございます。

なお、今年度建設事業の計画がありませんので、国庫支出金、町債などの計上はありません。

6ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1款衛生費につきましては、簡易水道事業に係る1名分の職員給与及び浄水場4カ所分の維持管理費用並びに各道路工事、橋梁架け替え工事に伴いましたの支障水道管移設工事費用などが主なものでございます。

8ページをお開き願いたいと思います。

2款公債費につきましては、地方債の元金及び利子の計上でございます。

3款繰出金については、節の設定でございます。

次の10ページからの給与費明細書につきましては、12ページまでを説明を省略させていただきます。

13ページをお開き願いたいと思います。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。当該年度の数字のみ申し上げます。

東中地区簡易水道事業の償還見込み額647万8,000円でございます。西部地区簡易水道の償還見込み額906万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君）次に、公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

上下水道課長（田中博君）ただいま上程いただきました議案第6号公共下水道事業特別会計につきまして、初めに概要を申し上げます。

予算総額8億8,730万円を計上いたしております。前年当初比では5,390万円、6.5%の増となっております。

主な増額要素としまして、面整備に伴いまして、汚水量の増加に対処するため、処理場の水処理施設3池目の増設工事を平成13年度から2カ年の継続事業として実施しており、本年度分の事業量及び事業費の割合が多いことにより増になっているものでございます。

汚水管渠工事につきましては、昨年に引き続き光町工区、新たに西町工区を施工区域として予定しております。

また、同区域内におきまして、実施調査設計を行う予定でございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成14年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,730万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億5,000万円と定める。

次のページお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

款のみの予算額を申し上げます。

1款分担金及び負担金1,667万円、2款使用料及び手数料1億10万9,000円、3款国庫支出金2億6,820万円、4款繰入金2億1,521万7,000円、5款繰越金2,350万円、6款諸収入730万4,000円、7款町債2億5,630万円、歳入の合計といたしまして、8億8,730万円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費6億4,856万3,000円、2款公債費2億3,823万7,000円、3款予備費50万円、歳出の合計としまして、8億8,730万円でございます。

次のページお開き願いたいと思います。

第2表債務負担行為。

平成14年度水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金の期間につきましては、平成14年度から平成18年度、限度額につきましては、貸付実績額に対する利子相当額でございます。

なお、平成14年度といたしまして、10件を見込んでおります。

第3表地方債。

起債の目的、公共下水道事業限度額2億5,630万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行、利率5.0%以内。

償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件によることとします。銀行その他の場合には、その債権者の協定するものによることとします。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借りかえすることができることとします。

次の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページお開き願いたいと思います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金につきましては、公共下水道事業の受益者負担金、平成10年度から平成14年度賦課の分割分及び平成14年度賦課分の一括納付見込みを含めましての計上でございます。

使用料につきましては、下水道の使用戸数3,763戸に、14年度新規予定といたしまして80戸分を見込んでの計上でございます。

2項の手数料につきましては、配水設備工事の確認申請及び工事検査の見込みとしまして80戸分の計上でございます。

3款国庫支出金につきましては、汚水管渠の補助対象事業費に対しまして10分の5、処理場の水処理施設工事につきましても、対象事業に対しまして高率10分の5.5、低率10分の5分の計上でございます。

9ページお開き願いたいと思います。

4款繰入金、一般会計繰入金につきましては、起債の元利償還並びに予備費への繰入金として計上いたしているところでございます。

5款繰越金につきましては、前年度事業の収支見込みの差額分の計上でございます。

6款諸収入、1項、2項につきましては節の設定でございます。

11ページお開き願いたいと思います。

3項貸付元利収入につきましては、水洗化と改善資金、改造資金、預託元利収入の元金としまして、前年度までの貸付残高の3分の1に相当額利子につきましては、元金に対しての計上でございます。

4項消費税還付金につきましては、平成13年度事業によります消費税の還付金の見込み分の計上でございます。

5項雑入につきましては、節の設定でございます。

7款町債につきましては、汚水管渠工事及び水処理施設増設工事分の補助残分並びに汚水管渠工事などの単独起債対象事業に対しましての起債充当率分の計上でございます。

次の13ページお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1款下水道事業費、1項下水道管理費につかま

は、主なものとしたしまして公共下水道事業に係る職員4名分の給与費及び受益者負担金、前納報償金並びに水洗化等改造補助金などの計上でございます。

施設管理費につきましては、各種機器類の運転、保守点検などの一部包括委託料などが主なものでございます。

建設事業につきましては、昨年度から実施しております水処理施設の3池目の継続推進、14年度完成の予定でございます。

汚水管渠につきましても、引き続きまして光町、新たに西町区域などを含めましての計上でございます。

19ページお開き願いたいと思います。

2款公債費につきましては、地方債の元金及び償還利子並びに一時借入金利子の計上でございます。

3款予備費につきましては、50万円を計上しようとするものでございます。

次の21ページからの給与費明細書につきましては、24ページまで説明を省略させていただきます。

25ページをお開き願いたいと思います。

25ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次の26ページにつきましては、地方債の現在高見込みに関する調書でございます。当該年度中の数字のみ申し上げます。

下水道事業債の起債見込み額2億5,630万円、償還見込み額1億103万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきましてお認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） ただいま上程いただきました議案第7号につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ラベンダーハイツ事業につきましては、利用者が生きがいある生活が送れますよう、創意工夫により質の高い施設サービス並びに居宅介護サービスの提供に努めるよう、予算の編成に当たったところでございます。

予算の総額は、前年に比較して1,470万円、率にいたしまして5.2%増の2億9,980万円となっております。

予算の内容につきましては、第1点といたしまして、歳入でございますが、サービス収入は、前年度の状況並びに今後の利用状況を十分勘案し、予算を

計上いたしたところでございます。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、前年度に比し、約1,330万円の減額に努め、施設の適正化を図ったところでございます。

第2点といたしまして、歳出でございますが、施設内における経常経費の節減、効率化に努め、健全経営に努めるよう予算を計上いたしたところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成14年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ2億9,980万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、4,000万円と定める。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算。

款のみ申し上げます。

1款サービス収入2億5,386万2,000円、2款道支出金270万円、3款寄附金5万円、4款繰入金3,290万円、5款繰越金1,000万円、6款諸収入28万8,000円、歳入合計は、2億9,980万円でございます。

2、歳出。

1款総務費1億8,814万7,000円、2款サービス事業費7,807万4,000円、3款施設整備費693万円、4款公債費2,654万9,000円、5款予備費10万円、歳出合計は、2億9,980万円でございます。

次の歳入歳出予算事項別明細書は、省略させていただきます。

次の5ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入。

1款サービス収入、これはデイサービス収入、ショートステイ収入、特別養護老人ホーム収入、自己負担金収入でございます。

次、2款道支出金、これは道の補助金でございます。

次、7ページをお開き願いたいと思います。

3款寄附金、これは科目の設定でございます。4款繰入金、一般会計の繰入金でございます。5款繰

越金、これは前年度の繰越金でございます。6款諸収入、施設実習等の支払金等でございます。

9ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1款総務費、これは22名分の人件費と施設維持管理経費でございます。

次、11ページをお開き願いたいと思います。

2、サービス事業費、1目、これはデイサービスセンターとショートステイの運営経費の計上でございます。2目はサテライトサービス、デイサービスです。自立者等の運営経費の計上でございます。

次、13ページをお開き願いたいと思います。

1目、これは特別養護老人ホームの運営経費でございます。

次、15ページをお開き願いたいと思います。

3款施設整備費、これは施設に対する整備費の計上でございます。4款公債費、公債費の計上でございます。5款予備費、予備費でございます。

次の17ページから22ページまでは給与費明細でございますので、説明は省略させていただきます。

23ページは債務負担行為に関する調書でございます。

24ページは地方債に関する調書として添付してございます。既に御高覧いただいたものとして説明は省略させていただきますと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。御審議を賜り、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（平田喜臣君） 次に、水道事業会計について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第8号につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額1億8,580万円を計上いたしております。前年当初費では170万円、0.9%の減となっております。既拡張事業分の償還金などの負担金としまして、1,108万8,000円が一般会計より繰り入れされてございます。

また、資本的収入の予算額3,710万円を計上いたしております。前年当初費では3,240万円、689.4%の増となっております。

資本的支出の予算額は、1億90万円を計上いたしております。前年当初費では1,820万円、22.0%の増となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

主な増額要素としまして、昭和48年からの供用

開始以来稼働しております日の出浄水場の電気計装設備が老朽化による故障など頻繁に起きており、修繕費用もかかることから、本年度更新事業として計上したことにより増になったものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願いたい。

議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成14年度上富良野町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水戸数4,228戸。
- 2、年間早急水量90万2,000立方メートル。
- 3、1日平均給水量2,471立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

款のみ朗読させていただきます。

収入。

第1款水道事業収益1億8,580万円でございます。

支出。

第1款水道事業費用1億8,580万円でございます。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,380万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,380万円で補てんしようとするものでございます。

収入。

第1款資本的収入3,710万円でございます。

支出。

第1款資本的支出1億90万円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、日の出地区浄水場電気計装設備更新事業。限度額、3,500万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、5.0%以内。償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件によることとします。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによることとします。ただし、企業財政その他の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借り換えすることができる

こととします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費3,978万4,000円。

2、交際費5万円。

他会計からの補助金。

第8条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,108万8,000円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は、1,250万2,000円と定める。

次の1ページからの平成14年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、10ページまで説明を省略させていただきます。

11ページをお開き願いたいと思います。

平成14年と上富良野町水道事業会計予算説明書。

収益的収入及び支出。

1、収入。

1款水道事業収益につきましては、水道使用料金、給水管工事などに伴いましての設計審査手数料並びに下水道、簡易水道使用料の徴収収納手数料及び一般会計から施設各所分の公債費の一部及び消火栓移設、仕切り弁の高上げ費用への補助金などが主なものでございます。

13ページをお開き願いたいと思います。

2、支出。

1款水道事業費用につきましては、各浄水場などの維持管理費用及び水道事業に係る4名分の職員給与並びに配水管などの漏水修理、漏水調査及び減価償却費、企業債の支払利息などが主なものでございます。

19ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出。

1、収入。

1款資本的収入につきましては、日の出浄水場電気計装設備の老朽化による更新事業に対しましての企業債並びに公共下水道新設工事に伴う水道管移設工事補償の負担金などが主な計上でございます。

21ページをお開き願いたいと思います。

2、支出。

1款資本的支出につきましては、日の出浄水場の電気計装設備の老朽化により更新を行うための施設整備費及び企業債償還金元金分などが主な計上でございます。

23ページをお願いいたします。23ページからの給与明細書につきましては、25ページまで説明を省略させていただきます。

26ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為に関する調書につきましては、水道料金調定、企業会計業務電算処理事業の債務負担行為でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君）次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君）ただいま上程いただきました議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

病院事業につきましては、国の医療費抑制政策が進展している中、さらに本年度診療報酬の本体マイナスの改定のほか、薬価、診療材料等の引き下げが行われるといったことから、病院経営を取り巻く情勢、非常に厳しいものとなっております。

こうした中、病院におきましては、当然にして病院の健全化に向けた取り組み、また診療体制の一層の充実といったことで、医療機械の整備等を図りたいといったようなことから、14年度予算について、これら所要の費用を計上させていただいているところでございます。

まず、14年度の予算規模でございますが、11億6,793万円、前年比1,433万円、1.2%の増となったところでございます。このうち、3条予算、収益的収支におきましては、10億1,457万6,000円、前年比1億4,11万3,000円、9.3%の減でございます。これにつきましては、外来外科患者等の減少がある中において、業務量の見直しを行ったことによるものでございます。

また、4条予算、収益的収支におきましては、1億5,335万4,000円、前年比1億1,844万3,000円、339.3%、大きな増額の予算計上とさせていただいたところでございます。

これにつきましては、耐久年数が大きく超えていることによって、著しい劣化が見られる医療機器についての更新整備をさせていただきたい。そんなことから、所要の予算計上をさせていただいておるところでございます。

この3条、4条の予算総額に対しまして、町からの繰入金の総額は2億4,864万9,000円となったところでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成14年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、業務量。

イ、病床数、一般病床44床、療養型病床36床。うち医療型16床、うち指定介護療養型20床。

ロ、患者数、年間8万1,662人、1日平均301人。入院患者、一般病床及び療養型病床のうち、医療型病床年間1万6,060人、1日平均44人。療養型病床のうち、指定介護療養型、年間7,300人、1日平均20人。外来患者年間5万8,302人、1日平均237人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

款のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益10億1,457万6,000円。

支出。

第1款病院事業費用10億1,457万6,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入1億5,335万4,000円。

支出。

第1款資本的支出1億5,335万4,000円。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、電子複写機リース、期間、平成14年から平成19年、限度額113万4,000円。

次に、企業債でございます。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、医療機械等整備事業。限度額、1億1,850万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、5%以内。償還の方法、政府資金につい

ては、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政その他都合により据え置き期間及び償還期限が短縮し、もしくは低利に借りかえすることができる。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は7億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6億4,145万5,000円。

2、交際費170万円。

他会計からの補助金。

第10条、一時借入金利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,233万7,000円である。

たな卸資産購入限度額。

第11条、たな卸資産の購入限度額は、2億1,717万5,000円と定める。

次に、1ページの実施計画から9ページにおきますところの予定貸借対照表の説明は、省略させていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

平成14年度上富良野町病院事業会計予算説明書でございますが、収入につきましては、10億1,457万6,000円ということで、前年比1億411万3,000円と大きな減となっておりますが、これにつきましては、患者の減に伴う収益の減と一般会計からの補助金の減によるものでございます。

医業収益におきましては、一般病床また療養型病床の入院患者の収益、外来患者の収益を計上いたしてございます。

そのほか、予防接種業務、公衆衛生活動収益と、また一般会計からの負担金等も計上いたしておるところでございます。

この一般会計からの負担金につきましては、救急医療の確保に関して、町からの繰り入れをいただいているところでございます。

また、医業外収益につきましては、一時借入金の利子、企業債の償還利子、不良債務の改善対策などのほか、事業費に係る町からの補助金、負担金等の繰り入れの計上でございます。

12ページから17ページの支出でございます

が、この支出につきましては、職員52名の給料、手当、準職員1名、臨時職員32名の賃金、出張医師の報酬、また嘱託職員にかかわる報酬等の計上でございます。

また、材料費としての薬品費、そして給食材料費等計上いたしてございます。

また、16ページにかけての経費につきましては、病院事業等業務執行にかかわる諸経費を計上いたしておるところでございます。

次に、16ページの医業外費用につきましては、企業債一時借入金の支払い利息でございます。

以上が3条予算の収益的収入及び支出でございます。

次に、18ページの資本的収入及び支出でございますが、この予算計上につきましては、1億5,335万4,000円、前年比で1億1,844万3,000円、339.3%、大きな増額の予算計上となったところでございます。

出資金につきましては、一般会計から企業債元金の償還にかかわる部分、また建設改良事業に対して、町からの繰り入れ等をいただいております。

企業債1億1,850万円につきましては、医療機械、医療事務機等6点の更新と整備事業の財源措置として企業債を計上させていただいたところでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出といたしまして、企業債償還金で2,697万4,000円の計上、建設改良費に1億2,638万円を計上し、総体で前年比で1億1,844万3,000円の増となっております。

この建設改良費の内訳でございますが、資産購入費で1億1,850万円計上いたしてございます。現在使用しております医療機械が資産の耐久年数を大きく超えたことにより、機械の本来有する精度等に劣化が見られること、また現有のCTにつきましては、近年のCTが有する機能、精密度等に大きな差異があることから、迅速で高度な検査等の業務を行うに当たっても支障があるということから、より適切な医療を提供するために必要であると考えておりました、これら医療機械の更新整備を図るものでございます。

また、医療事務システムにつきましても、現有機械の処理能力が限界となっていることから、現在システム化されていない医療請求事務と財務会計と連携を図ることによる業務間の事務処理の効率化を図りたいといったことから、これら事務機器のシステムの導入を図りたいと考えてございます。

次に、また工事請負費で788万円計上させていただきますいておりますが、これらにつきましては、病院玄関前の前庭の整備といたしまして、救急車の旋回を行うための前庭の整備、玄関前通路に凹凸があるといったことから、これら解消のための整備、さらに給湯管取りかえ補修工事につきましては、施設設置時に設置したものであるということで、22年が経過する中において、給湯管の劣化が見られるということで取りかえをしなければならないということで、その所要の工事でございます。

また、冷暖房設備工事につきましては、調理と給食配膳に安全な環境を保持するために、厨房の一定の温度を保つといったことで、冷房装置等の設置するものでございます。

以上が4条予算の資本的収入及び支出でございます。

次の20ページから23ページにおきます給与明細書については、説明を省略させていただきます。

さらに、24ページの債務負担行為にかかわる調書についても、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） 以上で議案の説明を終わります。

昼食休憩の時間に入っておりますが、若干お時間をいただきまして審議を続行させていただきたいと思っております。

これから、質疑に入ります。

なお、先ほど前段で説明されました町長並びに教育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の行政執行方針の概要についてのみの質疑といたしたいと思います。

また、質疑の回数は、上富良野町議会議会運営に関する先例によりまして、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けしたいと思います。

15番村上議員。

15番（村上和子君） ただいま町長の14年度の町の執行方針並びに教育長の教育方針が述べられましたですけれども、その中で子育て環境づくりへの支援など、福祉と健康のまちづくりを積極的に推進してまいりますとありますけれども、14年度の予算等のどこを見ましてもそのような盛り込みが、子育て環境づくりの支援に対する積極的なところが見えないのですけれども、この説明の14年度の予算の説明を見ましても、相変わらず同じような新しい取り組みというのがありません、何

か保健福祉センター施設づくりの方に目が向いているのではないかと、子育て支援が取り残されているような感じがいたしますので、もっと優先順位としましては、私はやっぱり将来を担う子供たち、この子育て環境支援こそが、もっともっと積極的に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、町長の積極的に取り組むとありますけれども、どうなのかと思いますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、地域の医療の中核となるべきというふうこれから位置づけてとおっしゃっておられますけれども、今上富良野町が小野沢病院とベッド提携をいたしまして、上富良野町立病院と非常にうまくいっていると思うのですけれども、例えば今協会病院が建て直しをするとか、それから中富良野町立病院、上富良野町立病院ともに赤字経営と申しましょうか、同じような事情を抱えていると思うのですけれども、地域の医療の中核をなすとするならば、富良野広域といいましょうか、そういう連携あるいは総合病院的などどんどん連携をとっていくとか、そういう将来の病院のあり方をお考えになられてはどうかと思うのですが、いかがでございましょうか。

それと、9ページのところで富良野地域人材開発センターに対する費用負担を行うとありまして、これは本当に力を入れていただきたい。といいたすのも、今農業も商工業も、それから新規卒業者も雇用の状況が大変厳しい中にありまして、それこそ雇用拡大に一層の力を入れるべきではないかと、もっともっとそれこそ緊急雇用対策を考えてはいいのではないかとと思うのですけれども、そういうのを盛り込んでいかれたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、教育の方針につきましては、4月から完全週休2日制になりまして、これはゆとりの学習とか3割教育内容削減とありまして、教育の方が少し低下するのではないかと話も出ておりますけれども、今度総合学習というのが取り入れられまして、これがやっぱり行われるとなれば、新しい取り組みですし、それこそ先生の能力といいましょうか、一応総合学習の取り組みというのが、先生の資質が問われることになるのではないかと思うのですけれども、それに加えて、そういうゆとり学習をしようという半面、何かきょうの記事に出ておりました1年を2学期にするという、何かそういう1学期、2学期、3学期とありますのを、全部の学校ではありませんけれども、一部の学校を、その1年を2学期制を取り入れられるというようなことが出ておりましたけれども、それらからしますと、ちょっと何か完全週休2日制との絡みが、逆にどうなるのかなという

気がいたしておりますけれども、教育長にその点をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の子育て支援センターの件でありますけれども、私の方から申し上げておりますように、この対応につきましては、町部局、教育委員会部局でそれぞれに行政として、現状では最大限の支援体制を組んでいるというふう認識いたしております。まだまだ不足だわということにつきましては、理解できるわけではありますが、現状の中で町が対応しているこの支援体制につきましては、十二分に機能しているというふう認識いたしております。

その細部につきましては、もう既に皆さん方のお手元の方にお渡ししております平成14年度一般会計予算の説明資料の中で、それぞれ子育て支援事業については、保健婦や栄養士による家庭訪問、離乳食教室、乳幼児相談、1歳6カ月検診時の保育士の活用、また保育所における児童テレホン相談や地域活動事業を行うほか、教育委員会との連携により育児サークルへの支援に積極的に取り組んでいく事業を展開するというので予算措置させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、町立病院の将来的な部分であります。今現在町は、町立病院に多額の赤字状況の中で繰出金を対応しながら、町民の健康管理のために病院経営を存続いたしているところでありますが、これらにつきましては、いつも申し上げておりますように、町立病院が中核となす、従前のように地域住民の健康を維持するために、民間医療施設との供用を図りながら、その不足する部分を町立病院として補完していく、そういうような手法を考えながら病院経営を進めていきたいというふう思っております。

そういう中にありまして、町立病院が今後どのような形の中で運営していくべきなのか、そういった部分につきましては、議員御質問にありましたように、今後の大きな課題として検討を加えていかなければならないというふう思っております。

平成15年の10月までには、一般病棟等々の部分を含めた中での大幅な改正を必要とする状況下にありますので、それまでの間、町としてはその方向を定めながら、療養型病床群の取り入れ等々も含めて町立病院の将来像を定めながら対処していかなければならないというふう思っております。

かといって、富良野圏域二次医療圏域の中に主幹病院としての富良野協会病院等々があるわけですが、町立病院をなくして広域圏の中での対応を図れるかということになりますと、やはり町民の健

康管理上、主課題も生ずるのではないかなというようにことを認識すると、町立病院というものの位置づけを充分配慮した中での病院経営の継続を図っていかなければいかんというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、人材開発センターにつきましては、議員御質問にありましたように、私もそういう観点に立ちながら、人材開発センターへの負担金の対応を図りながら、我が町からのそういった資格者取得のために対処しているところでありますが、現在人材開発センターでも、我が町からの利用者が非常に多いということにつきましては、それなりの負担をしながらも、町民の皆さん方の利用が大いに促進されて、そしてそれぞれの中で資格を習得し、再就職に寄与しているというようなことを考えますと有効であるというふうに思っておりますし、雇用対策につながっていくものというふうに認識いたしております。

我が町も雇用対策を進めてはということではありますが、町としても緊急雇用対策、国の対応の中で雇用対策を進めながら取り進めているところでありますし、今年度は、公園整備等々におきます国の緊急雇用対策の助成をいただいて対処していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の御質問なのですけれども、ことしからいよいよ5日制の問題が始まりますし、新学習指導要領が始まります。それで、きょうも新聞に載っておりましたけれども、私の執行方針の中でも、創意工夫を凝らして地域に合った学校経営をというようなことで、何か西小学校の2学期制がマイナス要因ということには、全然中身的にはならないのです。むしろ、このことによって先生のリスクというのか、子供たちの目線に立って、父兄が子供たちの学校の評価に対してという部分で一生懸命汗を流していただいておりますので、これについては、詳細にはまた後ほどこういうメリットがありますという資料がありますので、お渡ししたいと思いますけれども、そんなことで、地域に根ざした特色ある教育ということで、過去踏襲、現状維持ではなくて、これから教育という面では、私たちも学校現場も一緒に力をあわせて頑張っていきたいと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 町長に1点と、それから教育長に2点お尋ねします。

まず、町長にですが、これは一般質問でもお尋ね

いたしますけれども、1点お尋ねします。

国は、自主的な市町村合併を今進めています。道も、道の予算案を見てわかるように、積極的に合併推進策を進めています。国の言う自主的合併というのは、よく話し合いをなささいということではないかと思えます。そして、合併には約2年間の準備期間が必要であるということも言っています。この期間は、平成17年の3月まで、優遇策というのはそこまですよと、その後合併する気になったらできます。しかし、優遇策はなくなるということです。そうすると、ことしの秋ころまでに、単独の話し合いというのは仕上げておかなければならないのではないかというふうに思います。広域連合の話を幾らしても、これは流れに逆らった話となります。これは、合併をしないということの前提になることにもつながります。そういうことでは、これはちょっと住民の方には話は通じないと思えます。

それで、この執行方針になぜ町民の皆さんに市町村合併の論議を深めましょうという1行を入れられなかったのか、お尋ねをいたします。

これは私が言っているのであません。国、道が言っていることを私がただここで言っているだけにしかすぎないことです。よくおわかりだと思いますが、これについてお尋ねをします。

次、教育長ですが、主要施策の概要のトップに、生涯学習のまちづくり、すばらしいのがぼんと出ているのです。それで、ふだん教育長とお話をしております、教育長の教育にかける熱い思いというのは、よく受けとめております。それで、この学校5日制、それから定年後の学習習得、それから生涯学習、これがつながっていきますが、生涯学習ということについて、生涯学習センターというのがなければ、幾ら熱い思いを持っていても、教育長の考えを実現することはできないのではないかと。であるならば、これは今町長に質問したのにも関係ありますが、合併するしないに関係なく、米100俵の精神ですよ。この生涯学習センターをつくるのが、この町をつくっていくことなのです。ですから、教育長は自分の身を投げて町長と刺し違えるぐらいの気持ちでなぜこれをやってくれないのだということ、上程をしなかったのか、この件についてまず1点お尋ねをします。

それから、次に国際化しております、今いろいろとですね。国際化している中で一番大切なことは、日本人であるということが大切なのです。地球人なんて言ったら、世界の人間から相手にされなくなります。そこで、そういうことに関する教育はどこでやっているのか、どこで示しているのか、どのようなお考えなのかということについて2点お尋ねしま

す。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併について、なぜ執行方針の中で述べなかったかという御質問であります。私といたしましては、市町村合併というのは、議員がいつもおっしゃるように、国や道の指導のもとで合併すべきものではないと。

また、優遇政策が17年度までであるから、その優遇施策に間に合うように合併を計画して進めなければならないという考え方を持って市町村合併ということについての頭の中にはございません。今広域の中で、広域連合で最大限それぞれの自治体の経費を節減しながら、広域連合の中で、その対応を図っていけるものは広域連合で取り進めていくと。そして、将来的に合併ありきの広域連合はつくらないということを基本としながら、現在広域の中では取り進めさせていただいておりますが、私としては、ことし1年かけまして、いつも申し上げておりますように、町民との町村合併に対する懇談会、話し合い、トーク等の会合を持ちながら、町民との町村合併についてのプラス・マイナス面、いろいろなものを語り合っていて、ことし1年はいきたいなというふうに思っておりますが、基本的に今町民が願うのは、町村合併という道を願っているのか、それとも小さく厳しい自治体であっても、上富良野町として、富良野盆地の母村としての上富良野町の継続を願っているのか、そういうふうなことを十分町民の意思を確認しながら今後の課題として取り進めていきたいものだなというふうに思っております。

国が言う優遇措置につきましても、永劫末代に優遇措置していただくわけでありませぬ。ある一定期間だけの措置をしていただくわけでありませぬから、そのことを念頭に置いての町村合併ということを進めていくという考え方は、私は持ち合わせておりませぬ。あくまでも合併の基本的な考え方の結論は町民の意思である。その町民の意思をことし1年かけていろいろとお聞きしながら、今後の町村合併に対する町としての考え方を方向づけていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 梨澤議員からの2点の御質問にお答えしたいと思いますけれども、1点については、私たちに叱咤激励してもらっているのかなというようなことでちょっと感じているのですけれども、生涯学習、これ本当にこれから大事になると

思います。そういう意味では、図書館の問題、それから子供から高齢者までの生涯学習の拠点づくり、これはたくさんの分野にありますけれども、そういう意味では、私も事あるごとに町民の皆さんの熱い心、また議会からのいろいろな御意見をいただきながら、町長に1年でも早く実行していただくように、さらなる努力をしてみたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、もう1点の国際化に伴う国旗・国歌の問題については、これ当然法治国家ですから法制化されて、当然日本人の誇りとして式やなんかの一つの伝統だとか、これまで培ったいろいろな習慣だとかは、これきちっと履行しないとならんというのは、もう認識同じです。

今学校現場やなんかも、この国旗・国歌に、歌う歌わないは別といたしまして、特にこのことに対して、私たちに対して抵抗を示して反旗を翻すようなことの行動は一切ありません。私は、これからも学校では指導要領の中にもきちっとうたわれているわけですから、その中でそのことを履行できるかどうかのさらなる努力をしていくことの認識には立っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

5番吉武議員。

5番（吉武敏彦君） 町政執行方針で1点、教育行政で1点質問させていただきます。

農業の家族経営形態を確立するため、家族経営協定の締結とありますけれども、私の認識不足かもしれませぬけれども、家族経営協定というものはいかなるものかお伺いをいたします。

また、もう1点は、給食業務についての委託についてでありますけれども、米飯の炊事、それから配食、回収、また施設管理を含めてお任せできるような業者は町内に何戸ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） 5番吉武議員の御質問にお答えいたします。

家族経営協定でございますけれども、これは家庭においていわゆる休日を選んだりだとか、あるいはお年寄りの給料を選んだりとか、家族の中でそれぞれ仕事の分担の役割だとか、そういう部分の第三者を入れた協定をするという意味でございます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番吉武議員の執行方針も申し上げておりますように、給食センターの合理

化をこれから民間活力で図っていくということでございます。これについては、米飯の炊き出しの問題、回送、それから搬送の問題、それから施設の管理業務の問題がございます。それで、炊飯については町の業者、1,300食以上の対応できる業者は1件ございます。ただ、私たちは直接米の問題だとかいろいろありますので、直接町の業者と私たち行政と教育委員会と契約するのではなくて、道の給食会を通じて契約をして、そこで地元業者に発注するという形になるかと思えます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 教育方針についてお伺いいたしますが、いわゆる学校週5日制に向けての諸課題という形でうたわれています。各種先生等の研修等も含め、あるいは子育て支援もしていきたいというふうな表現にはなっておりますが、具体的に今年度におけるこの学習完全週5日制に向けた重点項目は、この点を柱として、子供たちの教育あるいは発達を、そういうものを願うために、先生たちの研修はここをもっと伸ばしていきたい、そういう重点項目があればお伺いしたい。

これを見ますと、そういった重点項目は何かということが一向にわからないという状況に今なっています。

それと、西小と東中における、いわゆる2学期制を方針にするということですが、今回この教育方針の中には、一向にその表現すら述べられていない。本来であれば、そういうものを基本として推進していくのであれば、きちっとこの教育行政方針の中にうたって、こういう方針でやりますという形の表現が載ってしかるべきだと思いますが、なぜこういう表現がなされていないのか、この点をさらに伺いたいというふうに思います。

子育て支援でもう一つお伺いしたいのは、それぞれ幼稚園、保育、学校、社会教育、児童福祉関係にわたって、いわゆる子育てを支援するネットワークという体制をもっととる必要があるのではないかと。上富良野の場合見ますと、この点における統一したやはりものがない。それぞれ連絡はとっているけれども、やっぱり拠点が無いものですから、それぞれがやはり弱いという状況になっているのではないかとこのように思います。この点をどういうふうに今後されるのか、お伺いいたします。

それと、雇用の問題であります。町の方で確かに雇用創出の予算で組んで、公園整備等がうたわれています。しかし、今上富良野町の職を求めている人等の話を聞きましたら、もっと行政でも、やはり雇用における対策をとってこないかという話が聞かれます。

上富良野町における雇用創出ということで、翁公園の整備という形になっておりますが、翁公園の整備が本当に雇用創出につながるのかどうか、活用されていないという問題もあります。しかし今やはり大幅に10人単位、せめて上富良野町で言えば10人、20人ぐらいのやはり雇用を生む、やはりそういう政策というものをきちっと打ち出すべきではないかというふうに思います。そういった点では、何か平均的にはやっているけれども、しかし目玉として、予算全般に言えることですが、なかなかそういったものが出てきてないという点では、残念だというふうに思いますが、町長はこの点についてどういう見解をお持ちなのか、お伺いします。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 米沢議員の2点の質問にお答えしたいと思いますけれども、1点は週休5日制に伴いまして、子供たちにどういう施策で具体的な課題を予算の中に位置づけされているのかということだと思います。

また、現場にあずかる先生方がどういう対応をするのだということでございますけれども、私たちもソフトとハード両面でございますし、私たちも教育委員会内で、職員ができる範疇のことについては、例えばいろいろな子供たちの活動に対して一生懸命やろうと。要するに、行政がその切り口を開いていこうというようなことで一生懸命やっておりますし、また先生方も5日制に伴って、今学社融合という部分で、総合学習のことも視野に入れながら、今教育委員会と学校現場で子供たちのためにということいろいろな課題を出し合って今検討しておりますので、その中でも、具体的にこれはやりましょうということについては、本年度予算の中でも、額については大きな額ではありませんけれども、一応配慮してありますので、また予算委員会等の中でも具体的にお示しをしていきたいと思っております。

それから、2学期制の問題については、これ1年前から取り組んでいる課題でございます。たまたまいろいろな、私たちも初めてな経験なものですから、議員の皆さんが心配しているようなこといろいろな課題を抽出しながら検討を重ねまして、最終的には、2月26日の教育委員会で最終的決定をしたというようなことで、決定しないうちに、管理規則を直さないうちに執行方針で出すということについては、ちょっと先走るというようなことで、執行方針の中には出しておりませんが、ただ言葉としては、そういう言葉を入れてあると思えます。濁ってよくわからないと思えますけれども、そんなことで御理解いただきたいと思えますし、先ほど村上議員の言いましたように、2学期になって、より

子供たち、父兄がわかりやすい、そしてより進展するということなどで意を尽くしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 次に、町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 米沢議員の雇用促進についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、国の緊急雇用対策事業の一環として、公園整備等々における対応を図っていくということで申し上げているところでありますが、そのほかにも今農業振興課並びに商工観光まちづくり課に指示しておりますのは、それぞれの事業部の中で、事業担当の中でそういった促進を図れる、雇用を図れる、これは短期的なもので長期的なものにはつながっていかないでありましようけれども、そういうようなものを対応できるその手法を検討しなさいということで指示させていただいております。

特に、今年度農業離農者が、働き盛りの方々が離農しているということに対するその対応を進めるようにということで指示しているところでありますが、今現在農業労働力も不足しているという、ある面ではそういう部分等々も対応した中で、その対処、離農者等々の対応を図っていくような連携を、農協並びに農業委員会等々との関係農業機関との連携を図っていききたいなというように思っておりますし、また他の部分につきましては、商業振興条例並びに企業振興措置条例等々でそれぞれの起業者、商店、そういった方々の皆さん方の持続ある活性化を図って、その中で一人でも雇用を促進していただける、そういうような体制整備が整うようにということから、商業振興条例並びに企業振興措置条例の改正等々もさせていただきながら取り進めておりますので、そういった地域活力が芽生えてくるような助成策を通じながら、雇用につながっていく道筋を対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） これをもって、質疑を終了したいと思います。

予算特別委員会の設置について

議長（平田喜臣君） お諮りいたします。

ただいま議案となっている議案第1号から議案第9号は、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く19名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号については、議長を除く19名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

休会の議決

議長（平田喜臣君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から3月11日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月11日までの6日間休会することに決しました。

散会の宣告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明6日から3月11日までの6日間は、休会といたします。

3月12日は、本定例会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後0時38分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年3月5日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 小 野 忠

署名議員 向 山 富 夫

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成14年3月12日（火曜日）

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（19名）

君	1番	中村有秀君	2番	中川一男
君	5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教
君	7番	石川洋次君	8番	仲島康行
君	9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸
君	11番	梨澤節三君	12番	米沢義英
君	13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔
君	15番	村上和子君	16番	清水茂雄
君	17番	小野忠君	18番	向山富夫
君	19番	久保田英市君	20番	平田喜臣

欠席議員（1名）

4番 笹木光広君

遅参議員（1名）

3番 福塚賢一君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
農業委員会会長	小松博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長	上村延君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長	佐藤修君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	越智章夫君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	早川俊博君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ホーム所長	林下和義君	上下水道課長	田中博君
町立病院事務長	三好稔君		

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 19名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成14年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外7名の議員から一般質問の通告があり、その要旨はお手元にお配りしたとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。

質問の順序は、通告を受理した順序となっております。

また、質問の日割りについては、さきに御案内のとおりでございます。御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

19番 久保田 英 市 君

1番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政についての質問

議長(平田喜臣君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、15番村上和子君。

15番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります1項目7点について質問いたします。

平成14年度町長の執行方針の中に、まちづくり4本柱として、共につくる町とあるわけですが、協

働型社会の推進についてお尋ねいたします。

町民だけでなく、また企業だけでも、行政だけでも上富良野町のまちづくりは難しい。行政ばかりがこうするでは、まちづくりはできないと町長はよくおっしゃいますが、新しい手法、新しい発想で協働型社会を実現してはどうかと考えますが、町長のお考えをお願いいたします。

まず、1点目はごみの減量化を競ってはどうか。町民としては、住民会、町内にクリーン推進委員が配置されていますけれども、これらの人にどこの町内が一番減量化が進んでいるか調査をしてもらってはどうか。企業の中でも、クリーン推進委員のような係を配置して産業ごみの減量を図ってもらってはどうか。行政では、役場の庁舎内のごみ箱を廃止するとかしてはどうか、お尋ねいたします。

2点目は、労働の分配、ワークシェアリングを考えてはどうか。リストラや離農者、地元高校の新卒者等雇用の厳しき折、まず役所での時間外労働を短縮して、もっと多くの町民に雇用の機会を与えてはどうか。例えば、新卒者を年数を区切って臨時等で採用の道をつけてはどうか。

ちなみに、今年の上富良野卒業者は58名で、16名が進学希望、37名が就職を希望しておりますが、17名が内定、自営業の方は5名ということで約40%、15名がまだ決まっていない状態であります。

3点目は、上富良野高校の普通科高校から1クラス職業等の実技を伴うIT等専門技術コースをつくって道に要望してはどうでしょうか。これは教育長にお尋ねいたします。

4点目は、地方分権を進める中、職員の方もいっぱいアイデア、発想を持っていらっしゃると思いますので、職員の方の能力を引き出すためにも、提案制度を取り入れてはどうでしょうか。

5点目は、役場庁舎の玄関ロビーの壁を町民の希望する人に展示場所に提供してはどうか。展示物はほかの公共施設というお考えだと思います。このような発想はないかと考えまして、例えば庁舎が時には町民の展示の発表の場になれば、町民にとっても身近な存在になるのではないかと思います。いかがをお考えでしょうか。現在、ロビーの壁にずっと同じ展示物が飾られたままになっておりますので、こういうお考えもいかがでしょうか、お尋ねいたします。

6点目は、各住民会に職員、何々地区担当というふう割り当てを振ってはいかがかでしょうか、お尋ねいたします。

7点目は、先例、前例にとられない新しい手法、民営化でもない、外部委託でもない、第三セクターとも違う、プライベート・ファイナンス・イニシア

ティブの手法を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

以上、7点質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、御質問の1番目の協働型社会の推進についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の町内会等によりますごみの減量コンクール的な発想につきましては、大変ユニークな御提言と受けてとめております。循環型社会を形成していく上で、示唆をいただいたものと考えているところであります。

町におきましても、資源化、減量化は今後一層の創意工夫が必要であり、住民の皆さんの特段の御協力をいただきながら推進すべき課題であると考えております。ただ、御提言内容を具現化するためには、基盤となる排出量調査やら、日常の排出量の調査など、基礎データ収集に相当の労力と費用を要するなど、解決すべき課題が多いことが予測されるわけです。したがって、当面は分別排出の徹底を推進することを柱に、各クリーン推進委員の皆様との研修会やクリーン推進員の協力をいただきながら、可能な限り小さい単位での地域説明会などを開催し、分別、減量化について町民各位の御協力をいただくよう、意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、企業内での減量化、資源化の推進のために、担当を置いていただくことにつきましては、基本的に分別、減量化推進の理解を求めつつ、企業としての自主的対応をお願いしていきたいと考えております。

また、役場庁舎内につきましては、率先して減量化に努めることは言うまでもありませんが、現在用紙類のリサイクルを中心に、事務物品の節減とも相まって排出ごみの減量に取り組んでおり、ごみ箱類につきましては、基本的に分別を目的としておりますことから、継続して設置はいたしますが、検証を進めつつ、なお一層の分別と減量化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の労働の分配についての御質問にお答えいたします。

我が国の経済は、輸出や生産部門では大幅に減収し、企業収益、設備投資も減収している状況にあって、雇用情勢は極めて厳しい状況であると認識しております。

本町においても、地元上富良野高校の新卒者の就職内定の実態や、離農者などの新たな勤め先の問題

が地域の大きな課題ととらえておりますが、これは国内的、構造的な問題でもあり、一自治体で解決できるような簡単なものではない重い課題であります。

しかしながら、一部の自治体においては既定経費を削減し、その財源を新たな雇用に充てるなどの方法のワークシェアリングに取り組む自治体があることも十分承知しておりますが、本町では特別な予算の措置はしておりません。

この問題の解決策として、一時的な雇用創出ととらえて対処するのか、雇用関係を継続的に対処していくかなど、他の自治体の今後の推移を見きわめながら慎重に考えていきたいと思っております。

3点目の上富良野高校に関するご質問につきましては、後ほど教育長の方からお答えさせます。

次に、4点目についてお答えします。

役場の職員は、日常的に行政施策の企画立案にかかわっており、その実施する施策内容により行政水準を左右するとも言われております。特に研修など重要であると認識いたしております。御意見をいただきました職員の提案制度については、私といたしましても職員個々の企画能力を高めていく上でも必要であると考えておりますので、どのような内容にしたらいのか、種々制度化に向けて取り組みをしてみたいと思っております。

次に、5点目の質問ですが、この種の御意見は特に耳にすることはないわけではありますが、役場庁舎にかかわらず、公共施設の利用可能な場所に、室内装飾の観点や個人技能の丹誠込めた作品発表の場として、展示行為をすることは非常によいことと考えておりますので、希望する人に対して受け入れできるよう検討させていただきたいと思っております。

次に、6点目の地区担当制についての御質問にお答えいたします。

組織的な地域担当制については、行政推進の一つの方法として、他の自治体で取り入れているところもありますが、どのような効果、メリットがあるのかを承知いたしておりませんので、先進地の事例などをお聞きし、研究してまいりたいと存じます。

なお、現在地域からの意見、要望等を行政がどのような方法で受け入れ、どう行政に反映していくかの手法として取り進めてまいっております電子メールやファクシミリ、町民ポストあるいは住民会を通じた方法や小グループでの意見交換など、幅広い方法で対応していることでもありますので、その方法をさらに充実してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、7点目のPFIの導入を考えてはどうかと

の御質問であります。最近全国各地でこのPFIの方式により、公共施設の建設や廃棄物処理施設などの整備が進められてきております。町におきましては、厳しい財政状況に対処するため、平成13年3月に行財政改革実施計画を策定いたしました。この計画の中で、民間活力導入の実施項目の一つとして、御質問にありますPFIの活用に関する調査研究を行うよう計画をいたしているところであります。厳しい財政下の中で民間の資金、経営能力を活用するPFIは非常に有益な手法との認識から、総合計画の実施計画で後年度に予定されている事業の中で、PFIに適合するような事業があるのか見きわめを行うとともに、PFIについてのメリット・デメリット、そして制度の内容など調査研究を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の協働型社会の推進についての3点目の御質問にお答えさせていただきます。

北海道におきましては、高等学校教育の一層の充実を図るため、各学区における中学校卒業生数の状況を踏まえ、地域の実情に配慮しながら学級数の調整や学校、学科の再編などを検討し、学校規模の適正化を進めているところであります。

上富良野高校の所在する上川第3学区におきましても、富良野工業高校と富良野農業高校、また富良野高校の商業科が統合され、職業学科として新たに富良野緑峰高校が平成11年4月に開校しているところであります。

今後の見通しといたしましても、中学校卒業生の減少により、平成16年から平成19年までの4年間で、第3学区内では1間口から2間口の減が予想されるところであります。

上富良野高校におきましては、平成14年度より現状の普通科2間口規模の新校舎改築が着工されますが、これまでも改築にあわせ職業学科新設の要望を行ってまいりました。しかし、緑峰高校との関係もありまして、上富良野高校の職業学科の設置は、現段階では不可能であるとの道の見解をいただいているところでございます。

上富良野高校は、普通科であります。教育課程の編成において、社会に出て役に立つ商業系、福祉系、文化系と各自が選択できる教科を取り入れ、進路希望に合わせた学科ができるよう取り組んでいたところでございます。

また、地域と密着した学校開放事業として、これまでもIT講習、料理、囲碁等の講座を開いていたっており、今後町といたしましても、高等学校振

興などの一環として、積極的に地域に開かれた学校づくりの推進を図っていただくよう、町といたしましてもこれまで同様継続し、側面的に支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 再質問させていただきます。

1点目のごみの減量化を競ってはどうかの件で、大変ユニークな提言と受けとめていただいたようですけれども、町の方としても、減量化については推進すべき課題ととらえておられるのでしたら、町も企業も行政も一丸となって、共につくるまちづくりとおっしゃるならば、今何事ももうばらばらで行われているような感じがいたしますので、町民一つになって取り組むことの主導を、行政の方でもいま一度減量化の主導をすべきではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、2点目のワークシェアリングの件でございますけれども、こしは特別な予算の措置をとっていないと、こうおっしゃっておられますけれども、これから現状を見きわめてというような、そういう悠長な現況ではないと思うのです。一時的に対処して、継続的に雇用を起すか一時的かと、そういう御答弁でございますけれども、時間外労働の短縮をしていただきますならば、平成14年度の行革の効果見込み額が大体6,358万円ですか、これの約5.2%、300万円ぐらいこの効果を見込むと。時間外労働の短縮の費用を300万円ぐらいを見込んでいらっしゃるわけですけれども、ここのところをもう少し短縮を図って10%ぐらいにしていいただきましたならば、10人ぐらいの雇用が生まれるのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、3点目の上高の普通科高校から専門技術コースをつくってはということで、ただいま教育長から御答弁でちょっと難しいというお話でございますが、富良野高校は普通科だと、緑峰高校は商業科、工業科、農業科でしょうか。上富良野高校も普通科ですので、福祉関係など、ほかの高校にないものを総合学科として特色を持った観光文化のカリキュラムなんかを入れてみては、もしそういう1クラス無理だとおっしゃいますならば、そういうカリキュラムを取り込むということはかがでございますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの減量化を競うということであり、もう減量化施策につきましては、行政として町民の皆さん方の御理解をいただきながら、最大限減量化に推進していかねばならない。職員挙げて、町挙げて対処しなければならぬ課題であるというふうに認識しております。ただ、それぞれの町内会ごと、あるいはごみステーションごとの排出するごみの量を減量化を競うということは、先ほど申し上げました基礎データをつくらなければいけないわと。クリーン推進委員の皆さん方は、町内に1名選任されているわけでありませうけれども、ごみステーションは、町内に一つではなくて数カ所設置されていると。そういう中であって、毎日ごみの量をこのクリーン推進委員の皆さん方にボランティアで測定をしていただけるのか、そういった労力的な部分の対応ということを考えますと、非常に労力的には大きな課題であるなど。しかし、そうした手法もとりながら、ある面では減量化の促進を図っていかねばいけないという課題であるというふうには認識しておりますけれども、今これらの対処をするためには、クリーン推進委員組織というものをもう少し考え直しながら、見直しながらクリーン推進委員の皆さん方の御理解がどの程度得られるのか、そういったことも十分考えて配慮しないとしないという課題であるというふうに思っておりますので、ひとつこれらにつきましては、まだまだ労力的な、あるいは費用的なそういった部分の課題が大きく残っているということで御理解を賜りたいと思います。

また、企業等々につきましては、当然企業は出てくる部分につきましては、それぞれの費用を節減するために、企業の皆さん方は非常にその対応を綿密にいただいているというのが現状であります。より一層企業排出につきましても、減量化の促進に協力をいただくように促進を図っていききたいというふうに思います。

また行政も、先ほど申し上げましたように常に減量化、再利用化、これを基本としながら分別収集の徹底を図って対処していかねばならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この種の課題につきましては、すべての課題がそうありますが、特に町民の皆さん方とともに協働して対処していかねばならない。分別につきましても、減量化につきましても、協働して対処していかねばならない課題と押さえておりますので、今後も町民の皆さん方の御理解をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、ワークシェアリングの件でありますけれど

も、町といたしましては、先ほどもお答えさせていただきました。短期的な雇用を重点として考えるのか、長期的な雇用の対策を講じていくように考えるのか、そういったことを十分認識しながら、御案内のとおり、町費をもって高等学校の就職あっせんのための職員を1名派遣し、就職あっせんのために対応を重ねているところでございまして、そういったことから、議員も御心配のようでありませうけれども、我々も心配しているわけでありませう、就職率も現状のところ79%近くの方々が就職内定あるいは決定しているというような報告を聞いているところでありませう、今なお9名の方が職を探しておられるというようなお話も聞いております。そういったことで、基本的にそういった部分で町は新卒者に対する支援策を講じているわけでありませう。

ただ、ワークシェアリングによって、町は時間外労働の短縮につきましては、財政的な見地から行財政改革実施計画に基づいた計画にのっとった超過勤務手当の削減、これを実施してきているところでありますが、どうしても超勤が生ずる部署、そういう部署が多々あるわけでありませう。このワークシェアリングで新卒者を短期的に雇用するということとなりますと、単純な労働については対応が図れるかと思ひますが、専門職的な対応の中では、なかなか短期労働、臨時で雇用するというとなると、最大限で10カ月、この間にその業務に専念することによって、本人の再就職活動が停滞するようなことがあれば、また逆にマイナス面にもつながるのではないかなというようなことも考えますので、今後その状況を見きわめながら町としては検討してまいりたいと。

町は、先ほど議員から御質問ありましたように、ただ放置しているのではなくて、職員を1名派遣して就職あっせんの対応を図っているということで、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、1点は職業学科の設置については、緑峰高校との関係もありまして、まず不可能でございます。

ただ、私も答弁させていただきましたとおり、富良野高校と上高普通科なのですけれども、上高、富良野高校に負けないような特色ある、また魅力ある学校づくりのためにということで、今までは普通学科の知識だけでなく、社会に出てすぐ役に立つような、その生徒個々の進路に合わせた教育課程の編成というようなことで、いま福祉系、文化系、それから技術の習得やなんかで一生懸命学校現場で取り組んでいただいておりますので、そういう面では、

より一層進展するように私たちも上富高校に対して思いを込めて、また子供たちが本当に上富長野高校に入ってよかったなというような学校にするようにさらなる努力をしてみたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 1点目のごみの減量化を競ってはどうかの件でございますけれども、ごみの減量化のことにつきましては、町としても問題意識を持っていらっしゃるとおっしゃいながら、町内の減量化の調査ですとか、収集に相当の費用、労力を要するというので、やってもみないで、もう面倒くさいことは何かおやりになろうとしない。やっぱりこれ役所的発想ではないのでしょうか。もしこういうことが大変労力がかかるとおっしゃるならば、違う発想でもって、まず町民が一丸となって取り組む姿勢というのをやっぱり行政が主導するべきではないかということをお願いしているのですけれども、それは常に町長がおっしゃるともにつくるまちづくり、もう何でも町民に減量化について御協力、御理解を賜りたいと、こういうふうにおっしゃるわけですが、行政の方もひとつ、面倒くさい、費用もかかるかもしれないけれども、ひとつ率先して減量化、毎日ごみは出るわけございまして、たま一方でございまして、やはり問題意識を持っていらっしゃるならば、この方法がだめでございしたら、ひとつまた違う方法で、発想でぜひ取り組んでいただきたいと思うのですけれども、最後にもう一度町長いかがでございましょうか、よろしくお願いいいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えした部分を聞いていただいているのかなど、町は何もしないよということを言っているのでありません。町は減量化ということは重要なことで、町民との協働で対応しなければいけないのだ。けれども、いま村上議員の御提案いただいております減量化の競うということについては、いろいろな課題があるから研究しなければいけないわ。この課題を対応していかなければならないということでお答えさせていただいておりますが、その他のこと一切しないということをお願いしているのではなく、さきにもお答えさせていただきましたように、クリーン推進委員の皆さんとの研究会だとか、あるいは可能な限りの小さな小単位で地域ごとの説明会だとか、あるいは分別、減量化に対する町民との話し合いの場だとか、意識高揚の対応に町としては、

行政としては進めてまいりますよということを先に冒頭にお答えさせていただいておりますので、この減量化策をただ町民に御協力ください御協力くださいと言って行政は何もしていないということではなくて、この競うということについては、労力的ないろいろな課題がある。クリーン推進委員の皆さん方に一々毎朝何カ所もあるところに行って測量してはかって、はい何ぼでしたよというようなことがクリーン推進委員の皆さん方にそういうことをお願いでき得るのかどうか、そういうことを考えたときに、ちょっとこのユニークな形ではありますけれども、実践するとなるといろいろな課題が残っているな、だから研究しなければいけないということをお願いしている。だけれども、そのほかにやはり減量化、分別、これに対する研究会だとか、あるいは啓蒙活動というものは、十分行政としての責任の中で対処していかなければならないというお答えをさせていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、15番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、17番小野忠君。

17番（小野忠君） 私は、さきに通告いたしました2項目について町長にお伺いをいたします。

まず、第1点目は、男女共同参画社会の推進にして質問をいたします。

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が制定されております。少子化、高齢化、経済活動の成熟化など、急速な社会の変化を対応していくためにも、この法律の理念の実現を必要だと私は考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、我が町の施策に積極的に女性の声を反映させることが必要ではないかと考えますが、各種委員会や審議会の女性の登用を進めるため、クォーター制の、つまり女性に一定以上の割り当てをすることを条例化するようなお考えはないか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、役場職員の町内居住対策について質問をいたします。

町が定住化対策について、種々の政策を実施している中で、我が町の職員でありながら、町内に居住していない職員がおり、町民税はもちろん、消費などに大きな影響を与えていると思います。

1点目として、町外居住の職員は何人いるのかお伺いをいたします。

2点目として、大きな災害が発生した場合、職員の招集のおくれなど業務に支障が出るのではないかと心配しておりますが、そのような問題についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

3点目は、居住の自由については憲法に保障されているので、町内居住に義務づけることはできないのは承知しておりますが、町内居住についての何らかの対策を行っているのかをお伺いをいたしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、男女共同参画型社会の推進についての御質問にお答えさせていただきます。

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が制定され、先進的な事例も耳にするところであります。北海道においては、平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例が施行され、道内の市町村においては2町で条例制定、11市2町で男女共同参画プランがこれまで制定されております。男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会実現をしていくことは、本町にとりまして極めて重要な課題であり、議員と意をともにするものであります。

男女共同参画型社会を形成していくためには、その視点に立ったこれまでの制度の慣行の見直し、意識の改革をベースとして、雇用等における均等な機会や待遇、男女職業生活の過程、地域生活の両立の支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯的な取り組みが必要と考えるところであり、本町における条例制定もしくは推進プランの策定に向けては、調査研究、また町民合意の形成等のための期間が今しばらく必要な状況と認識いたしているところであります。

議員御指摘のように、附属機関等への女性登用は、町政に女性の声を反映させていく上において重要な課題であり、昨年10月に附属機関等の設置及び運営に関する規定を制定し、この中において20%以上を目標値とする女性委員の積極的な登用を規定したところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の役場職員の町内居住対策の3項目について御質問にお答えさせていただきます。

まず最初の町外居住職員の数の御質問であります。現在旭川から2名、富良野方面から3名、合わせて5人となっております。

次に、災害時の招集対応についてですが、連絡体制については、連絡網により電話で行うこととしておりますので、当然にして町外居住者には距離的なことが問題となりますが、突発的なときは町内居住者におきましてなかなか連絡が取れ切れない実態

もあります。災害対応の方法は、その実態に応じて全体の組織力が発揮されるなど、臨機応変な対応が求められることと考えているところであります。現状では、大きな問題が生じないものと考えております。

次の町内居住奨励策の御質問にお答えいたします。

新規採用時には、町内居住を基本としておりますが、採用後の長い勤務期間において、家庭の事情からやむを得なく町外での生活となっている経過にあります。

町が基本としていることは、町において職員住宅を設けるなどの方法ではなく、職員みずから町内に住宅を持っていただく意味を持ち、持ち家手当額を国よりも高い水準としているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） 今町長の御答弁を賜りました。これは、今回町政執行方針の中にもうたわれておりますが、これ男女共同参画基本というものは、もう全く急がなければならない。そして、本町においても、全く今までの各種委員会、また審議会等において、男女が本当に見えない部分がございます。この中にも、例えば児童委員会、これは清水議員さんが頭になっていると思いますが、これらが10名がなっておりますけれども、1名しか女性はいません。こういうことが一つの基本になってきているのだと思いますが、今後この点につきまして、今町では条例を、プランを策定していくのだと、このように報告がなされておりますが、ここにおきまして町長にまずお聞きしたいのは、クォーター制、例えばこのクォーター制というのは、差別のない女性の登用ということになるかと思えます。これは25%ぐらいは女性を登用しなさいと、このようにうたわれておりますが、この今お考えになっている20%以上と目標値が出ておりますけれども、これらを、20%以上ですから25%ぐらいいになるのでしょうか。ですから、これらに制定しておりますので、ひとつクォーター制の推進に係って、一応条例を制定されるかされないのか、前向きに御答弁をいただきたいと思えます。

次に、役場職員の町内居住対策についてお伺いしたい。

町外から5名の方がおられると、このように今答弁がありました。全くこれは町内というのは、全くこれ私たち言いたいのは、税金はもちろん、消費などにはかなり大きな影響を与えているのではなからうかと私は思います。これは、この5名の中にも、

やっぱり最高トップである方もおられるのでなからうかと思えます。この方たちが町外からおるということは、やっぱり上富良野町の何かが出たというときは対応はできるのだと、このよう御答弁がございしますが、やっぱり一番先になってこの対応を図っていただかなければならないのでありますから、そういう点は今後町長はどのように対応されていくのか。これ新規採用にも町内居住を基本とするのだと、このように御答弁がございしますが、これは当然新規採用にときにはそういう意見もございましょう。それは家庭の事情で行くこともあります。これはもう職員の手当というものは、国より高い水準を支払っていると、これは住宅料でないかと思えます。それであるならば、やっぱり頭に、トップにおられる方は上富良野に居住されて、そして上富良野町のお考えに、私たちの意見に尊重できるような職に努めていただきたいなと思えます。この点をもう一度、町長の御答弁を賜りたいと思えます。

議長（平田喜臣君） ちょっとお待ちください。小野議員にお聞きしますが、再質問の中での男女共同参画社会の推進ということで、10名中の中、1名が女性だということだと思っておりますが、その審議会名はおわかりになりましたか。

17番（小野忠君） 審議会はここに出ているのですけれども、青少年問題協議会。これを見ましたら、1名に。

議長（平田喜臣君） わかりました。青少年問題協議会。

17番（小野忠君） それは一応参考のためなのですけれども。

議長（平田喜臣君） 踏まえて答弁をいただきます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、男女共同参画型社会の形成のための女性の各行政附属機関等々への任用であります。これは私自身も、この必要性を十分に感じながら、先ほども申し上げましたように規則を制定し、それぞれの組織の中において、20%以上の女性の登用を図るように、そしてまた一部または全部について公募制をとるようなという規則を制定させていただきました。ただ、今議員から御質問のありました部分については、教育委員会所管の青少年問題協議会、あるいは各機関の中で当て職で組織を形成している部分もございします。そのようなことで、当て職の関係から女性委員の登用が難しいという部分もありますので、そういった部分については、十分今後その基本たる条例あるいは規則等々の見直しを図りながら、

附属機関等の設置及び運営に関する規定が有効に対応できるように取り進めていきたいなというふうに思っております。

ただ、これも町民の皆さん方の意識改革というか、意識を持っていただきたいのですが、行政はこういった組織に一般公募をいたします。しかし、一般公募をしても応募者が出てこない。仕方なし、どなたかおりませんかということで、また言うなれば指名のような形をせざるを得ない。中にはそういう場合もありますし、また一般公募すると、名前を挙げていただく方は、言いますと同じ方。新たな方が応募していただけない。この組織中にもこの方が応募してくれ、この組織の中にもこの方が応募してくれという、来てというような、そういうような状況で人選等々も配慮させていただいておりますが、やはりこういった部分につきましても、女性の皆さん方のひとつ意識改革をもって、関心を持って公募するときには大勢の方が応募していただき、抽選で対応させていただけるような、そういう形が整えるような環境づくりを目指したいなというふうに思っております。この考え方は議員のお考えと全く同じ考えを持っておりますので、ひとつ御協力を賜りたいものだなというふうに思うところであります。

また、2点目の職員の町外居住者の件でありますけれども、採用時点におきましては、職員に対しましては町内在住を前提とした中で採用いたします。しかし、20年、30年という長い年月の中にありまして、いろいろと家庭的な状況で万やむを得ず町外に居住せざるを得ないという職員が生じてくる。このことにつきましては、基本的に議員と私は考え方を同じにするものであります。かといって、その家庭的な事情を考慮するときに、町外居住を認めないというわけには相ならん。そのようなことを考えながら、最大限町内に居住していただけるようなことを前提として指導していきたいというふうに思いますが、どうしても万やむを得ない家庭的な事情の中にあっては、それを認めざるを得ないという部分も御理解を賜り、そういった部分におきましては、職員全体がともにそれらの不足する部分と申しますか、支障たる部分を職員全員で補っていくというような協調体制、共同体制を組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） 今女性参画社会推進について、町長は今申されました答弁の中で、確かに女性の方の登用がなかなか難しいということはよくわかるのですけれども、そのためにも、この男女共同参

画推進という一つの基本法ができたのでありますから、この基本法に基づいて直ちに条例を結び、その意識改革の問題だと思えます。これが条例化されますと、女の方々も真剣になって、とかく出なければならぬのだという気持ちになってくるのではないかと思います。

また、今後こういうことが形成されましたら、1人1役というような形もお考えになっていただきたい。今は何か1人で3役を持っているというような形もたくさんあるようでもありますので、こういう点をお考えをいただいて制定していただきたい。

これいつごろまでに町長は、ここまで御答弁が出ているのですから、いつごろまでに制定をお考えになっているのか、前向きに御答弁を最後ですからいただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

共同参画型社会形成のための各組織等々に対するこの条例制定であります。まだ十分研究しなければならぬし、また先ほど申し上げました附属機関等々の設置に伴う規定につきましても、これはあくまでも規定として対応し、これを推進していく中で、これらのことが達成でき得る状況、一つには、今目標と定めている20%以上女性を登用できると、そしてまた基本として定めております1名の方が重複した組織の中に、機関の中に重複した委嘱をしないと、また何年間かの期間を置いて、それ以上延長しての再任は差し控えるというようないろいろな規定をつくってございますが、それらの中のものに対応でき得るような状況を見きわめた中で、条例制定に取り組んでいかなければならぬのかなど。条例で制定しますと、その枠の中に対応ができ得ない場合においては、その組織が機能しなくなるという厳しい問題もございますので、そういったことを含み置きながら、今後共同参画型社会のまちづくりのために、他の自治体で形成しております推進条例等々もあわせて研究も進めていきたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、17番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問いたします。

初めに、市町村合併についてですが、2月21日富良野青年会議所主催、上富良野町商工青年部協力で市町村合併の説明会が開催されました。富良野JCは、完全な全国規模の民間組織ですが、会場正面には国旗を掲げ、例会、開会とともに起立をして国

旗に静態をし、国歌斉唱を実施していましたが、民間の、そして青年の集団であるだけに、さすがしさを感じたところで。

また、こういう組織がまちづくりの勉強をすると、若いだけに首長とか議会を継続的に監視することができ、住民にとってはまことに心強い限りではないかと考えられます。

国旗・国歌を尊重する人、組織は、信頼するに足るものであると私は受けとめています。

当日の講師は、道市町村課の主査の方でしたが、きょうこの報道されております。ここにありますが、ここ細部出ておりまして、ちょっとこれを読んだ方には重複するかと思いますが、内容について要約をしますと、少子化のために、2025年ごろまでには、富良野市は人口1万8,000人台、現在2万5,000はいるかと思えます。上富良野町は9,000人台、中富は3,000人台、南富は1,700人台、占冠は700人台となる。人口減に伴う交付税の削減、財政難の中、行政サービスを維持できるのか、そして合併は目的ではなく、必要に迫られるもの。私流に言えば、地方の構造改革ではないかというように受けとめています。

また、講師は一方で、私的意見ですがとことわりながら、市町村合併については、勝ち組、負け組ということになる。さらに役場を残すのか、地域を残すのかということも言っておられました。

また、合併の延期はあっても、特例、優遇策の延期はないということも言っておりました。

そこでお聞きいたします。

平成13年8月30日付、このときにいただいた資料なのですが、市町村合併支援本部決定の市町村合併支援プランの概要、支援項目、支援策77項目について承知しておられますか、お聞きします。

二つ目は、上記支援項目に基づく建設計画等の研究、検討、組織、例えば商工青年部を基幹とした民間組織を設置してはいかがでしょうか。この内容には、優先重点項目として33項目があります。道路、市街地、住環境、それから廃棄物、消防防災、情報通信、農林業の振興整備等となっています。そのほかに、今言ったのは最重点のものですね。そのほかに拡充、新規、継続等の項目があり、これらについて一つ一つ研究、検討が必要ではないかと思えます。

三つ目に、町として正規に国または道から担当講師を招き、説明会を開いてはいかがですか。新たな段階に入った情報とか資料等も来るのではないかと思います。

四つ目に、さきの12月定例議会で、市町村合併を担当する課を指定してはいかがかとお聞きしたところ、そのような考えはないということでございます。

したが、もう既に予算を見ても、市町村合併という項目が入ってきております。この件については、いかがでしょうか。

五つ目に、富良野管内には、合併によって200億円を超える合併特例債が入ってきます。

また、減額はされても、150億円を超える地方交付金が10年間保証されるということになりますが、このことについては何ら話し合いはしないのか、どのようにされるのか、お考えをお聞きます。

次に、自治労問題についてお聞きます。

さきの道議会で、自民党の東道議の一般質問ですが、法令に違反して職員給与から組合費の天引きしていることを指摘され、堀達也知事は、これを是正する考えを示したとあります。道は、職員の利便を図る目的で、個々の同意を得て実施していたと背景を説明しましたが、東道議は、労使なれ合い体質によるものと是正を求めたのに対し、知事は法令の趣旨に反する面もあり、今後厳正に対処したいと、したとあります。それで職員給与から組合費の天引きについて、改善する考えはないかお聞きいたします。

二つ目、以前から自治労壁新聞と称して役場内に選挙ポスターを張ったり、選挙運動、政治活動をしているのを苦々しく思い、再三質問もしていますが、自治労の選挙活動等をどのようにお考えになるかお聞きます。

三つ目、さきの12月定例議会前後は、自治労不正疑惑の報道のない日がない状況でしたが、議会終了後から自治労の赤腕章をして勤務する職員、看護婦がおる。あれは何のためにしているのかと私に聞く町民の方が何人かおりました。それで病院に行きますと、職員、看護婦が自治労の赤腕章をつけている。役場に行くと、職員がやはり赤腕章をつけている。そこで、ある課長のところに行き、どういうことでこの腕章をつけているのかと聞いたところ、どうも説明がわからないのです。何言っているのかわからない。それで、前の席にいた係長に聞いたところ、答えることはできない、このように言われました。管理職の課長の前ではっきりと言われました。勤務時間中に、みずからのしていることを町民に聞かれ、答えない、答えられないということは、地方公務員違反とはならないか。

また、住民が自治労、すなわち役場職員が恐ろしくて聞けない。なぜ今この時期、新聞で騒がれているこの時期に、自治労の赤腕章なのかという住民の声は聞こえていないのかと思います。勤務時間中の組合活動は、明瞭な法令違反ではないか、お聞きいたします。

四つ目に、町民は脱税、裏金づくりをする自治労に使われる職員を採用はしていないと思います。中

立、公正、信頼できる職員を求めていると思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

五つ目に、職員教育で、地方公務員法第35条の職務専念義務、職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならないとあります。注意力のすべて、そして役場の仕事以外はしてはいけませんよと法律で言っているのです。

それと、36条の政治的行為の制限では、要するに庁内では政治的行為は一切できないこととなっているということなのです。これをしっかり教育しているかどうか、お尋ねをいたします。

そこで、最後にですが、北教組には教育委員会がついております。これは新聞の切り抜きですが、勤務中に組合活動、974人が処分対象、道教委となっております。きちり監督しております。

郵便局は、これは民営化ということと、自助努力でもって真剣に今取り組んでいるのではないかと思います。

では、自治労はというと、町長は前の議会でも答弁しているように、手も足も出ないというような状況ではないかと思えます。では、だれが監視・監督をするのかというと、だれもいないのが実態であります。移動もなく、この町で終生最も恵まれた、さっきの質問では、この町におられない方もおりますが、終生最も恵まれた身分、給与を保障される役場職員への町民の目は厳しい。でも赤腕章、選挙運動をする自治労は、住民は憂慮しているのです。これを自覚しなければならないと思えます。

そこで、町長から自治労など脱退をしてはどうかとお勧めしてはどうかとお尋ねをいたします。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番、梨澤議員の1番目、市町村合併に関する5点の御質問であります。まず1点目の合併支援プランについてのお答えをさせていただきます。

平成13年8月30日決定の市町村合併支援プランが国の市町村合併支援本部から北海道、そして上川支庁を通じて、本町に昨年の9月13日に文書により通知があったことから、合併支援プランの存在については承知をいたしているところであります。

この支援プランの内容につきましては、自主的な市町村の合併を強力に推進するための支援策などを定めたものでありまして、これまで示されていた支援項目のほかに、町長間の連携による新規事項、また拡充による支援項目が策定されたことにより、市

町村合併に対する優遇支援策は、全体で77項目が示されているところであります。

次に、2点目の研究会の設置についてであります。私といたしましては、市町村合併は地域の実情に応じ、関係市町村や住民の意思が尊重されることが重要であるとの考え方から、住民の皆さんが自主的に将来の上富良野町のあるべき姿、とりわけ市町村合併などについて大いに議論をし、研究されることについて期待をしております。

今後町といたしましても、町民の方々がみずから合併について考える場の研究会等に対しまして、情報の提供などを積極的に協力していく考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目の合併説明会の講師についてのお尋ねであります。さきの御質問にもお答えさせていただきましたが、住民の皆様方がみずから市町村合併について大いに議論されることは、大変喜ばしいことと考えております。平成14年度においては、町の広聴活動の一つであります「夢、未来を語るうちづくりトーク」において、テーマに市町村合併を設定するなどして、住民の方々の御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

また、このほかにも町民の皆さんに合併を考える機会を設け、講師などが必要とする場合においては、合併に関して幅広い意見が伺えるよう配慮してまいりたいと考えております。

4点目についてであります。市町村合併の担当課の設置については、現在市町村合併にかかわる事務は企画調整課といたしておりますことから、今後も企画調整課を担当部署として事務執行を行ってまいりたいと考えております。

市町村合併にかかわる最後の質問の優遇策についてであります。市町村合併は町の将来にかかわる大きな課題であることから、優遇策があるから合併をするような考え方ではなくて、将来の上富良野町のあるべき姿について研究を重ねるとともに、議会及び住民の意見等を十分にお伺いし、今後の方向性を定めてまいりたいと私は考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番目の自治体労働組合に関する御質問にお答えいたします。

上富良野町職員の労働組合として、上富良野町職員組合が組織されており、全国自治体労働者組織としての全日本自治体労働組合、いわゆる自治労に加入していると承知しております。

また、自治労が全日本労働組合総連合、いわゆる連合に加盟していることから、全国労働者組合の一員ともなっているわけでありまして、

一つ目の御質問についてですが、労使なれ合いと

御指摘の件については、地方公務員法及び労働三法に基づき、労使の審議のもとで適正に処理しているものと考えており、腐敗の根源との御発言については、いささか残念に思うところであります。

組合費の天引きについては、労働基準法で法令に特段の定めのある場合、または労働組合との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができるとの規定に基づくものであり、昭和41年の職員組合設立時の協定により、預貯金や各種保険料などと同じく法定外控除として給与からの組合費控除を行っております。

ただ、梨澤議員の質問通告を受けて調査を行ったところ、組合、町の双方で当時の協定を称する書類が探し出せなかったため、再度調査を進めて適切な処理をしたいと考えております。

次に、政治活動についてであります。一般的に政治上の主義、施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、または公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う直接・間接の一切の行為とされております。直接参政権の行使である選挙投票を含め、大いに参加すべきものと考えております。

しかし、一つに、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、二つ目に、特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、一つ目と二つ目のことを組織的、継続的に行う団体、いわゆる政治団体が行う政治活動については、法令で制約されているところであります。

このようなことから、労働者団体である職員組合は、政治団体ではありませんので、法令に違反する行為とはとらえておりません。

次に、執務期間中に着用する赤腕章については、役場庁舎内には不特定多数の来庁者があることから、好ましくないものと考えておりますが、今までのところ町民からの苦情は、私の耳には届いておりません。

二つ目の職員採用に関してであります。憲法第14条に示されている人権、心情、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないことを趣旨として、平等主義に基づいて取り進めているところであります。

さらに、憲法第19条に規定される思想及び良心の自由を侵害することは、あってはならないものと考えております。しかし、地方公務員としての資質と適正については、人物を見きわめる必要があるため、面接による考査を加えているのが実情であります。

なお、労働組合の組織や管理については、特定の法律で制限されているものを除き、労働組合法の規定により保証されているものでありますので、御理解賜りたいと思います。

三つ目の職員の職務専念義務と政治的行為の制限についての御質問にお答えいたしますが、職務時間中の職員においては、職務に専念する義務を課しており、職務以外の行為については、法令または町例規に基づく休暇時間、休日、年次有給休暇、育児時間及び産前産後休暇などの時間に行っているものと解しております。

また、地方公務員法で職員が政治活動、政治的行為を行うことについては禁止されておりますが、職員団体が政治活動、政治的行為を行うことについては、地方公務員法上は禁止されておられません。しかし、職員団体の政治活動または政治的行為と職員個々の政治活動または政治的行為との区分の境界線が極めて微妙な部分も多く、また個人のプライバシーの領域とも重複するため、難しい問題と判断いたしておりますが、職員として違反する行為がある場合においては、厳正に対処してまいる所存であります。

次に、4点目の自治労の脱退に関する質問については、職員組合独自の判断することでありまして、私が関与する問題でないと考えております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 最初に、市町村合併について。これちょっとお互い非常に頭の痛い話ですが、真剣にお話をしていきたいと思います。

まず、9月13日に受けたと答弁されております。その間に9月定例議会があり、12月定例議会がある。私が言わなければ、今3月定例議会にも、このことは全然明るみに出ない。それで情報公開の場に行き確認もしております、この議会開会前に。これは収入役に立ち会っていただきました。で、やはり出ていない。

それで、委員会、情報公開の条例制定のときに、作為してはいけませんよということを私は企画課長に言いました。そのときに、委員長もさらに念を押しています。

そこで、半年以上こういう重要な情報を放っておくということは、情報公開しないということは、これは議会を軽視しているのではないかと。こういうことが、要するになれ合いの根元になるのです。上があれば、おれたちもここでやるよと、そういうものにつながる。

これは、もう少しすると罰則にかかります。市町

村合併の罰則がありますが、これは議員協議会という限定しておりますけれども、これがおくれるということで、広いことにいくと、その罰則にもかかわるのではないかととられます。

この資料について、これは議員全員に、予算委員会もあることですから、議員全員に配付をしていただきたいというように思います。重要な項目がいっぱい入っております。それが1点ですね。

それから、次にこういう財政のことに入りますが、市町村合併というのは、まことに即効の話から、この自治体がなくなるかというような全部含みます。この話は後にしましょうか。

私は、2年前に町長に合併が来ますよと、それでよい子悪い子普通の子に例えて、基金、貯金を持って合併に向かうのですかと、それよりも町民の皆様が喜ぶ悪い子になっていることと然でやっちはどうですかというような質問をしたことを覚えておられると思います。

ここに富良野市の予算が出ています。継続の大型事業がメジロ押しです。この中には生涯学習施設、生涯学習センター、これ7億円ですね。そのほかいっぱい出ております。

それから中富良野町です。中富良野町、大型事業が相次いで完了、しかし新規事業は盛りだくさん。

上富良野町、作文がずっと載っております。目玉がないのです。やるべきことがない。健全財政ということではないかと思いますが。

そこで、これを見て、この富良野と中富良野を見てわかるように、もう合併の準備に入っているのです。やれということなのです。やっていっているのです。やっていって、そして地方債現在高ふえていくのです、やっていけば。そして、合併のとき、それは合併の町全部みんなで払ってください。はっきりしてます、これは。そして貯金を持ってきたところは、ああこれは使わせていただきますと、こういうことになるのでしょうか。

それで、そこでただしですよ、ただし合併になった場合の一步進みます。合併になった場合に、先ほど言ったように200億円の優遇策来ますけれども、借金があるからおれのところ少なくとは言わないのです。人口割でもらいますよ。200億円来るなら富良野市、ああ私半分以上なのですから100億円以上もらいますよと、必ずこういうことになっていくと思うのです。そして、そのようになっていっているのですね、こういうように。そして、その合併の暁には、まだまだはっきりしているのは、富良野市は市役所建てますと言うのです、富良野の町の真ん中に。文化会館もこんなのは小さいからもっとでっかいのということ、もう目に見えており

ます。

そこで、これから大きなものといっても、なかなか大変なことかと思しますので、私は町長に合併前にきめの細かい行政をしていただきたい。

私の掌握している最も身近な話をします。五つ、六つですね。南町3丁目の集会施設、江花の講堂つきの集会所、それから総合グラウンドのスロープ化、そして排水の措置、それから宮町2丁目、これはあの辺伊東さん宅ひん曲がっているのですけれども、それと同じく3丁目のきくや裏のこの舗装、それから若い人はよく言います。ふれあい通りを雪のないようにしてもらえないか、ロードヒーティング化です。それから、旭町4丁目の瀬田さんの横に道路がないために、回覧板を持つのに観光道まで出なければならないという話も出ています。あれに道路を新設して、職員住宅前につなぐと。

そのほか、要望たしか上がってきているはずですが、いろいろなものが上がってきていると思います。私にはわかりませんが、そういうような全部やってあげてはいかがですか。大きなものをやらなくていいですよ。きめの細かいのだったとやったらいかがですか。福祉施設はやるべきですよ。福祉施設はもうがっちりやるべきだと思います。

合併が来ると、こういう小さい話にはならなくなるのですよ。この合併に当たって、執行者と議会は車の両輪です。後で議員は何やっていたと必ず言われます。町長も言われます。これは講師の先生も言っていましたね。言われますよ言われますよということをおっしゃっていました。

そして、これやっぱり論議もする。話しもするが、やることもやっていった方が私はいいと思います。時間的にはもう今しかないというふうに思いますが、今言ったことについて、町長いかがお考えになりますか。

次に、自治労関連についてですが、相変わらず町長は自治労に手も足も出ないということをおっしゃられます。

また、今の答弁の説明、何かわかりませんが、聞いていて。だめだと言ったかと思ったりいい、どうなんだ、結論がさっぱりわからないのです。

それで、富良野市議会がきのうありました。同じ質問がありました。今、富良野市は選挙の真っ最中です。同じ質問がありましたので私行って、傍聴に行きました。そうすると、市長は当事者ですから、助役が答弁に立ちまして、職員の選挙活動は地方公務員法第36条に違反する。違反行為のないように厳重に指導する、この一言で終わりです。この一言でいいのです。何ぼ何かわからないことを1時間言われてもわからないです。

それでお聞きしますが、この議会が終わったら春闘と称して、すぐまた赤腕章が出てくると思います。これを町長は許可をされるのか。議員も含め、住民の質問に職員は答えられるのか、どのように対処するのか。赤腕章何でしているのかと聞かれて説明をしたそのときには、即職務専念義務違反になります。質問に答えられない場合も、町民の質問に答えられない、これも義務違反になります。こういうつらい立場に置かれるのです。いじめて言っているのではないのですから、私は。どちらも地方公務員法違反で、これは処罰の対象ともなります。赤腕章ということを知ったら、私はこれ聞きに行きます。しかも、管理職をそばに置いて聞きたいと思いますが、いかがお考えになりますか。

今の質問、最初の資料を9月13日に受けておりながら、7カ月、下手すると10カ月ですよ、6月まで。なぜこういうことになったのか。議会軽視をしたのですかということを知りたいのです。この議会軽視をしたのですかということについては、同僚議員もいろいろなところで言っているのです、いろいろなところで。車の件であるとか、しかしなかなか核心に入れない。これは議会軽視につながるということが、これが1点と、あと自治労の件ですね。お尋ねをいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併についてであります。どうも議員と市町村合併は歯車合わないのかなと。私といたしましては、市町村合併は反対でもなければ、賛成でもない。これは町民の皆さん方が最終的に決断をするものという認識にあります。

市町村合併支援プランが9月13日に町の方に来ていたのが、議員に提供されていない、これは議会軽視でないかということですが、行政情報というのは、我々自治体に国から道から、それから上川支庁を通じて、あるいは開発建設部だとかいろいろな部分から行政情報というのは自治体に入ってまいります。これらの情報をすべて議会の皆さん方に情報を提供するというにつきましては、それぞれ皆さん方が必要な希望する情報については、決して隠しはしません。要望に対しましては、その配付はさせていただきますが、自治体に入りましたこれらのすべての膨大な情報をすべて逐一、申しわけございませんが、議員の皆さん方にすべてを提供するというにつきましては、なかなか難しい部分もあるなというふうに思いますので、必要な情報について、ひとつ要求をしていただきたいというふうに思うところでありまして、決してそうなかったから

議会軽視である、国から自治体に入ってきた情報を議会に提出しなかったから議会軽視であるという判断には、ひとつ立たないでいただきたい。我々は、情報提供は決してしないということを申し上げているわけではないということで御理解をいただきたいと思います。

また、この市町村合併支援プランの今情報公開をしております部署に、市町村合併のコーナーをつくってございます。そこに議員が御指摘のように対応されていなかったということにつきましては、これはまことに申しわけなかったと。即担当部署に指示をいたしまして、市町村合併に関係するそのものについて、開示の場所に対応させるよう指示をいたしたいと思います。

それから、市町村合併につきましては、先ほど来申し上げておりますように、ことしは町民の皆さん方の声を聞きながら、その方向を定めていきたいなと、町民の皆さん方の御意見を聞きたいなというふうに思っております。ただ、私の耳に入ってくるすべては、町村合併については、ノーという町民の声がすべて私の耳に入ってきております。ただ、そうでないイエスの人も多々いるであろう。中にはいるであろうというふうに思っておりますが、ただ私としては、さきにも申し上げましたように、安易にあめにぶら下がって町村合併の道を選ぶのか、今厳しい財政状況の中で、むちを打たれているのが現実であります。それに耐えていくのか、将来的に我が町を町村合併をしてどういう将来像を描いていくのか、このままの状態で富良野盆地母村の上富良野町として、小さくとも、ささやかでも、町民とともにできるまちづくりを目指していくのか。私は、決して財政的には厳しいむちが今打たれてきておりますから、厳しい過渡期があると。これに耐え得るためには、先ほど来言っている健全財政維持方針に基づいた、あるいは行財政自治改革を十分に見きわめながら、財政の運営に過ちのない対応をとり進めながらまちづくりを目指していかなければならない。合併すれば、議員おっしゃるように10年間という期間はありますけれども、優遇措置されます。しかし、昭和の大合併で合併した各地域が、やはりどういうまちづくりの結果を生んでいるかというようなことも含めながら、十分に北の端にある上富良野町が、合併によってどうなるのかということ将来像を十分描いた上で判断をしなければならないし、町民の皆さん方がその道を選んでいただきたい。

今、若い青年部の皆さん方が、この問題について始終研究会を開いているということは、大変いいことだなと。そういう盛り上がり町民の中から出てくることによって、町はそういったものに支援をし

ながら、協力をしながら、情報提供しながら、町民の皆さん方が最終的な我が町の将来像を描いてくれるものと。それに対して、行政が判断するべきものというふうに考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

それから、次の自治労問題であります。町長はまるっきり何も自治労には歯が立たないのかということですが、職員組合とは、もう既に今定例会にも職員定数の削減を、条例の改正を提案させていただいておりますが、あるいは特殊勤務手当、いろいろな部分について職員組合との話し合いの中で取り進めさせていただいておりますし、昨年暮れの寒冷地特別加算につきましても、我が町と南富良野町は率先して廃止をするということで、職員組合の理解は得ておりませんが、職員組合としては賛同はしていただいておりますけれども、そういう対応を進めてきているというようなことで、職員組合と労使双方の関係というのは、これは労働組合法で認められた運動展開、団体交渉権を持っているわけありますから、労使双方の関係というのは、円満にうまく仲良く対応していける関係を維持していきたいというふうに思っております。

ただし、地方公務員法、我が町の例規集すべて規定条例等々の中で、違反する行為がある部分につきましては、厳選な処分をしなければならない。処分をもって対処していくべきものというふうに認識しております。

また、赤腕章の問題につきましても、決して多くの町民が来庁するこの施設で、赤腕章というものは認められるものではありません。私としては、承認をいたしているわけではありませんが、組合運動の一環として、職員が対応するそれぞれの機関における赤腕章の設置につきましては、私としてはそれを承認いたしてはいいないということで御理解を賜りたいなというふうに思います。

職員もまた、そういった認識をもって、組合活動においても常識ある活動をしてくれるものと、常識ある職員であるということ私には信じてやまないというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

ちょっと1点、先に戻ります。道庁の職員が合併したのが勝ち組みで、合併しないのが負け組みだという発言をしたわという議員の御質問状をちょうどいいいたしました。私は、上川支庁あるいは道に対し、道職員が自治体合併をそのように見ているのか、そういうふうに指導しているのかにつきましては、今道が自治体合併の推進要綱を定めて、各自治体の自主的な判断をもって市町村合併の推進を図るということを基本に設けた道は推進を図っているわけであ

りますから、その中で、合併したのは勝ち組で合併しないのは負け組だぞと一職員が、道職員が言ったということにつきましては、私は近々札幌へ出たときには、厳重にこのことにつきましては担当者、上司に対して、総合企画部の地域振興室長に対して厳重に申し入れていきたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。
11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） ここに町長、ただいま件はここに、きょうのこれに載っておりますから証拠もあるわけですね。町長が言うのと反対するような、合併反対と聞こえますよ。

それで、この中にありますけれども、昭和の合併は失敗だったと。何でだと言ったら、住民の声を無視した官主導の体質が指摘されているのです。住民の声を、住民の声なんか出さないといいじゃないですか、資料も何も出さなかったら。町長の言うあめというのはどこにあるのですか、あめどこにもないんじゃないですか。話も何もできないのです。

それで、こういう口振りになっても一生懸命だということでもって。

それで、ちょっと先一緒に考えましょう。さきの議員協議会で、同僚議員の質問の中に、町財政の中期試算について、なぜ平成20年まで試算をしないかということで、けんけんがくがく白熱した議論が展開されたのですね。私も大変関心を持って聞いていました。ところが、議長が質問議員の質問をとめに入られたり、いつの間にか休憩になったりということで、お聞きしたかったのですが、今お聞きしたいと思います。同僚議員もここで質問やっておりますね。それで、私聞いてみたいと思います。

その前に、ずっと考えていきますよ。平成15年、来年です。統一地方選挙があるのです。我々議員の選挙です。翌16年12月に町長選挙があります。その3カ月後に、平成17年3月ですよ。合併特例法がなくなるのです。だからやるかやらないか、そこまでなのです。やらなかったら、ああいいですよとって、国はもうお金やらないで済むから喜んで、ああいいですよとって、その後何ぼやったって知ったことではないですよということなのです。だからとって、町長ここで私がやるぞとていうことを言っているのではないように聞いてください。ちょっとも反対ではないのですよね。私も推進ではないのですよ。

それで、合併となったら、平成17年に町長はいなくなり、議員は激変緩和策で設置選挙が行われるのです、平成17年。そうすると、国、道の中期予算は激変緩和ということ、平成18年度までは合

併前の予算が示されるのかと思います。平成19年3月に、15年、16年、17年選挙です。19年は正規の選挙があって、正規の市長、市議会選挙が行われて、完全に上富良野町という自治体が消滅します、19年に。19年4月以降。そうするとどうです、恐ろしいでしょう、消滅するのですよ。そして、平成14年度の、いいですか、これは情報ですよ。平成14年度の富良野市の特別交付税も4億円削減されてきています。

また、同僚議員が前に質問しておりました、予算委員会ですね。議員協議会ですか。中富良野、上富良野の町立病院はどうするのだとていうことを言っておりましたけれども、これは前にちょっと言いましたけれども、上富良野には厚生病院が新築されて、これは壊されます。中富良野は新しいから療養型病床群になっていくという、こういう話も出ています。こういうことで、この自治体が19年になくなっているわ、病院はこうなるわとていう話が進んでいると思わなければなりません。真剣に我々、だから取り組まなければならぬと思うのです。

国益という言葉がありますが、我々はこの地域の地域益ですよ。住民に決して損をさせないように、早目早目に情報を出して、真剣に住民の皆さんに考えていただかなければならないように、町長も議会も取り組まなければならぬのです。

町長にお尋ねしますけれども、平成19年、いや17年ですかね、上富良野町という自治体は存在しているかどうか、どのようにお考えになるかお聞きいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、合併は、私はもう私の立場で現在反対でもなければ賛成でもない。ただ、個人的な考えはあると。しかし申し上げるわけにはいかないと。町民の皆さん方が基本的に判断していただけるものと、私はそのためにことし1年町民の皆さん方と、この合併をテーマに語り合っていきたいと、そういう広聴活動をしたいということ考えております。

今、議員町長よと、平成19年になったら上富良野町なくなるのだぞと、上富良野町の町立病院もなくなって厚生病院ができるのだぞと、もう厚生病院ができるのはありがたいことだと思っておりますが、まだそんな話は全くありません。町民が知らないうちに、議会が知らないうちに、言うならば町長である私も知らないうちに、いつの間にか上富良野町がなくなって、どこかへ行ってしまったわということには、これはまるきり国の施策と言えども、100%生ずることではないと、私はそう思っております。

国は、17年までの、この優遇措置期間中に合併推進を図っていけば、そのスケジュールの中で、19年には最終的なその合併した自治体の選挙を開始して、新しい首長を決め、新しい議会議員を設定する、その最終の年月が19年であるというふうには私は認識しておりますが、そのときに上富良野町がなくなるということは、100%考えておりません。

そういうようなことで、この合併につきましては、あくまでも今後町民の皆さん方と十分に語り合いながら、そして今後の上富良野町の将来像をどのようにして描いていくのか、今我が町が描いている第4次総合計画をどのように実現、具現化していける対応ができるのか、そういうことも十分考えながら合併の道を選ぶのか、独自の自治体形成で、富良野盆地の母村としてこのまま上富良野町として自治体形成をしていくのか、これらは地域住民の大きな判断であるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、11番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時04分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしております3項目8点につきまして一般質問を行いたいと思っております。

まず、第1点目は、地域高規格道路旭川十勝道路についてでございます。

昨年の秋ごろから、富良野市中心におきまして、この旭川十勝道路の中の富良野道路の関係について、いろいろ議論が市民の中で展開をされております。そういうことで、早晚何年後になるかわかりませんが、旭川から占冠、そして十勝にこの道路がつながるように承っております。したがって、それらの関係についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、第1点は、旭川十勝道路整備促進期成会が平成6年12月15日に、我が上富良野を含めて9市町村にて設立総会が行われました。このらの設立目的と経過及び当町の期成会の参加姿勢についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、第2点は、旭川十勝道路の計画路線の指定、それから調査区間の指定、整備区間の指定というこ

とで、平成6年から順次本年までそれぞれ進んでおります。したがって、それらの視点についての経過はどのように進んでいるのか、これらをお尋ねいたしたいと思っております。

続きまして、第3点は、当町の関係では十勝岳噴火に備える防災面での必要性が強調されております。しかし、半面観光面で危惧されているのが非常に大きいので、それらを含めた方針についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、第2点目、町民証の発行についてでございます。

町内外のさまざまな分野で氏名、住所、生年月日、年齢等の本人を証明する機会がふえてきています。実際証明を要するときには、保険証や運転免許証等を持参し、その証明の求めに応じております。しかし、高齢者になれば、運転免許証等の持たない方もいらっしゃいます。

また、施設等の利用のたびに保険証や運転免許証を持参するのも大変であり、特に亡失等も考えられます。

また、今定例町議会で町内の各施設利用に、65歳以上は無料化への条例改正が提案されております。各施設の利用の際の確認とともに、事故や災害の発生時に氏名、住所、連絡先等が速やかに確認ができます。

以上の観点から、写真入りの町民証の発行を行うべきと考えるが、それらについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、第3点目、町立病院の運営でございます。

町立病院の運営については、非常に厳しい意見が町民等にもあります。したがって、当面4点についてお伺いをいたしたいと思っております。

第1点目は、平成13年2月から院外処方箋が発行されている。過去1年間の発行状況を院内、院外別どのような状況になっているかお尋ねいたします。

それから、第2点目は、院外処方箋移行前と現行実施での必要薬剤師の算出基礎数についてお尋ねいたします。

次に、第3点は、処方箋の発行に伴う応需薬局へのファックスの利用状況はどのようになっているか。昨年の12月設置をされておりますけれども、それらを含めて御答弁をお願いしたいと思っております。

それから、第4点目は、薬剤管理指導業務の取り組みについてでございます。

平成6年の薬剤の関係の法律改正によって、薬剤管理指導業務が新たに出ております。それらの関係で、当町立病院でのこの取り組み状況はどうなっ

いるかということでお尋ねいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の御質問の地域高規格道路、旭川十勝道路に関する1点目、旭川十勝道路整備促進期成会の設立目的、経過等についてであります。平成6年12月に旭川市、東川町、東神楽町、美瑛町と富良野圏域5市町村の2市6町1村の九つの自治体の構成により、旭川十勝道路促進期成会が発足を果たしたところであります。

この会は、上川中部、南部圏域と十勝圏域を高速で連絡する旭川十勝道路の早期実現を目的に結成されたものであります。本町にとりましても旭川十勝道路は、活火山十勝岳を抱えていることから、有事の際の避難経路、緊急医療の搬送ルート、農畜産物等の物流経路の確保、また観光振興の面からもスムーズな移動による観光客の増加等が期待できるなどの点から、設立当初より期成会に参加し、要望活動を行ってきているところであります。

2点目ですが、平成6年12月に旭川市から占冠村までの間約120キロが計画路線の指定を受けて以降、調査区間といたしましては、平成7年に中富良野町と富良野市の間20キロが指定を受け、平成8年に旭川市から東神楽町の23キロ、平成12年には東神楽町から美瑛町の16キロが指定されてきております。

また、平成10年には、富良野市学田から富良野市上五区の8キロが整備区間の指定を受け、環境アセスメントの手続きを経て、平成13年に該当市町村における説明会が行われてきております。

3点目についてであります。本町の観光の主体をなす観光資源は、十勝岳、ラベンダー、温泉、また、なだらかな丘が続く景観であると考えております。現在のところ、国の方からルート設定の協議は一切ございませんが、議員から御意見がありましたように、景観保全等の観点から危惧される点も考えられますので、これらの観光資源に配慮し、自然と調和した道づくりを強く要望してまいりたいと考えております。

次に、御質問2番目の町民証の発行につきましては、既に市町村において実施されているところもありますが、御質問いただきましたとおり、各地の施設利用などに関しましては、年齢要件等の区分も必要になってきており、本人確認に対応するものについては、運転免許証などが一般的に提示されているのが現状であろうかと思えます。しかし、より簡易な方法で本人確認のため町民証のようなものについて検討することは、町民の皆様方の利便性にも対応し

得るものではないかと存じます。

一方で、個人情報などプライバシーについては、より高い制度で守らなければならない社会でもありますので、今後もこれら本人確認手法の一つとしての御提案の町民証発行につきまして、他市町村事例等を参考にしながら可能な方法を模索し、実現に向けて研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、3番目の町立病院の運営に関しての御質問の、1点目の過去1年間の処方箋発行状況であります。時期によって若干の変動はありますが、昨年2月から本年1月までの平均は、1日118件で、うち院内処方が60件、院外処方が58件と、ほぼ半数が院外処方となっております現状であります。

次に、2点目の院外処方箋発行前と発行後の必要薬剤師の算出基礎数についてであります。薬剤師の配置は医療法に定められており、算出に当たっては、療養型病床群にかかわる病室に収容されている入院患者の数を150をもって除した数と、療養型以外の病床群以外の病室に収容されている入院患者の数を70をもって除した数、及び外来患者にかかわる取り扱い処方箋の数を75をもって除した数を加えた数が必要な薬剤師になっております。

この算出から、院外処方箋移行前には2.93人必要とされ、薬剤師1名が不足でありましたが、移行後1年が経過した現在は、1.67人でよいことから、現行の2人体制により薬剤業務等を行っております。

次に、3点目の院外処方箋発行に伴う応需薬局へのファックス利用状況であります。昨年2月の院外処方箋発行時に、院外処方の促進及び定着のための患者サービスとして、病院側から患者の希望する応需薬局へのファックス送信を開始いたしました。

病院側での取り扱いは一定期間とし、引き続き応需薬局が業務を行うということで、応需薬局みずからファックスの設置など準準備を進めてまいりましたが、稼働に当たった課題処理のため、現在まだ患者さんの皆さんには御利用いただけない状況にございます。

このファックスの取り扱いについては、引き続き応需薬局と協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の薬剤管理指導業務の取り組みの状況であります。入院患者に対する投薬、注射に關する指導の実施に向けて、薬剤師と医師などの協議において、薬局薬剤業務の見直し及び指導のマニュアル化等体制の整備を進めております。

この業務処理を新年度予算に計上いたしてあります医療事務システムの中に取り組みで計画をしていることから、これら機器の整備後において業務に着

手し、2カ月程度の試行後、北海道への提出を行い、本格的には下期から業務を開始するよう進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

1 番中村議員。

1 番（中村有秀君） まず、十勝道路の関係で、期成会の関係でまずお尋ねをいたしたいと思いません。

成立当初より期成会に参加をされてということで、今町長の答弁がありました。その中で、参加をして要望活動を行ってきたところですよという答弁だった。したがって、私たち一番心配するのは、どのルートに行くのか、それからインターがどこに設置をされるのか、それからもう一つは、国がやるとは言っても、やはりいろいろな要望をしていかなければだめでないかという関係もございます。ということで、町長としてどのような要望を行ってきたのか、その内容について確認をいたしたいと思いません。

それから、第2点は、平成14年1月21日に、上川地域連携会議の南部ブロック会議が開催されました。これは国、道からも来ております。その中で、議題として地域高規格道路旭川十勝道路について、ある面では新聞記事によりますと、早期完成を求めるといふ首長もいたし、それからもう一つは、既存の国道の道路改良を優先すべきだといふ意見もあったということでございます。ということで、その会議の場で、上富良野町長としてどのように発言をされたかお伺いをいたしたいと思いません。

それから、第2点目の路線の指定、調査区間、整備区間の指定でございます。先般、旭川開発建設部主催で、3月1日に第1回景観検討委員会が開催をされたという新聞記事があります。その中で、旭川十勝道路の一部、いわゆる富良野道路、富良野山部から中富良野福原間の20キロメートルの関係で記事が掲載をされておりました。この経過の中で、今町長の方から答弁のあった富良野、中富良野20キロは平成7年8月23日、それから旭川東神楽、これ旭川空港までということで、これは平成8年8月30日、これが23キロありますよと。そうすると、東神楽から美瑛間、美瑛町美馬牛まで、これが平成12年12月20日に、これ16キロメートルが調査区間になっている。そうすると、完全に中富良野と上富を通して美馬牛の間がどうなっているかというのが、一番町民が関心の持っているところなのです。ところが、旭川開発建設部の図面を見ますと、このように全部工事区間A、区間B、区間C、区間Dということで明らかになっているのですね。ですから町長の言う共に町をつくるということであれ

ば、これらのことを町民に知らしめたり、もしくは商工会だとか観光業者だとか、そういうものを含めていろいろな意見を聴取すべき立場であろうし、また議会にもそういうことで知らせるべきでないかという感じがいたします。ということで、これらの関係について、町長はどう考えているかということでお尋ねを申し上げたいと思いません。

それから、第3点目、十勝岳噴火ということで非常に上富良野町民としては、有事の際の避難道路の確保、もしくは旭川から富良野に向ける人たちの避難道路の確保ということで、非常に心配をされている面があります。しかし、現実にはバイパスができたときに、上富良野の町内の商工業者が自動販売機は大幅減だ、それからガソリンスタンドもそうだが、それから車が通る回数が少なくなって町への活気がなくなったと、いろいろな心配をされております。当然今町長が答弁された上富良野町の景観をどう保持していくかということで、いろいろトンネルを掘るだとか、いろいろな関係が今言われておりますし、それから今回山部から中富良野福原につきましては、基本的にこういう景観保持等、それからやっていくということで今出されております。それで、まちの中ではいろいろな意見があります。当初この道路をつくるときに、東回り、それから西回り、それからもう一つは、市街地の現在の国道に高架でやるという三つのルートがあったのだけれども、最終的に西回りということで、今のルートが確定しております。そんな関係で、僕はやっぱり観光面ばかりでなくて、いろいろな面を含めて、やはり町として関係団体に意見を聞き、そして要望するところは要望すると。言うなれば、もう現国道からどんどん離れていって、山の中を通るといふことになると、今の富良野の言うなれば宣伝力を対抗していくと、やはり上富良野には、今の段階で思い出の富良野、それから松尾ジンギスカンのところを通して、そのままもう富田ファームへ行くという通路になりつつあります。そうすると、いよいよ上富に通過する観光客等が激減することが予想されます。そんな関係で、町としてそれらの関係をどのように考えているかということでお尋ねいたしたいと思いません。

それから、2項目めの町民証の発行でございます。現実には、私も何力町村に、東川に邪魔をしたり、それから今実施されている東川町、それから留萌、それから6月から実施されようとしている千歳等にも電話等で確認をいたしました。すると意外な経費で、安い経費でできているということなのです。例えば、東川のことを申し上げますと、平成13年4月1日から実施をしております。顔写真はデジカメで町で撮影をします。それから、表面の表紙、言う

なれば名刺よりちょっと大きいような形で作られているということで、大雪山だとかいろいろなあそこの東川町の写真の町も含めて、そういうようなものの表紙を10パターンを用意していると。今、観光協会で名刺の販売をやっていますけれども、あれと似たような形で10パターン。留萌ではこれを12パターンをつくっていますね。

それから、ラミネート仕上げで、東川の場合発行手数料1枚500円と、それから留萌の場合は諸証明書ということで200円でやっております。そういうことで、留萌の場合、自衛隊の方もおられますけれども、記念でそれを、留萌に住んでたということで、記念でそのまま持ち帰っている方もいらっしゃるのですね。そんな関係で、有効期間は5年で、それぞれの自治体の中でしか有効できないというようなことで取り決めをしながらやっているということでございます。

そういうことで、今町長の答弁では、他の市町村の事例等も研究してということでございますので、できればいつごろ実施をするかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、第3点目の町立病院の関係でございます。平成12年12月に、翌年の2月、言うなれば13年2月から院外処方箋をやりますよ、それから13年12月の議会で同僚議員の質問に対しても答えますけれども、院外処方箋の発行に関する病院の基本的な考え方は、原則院外ということで考えていますということでございます。それで、資料を見ますと、院外処方箋の最高が54.9%なのです。最低が45.1%、ということで、非常に低率なのです。

ちなみに、美瑛町で聞きました。美瑛町は医事課の人に聞きましたら98%院外に出していると言うのです。そういうことで、非常に基本的に院外をするという感覚から言うと、ずっと月別のデータを見ましても、大体最高は54、最低が45だといったら、おのずから50%前後というような状況が確認をされます。したがって、私はできるならば院外へ、できるだけそれらの高齢者、それから今までの流れからの事情があるかと思えますけれど、何とかそれをクリアしながら、この原則院外という方法で何とかこのパーセントを上げていって、そして必要薬剤師等の今後の、言うなれば利益を上げるための方法ということを具体的に考えていかなければならないのではないかと、そういうことで今後の院外処方箋の発行の姿勢ということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから2点目は、院外処方箋以前と薬剤師の算出根拠でございますけれども、今の答弁によります

と、今までは非常に多かったと。2.93人のところを薬剤師2人でやっていたと。今回の移行後は、試算資料では1.67人ということで、2人でよいということで、0.33が浮く形になります。人の関係だから、それはもう1.67というわけにはいきませんが、2人ということで、現行の薬剤師体制で行くということは、私は結構だろうと思えますけれども、ただ薬剤師2名、それから正職員1名、臨時職員2名の体制で今まで来ておりました。しかし、それらの薬剤師以外の職員の、臨時職員の関係等も含めて、やはり院外処方箋が50%前後になっている、これからまた上がっていくということになると、これらの関係について十分検討すべき事項ではないかということを考えます。それらについて、確認をいたしたいと思えます。

それから3番目、院外処方箋発行のための応需薬局のファックスの利用なのですが、平成13年12月にファックスが設置をされているのです。そして使用方法も、はどどこ、はどどこ、はどどここの薬局というようことで、使用方法があそこに掲示されているのを私も何回か見たのですけれども、その後これらが進んでいないと。それで、この応需薬局の窓口である若林さんにちょっとお聞きしたのです。そうすると、そういうことで応需薬局として体制をつくってほしいということで、電話債券7万円を買った。電話の工事料もかかった。そして電話番号も45の9801ということにもなった。しかし、使ってはならないと。この使ってはならないというのは、特に利用される方が高齢者であり、そういうことで、今の状況では2週間に1回の薬ということであれば、なかなか1回だれかに教えられても、なかなか覚え切らないという現状も僕は理解をできます。

そういうことで、これらの関係について、設置されたのに、まだこれらが稼働ができなかったという理由、稼働に当たっては課題処理のためということで、現在まだ皆さんに利用いただけない状況ということでもありますけれども、これは12月、1月、2月、3月、それらの期間の中で、この課題処理がなぜできなかったのかという点をお尋ねしたいと思います。

それで、若林さんに聞きましたら、あそこの町立病院の中に一応ファックスは置くと。そういうことで、14年の3月1日付で目的外使用の書類を出してくれと言われていたと。そうすると、もう具体的に煮詰まっているのかなという気がいたします。ですから、申請を出してくれと言った段階では、これらが進められているのかなという気がしますので、その点、応需薬局の窓口である若林さんとういう

話でそのことが言っているかということでお尋ねいたしたいと思います。

それから、第4点目の薬剤管理業務の指導の取り組み状況です。昨年12月の定例議会で、町長はこういう答弁をしているのですね。平成13年2月に院外処方を実施した段階で、新年度からということは、平成14年度から、薬剤管理業務を行い、年度からすれば平成13年度になりますね。新年度から薬剤管理指導を行い、入院患者に対する指導を行うよう指示していましたが、病院内の調整が十分進まないままということで、私といたしましては、早急に実現するよう指示しているということでございます。そういうことで、本来ならば13年2月から実施した段階で、もう13年の新年度から、これはもう取り組んでいく姿勢があるべきだなという気がいたします。

ところが、きょうの答弁を見ますと、業務処理を新年度予算に計上しております。医療事務システムの中に組み込みを計画され、これらの機器の整備後において業務に着手ということで、言うなれば薬剤師の時間的なものが非常に多くなってきている。そのためには、この薬剤管理指導料というもので十分収入をつくるべきだと、そういう姿勢がこの取り組み状況から言うと、非常に希薄だという感じがいたします。町民の各分野で補助金の削減だとか、いろいろな面で負担を強いております。そうすると、こういう部面で、まあ1回指導すれば350点、1点10円ですから3,500円が入る。機械的に80床があるからということにはならないと思いますけれども、あくまで1週間、1カ月に4回できるということであれば、それらについて努力をすべきだし、それらの機器の整備ということになっておりますけれども、それであれば、これらの機器の整備が何が必要であってできなかったのか、その機器の整備の内容についてお伺いをいたしたいと思います。

ある面では、薬剤管理指導業務は平成6年の診療報酬改定で行われてきております。そうすると、その内容をずっと私見ますと、言うなればここで必要なものは、医薬品の情報管理室というものですか、そういうものが必要なのか、あとファックス等もいろいろある。コピーのあれ等もあるようですけれども、それらについて何も設備ができなくてこれまでおかれていたのか、それとも内部調整で薬剤師、医師との協議で十分進まなかったか、それらの理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の旭川十勝道路、ルート、インターチェンジがどこにできるのだ、私も全くわかっておりません。ただ、旭川占冠間120キロの計画路線はでき上がっていると言いますが、今議員が持っているような、そんな地図も私は見たことございません。旭川開建へ行っても、まだこの地域については全く東側へ行くのか西側へ行くのか全くわかっておりません。ただ、うわさでは西側へ行くだろう、西側へ行くだろうというような話は聞いております。今ははっきり決まったのは、整備区間として決定された部分については、これははっきりアセスも終わってますから、この区間ははっきり決まっているということについては、私自身情報として受けとめます。ただ、他の部分については、今調査区間の部分についても、今どこをどう動くのかということについては、私は旭建の方からも、その情報は聞いておりません。わかっておりません。

今、東神楽から美馬牛まで、美瑛町の要望としては、東側を空港からの道路をつくりたいわという要望等々についてのお話は聞いております。ところが、国として、旭川開発建設部として、この十勝道路の図面は、一切私どもも承知しておりません。ですから、当然計画調査区間になっている部分についてもそういう状況ですから、調査区間の指定も受けてない上富良野美馬牛間、中富良野美馬牛間については、全く私どもの承知していないと。そういった部分が出てくれば、議員おっしゃるとおり住民の皆さん方の意見も十分聞きながら、東側がいいのか西側がいいのか、そういうようなことも含めて十分、先ほどお答えさせていただきましたように、我が町の観光の最も重要な資源であります景観を阻害させないような、そういうような対応を図っていくように調整をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、今日までの要望の中で、我々期成会の中では、今計画路線が決定された。そして、その中で調査区間が指定されていない調査区間を早急に調査区間に指定してください。調査区間が指定されているところにつきましては、早急に整備区間としての昇格をしてくださいと。整備区間としての指定されている区間については、早急に工事着工に取り組んでくださいという今国に対する期成会としての要望を展開しているという状況でございます。

それから、過般1月、上川南部のブロック会議がございましたが、その中で一部首長さんの御意見が、あたかもこの十勝道路について、全面的に賛成できないわというような御意見のような報道がされましたが、決して皆さん方賛成していないのというのではなくて、この旭川十勝道路の建設に向かつては、

賛成はしているけれども、ただそれと同様に、現存の既存の国道の整備、これも同時にやってもらわないと困るよと。この国道の整備を渋滞交通事故防止策、いろいろな面でその対策を講じてもらわなければ困るということの強い要望であり、また一部につきましては、先ほど言ったように、我々は道路としては空港から東側を通る道路が欲しいのだわという要望であるということであって、決してこの旭川十勝道路に対する意見ではないというふうに私は認識しておりますし、私自身も当日御発言させていただきましたのは、国道237、花人街道として設定されておりますが、今国土交通省で対応しております景観道路の認定、これらを含めた中で237の対応について、私なりの考えを述べさせていただいたということでもあります。

それから、3月に入ってから富良野市で行われた景観検討委員会につきましては、これは富良野市の主催でありまして、私細部掌握はいたしていませんが、議員おっしゃるような報道は目を通させていただいておりますが、やはりどの地域も、この種の事業に対しましては、地域の景観と環境の問題が大きな課題になっているということを認識いたしておりますので、我が町の計画区間としての認定を受けた段階においては、そこらの部分も十分議員御心配の対応を図っていききたい。

特に我が町は、議員おっしゃるように防災面の対応も図らなければならない。そして、観光客が素通りされては困る。国道バイパスで我が町は経験をいたしておるわけでありまして、そういったことも含めた中で、十分精査した要望をしていかなければいけないというふうに思っております。

次に、町民証発行の件であります。これにつきましては、内部会議におきましても私としては、今定例議会に御提案させていただいております使用料、手数料の改正等々も含めた中で、65歳以上の方々に対する減免措置だとかいろいろな対応が施設利用の中で数多く出てくるというようなことを含めて、この町民証の発行につきましては、先ほどお答えさせていただいたように、前向きで対処していききたいということで、各部署に検討するように、発行に向かって検討するように指示いたしております。

ただ、これらの部分につきましては、先ほど申し上げましたプライバシーの問題、いろいろな問題がございます。そういったことも、また議員からありました有料が無料か、そういった部分等もございませぬので、そういったことも検討しながら、私としては、できることならばパークゴルフ場の開始する来年度、新年度に向かっては、この町民証の発行について、全町民にするのか、高齢者にするのか、そう

いったことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

それから、町立病院の件であります。院外処方、何度もお答えさせていただいておりますように基本であります。今現在50、50の状況であります。これは患者さんの対応を見きわめた中で、院外処方の率は上げるように努めていきたいというふうに思っているところでありますし、そのことにより患者さんの不便をどう解消していくか、そして患者さんの要望を受けながら、どうしてもやはり院内で対処しなければいけない高齢者の方もいるのかなと。ただ、我が町の町立病院にも門前薬局ができました。そういうようなことも含めていくと、当初の考え方よりも以上に院外処方箋の推進が可能になったというふうに私自身は認識しておりますので、患者さんの不便さのある程度解消でき得たというふうにも考えておりますので、この推進方を取り進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ファックスの利用であります。これにつきましては、過般ある議員からの御質問にもありましたように、職員が対応することになりますと、ややもすると応需薬局の問題等々も含めていろいろな問題がありますので、私の方で指示しているのは、職員の対応は差し控えるようにと。最初の指導と申しますが、覚える段階については、その対応はある程度はやむを得ないにしても、職員が常時患者さんにかかわって対応するということは、ややもすると応需薬局とのいろいろな問題があるので、私としては的確でないという判断をいたしておりますし、過般も他の議員から御質問で御指摘を受けておりますので、そういうことのないように十分注意したいと。

なぜファックスが設置されたのに、これが利用でき得ないのか。これは、私の方で簡単な報告を病院事務長から受けておりますのは、応需薬局間の調整がつかないという報告を聞いております。細部につきましては、病院事務長の方からこの件につきましての現状を、ひとつ事務局長の方から説明させたいと思います。

私の方の報告につきましては、病院の問題ではなく、応需薬局間の調整というような話を聞いております。これは事実かどうかにつきましても、事務長の方からお答えさせます。

それから、次の薬剤管理指導業務、これはもう私は何度も、前にも御質問他の議員からも何度もいただいております。この院外処方をやることによって、従前3名の薬剤師を設置しなければならない薬局に、今現在は院外処方をやった一つの大きな目的というのは、現状では3名の薬剤師を置かなければいけない。1名増員しなければいけない。今の町立病

院の経営状況で、薬剤師の増員ということは全く考えられない。そういうようなことから、院外処方に踏み切ったと。そして薬価が、差益も非常に減額されてきた。病院経営に大きな影響を及ぼさなくなってきた。そういう中に、増員は100%不可能であるということで、院外処方を対応いたしました。そして、現在1.6何人の対応になってきておりますので、私は13年度の当初から事務長を通じて病院の方には、薬剤管理指導業務を進めて、少しでも収入の上がる手法を取り組みなさい。今まで2人で3人分の御苦勞をいただいていたわけですから、今1.6人でやっているわけですから、少々御苦勞いただければ、薬剤管理指導業務ができるはずだと。少しでもこの厳しい病院経営の中で収入を上げるようにしなさいということで、事務長には何度も指示をいたしてきているところでありますが、残念ながら病院内部の意識改革が、職員の意識改革が十分でないとは判断しております。現在の危機感を十二分に持っていないという認識をしております。

新年度に向かっては、薬局からの職員は何名か引き揚げさせよと、人事異動を対処しようということで、従前の薬局職員、人員は必要ないと。人員は人事異動で、4月1日では人員を減らそうという考え方でありますが、その細部に対応でき得ない根本的な理由につきましては、この件につきましても病院事務長の方から御説明をさせたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 1番中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目のファックスの取り扱いに関するところでございますが、先ほど御答弁の中で、課題処理というようなことで御答弁させていただいております。このことにつきましては、移行時病院が院外処方の促進、定着といったようなことを大きな目的といたしまして、みずからファックス送信を行っておりまし。このことにつきましては、公的病院に限られた薬局とのかかわりというようなことで適当でないといったことから、二、三カ月の期間行おうと。その後につきましては、応需薬局みずからから行っていただくというようなことで、応需薬局との話し合いの中で進めてまいりました。

そんなことで、先ほど御意見がありましたように、12月にはファックスを設置を完了し、患者の皆さんに応需薬局が設置したファックスを利用して処方箋を送っていただくということになってございましたが、その時点で、応需薬局と病院側との話し合いの中に不十分なものがあるといったようなことで、十分な話し合いをされたいというようなことでの議

会からも御意見からをいただいたところでございます。そんなことから、応需薬局とも話し合いを持ちました。その結果といたしまして、病院側が再度と、いわゆる所管委員会等にかかわる事項というようなこと等の応需薬局の判断から、応需薬局と十分な話し合いにもならなかったといったことで、あくまでもそういった中において、病院としてはどうするかといったようなことで検討してまいりました。現在、100%近くを病院側からファックス送信を行っているという状況でございますが、そういった中において、患者さんにいわゆるみずからどここの薬局に送りたいといったこととの違いがあるといったようなことでの苦情もありまして、そんなことから、現行のシステムについてはやっぱり改めなければならぬというふうなことで、病院としての一つのものの考えを整理いたしました。そのことについて応じ薬局と話し合いをしたいといったようなことでしてありまして、応需薬局自身として、その薬局自身のものの考えを整理したいといったようなことになってありまして、その話し合いが、まだ応需薬局自体において行われていないということで、予定としては、あすその話し合いが行われるといったようなことでございます。そういった話を整理していただいた中で、さらに病院側とこのファックス送信についての話し合いをさせていただくということになってございます。そんなことから、12月には設置いたしましたでしたが、まだ稼働状況になってないということで、こういった状況を踏まえて応需薬局と十分な話を進めてまいりたいと思っております。

あと、医療機関の内容は何かといったことでございますが、これにつきましては、本年度、新年度予算において医療義務のシステムというようなことを導入を計画いたしてございます。そんな中に、この薬剤管理指導の業務として処理しなければならない指導記録の作成等プログラムをこの中に盛り込んでございます。そんなことから、こういった機械処理をいたしたいと。そのことによって、業務の効率化を図りたいというようなことで考えてありまして、そのシステム化によって、積極的にあとは業務開始するよう進めていきたいと思っております。

また、おくれの理由につきましても、町長から何度かその指示を受けてございました。院内においてもそういったことで取り組みについて、積極的に取り組もうといったことで話し合いをしてきましたが、実態として今回お答えしたようなことでの取り組みといったようなことでございまして、このことについては、今町長からも御指摘あったように、非常に今速度遅い展開といったことで、大変申しわけないと思っております。

以上です。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

1 番中村議員。

1 番(中村有秀君) まず、高規格道路の関係です。上富の地形的な問題から言えば、十勝岳、言うなればJRから東側のルートというのは、ちょっと考えられないだろうと。そうすると、当然今富良野から中富良野の福原まで進めていけば西ルート、あれから延長されるだろう。当然美馬牛のところそうだろう。そうすると、僕は美馬牛までは、旭川空港から美馬牛までは調査区間になりましたよ。そうすると、片一方も富良野の山部から中富良野の十分福原までも整備区間に入ってきます。そうすると、上富を通るのは、おのずからどこの接点とどこの接点になるだろうと思うのですね。まさか線路渡って、また向こうへ行くということも考えられないし、そうすると、調査区間に設定された段階で、上富良野町として関係団体や町民の皆さん方、議会の意見を聞いてどこがいいのかということを開発局に僕は要望としてきちっと出すべきでないか。

同僚議員であるし、商工会の会長であります中川さんからお話聞きました。商工会としては、基本的に反対ですということは、もうバイパスの例を見てもわかるとおり、そういう憂いが十分あるということなのです。そうすると、いかに上富良野の近くに持ってくるか、それからもう一つは、インターをどこへ持ってくるかといういろいろな問題が僕は絡んでくると思う。そうすると、調査区間に設定される前から中富良野のところまで決まっている、美馬牛のところまで今調査でなるといことになると、我が町の意見、要望をきちっと国に対して出すべきだと思うのです。それが一つ。

それからもう一つは、国道の整備ということで、今上富良野で渋滞になるのはどこかというような問題もまず先に、富良野も当然そうですし、中富もそうだった、特に観光シーズンになってくると。それらの国道整備、拡幅等もこの視野に入れて、言うなれば、この旭川十勝道路がいつになるかということ、非常に国の財政的な状況からいったら厳しいと思うのです。そうすると、それらについても十分国に意見反映をされるべきでないかという気がいたします。

それから、町民証の発行については、前向きに実施をするという方向で検討するということなので、何とかこれらについては、早急に実現するように取り計らいをお願いしたいと思います。

それから、町立病院の関係ですけれども、町長は厳しく町立病院事務長等に指示をしているし、それからもう一つは危機感も持っていない、それから人

事管理も十分適さないというようなことでお話をしておりました。

僕は、本来的にはもう平成13年の2月になったのであれば、このシステム化も当然その前段で、やはり議会等でも薬局の関係、それから婦人科の関係等も当然出たのですから、これらについては、早急にこれらを1年前にやるべきだったという気がいたします。そういうことで、これらの取り組みのおくれというのが、昨年の12月で同僚議員からも意見があったように、やはり十分ではないのではないかと気がいたします。

それから、ファックスの関係ですけれども、明日応需薬局の打ち合わせ会議をやるといのは、私も聞いております。ですから、僕はそういう方向で、応需薬局の体制が整っていないという、町長は事務長から聞いているということであれば、そういう体制づくりにやはり助言をしていかなければならないのではないかと気がいたします。

ただ、町民のサービス、患者のサービスのためにやるということ、ある面で必要だとは思うのですけれども、この件数から言えば、例えば昨年の2月、院外が1,226、それから3月が1,313と、平均的にこういう1,000台の数字が出てきております。そうすると、これらを全部今の事務所の中での町立病院のファックスでということは、まず不可能のような気がいたします。そうすると、どうすべきかということでは、僕はある程度若林さんと話をしましたが、例えばあそこに商協の売店があります。そうすると、商協の売店に、この応需薬局と契約を結びながらあそこでやっていただく。というのは、今の状況であれば、職員がやるということで勝手に、例えば押すボタンを1を2に間違えたら違う薬局に行くわけですね。そういうことがないように。

それからもう一つは、応需薬局でも職員やなんをあそこへ置いて指導、案内は物理的に不可能だということであれば、何かお互いに知恵を出し合いながら、何とかこれらの院外処方箋がある面で率を上げていく、そのためにはこういう方法で進めていくということで、ある程度応需薬局との十分な検討が必要ではないかという気がいたします。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

1 番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、旭川十勝道路、今の段階で、もう既に国に対して町はどの地点にどうあるべきだという要望を出すべきでないかという御意見であります。私は計画区間が定まって、そして路線が対応できる状況、路線が決定する中で町民の皆さん方の御意見等々聞

きながら対処していきたいと。御心配されておりますのは、町民の皆さん方や町の意見を聞かないうちに着工されたら大変だという御心配だと思いますが、その心配はまずない。今現在、8キロの区間の整備区間がまだ工事着工区間になっていない。我々は一生懸命要望しておりますが、なかなか難しいと。今我々がどこの路線にどうあるべきだろうなんていうようなことを言いますと、やはりその用地の問題、いろいろな問題が絡んでまいります。ですから、簡単にここを通してくださいということには相ならんと。私は、国が対応する部分について、地域としての要望を十分受け入れてもらえるような形の中で今後取り進めていきたいというふうに思っています。

それから、病院につきましては、端的に言って院内の意識が十分であれば取り組める課題もたくさんある。医療事務システムにつきましては、これを昨年に購入して対応したらいかがだったかということですが、これはたまたま今年がちょうどこのシステムのリースが終了する。昨年におきましては、まだこのリースの継続期間中でありまして、今回このリースが今年度で、14年度で途中で契約期間が、リース期間が終了する。それで、新しい医療事務システムに変えていくと。その中でいろいろなものを含めた、現在のシステム以上にいろいろな業務も総括できる、対応できるシステムに変えていきたいということで、今回予算お願いをいたしているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、もう一つファックスの問題、これにつきましては冒頭から言っているように、職員が対応することは、ややもすれば、さきの議会で御質問いただいたように誤解を生む。応需薬局との関係で誤解を生む問題であります。これは、あくまでも応需薬局の皆さん方が営業としてどう町立病院を見きわめていただけるのか、そういう観点から応需薬局の皆さん方の御理解をいただければならないなど。

応需薬局の中では、これまでします、あれまでしますという薬局もあるわけでありまして、しかし私としては、地域内にある各薬局が患者さんの平等な中で対応、営業が展開できる手法をということで、応需薬局間の調整を期待いたしているわけでありまして。ただ、応需薬局の中で、町立病院は大したことないから、そんなところからもらわなくてもいいんだわということであれば、またこれは別だ。しかし、やはり応需薬局の皆さん方も営業として理解してほしいなというふうに思っております。これにつきましては、早急に患者さんに御迷惑のかからないように対処していくよう進めたいと思っております。

あと、また御提言ありました売店のところに云々とかという部分については、これは応需薬局の皆さん方が手法を考えていただく課題というふうに思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、1番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

この際、昼食休憩といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、18番向山富夫君。

18番（向山富夫君） 私は、先日、世界がもし100人の村だったらという1冊の本を目にいたしました。既に読まれた方もおられるかと思いますが、地球上が100人の村だったらと仮定をして、こう問いかけております。私たちの中に、もし冷蔵庫に食料があり、着る服があり、頭の上に屋根があり、寝る場所があるなら、その人はこの世界の75%の人々より裕福ですと。

また、もし銀行に預金があり、財布にもお金があり、家のどこかに小銭の入った入れ物があるなら、その人は、この世界で最も裕福な上位8%のうちの1人ですと、こう書かれておりました。非常に多くのことを考えさせられる1冊でありました。

既に御案内のように、昨年から国の内外を問わず世界を震撼させるような大きな事件が続発し、身近なことでも、パブル崩壊により相次ぐ銀行の破綻に起因するデフレスパイラル、ボーダレスの景気の低迷、加えてBSE問題に端を発する雪印食品問題など、これらの結果、お互いが人間不信に陥っているような印象を受けるのであります。いずれの問題も、過度な利益の追求に走った当然の帰結であると思っております。多くの教訓を残すことになったのであります。今その後始末で、国の経済も大きく揺るがし、激しい荒波が力の弱い地方へ地方へと押し寄せてきているのではないかと思います。

挙げ句の果てに国は、この難局に対応するため、窮余の策として、市町村に合併を推し進め、苦境をしのごうとしているような印象をも持たざるを得ないのであります。

私は、こんなときこそ、しっかりと自立できるまちづくりのために、町民一人一人が真剣にまちづくりに取り組むべきで、しかも一刻の猶予もないと思っております。そのことが、今日の基礎を築いてくれた先

人に対する義務でもあり、次の世代に対する責任ではないかと思えます。

このような観点から、私は我が町を支える基本は、何といても産業が活性化することであると確信し、この際町長に5点について御質問させていただきたいと思えます。

まず、1点目ですが、今日の我が町の農業、商工業は大変深刻な状況に直面しており、これらの状況に、町として早急に対策を講ずるべきと思えますが、健全財政維持方針のもとで財政運営が行われているのでありますが、町長の現状の認識と、財政運営上の基本的な対応のお考えをお伺いいたします。

2点目ですが、産業全般にわたる低迷から、我が町においても雇用環境は一段と厳しさを増してきておりますが、かねてより町長は、雇用の促進には起業家の促進や地元企業者による事業拡大、観光事業の振興を図り雇用を創出すると言われてきておられますが、現在どのような状況なのか、まずお尋ねいたします。

私は、今こそ我が町の農畜産業者や商工業者の方々が一体となって地元の生産物を生かした地産地消や高付加価値化に積極的に取り組むべきだと考えるのであります。こういう取り組みから新たな仕事が生まれ、雇用の創出につながるものだと思いますが、この点は町長と考えを一つにするものであります。しかし、残念ながら、現状を見ますと、意欲を持ちながらも、それぞれが自分の本業を守るだけで精いっぱいなのが実態ではないかと思えます。そのため、ここでお互いがもう一步踏み出せる牽引役を町が多様な主導力を発揮して推進するべきではないでしょうか。まして、こんなときだからこそ、すぐれた人材を求められるチャンスでもあるのではないかと思います。

もちろん、各自が自主的に取り組むことが基本であることは申すまでもありませんが、今はその余力さえも失っており、当面行政がリードするべきではないでしょうか、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目ですが、商工業の活性化を図る上において、町が進める都市計画事業と民間事業とは、一体不可分でなければならないと思えます。そのような観点から、昨年都市計画マスタープランが示されたものだと思います。ぜひこの具体化を期待するものであります。

そこでお尋ねいたしますが、富良野農協の平成14年度の事業計画を聞きますと、本年中に旧上富農協食品工場跡地に大型スーパーの出店を行うと言われておりますが、これは先ほど申し上げました都市マスタープランの中で、きちっと位置づけがなされております中心商業業務地計画などと整合性は図られて

いるのか、お伺いいたします。

次に、異常とも言える離農者の激増は、お聞きいたしますと30戸にも達するという状況であり、本町の農業基盤を根底から揺るがす緊急事態であります。

私事になりますが、昨年いただいた同世代の方からの年賀状の一通に、こんな添え書きがありました。何十年も続けてきた農業経営を去年でやめる決心をいたしました。本当に残念でなりませんと力なく書かれてありました。仲間の一人として、こみ上げてくるものがあつたのであります。

このような離農者急増に至った要因として、私は農地の条件整備のおくれにより、生産性が極めて低いという点があると強く感じております。この点に対し、常に町長は、基盤整備などは農家の自主性に負うと言われておりますが、私はこのような農業情勢にあつては、農家個々に余りにも価値観の違いがあり、地域内での合意形成を図ることは、極めて難しい実態であります。

半面、条件整備が進まない限り、抜本的な農業の再建は図れないと思えます。一刻も早く行政主体で強力に推進するべきと思えますが、町長のお考えをお尋ねします。

最後に、以前にもお聞きし、私には前向きなお答えとは理解ができませんでした農業施策の拠点づくりに関する点であります。前段までの御質問で申し上げましたように、我が町の産業の低迷は、本当に深刻であり、特に農業においては離農者数や売却あつせん希望面積の増大などからも、その対策に一刻の猶予もありません。そのため、今こそ時代の変化に素早く適切に対策が講じられるよう、農業関係諸機関の拠点づくりを行い、一体的に仕事ができる仕組みづくりがぜひとも必要と感じるわけですが、改めて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

加えて、進まない農地の流動化、将来に本当に不安を感じる後継者不足など、実行ある対策の手法として、この際庁内に農地保有合理化法人を設立し、農地の流動化や後継者育成の核とするよう具体化を検討していただきたいと切望いたしますが、お考えをお伺いいたします。

以上、5点についてお尋ねいたしました。町長は保健福祉センターに関する審議の中で、常に力説されておりますが、この計画は介護が必要となる前に少しでも健康に過ごせる期間を伸ばさなければならず、そのためにどうしても必要な施設だと申されております。この点に、私も全く共感するものであります。

では、一方、町の産業もまさに人と同じように生

き物と言えるのではないのでしょうか。むしろこちらの健康は、永久に介護が必要な体にはできないのであります。苦境に陥ってからの対処療法では、本当の活性化を図ることはできません。町民があすに希望を持って暮らすことができるまちづくりのため、力強いお答えをお願い申し上げ、質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の農業、商工業における現状認識と対応につきましては、町の三本柱であります農業と商業とともに、かつて経験したことのない長い経済不況が続く中、一刻も早く経済の再生がなされるよう、国の対策をも含めて望んでいるところであります。

農業においては、野菜を初めとする農畜産物の輸入拡大、農畜産物価格の低迷などによって農業経営も厳しさを増してきております。離農を余儀なくされておりますし、これらの現状を十分認識し、第4次農業振興計画に基づく諸施策の展開を関係機関の協力のもとに推進し、生産性の向上と経営の安定を図られるよう努めているところであります。

商工業においても、大型店の進出、後継者不足等による閉店、廃業などがありますし、またペイオフ解禁を受けて、金融機関の再編に向けた動きがここ数年で進行することが予想されており、経営資金の融資が厳しい状況下にあります。このような中、町といたしましても中小企業に対する利子の補給助成、信用保証協会保証料補てん補助による緩和策を企業振興措置条例、商業振興条例に基づいて、意欲のある者に対する補助を行っているところであります。

今後も、支援が可能な事業について、関係期間とも十分協議、調整をしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2番目の地元産業振興についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、企業振興措置条例による雇用につきましては、平成10年度から実績では、63人の雇用となっております。

また、観光シーズンにおける短期雇用者を含めますと、雇用人数は昨年約310人となっております。

町の異業種の集まりであります観光産業懇話会では、観光事業者と農畜産物生産者が観光と地元で生産される農畜産物を結びつけた付加価値のある商品を開発し、また事業化するような話題の提供など、論議がなされているところであります。ここでは、より具体的な検討を観光協会などとともに進め、積極

的に取り組んでいただける人材が育ち、その役割を果たしていただけるよう、町としても支援対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと存じます。

3番目の大型スーパーに関する御質問であります。旧上富良野農協工場跡地には、Aコープふらの上富良野店が本年度建設される予定となっております。開発行為申請等の手続きが現在行われている状況にあります。

議員御質問のAコープ店舗出店計画と都市計画マスタープランとの整合性についてであります。都市計画マスタープランに示す中心市街地の整備方針では、駅周辺を含む商業地域を町の中心として重点的に整備を進める内容となっております。この中において、現Aコープ店舗も、その大きな役割を担うものと予定していたところから、今後の駅周辺を含む商業地域への影響は大きなものと思っており、あわせて当面の問題としては、現Aコープ店舗を利用している消費者への利便性が創出されるものと懸念をいたしているところであります。

今後、中心市街地への整備方針への配慮とあわせて、商業振興の観点からも、商工会とも協議をし、対処していかねばならないと思っているところであります。

また、都市計画マスタープランの今後の市街地整備方針についても、駅北側の農協倉庫等跡地を含む周辺地域の土地利用については、将来において住宅地域とすることが望ましいとしており、周辺地域道路網の整備方針についても、生活関連の新たな店舗進出もできるよう、これらの見直しが必要になるものと考えております。

先般、町におきましては、店舗建設周辺地域の道路網整備に影響を及ぼすことをも理由に、Aコープふらの際に対しまして、店舗建設位置の計画見直しについて要請を行ったところであります。しかしながら、当町の道路網整備方針に理解を示しつつも、昨今の経済不況の中、Aコープふらの際の運営存続の基盤事業と位置づけた計画であるために、他に選択肢がないとの返答があり、町といたしましては、民間企業が行う経済行為に対し、法的にも規制できるものがないことから、必要以上の指導や権限の行使は適切ではなく、今回のAコープ店舗出店計画は、認めざるを得ないものとして、その取り扱いを行ったところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の農地基盤整備の推進についてお答えさせていただきます。

農地の基盤整備については、従来より国営事業、道営事業などを積極的に取り入れ、推進してきてい

るところであります。事業実施により排水不良の改善、土壌改良、圃場の効率性など、農業生産の向上、安定的な農業経営を確立するためには、欠かせない事業であると認識しております。しかし、事業を行っていく上で、実施地区の取りまとめや受益者負担などの課題も多数ありますが、町といたしましても、今後も計画段階から農業者の意向を十分踏まえながら事業を推進するよう努めてまいりたいと考えております。

5点目の農業施策拠点づくりの必要性と農地の流動化、深刻化する後継者不足に対する方策についてお答えさせていただきます。

最初に、農業施策の拠点づくりについては、議員御承知のとおり、従前は庁舎内に各農業関係機関が置かれておりましたが、時代の変化とともに組織の効率化や事業の執行の効率化の観点から、広域化や合併が進められ、今日に至っているところであります。

クリーン農業の推進、農地整備などの営農指導、技術指導などの重要性は十分認識しておりますが、現行体制の中で農業委員会、農協、農業改良普及センターなどの関係機関とより一層綿密な連携を図りながら、適切な指導ができるよう取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

農地の流動化、後継者不足などの方策については、離農とともに農地の処理も課題として出され、さらに農業の担い手も減少する状況で、今後も同様なことを見込まれることで、大変懸念をいたしているところであります。これらを解消していく一つの方策としては、例えば公社的な農業法人の設立により、農地の集約化や農作業の受委託、また農作業従事者として、これらの法人に就職するなどの方法が考えられます。私といたしましては、このようなことをも視野に入れ、関係機関と十分協議し、公的農業法人の設立が可能かどうか模索し、可能な場合には、行政として必要な支援をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

18番向山議員。

18番（向山富夫君） 再質問をさせていただきます。

まず、一般的にわたりまして、町長の非常に真剣に前向きに取り組んでいただけた姿が見えてきておりますことを、私として評価するものであります。

まず、1点目でございますが、財政運営の基本的な考えにつきまして、町長は認識におきましては私と同様だと思いますが、その中で、かつて経験したことのない長い経済不況が続いているという認識を示されているわけでございますが、もしそのような

認識をお持ちであるなら、当然予算措置の上でも、そのような配慮がなされてしかるべきでないかというふうに思いますが、私が見る限り、平成12年度、平成13年度と本年度比較たいしましても、特に産業の活性化を意識したような予算編成だというような感じは持てないわけでございます。もし町長がそのような配慮もしてあるのだぞというような部分がもしあるのだとすれば、それもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

2番目の新規の起業家と雇用の問題でございますが、観光産業懇話会というのでしょうか、それらの活動や幾つかの朝市のグループもありまして、それらの活動についても見聞かせていただいておりますが、さらにそれらが実際の行動や一段の広がりにも至っていないというような感じを受けているのであります。そういう懇話会などを通じまして、あるいは小さなグループなどがすばらしいアイデアや意欲を持っておられるのですが、さきの質問の中でも申し上げましたように、もう一步踏み出す余力がないということございまして、都市計画プランにも掲げられておりますが、それらをさらに一步進めるために、実験店などを設けてみてはというようなプランも示されておりますので、ぜひ実験店などを設置していただきまして、町民の融合の促進と活性化の起爆剤となるように活用されてはどうかと思いますが、そういうお考えについてお尋ね申し上げます。

3点目の中心商業業務地計画についてでございますが、この多くの町民が真剣に取り組んで策定された都市計画マスタープランにもかかわらず、先ほど町長の答弁の中にありますように、わずか2年もたたないうちに、その根幹部分が揺らいで見直しが必要になってくるといことは、この計画そのものがどうだったのかということが問われている一面もあるのではないかと思うのです。

この計画書を見させていただいておりますけれども、この計画策定には、それぞれの団体を代表いたしまして、農協や商工会の方も参画されております。特に私は、これらの団体は町内においては非常に広域性が高いと思ひ、いわばまちづくりに対しましては、行政と両輪という形で位置づけられる存在ではないかというふうに認識しております。そういうようなことでありますので、さらに農協に対しまして、町が策定しております都市計画に基づきます計画に理解をいただけないかどうか、さらに粘り強く協議を行うつもりがあるかないか、ぜひこの点をお聞かせ願いたいと思います。

まさしく、こういうことにこそ町長としてのリーダーシップを発揮する仕事ではないかというふうに

考えております。

4 点目にお尋ねいたしました農地の条件整備については、特にそれぞれ御案内のように、当町におきましては、水田においてそのおくれが顕著であります。例えば、水田の1枚の圃場の大きさなどで見ますと、隣の中富良野町と比較して見ますと、30アール以下の圃場がどのくらい水田の中で占められているかという比率で見ますと、中富良野町ではおおむね28%でございます。それに対しまして、上富良野町では51%、ほぼ倍でございます。半分以上が小さな区画でありまして、当然これらと比例いたしまして、用排水や農道の整備も大きくおくれしているは実態であります。このような状況でありますから、特に転作作物の栽培に当たりましては、ちょっとした雨でも致命的な打撃を受けまして、大きく生産性を低下させている実態でございます。

さらに、このような圃場条件のもとでは、農地の流動化もせず、農地の価格も著しく低下しております、これがさらに担保力の低下を招き、やがては離農に至る大きな要因になっている側面も否定できないのであります。一刻も早い整備の推進をぜひお願い申し上げますとともに、特に私は町長にお願い申し上げますのは、地域の合意形成には非常に苦労が伴うと。質問の中でも申し上げましたけれども、それぞれ前向きに営農をされている方もあれば、離農の時期をいつにしようかというようなスタンスで営農されている農家があることも事実でございます。それらのいろいろな価値観の中で、そういう面的な整備を進めるというために、合意形成を図るということは、地域のそれぞれ農業者間で調整をするということとは非常に無理がございます。ぜひこういう点におきまして、町が積極的にかかわっていただきまして、合意形成を図れるような指導をお願いしたいものでございます。

最後にお尋ねいたしました農業施策に係ります拠点づくりでございますが、これで2回お尋ねさせていただいたわけでございますが、いずれも多少認識のずれがあるのかなというふうな感を再認識させられたわけでございます。

お答えの中にもありましたように、組織の効率化や事業執行の効率化を図るために、今日まで合併だとか統合がなされてきていると言われておりましたが、その結果どうということが起きたかと申しますと、徐々に執行者側と農業者との距離ができてきて、本当の農家の考えや悩みなど、農家の体温をじかにくみ取りにくくなっていったのではないかなというふうに感じているわけでございます。

私思いますに、行政の基本は、常に軸足を町民に近いところに置いて、タイムリーな施策を講じるこ

とだと思っております。こういう意味におきまして、ぜひ農業の施策の拠点づくりが必要だと強く感じておりますので、ぜひ町長にもそのような認識を持っていただけるようお願いしたいと思います。もう一度この点も確認させていただきたいと思いません。

それから、農業の法人化でございますが、公的法人の必要性は御認識いただけましたこと、まことにありがたく感じております。国におきまして、平成14年度では重要な施策として位置づけがなされております。これを核といたしまして、加工や流通、作業受託などによりまして、雇用機会の提供など多様な展開が期待できるものでございます。現在取り組まれております新規就農事業も、こういう経営体を活用して行うことが有効ではなかろうかというふうに思っております。

そういう意味におきまして、ぜひ検討をさらに一歩前進させていただきまして、何としても具体化していただけるように、いま一度町長の強い意気込みをお聞かせ願いたいというふうに考えております。

以上、5点についてお答え願いたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営面から見た今の農業振興計画、商工振興計画等々の中で、予算措置がどうなされてきているのかということについてであります。御案内のとおり、第4次農業振興計画を農家の皆さん方が中心となって農業協同組合でつくっていただきました。これが平成15年までの期間の推進計画でありまして、この農業振興計画をもとにした5カ年間の財政措置を講じているわけでありまして、これを単年度で終了させてしまうというのではなくて、これを長期的に対応することによって、例えば地力の増進等々の対応につきましては、単年度単年度でやるのではなくて、長期的に対応することによって、その成果がまたあらわれてくるというようなことも含めながら、今農協さんが合併いたしましたけれども、上富良野町としては、第4次農業振興計画の期間は、この計画をもって推進するということを基本として財政予算措置をさせていただきながら事業の推進を図っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それからまた、商工業関係につきましては、新たに商業振興条例の設置、また企業振興措置条例の改正等々で意欲的に対応する商工業者に対する支援策を講じておりますし、これらにつきましても、今年度も13年度に引き続き14年度も予算措置をさせていただいているということで、その対応を図って

いるということで御理解を賜りたいなというふうに思っております。

それからまた、いろいろな農業と商業、観光、これらの異業種間の連携ということは、これからのまちづくりの中で非常に重要な課題の一つであるというようことから、先ほど申し上げました観光産業懇話会等々でも対応していただいておりますが、町長と語ろうというようなことで、昨年も実施させていただきました。それぞれの異業種間の皆さん方にお集まりいただいて、それぞれの御意見を承りながら、それらの対応を観光協会中心とした中で、その推進を図るべく会合を重ねてきているところであります。この中で議員からも御質問のありました農家の皆さん方の売店を経営する方々、そして地域の事業者の方々、観光業の方々、そういう方々との会合の場を設けながら、一步一步その異業種間の連携について取り進めてきているところでありますので、ひとつこの成果を期待したいなというふうに思っておりますし、そういう中で出てくる課題について、出てくる対応について、行政としても最大限の支援をしていきたいというふうに思っておりますので、それらの異業種間の会合の中から出てくる課題に支援をしていくことを考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、都市計画マスタープラン、これにつきましては、議員御指摘のように作成して間もなくこのようなことに相なったわけではありますが、考えてみますれば、農業協同組合の広域合併がこういう結果になったのかなというふうに考えているところでありますが、これらにつきましては、JAさんにもお願いを申し上げ、いろいろと話をしましたけれども、その対処はしていただけないということでもありますので、議員もう少し根気よく調整をしたらということではありますが、もう既に開発行為の申請も出され、対応しているというような結果になっておりますので、私としては、これからJAさんと話し合っても解決めどは立たないというふうに認識いたしておりますので、次の段階として、駅周辺整備、中心市街地整備を含めた中で、その周辺の整備をどのように今検討を今年度で、最終年度で今計画構想を策定中ではありますが、策定する委員の皆さん方がどのような構想をつくっていただけるのか、そういうものを期待しながら、今後の行政として対応を図っていきなさい。

それともう1点は、今Aコープ店を利用している地域の皆さん方の対応を、今後商工会の皆さん方と御相談申し上げながら、その対応をも含めて今後の課題として検討を加えていかなければならないとい

うふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、次の基盤整備、水田地等々の基盤整備であります。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、合意形成を図ることが非常に難しいということはよく承知しておりますが、行政指導をしながら対応をしていくということは、当然行政としても地域の皆さん方の中に入って対応しているところでありますけれども、やはり何としても個々の負担が伴うものということでもありますから、行政が強制的に対応するというには相ならんという部分もありますので、ただこの基盤整備がいかに必要なのかということを十分理解していただける説明は、十二分に図りながら対処していきたいというふうに思っております。

今回は、残念ながら1地区で合意形成が図られませんでしたけれども、次の地区の整備については、何としても推進を図っていくように地域の農業者の皆さん方の御理解を賜らなければならないというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

次に、農業施策の拠点づくりであります。これにつきましては、何度もお答えさせていただいておりますように、それぞれに残念ながら行政組織機構が別々であるというような部分もございまして、町の行政がどう対応でき得るのかという部分につきましては、町の農業振興課の中で対応できるものは、最大限その対応を図っていかねばならない。町の農業者に軸足を持った行政推進を図っていくのは当然でありますし、私自身もそういう認識のもとで農業振興策を講じているつもりではありますが、ただ単にその実行は、実践母体は行政が対応するというには相ならん。やはり行政は、そういう指導機関で指導しながら、行政指導を図りながら、また応分の助成策を講じて対処していく。今の行政人員の中で、行政が実施母体となって対応していくということにはなかなか難しいので、それぞれの組織、農業協同組合さんあるいは農業委員会さん、それぞれの組織の中で、ひとつそれらの部分を行政と調整をさせていただきながら、行政が支援をしながら助長していきたいものだというふうに思っております。

また、最後の農業法人化、これにつきましては、今農業協同組合の方で動いている中で、二、三の法人化が設立される方向に進んできているというような情報をお聞きいたしておりますが、何としてもこの農業法人化の設立を図って、農地の流動化対応も含めながら、また先ほども申し上げました離農された農家の皆さん方の労働力の働く場の確保をも含めながら、この農業法人化を促進していくために、行

政としても支援を惜しみなく対応していきたいなというふうに思っているところであります。

また、農地の流動化対応につきましては、今後相当の農地が滞る、そういう実態が出てくることは十二分に予測されることでありまして、現状の中での農地の流動化が思うようにはかどらないという状況下にあっては、公社的な対応をも含めて、今後農協さん、あるいは農業委員会とも十分協議をしながら、その手法をも含めた中で検討していかねばならない課題であるというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

18番向山議員。

18番(向山富夫君) 何点か御質問させていただきます。

まず、財政運営についてお尋ねいたしますが、どうも私の感じ取る気持ちといたしましては、そういう現在町の経済が疲弊しているというような部分に配慮した予算編成ということは、町長の答弁からも、これだという御答弁もなかったように印象を持ったわけでございます。

この健全財政維持方針の中でも、きちっと位置づけなされておりますが、特に優先順位をつけて事業の推進をするというようなことも一考ありますが、私は考え方によっては、むしろこういうときだからこそ既定の計画を後年度に延ばしてでも、例えば経済の活性化を図るのであれば、そういったことの対応の方がむしろ優先だという解釈もできるのではないかとこのように理解しております。ぜひそういうような配慮が強くにじみ出るような予算編成に意を注いでいただけるようお願い申し上げます。

それから、次に中心商業業務地の計画についてでございますが、町長のお答えによりまして、農協との話し合いは、一応区切りをつけたというようなお答えでございますが、これは例えば日の出山の公園の一層の充実だとか、あるいはそれを利用するためのアクセスの方法だとかということ、非常に大きく今後の町の観光政策にもかかわってくる私は重大な問題だというふうに認識しております。なぜここで協議を断念するのか、私は非常に残念でなりません。何とか、その建設計画そのものが考え直していただけないとするのであれば、せめてそのマスタープランにも示されております道路の計画等が実現できるような、そういう部分だけでも、ぜひ町に協力をしていただけるような話し合いを、私は町長としてこれはまだまだ粘り強くしていただきたいということで、この点もう一度強くお願い申し上げます、御答弁願いたいと思います。

それから、法人化の部分でございますが、これにつきましては、私はまずとりあえず今こういう非常に緊急の事態でございますので、何としても公共性の公社法人を立ち上げていただきまして、そしてこれらによりまして農地の流動化や後継者対策を解決が図られるように、まず前向きに取り組んでいただきたいと。

それから、一言私の考えと申しますか、私なりに理解している部分申し上げますと、こういう法人化は、私といたしましてはあくまでも最終的には自立できる経営体を育成するための手段でありまして、これは目的ではないということだけ私は考えておりますので、町長の御認識もお聞かせ願えればと思います。

以上、3点よろしくお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 18番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営でありますけれども、先ほども申し上げておりますように、農業施策につきましては、第4次農業振興計画を継続的に取り進めているのだということですが、それ以外に、やはり農業経営の状況に応じて貸付金の対応だとか、利子の補てんだとか、それは臨機応変に対応してきているつもりであります。予算措置も、また債務負担行為の御議決も常にいただいておりますように、利子の補助等々の対応を進めさせていただいているわけありますから、そういうような点につきまして一切なく、一同第4次農業振興のみを取り進めているという感覚ではないということをおひとつ御理解を賜っておきたいな。

それから、商工業関係につきましても、先ほども申し上げましたように、今まで従前の商工業の活性化事業等々の対応を含めながら、今回はやはり商業振興条例に基づく意欲ある事業者の皆さん方に対する助成策を講じていこうと。

また、企業振興措置条例の改正によって、小規模な部分についても対処できるように、支援できるように取り進めていこうということで取り進めさせていただいているということで、ひとつその都度その都度予算措置がされているという、年度年度で予算措置がされているということで御理解を賜りたいと思います。

それからもう1点、2点目の中心市街地の問題ですが、非常に向山議員のお考えと同時に、私自身も残念に思うところでありますが、今日まで文書をもったり、いろいろな話し合いをしたりしてお願いをしまいできております。しかし、今日まで来た結果、理解をしていただきつつも、こちらの

考え方に立ち向かっていただけないというようなことで、もう開発行為の申請がなされ、その措置が進められてきていると、もう最終段階にきていると。今まだ農協さんと交渉してみても、100%時間の浪費に終わってしまう。従前に、今までの間に対応させてきていただいているというようなことも含めて御理解をいただきたいと。議員御指摘のように、

今後の日の出公園のアクセスの問題、また市街地開発の問題、大きな拠点となった店舗がなくなってしまうということについては、大いにまちづくりの中で方向を、計画を十分煮詰め直さなければならないということにつきましては、残念ではありますが、相手方の御理解をいただけないということで御承知いただかなければならないというふうに思っております。

それから、最後の農業法人化であります。私も議員と同じように、一時的な過程で対応するのではなく、やはり将来的な基礎づくりをなされたい、永久的に営農が通じていけるような対応のもとで農業の法人化が進んでいくことでなければいけないというふうに思いますし、そのためには行政として農業の法人化設立に向かっては、できる限りの支援を講じながら育て上げると言う語弊がありますが、育てていただけるように支援をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、18番山富夫君の一般質問を終了いたします。

次に、8番仲島康行君。

8番（仲島康行君） 私は、2点についてお伺いしたいと思いますが、私より先に質問している同じ項目あるかなというふうには思いますけれども、一応誠意のあるお答えをいただければありがたいなと思っております。

雇用対策ということなのですが、町長のお考えもお聞きはいたしましたけれども、現在上高の卒業予定者、それらも聞いております。一応富良野市では、就職先が決まらない高校生を対象にいたして、短期雇用をするトライアル雇用対策事業というものを行っているそうです。人数は大体10人ぐらい、期間中に働きながら就職を探しなさいということだそうでございます。市の観光課としても、若い人材が逃げていくということに対して非常に危惧しております。何とか地元で仕事をしていただけるようにというふうに頑張っているわけでありませう。

我が町も高卒の卒業生、また今話ありましたように離農者等が非常に多くなって、初め24、5件という話だったのですが、現在においては約30件ぐらいの離農者が出るよという話も聞いております。

それと農協の合併により、3月いっぱいには45歳以上の人たちがとりあえず残るかやめるか決定しなさいという話までも聞いているわけでありませう。二、三日前に聞いた話によりますと、おおむね10人ぐらい退職をするということになっているそうです。こういう非常に厳しい状況にあるわけですが、自衛隊に対しては、こないだの雇用協では37名だが8名退職と、それも来年度から引き続き同じような人員が退職になってくるというようなことになっていると思ひます。

今いろいろな話を町長から聞いておりますけれども、やはりもう少し抜本的に突っ込んで、どうするのだということをし煮詰めたところでお話をいただければありがたいかなというふうに私は思っております。

次に、時間外手当ということで、これは前に同僚議員が質問したとは思ひますが、うちの町も努力はしていると思ひますが、管理職手当の削減と、こういうことで、これは雇用にもつながっていく問題であろうかなというふうには考えております。財政調整基金の取り崩しということで、一生懸命頑張っている状況であるわけですから、何とか時間外の手当ということも、もう少し思い切り踏み込んだところがないとだめでないかなというふうに私は思ひます。

新聞によく出ておりますけれども、礼文町では、全職員の3%から4%の本給の削減だということまで踏み込んでいるわけだ。これには期限を設けないという厳しい状況にあると思ひます。函館にしても、釧路にしても、どこでもみんな同じだと思ひますが、もう少しうちの町も、目に見える対策というのはつくっていく必要があるのではないかなと。これだけやっぱり離農も出る、農協さん合併になってきていると。今までの自衛隊退職者だけの対応というのは、もう全然中身が違ってきているのだと思ひますよ。そこら辺をもう少し深く追究して、今回の予算にも出てくるべきであろうと思ひますが、その辺を町長どのように考えているかなというふうに思ひますので、この2点ひとつよろしくお願ひします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 8番仲島議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、町内の雇用状況及びその対策であります。さきの議員にもお答えさせていただきましたが、上富良野高校の就職状況は、現在のところ就職予定者42人中33人の就職がほぼ決まっております。この内訳は、内定者24人、内定待ち5人、自己営業などが4人となっております。全体で約79%の内

定率ということでありまして、残りの9人につきましては、就職あっせんに努めているところでありますが、本人の事情から、来年度の進学を目指す人や、就職を強く希望をしていない人も含まれているというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

参考に、主な就職先といたしましては、自衛官として5名、町内の民間企業に10名、残りが町外というような状況下でございます。特に、町独自に就職活動の支援対策として、教育委員会内に嘱託職員を配置しての就職支援を積極的に進めており、この活動の成果も着実にあらわれておるものと思っております。

また、町内にあります自衛隊募集事務所においては、美瑛町から占冠村までの自衛隊就職希望者に対する模擬試験の実施など積極的に行い、就職試験の合格率向上につなげており、その取り組みには感謝申し上げているところであります。

次に、自衛隊の退官者については、本年度は37人で、このうち就職希望者29人中28人が内定したと承知しております。

また、来年度以降の退官者数も、ほぼ同じ程度でありますので、引き続き自衛隊援護センター、自衛隊退職者雇用協議会などとともに連携をとり、就職支援に努めてまいりたいと思っております。

国においては、構造改革に伴う公共事業の縮減がなされる中で、本町でも建設業に多くの方が従事しておりますが、農業の離農が進み、その影響が心配されているところであります。加えて、農協の広域合併による早期退職制度により、相当数の退職者が今後もあると聞いております。このような厳しい雇用環境の中にあつて、町といたしましては、これまで町振興公社を通じてキャンプ場、スキー場、公園の管理作業など雇用機会の確保に努めております。平成14年度には翁公園、日の出公園パークゴルフ場、日の出公園の管理委託業務にかかわって計6名の新規雇用発生を予定しております。

また、町においても、臨時職員として上富良野高校から1名の雇用を予定いたしているところであります。

町内の民間企業においても、今年の春にオープン予定の後藤純男美術館やかみふらの牧場の増設に伴っても、新たな雇用が予定されております。しかしながら、依然として雇用環境が厳しいことから、雇用推進の連絡会議等々を開催するなど、町内の関係機関との連携を強め、できる限りの対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の時間外勤務手当等の御質問にお答えさせていただきます。

人件費の削減については、議員の発言にある礼文町にかかわらず、厳しい財政事情等を反映して、多くの自治体において対応を検討し、実施に向けた取り組みを行っていることは十分に承知しております。その対応策も、常勤特別職から一般職あるいは議員に至るなど、範囲や内容についても幅のある状況となっております。

本町では、昨年取り組んだ特殊勤務手当の見直しや行財政改革をより実効があるものとする観点から、常勤特別職の給与の削減、あるいは幹部職員の管理職手当の削減などにも既に着手したところであります。

また、さきに示しておりますように、行財政改革実施計画に基づき、職員の給与の見直しについても実施する課題として位置づけをしておりますことから、この具体方策として、全職員の給与を現行水準から12カ月間据え置くことについて職員組合に提案を行っており、交渉中でありますので、現段階で新たな対応は考えておりません。

さらに、以前から御指摘をいただいております時間外勤務の解消につきましても、平成14年度予算においては、総体的に削減した措置を行っており、その実効が上がるように組織的な行動をとってまいりたいと決意を新たにしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思うところであります。

いずれにいたしましても、歳入での大きな役割を占める地方交付税が前年度額を下回るなど、過去に経験のない実態になっておりますので、財政健全維持方針や行財政改革実施計画内容に沿って、その着実な実行を優先する課題でありますので、御理解と御協力を賜りたいとお願いを申し上げます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

8番仲島議員。

8番（仲島康行君） おおむね話はわかったのですが、国としても非常に大変な時代であると。今企業もリストラも嵐のように吹き荒れているよと。今まで45歳以上の人が対応になってやめるなり、退職するなりというような対象になっていると思うのですが、今現在ではどうなっているかということ、もう30歳から35歳がリストラの対象になっている。非常に厳しい状態に今なっているわけですね。

函館においてもそうなのですが、ワークシェアリングということで、一応仕事の分かち合いというようなことも実施なさっていると。そういうことをもう少しやっぱり考えていく必要があるだろうというふうに私は思うのですよ。

では、ここに一つ、これは残業手当の資料なのですが、総体的にしますと5,000万円、これが我が

町における1年間の総体的に6,358万4,000円と、これだけの残業手当が支払われているのですよ。それには、どうしても部分がある。病院だとか、それからラベンダーハイツと、こういうようなところはちょっと手当の削減とはならないだろうというふうには思っておりますけれども、総務課、町民課、保健、そこらもそうですが、おむねそういうところが次々と残業が多いと、その残業の多いのは一体何なのかという問題が出てくると思うのですね。結局機構改革を町長はなさって、一生懸命町の中で、役場の中で仕事を分かち合いをしながら、残業をなるべくしないようにという改革をしたはずなのですが、一向に減ってはいないと。ほとんど減っていないと言ってもいいぐらいかなと思うのですが、幾らかは減ってはおります。

それと給料の問題なのですが、この沿線、管内、旭川から中川町までの資料によりますと、うちの町は極めてトップクラスなのです、給料の高いのは、102.0%、これは13年、よそを見ると、もうどんどんどんどんやっぱり減ってきていると、こういう状況にあるわけなのです。だから今町長おっしゃっている割には、やっぱり努力がまだまだ足りないだろうと。だから今までの雇用とは、もっと違う面が出てくると思うのです。だから今農協さんの職員さんが10名近くもやめていくということになると、今現在役場でその残業手当の人の仕事をやれないかと、即戦力になると私は思うのです。だからそういうところをもう少し深く考えていかなければならないのでないのかなと。どうも今までやってきている延長線みたいな話ばかりで、本当に厳しいと思ったら、もうとっくに給料に手つけてしまうところまで行かざるを得ない、こういう状況だと私思っているのです。だからそこを見ると、やっぱりちょっとのんびりし過ぎているのかなという感じがしないわけではないです。

この問題というのは、残業手当にしても、給料の問題にしても、前から話があると思うのですが、さほど大きな進展はないと。働く人が給料減るといのは嫌なことはよくわかるのですが、今の経済状況を考えたときに、やっぱり企業として30以上が定年、それがリストラというようなことになってくると、町職員だけが暗たんとして現在のままでいけるという状況では、もう全然ない状態になってしまったと私思います。だからやっぱりもう少し早く切り込んで、ことしの場合にはもう仕方ないとしても、できればことしやってほしいぐらいなのですが、もう少し前向きに検討をするような姿勢というのが町長から見えてこない、なかなか安心したものもできてこないと思うのです。だから農家の人は、離

農になったときにどんなふうな方法がいいのか、農業法人もいいのだろうとは思っていますが、農家の人の働き手もあるだろうと思いますから、その辺も考えてみる必要性もあるのかなというふうに思いますけれども、その件について、もう一度お答えをお願いします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 8番仲島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、雇用問題であります。町としても雇用の確保につきましては、十分その部署を臨時職でありますけれども、考えながら対応させていただいておりますし、また農業離農者につきましては、その農業経験を生かした中で、現実には農業労働者が不足しているわけありますから、これらの対応を図れる組織づくりと申しますか、昔の何々組的な、そういった組織づくりというものも含めた中で農協協同組合と調整させていただきながら、その離農後の働ける農業者の対応を含めて考えていくように関係機関と調整をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、残業手当等々の関係を含めてであります。町も今年度定数条例の削減の条例提案をさせていただいておりますように、職員の削減を図ってきております。そういうようなことを含めながら、また議員からその成果があらわれてないのではないかと御指摘もありましたけれども、例えば平成8年の決算と平成12年の決算を比較してみますと、手当等々、さきに議員の方からお話しありました寒冷地手当だとか、あるいは時間外手当とか管理職手当、夜間勤務手当等々の手当等々を含めた中で、平成8年度決算におきましては、5億1,300万円の数字の決算になっております。平成12年度決算の人員費に関する調書の中では、4億2,900万円ということで、約8,400万円の削減を図ってきているところであります。給与全体で言いますと12億1,000万円、8年度の決算で人員費になっておりますが、平成12年度決算では10億8,000万円ということで、1億3,000万円、10%近くの削減をした人員費決算というような人員費に関する調書の中で御報告させていただいているところであります。今年度に当たりまして、14年度予算に当たりまして、手当等々につきましては、平成10年度の予算では5億円の手当等の予算を計上させていただいておりましたが、14年度予算では、3億9,000万円の予算を組ませていただき、約21%の削減を目指して対応を進めていくように厳しい財政状況の中で取り進めさせていただいておりますし、そのほかにも職員の定数の削減等々に取り組みさせ

ていただいているところであります。

ただ、今ラスパイレス等々の問題につきましては、議員御指摘のような問題を抱えておりますので、給与本体につきましては、今職員組合と先ほど報告させていただきましたように交渉の最中でございます。これにつきましては、ある程度職員組合の理解を得ることは難しい課題であるというふうには思っておりますが、やはり労使双方の調整を図って、最大限職員組合の理解を得ながら、得ることは難しいとは思いますが、理解をしていただけるように努力をして、その本俸に手をつけていかなければならないというふう考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば。

以上をもちまして、8番仲島康行君の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明3月13日は、本定例会の4日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時09分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年3月12日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 久保田 英 市

署名議員 中 村 有 秀

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成14年3月13日（水曜日）

議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第19号 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第 4 議案第20号 上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例
第 5 議案第21号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 6 議案第22号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第23号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第25号 上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例
第 9 議案第27号 上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例

出席議員（20名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

欠席議員（0名）

早退議員（1名）

13番 長谷川 徳行君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
農業委員会会長	小松博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長	上村延君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長	佐藤修君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	越智章夫君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	早川俊博君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ホーム所長	林下和義君	上下水道課長	田中博君
町立病院事務長	三好稔君		

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 20名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、20名であります。

これより、平成14年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割表のとおりでございます。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

2番 中 川 一 男 君

3番 福 塚 賢 一 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(平田喜臣君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長の見解を求めるものであります。

第1番目には、保健福祉センターの建設についてであります。

新年度から、保健センターの建設に向けた実施設計費を含めた予算が計上されました。その理由として、乳幼児を初めとした高齢化の進展に伴う寝たきりや痴呆老人の予防対策の拠点としての位置づけから、着工したいという理由であります。私は、一定の高齢化社会の中で、また、乳幼児や住民健診の効率的な予防対策を求めるといふ点では、一定の必要

性、理解はありますが、しかし、今改めて考えなければならないのは、国における交付税等の削減、補助率等の見直しなどによって、町の将来における財政の見通しが非常に不透明であるということであり

ます。
こういう状況の中で、国営の白金灌排事業の償還、各種の事業の償還が重なり、また、老人医療費や国保会計、その他の予算も年々ふえるということを考えたときに、当然、これらの事業が財政を圧迫するということは明らかではないでしょうか。ですから、町においても、行政改革という名のもとで、財政の見直しを行い、ことしに至っては、保育所、学校給食の一部民間委託、あるいは手数料、使用料の引き上げを行うということになっているのではないのでしょうか。

今、住民は、小泉政権のもとで、改革の名のもとで、医療費の引き上げを初めとした新たな負担を求められ、その生活におけるしわ寄せは大変なものになっています。農業者、商業者、勤労者始め、まさに逃げ道がないところまで追い込まれ、失業の不安、あるいは解雇という状況の中で、また、農畜産物の低迷という状況の中で、商業者に至っては、売上げが伸びない、あげくの果てに貸し渋りという状況の中で、経営が困難なところまで追い込まれている。このことを考えたときに、町は今何をしなければいけないのか、それは明らかであります。住民の生活を守ることを第一にした政策をきちり町民の前に示す、これが本来の行政のあり方ではないでしょうか。しかし、今年度の予算を見ますと、こういった部分に対する政策の展開というのはまだまだ不十分であり、手直ししなければならない点がたくさんあるという状況になってきています。そういうことも考えるならば、当面、将来の住民に財政負担が伴う保健福祉センターにおいては、建設を中止すべきだと考えます。この点についての町長の見解を求めます。

次に、保育所、学校給食の民間委託についてであります。

今、民間委託があたかも時代の流れであるかのような風潮があります。町においても、経費の削減、サービスの向上等にとって避けては通れないとして、今回、学校給食や保育所を民間に一部委託するという方針を打ち出しました。しかし、よく考えてみると、委託をする前に、まだまだ不十分な政策であるということが浮き彫りになっているのではないのでしょうか。各種の住民の要求に努力を重ね、努力に努力を重ねても、それが住民になかなか受け入れられない、納得されないという状況であれば、またしも、民間委託したい、そういう方向での理解も得ら

れる状況がありますが、しかし、当町においては、そういった部分の改善や努力というのが、部分的には行われていたとしても、全くといって多くはまだまだこれからだという状況ではないでしょうか。そういう状況の中で民間委託を打ち出すというのは、住民や関係者にとっても到底理解できるものではないということは明らかでないでしょうか。

それでは、学校給食ではどうでしょうか。委託の理由として、経費の削減を全面に打ち出しています。しかし、ここに欠けているのは何でしょうか。子供にとって学校給食とは何かという中心問題について何一つ触れられていない、また、触れようとしていないという大きな問題点があり、関係する方々にも十分な説明がなされていないという問題があります。これでは教育の一環としての学校給食と呼べるのでありましょか。余りにもお粗末と言わざるを得ません。

さらに、保育所の問題ではどうでしょうか。ここにも民間委託の意義と効果に、経費の軽減、保育所サービスの向上が決まり文句のように出てきています。民間できて、公設の保育所では保護者の要望にこたえられないということでしょうか。しかし、決してそうではないと考えます。公設であっても民間であっても、それぞれが努力して、立派にその使命を、また役割を果たしている保育所というのがたくさんあります。また、それぞれの保育所の特色があるのも当然であります。本当にこの間、保護者や子供たちの要望にこたえる保育所、特色ある保育所、こういうものを求めてきたのでありましょか。このことを考えたときに、やらなければならないこと、まだまだ改善しなければならないこと、たくさんあると私は考えます。その上での委託があるのなら、一定の理解もできるでしょう。しかし、町においては、保育所、学校給食に至っても、町の姿勢、町長自身の方針というのが全く感じられないというのが実情ではないでしょうか。私は、保護者の就業形態の多様化の中で、比較的均一の保育を保障していくことができるのは公設保育所だと考えています。保育サービスの提供者としての役割を担える部分、民間であっても公設であってもたくさんあります。当然、私立保育の役割というのも否定するものではありません。行政として、当然、子育て支援という立場から支援するというのは当然であります。

以上のことを申し上げ、町長にお伺いいたしますが、一つは、保育所、学校給食の民間委託の目的は何か。

二つ目には、民間委託はやめ、行政の役割をしっかりと担うべきではないかと考えますが、この点についての町長の明確な答弁を求めます。

次に、ごみ収集手数料の有料化の問題についてお伺いいたします。

今、ごみの減量化をどのように進めるのかは社会的な問題になっています。ごみ処理にかかわる費用が自治体の財政にも大きな影響を及ぼすという状況もあります。その背景には、遅々として進まない製造元におけるごみ処理の責任や、あるいは焼却施設にかかわった多大な建設費によって、地方自治体の財政がどんどん圧迫されている。本来であれば、この部分における国の財政支援というのをきっちりしなければならぬにもかかわらず、相変わらず補助率においても負担率においても低いという状況の中で、地方自治体の財政が種々の対策によってもなかなか改善されない、こういうところにも財政負担を住民に求めてくる、こういう要素も生まれてきているのではないのでしょうか。当然、自治体が消費者に負担の処理費用の転嫁をするという、そういう一方で矛盾も出てきています。当然、もちろん住民の協力なくしてごみの減量化やりサイクルも進まないということは言うまでもありません。ここにはたゆまない行政の努力と住民の努力が重ね合ったときに、住民のごみの減量化というのはきっちり進むものがあります。こういったところにも努力を惜しまない先進地におけるところを見ますと、こういった部分における差が減量化につながっているかどうかの差になっているような気もいたします。

ごみ処理費用を一部住民にも負担してもらおうという手法を取り入れれば、ごみの減量化にもつながるとしています。また、公平負担の原則にもかなうもののだとして、有料化を進めたいとして、町においても10月からごみ収集手数料の有料化を打ち出しました。有料化浮上論の経緯というのは一体どういうものでありましょか。私は二つに大別されるものと考えます。一つは、リサイクル、減量化できるという方針。二つには、排出間に漂う受益と負担の不公平感が解消できる、この二つを達成する方法として、重量制有料化が出てきているものと考えます。そしてもう一方では、ごみ焼却施設の費用がかかるとして、財源確保の手段として有料化が用いられているということではないでしょうか。それでは、果たしてごみ有料化によってごみの減量化ができるのかどうか、進むのかどうかということでもあります。確かに有料化によって一時的には減量化という形の現象面が見受けられますが、しかし、各自自治体の状況を見ますと、一時的な不法投棄がふえる、あるいは一時的に減ったかと思われても、2年後、3年後、5年後に、相変わらずごみが増大する、こういう状況になってきているのではないのでしょうか。また、受益と負担の不公平感の解消ができるの

かという問題でも、いろいろな問題点があり、弱者には重い負担、こういうことも当然考えられます。

そこで、町長にお伺いいたしますが、ごみ収集手数料の有料化の目的は何なのか。

二つ目には、ごみ分別の効果はどのように得られているのか。ごみの有料化は住民に新たな負担を求めることになると考えるが、中止すべきだと考えます。この点についてお伺いいたします。

次に、入学時における算数セットの贈呈についてであります。

教育は無償を憲法では保障されておりますが、しかしまだまだこの点の原点が貫かれていないというのが実情であります。今、当町における小学校に入学する準備にかかる費用、保護者にとっても大変な負担になっています。当然だという声もあります。しかし、今、いろいろな家計費の負担が重いという状況の中で、一つ一つの負担が生活することに重くのしかかってきている。新1年生が小学校に入学する際に、さまざまな教材費購入時に保護者の負担が伴います。例えば算数セットは、勉強していく上では必要なものであります。授業には必ず使用しなければならぬもの。父母負担の軽減につながる、そういう方向での対策として、教育父母負担の軽減の立場からも、贈呈してはいかがでしょうか。この点についての教育長の答弁を求め、以上で、町長、教育長の明確な答弁を求めるものであります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の保健福祉施設についてであります。今、少子高齢化の問題は、国内的な問題となっております。一自治体では解決することが困難であります。本町では、その対策として、ソフト事業を中心に対応してきておりますが、特に高齢化への対策では、既存の施設機能での対応が可能なものと、そうでないものがございます。高齢化社会を迎えた今、加齢とともに衰える身体機能現状をできる限り維持して、さらに期間を延ばしていくことで、みずから備わった身体機能をもって生きることを多くの町民が切望しており、この保健福祉施設の建設計画は、それに対応するための施設であると考えておりますし、健康を保持することで将来の医療費負担の抑制策にもつながるものと考えているところであります。私は、この意味でも、町には必要な施設であり、将来に残さなければならない優先順位の高いものと認識しております。

しかしながら、議員が述べられたように、現下の経済情勢では、税を初め地方交付税など、主要な一般財源の伸びが期待できないどころか、前年の額を

下回ってきているという状況にありますので、自治体の財政運営が極めて厳しい状況にあるということは言うまでもありません。今後の投資的事業の財源の確保においては、国における地方債の優遇制度となっている地域総合整備事業債が廃止されるなど、大幅に下方修正することで見直しすることとなっております。

しかし、町民の福祉の向上に向けて、保健福祉施設の整備計画が現に進行中であることから、従来の地域総合整備事業債が適用される見通しがついたこと、今後は現行の補助制度以上のメニューが国から出てくることは考えられない状況にあること、さらに、仮に本計画を一時中断した場合は、今後においてこの種の大規模施設建設は、財源確保面からも不可能であることなど、あらゆる要素を総合的に判断した結果、私としては、現段階では建設計画を思い切って実施していくべきものと考えておりますので、町民の皆さん初め議会の皆さんに特段の御理解と御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げる次第であります。

次に、2番目の保育所、学校給食の委託に関する御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、保育所、学校給食を外部委託する目的であります。まずは保育所につきましては、少子高齢化社会を迎えていく中で、核家族化の進展や女性の職場進出の増加などにより、保育に欠ける家庭の教育要望が高まってきております。特に0歳児、1、2歳児の低年齢児の保育ニーズを初めとして、障害児保育、一時保育、延長保育など、保護者のニーズも多様化してまいっております。また、法制度の改正により、民間企業による保育所運営も可能となったことから、特色ある保育サービスの提供や、効率的な運営がより一層求められておるところであります。このような状況下において、民間の持つ活力と経営の柔軟性などを積極的に活用することにより、保育サービスの向上や財政負担の軽減効果なども期待できるため、平成15年度に向けて、西保育所を委託してまいりたいと考えております。

学校給食につきましても、民間の活力を生かすことにより、給食業務費用、施設管理運営業務費用などのコスト削減による町財政の負担軽減が期待できるとともに、運営の効率化が図られるため、本年度、米飯の炊飯と給食の配送、回収及び施設管理業務の一部を民間に委託し、給食センターの運営を行ってまいりたいと考えております。

2点目の、保育所、学校給食は外部委託を行わず、行政が役割を担うべきでないかとの御質問につきましては、保育所の運営に当たっては、町立の保育所として中央保育所が障害児保育や子育て支援事業等

の行政事業に積極的に対応してまいりますし、学校給食につきましても、児童・生徒の栄養管理上の献立業務などは給食センターが行いますので、町の責務としての役割を十分に果たせるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3番目のごみの収集に関する使用料、手数料に関してお答えさせていただきます。

一般廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本町においても関係条例を定めて進めてまいりました。近年、生活水準の向上により、ごみ量の増大、ごみ質の多様化が進んでいる中で、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型の社会から、排出量の減量、再利用、再生利用、資源化などの循環型社会の形成が求められております。上富良野町におきましても、一般廃棄物の処理については、全量埋立処理から資源化への推進を図り、埋め立てするごみの減量、減容、また、焼却するごみの減量を進め、自然環境及び生活環境の保全に努めているところであります。

まず、1点目の有料化の目的についてであります。こうした中で、一般廃棄物の収集、運搬処理に多くの財政負担を要していることから、平成11年、上富良野町廃棄物減量等推進審議会に有料化について諮問をし、平成13年11月に、焼却及び埋め立てするごみの減量と住民負担の公平化を図り、町の健全財政を維持するために有料化を実施することが望ましいとの答申をいただいたところであります。このことから、再生、資源化される廃棄物を除き、焼却及び埋め立てする廃棄物に要する費用の一部を、排出される量等に応じて町民の皆様へ御負担をいただき、再生、資源化への分別推進を図るものであります。

次の、2点目のごみ分別の効果と費用負担の可否に関する御質問にお答えさせていただきます。

町では現在、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、廃乾電池、廃蛍光灯、プラスチック類の8分別により収集を行っておりますが、本年度からは一般ごみから生ごみを分別し、資源化を図り、有料化にあわせて、段ボール、古新聞、古雑誌の分別を予定しているところであります。これらの分別が確立されることにより、現在、クリーンセンターで焼却処理をしている一般ごみの減量がなされます。また、昨年10月から取り組みを行っていたプラスチック類を分別したことにより、一般ごみの減量とともに、埋立処理をする不燃ごみが激減しており、最終処分場の延命も図られるものと確信しております。

以上のように、一般廃棄物の分別を推進することにより、燃やすごみ、埋めるごみを減らし、クリー

ンセンターの健全な維持運営と、延命化を図れるばかりではなく、地球環境保全、循環型社会形成といった大きな視野での廃棄物処理対策も図られております。

また、ごみの有料化については、議員の御指摘のとおり、住民に新たな負担を求めることとなりますが、1点目においてお答えさせていただきましたように、有料化の対象とするごみは、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに限らせていただいたところであり、かつ、その対象経費につきましても、収集、運搬処理に要する費用とさせていただきますところであります。町民の皆様の御協力により、できる限りこれらのごみを減量していただくことが、地球環境保全、循環型社会形成がなされた健全な社会環境を保持していけるとともに、個々の御努力により、負担の軽減がなされるものでもあります。ごみの収集、運搬処理に関しましても、それぞれの排出量などに違いがあり、その量に応じた御負担をいただく受益者負担への理解をいただくことは、地方行政の自立と相まって、欠くことのできない近時の時代要請であるとも考えますので、有料化につきまして特段の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

4番目の教育行政に関する御質問は、教育長からお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の、教育行政についての児童の入学時における算数セットを贈呈してはどうかとの質問にお答えいたしたいと思っております。

町内の小学校における新1年生の学習活動に使用する学用品につきましては、学習指導上、同じ規格にそろえるため、学校で一括購入し、保護者に負担を願っているのが実態でございます。中でも算数セットにつきましては学習を補完する教材と認識しておりますので、保護者負担の軽減につきましては、今後の課題として検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 保健センターについてお伺いいたします。

確かに部分的に見ますと、財政の確保ができたというふうにいわれる見受けられます。しかし、今ここで考えなければならないのは、町の財政が全般的にどういふふうに移すのかというところの問題だというふうに思います。この間だけでも、10万人以下の地方自治体においては、交付税のいわゆる削減が上富良野町だけでも5,000万円になるという状況があります。町の中長期の試算によって

も、積み戻し等がなかなかすることができない。今年度の予算の方針に至っても、将来の財政の不安、歳入の面から見ても相当なものだというふうにかかれていいます。

それともう一つは、やはりそういう中で、民間における学校給食や保育所の委託が並行して行われているわけでありまして。これはなぜかという、財政が大変で、ここまでしなければその財政が成り立たないという状況かというふうに考えます。そういったときに、一方で住民の切実な要求に対して民間委託を押しつけて、さらにこの大きな建設を行って、また新たな負担を求め、二重、三重の負担を住民に求めるということになります。この点がまず問題であります。

もう一つは、予防医療、いわゆる医療費の抑制の問題はどうかということ。保健施設が建ったから予防医療が進んで、そして医療費の1人当たりの抑制につながるというのではなくて、基本は予防医療の対策が網の目のようにどれだけ広がったかどうか、これによって医療費の抑制につながっているというのが実態であります。このことを考えたときに、必ずしもこの保健センターの建設によって、予防医療、いわゆる医療費の抑制につながるというのではなく、基本は、そういう対策を講じたかどうか、ここに問題点が私はあるというふうに考えています。今、農業者も商業者も勤労者も、すべての業種の方々が不況という状況の中で、今本当に大変なところまで追い込まれています。そういうことを考えたときに、将来、基金を取り崩し、そして積み戻すこともできない、将来の歳入の不安もある、税収の伸びもない、こういう状況の中で、住民サービスをほかに置いておいて、こういう建設に走るというのはいかかなものかと。こういう財政事情を考えたときに、当面、保健福祉センターの建設は中止して、農業や商業、勤労者の切実な部分に予算を回すべきだというふうに考えます。この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、保育所、学校給食の民間委託の問題であります。

経費の節減だということで打ち出しました。西保育所を中央保育所に統合するということです。そこにいた人員を中央保育所に移すということなのです。全体の経費から見れば、移動するだけであって、何も変わりません。確かに西保育所の事業費から見れば1,300万円何がしの負担が軽減されるやに見受けられますが、これは現象面だけでありまして。本質は変わっていない。逆に中央保育所に行くことによって、これは年齢の高い子供さんが入っています。そうすれば、保育単価も乳幼児と比べれば当然

低いというのが実態であります。そうしますと、大体2,000万円の増額、これが町の負担となるということは明らかではないでしょうか。

もう一つ、さらに強調したいのは、私は本当に住民の要望にこたえるだけの、そういったサービス向上の立場からの指導や、あるいは改善がなされてきたのかどうかという問題であります。町長は、この点について明確な答弁はされていません。ということは、町長自身の保育所の政策のあり方について、みずから失敗だったということも認めた上で、この民間に委託するというのも当然考えられるわけがあります。私は、そういうことを考えたときに、民間委託の前に、当然、努力して、それでもだめだったというのなら、保護者や関係者も理解するでしょう。

また、もう一つ抜け落ちていっているのは、やはりそこにいる子供たちの生活環境が委託によってがらりと変わるということです。例えば、あしたから委託によって先生もがらりと変わります。先生が変わったらどうでしょう。小さな子供さんはびっくりするでしょう。本当になじめるのですか、そういうところで。善良ないい保育ができるのでしょうか。私は、そういう問題もあると思う。

さらに、公設でなければできない保育というのも当然あるでしょう。民間の福祉法人の目的というのは、その趣旨に賛同する方々が入所する、こういう形態だと思えます、わかりやすく言えば。その趣旨に賛同しなければやめていってもいいですよ。例えば裸足の保育、外で乾布摩擦する保育、こういうものが嫌な保護者や子供さんは出ていってください、こういうことにもなりかねないのではないのでしょうか。そういう立場から、公設の保育というのは、一人一人のお父さんやお母さんの家庭状況、そして子供さんの置かれている状況を判断した上で、どういうふうに子育てのために子供たちを成長させていったらいいのか、こういう立場からの保育をやれる、本当にすばらしい保育を担っているということなのです。このことを町長はわかっていないのではないかと、私はこういうふうに考えます。こういう点でも、町長の見解を求めます。

さらに、学校給食ではどうでしょう。保育所と同じように、学校給食の原点というのは、学校給食法にも明記されているように、第1条では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発展につながり、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであり、そこから学校給食活動の一環として、教育という立場から、食のあり方、そして文化のあり方、そういうものをやっぱり教える、学ぶ、これが原点なのです。しかし、今回の町の委託方針を見ますと、ただ経費

の削減が全面的に出てきて、また、それにかかわった関係する保護者についても十分な説明もされていない。一方的な行政の都合で何でもやってしまう、ここに問題があると思うのです。私は、こういう学校給食の問題でも、最善の努力をなされたのか、本当に子供たちにこういうすばらしい文化、食文化がある、人と人との関係が成り立っている、こういうものがあってしかるべきだけれども、これすら打ち出していない。どうしてこういう中で民間委託ということを出し出すことができるのでしょうか。この点について、私は経費だけの問題ではない、公設の担う役割というのはきっちりある、今、多くの保護者は、添加物の問題、遺伝子の組み換えの問題等々で過敏になっています。こういう問題に対してもきっちり監視し、また指導できるのも、公の行政の役割だと思えます。こういうことについても町長の明確な答弁を求めます。

次に、ごみの有料化についてお伺いいたします。

ごみの有料化、公平負担の原則だということをお伺いしています。しかし、本当に公平なのであるでしょうか、有料化は。私はそうでないと考えています。つまり消費税と同じで、お年寄りのように容量を出さないところには一定の負担を求める、税の二重どりではないでしょうか。仮にごみの袋を無料提供したとしても、それは住民の税金で賄われている。そのことを考えたときに、住民の税金を使った袋を提供し、そして新たに有料化するということになれば、二重、三重の税の負担を住民に求めているということではないでしょうか。町においては、この点がどうも理解されていないのではないかと、私はこのように考えます。

また、不燃ごみ、一般ごみ、そして不燃ごみに絞って有料化を限定した、それにかかわる経費を有料化したということを言っています。しかし、お金というのは、ひとたび町の財布に入ったら、この部分に使われているのかどうなのかわからないでしょう。恐らく総体的な経費に使われるわけです。これはだれが考えても当たり前なのです。それをこの部分の経費に使うから認めてくれなどというのはとてもない話です。今、住民の負担というのは本当に大変です。このことを考えたときに、私は、ごみの有料化、これはやめるべきだし、また、二重、三重の税の負担を押しつけるような仕組みはやめるべきだということに考えますが、この点についても町長の見解を求めます。

さらに、ごみの減量化というのは、当然、そのごみの中身を見ましたら、過剰な包装紙等々がごみの新たな量をふやす原因になっているのです。その原因というのが、企業側の原因者の責任、こういうも

のも一部リサイクル法という形の中で改善はされてきておりますが、しかしまだまだこれからという段階であります。当然そういう状況の中で、このことが根本から変わらない限りは、減量化を進めたとしても、新たなごみの量の排泄がふえるということは明らかではないでしょうか。当然そこには、減量化には町の指導、援助というのも当然必要です。こういうものもまだまだ私は不十分だと思います。有料化された伊達市においても、近隣の町村においても見た場合、有料化の一時的によってごみの減量化がされたかに思われますが、しかし、新たなごみの量、そして排出量がふえるという状況はどこでも同じであります。こういうことを考えたときに、ごみの減量化、住民に対する啓蒙、啓発、そして企業側の責任、こういうものをきっちり明確にした上で、お互いがきっちり手をつなぎあったときに、初めて減量化が進むのであって、有料化によって負担公平、受益者負担という形の中での減量化にはつながらない、新たな負担を求めるだけ、これはやめるべきだということに考えます。この点についての明確な答弁を求めます。

次に、学校教育の問題では、今後十分この問題について検討されるということになりますから、これは前向きに検討されるというふうに理解してよいのかどうか、この点についてお伺いします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の保健福祉施設の財源問題等々含めた御質問であります。先ほどお答えさせていただきましたように、町といたしましては、このことによりまして高齢者の健康寿命の延伸を図っていく、そのことがこれからの国保税等々に対する節減にもつながっていくものということで、大いに期待をしながら、そしてそれらの事業を進めるのは、現在、保健福祉課が進めております寝たきり老人ゼロ作戦等々の種々の事業をより一層促進していくことによって、これらの成果があらわれてくるものというものを大いに期待をいたしているところであります。そういったことから、この種の施設の必要性を認識していると、さきにもお答えさせていただきましたようなことであります。

これらの一部につきましては、議員も御同意いただける部分もあるのかなというふうに思っておりますが、しからは財政的な、財源についてどうなのかということになりますと、議員御質問のとおり非常に厳しい、これは現実であります。今、中期の5カ年の財政計画を皆様方に御提示申し上げておるところであります。この状況を見極めて、非常に厳

しく、また、国の地方財源の対応がどのような方向に進んでくるのか、そこらあたりの見極めもつかないというようなことで、非常に厳しい状況にあるのは現実であります。

しかしながら、今、国は構造改革の中で、小泉内閣が言っている聖域なき構造改革の中で、従前、地方にありました補助金、助成金等々の削減、交付税の削減、また、それぞれの言うならば起債等々に対する交付税算入率の削減等々、厳しい状況下にございます。今後、議員も御承知のとおり、今、町がこの施設を建設するために利用しようとしております地域総合整備事業債、これにつきましては、償還に当たって国が55%の元利金を見るわというのは、もう14年から廃止ですよ。これから地域活性化事業債というのを創設して、これはこれからは30%ですよというようなことで、だんだんだんだん国は地方に対する引き締めが来ております。

今、これは14年で本当は中止なのですが、我が町の福祉施設は継続事業ということで認められて、この地域総合整備事業債の適用を受けられる。そのことによって起債の55%が国の交付税算入で元利合計見てもらえるというような、この制度はこれを逃すと、もう我が町で利用するのは、先ほど申し上げました地域活性化事業債しかない。そうなりますと、なお厳しい財源の中で、大きな一般財源の負担を地域がしなければならぬ。そういうことになりますと、まずこの種のような箱物の建設というのは、将来、まず不可能である。今回を逃すと、我が町の財政状況からするならば不可能である。それで、現在、14年度予算に実施計画の予算を計上させていただきました。この事業をとり進めることによって、5カ年間の財政状況はこういうふうになるけれども、建設に向けての財源処理はでき得たと。しかし、厳しい財政運営を強いられるというような結果ではあります、地域の財政計画のもとにおいて、この保健福祉施設の建設に向かって私はとり進めていく。これを今逃すと、二度とこの建設は成り得ないという危惧を持ちながら、とり進めさせていただきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、保育所並びに給食センターの民間委託の問題ですが、私は、当初から申し上げておりますように、これからの地方自治のあり方、これはやはり厳しい財政運営を強いられながらのまちづくりを目指していかなければいけない。そういうようなことから、ことあるごとに、従前のように行政サービスは無料でこれからとり進めていくということはなかなか難しいですよ。これからは行政サービスにも負担と経費がかかるのだということを前提にし

た財政運営を図っていかなければ、まちづくりは進めていけない。そしてまた加えて、現在の行政組織機構の肥大化、バブル期からずっと伸びてきた行政組織機構の肥大化を縮小していかなければいけない。今定例会にも職員定数の削減の条例案を提案させていただいております。そういうふうに、現在の行政組織を簡素で効率的な組織に変えていかなければならない、私は常にそう思って行政運営をさせていただいております。

そしてそのかわり、民間ができるものは大いに民間にやっていただき、民間活力を導入して、民間に活力を、この今、厳しい経済状況の中で、商工業も農業も今厳しい。そういう中で、今まで行政がやっていたものを民間ができるものがあるとするならば、それを民間にやっていただき、民間の活力を導入することによって1人でも2人でも雇用を促進していただく、あるいは、ときには利益を上げて税も払っていただけるような形になればそれに超したことはないけれども、私は民間活力を大いに、民間がやれるべきものは民間活力を導入していく。

保育所の民間委託、直営と委託についても、現在もわかば愛育園は、発足当時から営々として保育所としての責務を果たして、営業と申しますか、操業していただいております。議員の子弟もわかば愛育園で保育を受けられたというふうに思っておりますが、決して行政が直営でやるのと民間がやるのと、大きな問題点というものは生じないものと。あくまでも管理運営を対応するのであって、民間に委託しても、給食も同じであります、町の責任において、町の管理監督のもとにおいて民間に運営を委託することです。決して町の権限がなくなるということではありませんので、そういう対応の中での民間委託だということを御理解いただき、また、基本的には、先ほど申し上げましたように、財政的な部分もありますけれども、民間活力に手助けでき得るものは大いに民間に委託していきたい。そして行政の簡素化を図っていきたいというのが一つの基本的な考え方であり、その中で、今回御提案、御説明申し上げておる西保育所の問題、それから給食の一部委託の問題、こういう問題がありますが、決して給食も、民間に委託したから子供たちに学校給食というものの理念が教えられない、そういうことには私はつながらないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、ごみの有料化であります、これにつきましても、先ほど来お答えさせていただいておりますように、行政サービスは今後すべて無料ということにはならない。一部御負担をいただかなければならない。特にこの一般廃棄物、ごみの処理については、

行政責任で対応しなければならない部分であります
が、この経費が非常に膨大化してきている。そういう
中であって、一部町民の皆さん方の御負担をいた
だかなければならない厳しい財政状況であるとい
ことを認識していただいた上で、答申を受けて、こ
の方向に進めさせていただいている、有料化の方向
で今定例議会に条例の改正案を提案させていただ
いているところでありますが、これらにつきましても、
議員が税の二重ではないかということでありますけ
れども、今考えておりますのは、さきの所管委員
会並びに議員協議会でも説明させていただきまし
たように、再利用する部分についても、袋は原価を
御負担いただきますよと。それから、先ほど申し上
げた有料化、焼却するもの、埋め立てするもの、粗
大ごみ、これらについては、袋代プラス輸送経費の
一部を御負担いただきますよという形をお願いを申
し上げているところであります。ですから、袋代は
税でつくるのではなくて、皆さん方に原価で相当の
御負担をいただくということでありますので、ひと
つ御理解をいただきたいというふうに思っております。

この問題は、今日までいろいろと長い年月、論議
を重ねてまいりました。私が就任以来、クリーンセ
ンターの稼働と同時に、平成11年度から有料化に
向かってとり進めていきたいということで、町民の
皆さん方もいろいろと御相談を申し上げていた。
しかし、議員も御心配いただいておりますような
いろいろな課題も残っているというようなことで、今
日まで調整をさせていただいて、今日までおくれ
てまいりましたが、どうしても今の我が町の財政状
況からしても、これらの応分の御負担をいただく、
行政サービスがすべて無料ではなく、応分の受益者
負担の原則に基づいた御負担をいただく、という
ふうなことで、今定例会におきましては、各施設
の使用料の改正等々の御提案もさせていただいて
おりますが、そういったことで現状認識をいた
だいた上で御理解を賜りたいというふうに思う
ところであります。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の再質問
にお答えしたいと思いますけれども、今日の少子
化時代で、今、新入学児童が入学されるという
ことについては、本当に私も、子供たちは国の
宝であり、町の宝だと思っておりますので、今
後、学習活動に伴うこういうものについては、
前向きにということの御答弁で受けとめて
いただいで結構だと思います。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） ごみの有料化の問題で、
町長は、当然なのだという理由を滔々と述べて
います。また、原価だから大した負担ではないの
だということの話だというふうに思います。しか
し私は、再三再四申し上げますが、税の二重負
担ではないかというのは、消費税と同じで、低
所得者であっても高齢者であっても、という
ものに対して、ごみの量等々、排出量等も当
然違うし、家計の、いわゆる年間収入、月5
万円もらっている人も、30万円もらってい
る人も、20万円もらっている人も、年間に
したら1万何ぼの負担。負担率から言ったら、
その負担割合はどうなのだということを考え
たときに、当然、アンバランスが出てくるの
だろうということを考えたら、当然、平等では
なくて、不公平感がそこに埋没しているのだ
ということは、これはだれが考えても明ら
かなのです。そういうことを、やはり結局何
をしたいのかということなのです、有料化は。
言うなれば、経費がかかるから町民に負担を
求めるということなのです。減量化が進むか
ら、何が進むからということ、前講釈とし
ては、前置きとしてはあるけれども、結局住
民に負担を求めるといことでしょう。その原
因というのは、高い建設コスト、そこにかか
わる人件費等が含まれている。確かに間接
的な人件費しか見ていないということの
話であります。しかし、やはりこういったと
ころに財政の負担の要因が重く地方自治体
に、やっぱり重くウエートを占めているわ
けですから、根本的に国の財政や、そうい
ったところに対する改善を求めない限りは、
幾ら減量化、減量化といっても前に進ま
ないし、財政負担の軽減といっても前に進
まない話だというふうに思います。この間、
町のごみ指導のあり方についても、十分ま
だまだ手を尽くす余地もありますし、検
討する余地もあるというふうに考えます。

もう一つは、さらになります。こういう公
平負担のアンバランスがある。アンバラン
スがあるのだったら、お年寄りに対して、
この有料化の袋を無料配布してもいいの
ではないかという話も当然聞かれます。こ
ういうものがなかなか住民の合意の中
で、どういうふうにしていくのかという
ところがなかなか見えてこない。確かに
住民の代表という形で、このごみ推進協
議会に諮ったという話であります。しか
し、この点についてどういう審議がな
されたのかということも住民はよく理
解されていない、こういう問題も多
数あります。そういう意味では、私
は今でも、住民がいろいろな負担を
して、さらに負担を求めるといことは、
税の二重どりであり、これは直ちにや
めるべきだというふうに思います。こ
れは町長は税の二重どりでないとい
うふう

に解釈されるのでしょうか。また、住民に対しては、負担にはならないというふうに解釈されるのか、この点、もう一度確認します。

それと、保育所等の問題であります。いろいろな問題点が、話を聞いてわかってきました。障害児保育をやりたいということで、中央保育所に集中したいと、比較的。そうすると、そういったところに、1カ所に集中していいのかという話なのです。私はそれぞれの場所に何人かの子供さんがいて、そこで子供たちが交わり、その人たちの生い立ちを理解する、そういう人間形成の場なのです。そういうことを含めたときに、果たして1カ所に集中していいのかという問題も浮かび上がってきます。

それと、民間保育でわかば保育の問題が出されました。確かにわかば保育所というのは、その方針に基づいて行われて、立派な保育をやっています。しかし、人件費の面で見るとどうだったのでしょうか。あそこは人員が入りかわっているのです。なぜ入れかわるのかというと、保障がない、あるいは財政的な何らかの理由で早くやめるといった状況になっているのです。そういうことをわかっているのですか、町長。行政というのは、そういう保護者も含めて、働いている人たちも含めて、きちっとした労働の管理、そういうところをきちっと見ていける、そういう場所が保育所なのです、公的保育所の役割なのです。だから、町長が本当に財政面だけで見るということを言っていますけれども、結局給食センターにしても人員移動だけなのです、今のところを言えば、総体の器で言えば何も変わらないという話なのです。

そういうことを考えたときに、公立の保育所の役割というのは、本当に一人一人の子供に目が行き届いて、保護者の環境にも目が行き届く、そういう素晴らしい保育所運営ができる場所なのだということを、町長みずから否定しているのではないですか。確かに表現では、サービスの向上、十分な対応ができるのだということを言われています。確かに民間でもやれるかもしれません。しかし、住民の選択というのは、今、民間と公立の保育所があって、初めてどちらの保育所に行ったらいいのかという、契約ですから、選べる、選択の自由があるのです。だけれども、子供にはその自由がないのです。万が一、例えばですよ、自分の親が勤務時間の関係でAという保育所に預けたと。しかし、預けてみたら大変だったと。Bという保育所に預けた方がもっとよかったのではないかということの選択は、子供はできないのです。できないからこそ、そこをどこがカバーするのかといったら、公立の保育所なのです。公立の保育所は、そういうものも含めて比較的均一に

保育ができるというのが実態なのです。そのことを何か忘れていて、私はそう思いますが、町長はそう思いませんか。ただ経費の論理だけ、これですべてを解決しようというところに問題がある。だから、こういう経費の負担がかさむというのだったら、保健福祉センターの建設をやめて、そういった財源を住民の切実なところに回す、これが本来のあり方ですよ、行政の。既存の施設を利用して、保健センターの予防医療、十分まだまだできます。こういうことをやるべきではないですか。この点、再度伺います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの有料化問題からであります。私といたしましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、御負担いただくのは平等な御負担をいただくものであるという認識であります。排出量によって御負担をいただくわけでありまして、排出量が少なくなれば、それだけ負担の量は減ると。排出量が多くなれば、それだけ負担が大きくなる、排出量が少なければ負担が少なくなるということからすると、その努力、それぞれの家庭における状況の中で、私は平等な対応ができ得るものというふうに思っております。そしてまた、そのことによりまして、どなたも有料化、金のかからない方向で対応していく、そのために分別が促進されてくるものということで期待をいたしております。再利用できるもの、リサイクルできるもの、そういったものの分別の中で、本当に燃やすもの、本当に埋め立てるもの、そういったものの分別が明確に対処していただけるようになると。そのことが施設の延命にもつながってくるというふうに認識をいたしておりますし、それらの費用のすべてを賄ってくれというのではなくて、施設にかかったから、それを賄ってくれというのではなくて、これらの費用は基本的には輸送料、搬送料について一部を御負担いただきたいということでありますので、そういった部分で私は住民の皆さん方の御理解をいただけるものと。今日までいろいろな会合の中でこの話をしている中で、住民の皆さん方のお話の中で、私は応分の負担については、これからの時代の中でやむを得ないという、負担増にはなるわと、それだけ住民の皆さん方の負担増にはなるけれども、やむを得ないねというようなお話を私は常に聞いてきております。

ただ、議員の言うように、まるっきり反対という御意見はまだ私の耳には届いておりませんが、住民も大変ではありますけれども、やむを得ない、仕方ないという苦しい選択をしていただきながら、理

解をさせていただいている方々もいるということで、私はこのことにつきましては住民の負担にならないという考え方は持っておりません。このことが住民のそれぞれの負担になることを認識しながら、住民の理解を得て対応していきたいというふうに考えております。

それから、委託の問題であります。この委託の問題というのは、どうも議員とは全く歯車が合わないなど。うちの職員組合との話と同じだというふうに思っております。職員組合も、この委託の話になると、なかなか歯車が合わなくなってくる。私は、民間がやるから、直営だからこうだわという、大きな差異というものは、私はそんなに生じてくるものではないと。直営でやっても、また、一部では直営というのはでき得ない部分も、民間ならでき得るという部分もあります。しかし、それほど直営だったら町民の皆さん方が安心するのだろうか、民間だったら安心できないと、民間とはそんなに信用がないのだろうか。私は民間だといっても、維持管理、監督は町がやっているわけですから、民間だって誠心誠意、その業務を遂行していただけるものと。それができない民間であれば、委託を早急に解消せざるを得ない。私は、民間活力がそういう世界の中で伸びていっていただきたい、そういう思いであります。ですから、私は民間と直営との大きな違いというのは、実際においてはそう生じないものというふうに思っておりますし、ただ、基本的には、今、行政の組織の簡素化ということも含めながら、その対応を図っていかなければならない。

それから、議員が御心配いただいております、1カ所で一つの業務、例えば低年齢者を、0歳児についてはここでやるわ、3歳児についてはここの施設でやるわ、入学前の児童についてはここでやるわというようなことで決めるということについては、それぞれの施設の状況、施設の現況を見極めながら、どうしてもまとめなければならないというものではないと思う。それは話し合いの中で対処していけるものというふうに思っておりますので、ひとつこの件につきましても、有料化につきましても、ひとつ特段の御理解を賜りたいなというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、12番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時35分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 私は、さきに通告してあります、町長のメンタリティについて3点、教育長に1点の一般質問をいたしますので、よろしく御答弁方お願いいたします。

最初に、健全財政維持方針についてであります。

私は、平成12年11月に発表された健全財政維持方針の中で、財政長期試算は平成20年度まで蓄えられて推移して、きょうまで来ていますけれども、その内容を見ますと、平成20年までは毎年4億円から5億円の収支赤字と。したがって、行財政のスリム化、向上的な財源不足の解消のため、基本方針を樹立したのだと、こう説明がありますが、どこがどのように今日改善されたのか、説明がないのでわかりません。したがって、今後、課題が未解決で存在しているのかどうか。また、本年達成しても、収支が赤字に転落、15年、16年には財源不足の見込みと報道されておりましたが、これが事実とするならば、どのように理解しておけばよいのか、お伺いしたいと思っております。自分がこだわるのは、方針の中の長期財政計画が平成20年、町長は見通しを立てております。それが平成18年でなくして平成20年までの財政状況をなぜ示せないのか、その考え方がどこにあるのか、町長には説明する責任があると思っております、この点、町長にその見解を賜りたいと思っております。

2番目に、国営土地改良事業の負担金についてであります。

町長は12月の定例議会で、一括償還により金利の軽減を図りたいと公言されましたが、このことは、そうなれば、将来、町の財政を根幹から揺るがす大きな問題となりかねないのではないかと感じております。一括償還するに当たり、町が債務補償することになるのかならないのかの関係でありまして、5%の金利を1.8%に引き下げることは極めて有効だと考えますが、国の政策として、北海道は食糧基地、また、公共事業として景気浮揚策、これらを国家予算をもって事業の推進を今日までされてきました。国の税金をもって事業を推進したわけでありまして、金銭を借りて事業をしたとは全く思っていないからであります。バブルがはじけて10数年、今日、デフレにあり、金利5%の発想は今日まで現存されておることは、どこかの怠慢による原因ではないかと思っております、その理解ができないのであります。上富良野町議会は、昭和40年代に事業費の負担割合を議決された経過にありますが、金利5%のいわゆる受益者負担がなされるという議決は記憶に新しいものがないのであります。

したがいまして、一括償還することは、町がハイリスクを先送り、国は交付税で補填とすることもなく、残高が消滅するわけですから、その辺の憂いもありますし、ついては、国が法律改正する努力をすれば、従来のシステムとなり、これが最善と考えますが、今日の一括償還、いわゆる農家が払えなくなったら税金で町が立てかえ、あるいは後日負担していただくということに対して、町長の見解を賜りたいと思います。

この際、また、フラヌイ事業の中止、空知川右岸の事業縮小による町の負担金について、今日、どういう押さえをしておるのか、重ねてこの際お伺いしておきたいと思います。

3点目であります。職場の活性化について。

私は昨今、社会の高度化、複雑化、高齢化社会に対応するため、町職員は自主自立の精神を涵養し、きめ細やかな行政の展開が要求されていると思います。職員の個々の持っている能力を最大限発揮し、職場全体が意識改革に燃え、伸び伸びと職場が活性化されることとなると思います。

ついては、同じデスクに長い職員では7年近くも異動しない現実を見まして、これらは極めて人事の停滞であり、マンネリ化して、職員のためにも町のためにもならないと考えますので、人事異動について、町長は職員を今日、横断的に異動された経緯にあります、基本として考えている人事異動の観点について、町長の見解を賜りたいと思います。

最後の質問であります、新学習指導要領についてであります。

新年度から、小中学校の学習指導要領が改定され、週5日制、学習内容3割減、総合的学習が実施されると思います。その中で、私は特に総合的な学習の時間についてお伺いいたします。

一人一人の子供たちが、児童・生徒が、生きる力を育成することを目的とした総合学習について、これを支えるためには、学校のみでは限界があると及ばずながら思います。ついては、地域の支援と財政支援があってこそ、始めて教育の効果があらわれるのではないかと私は考えております。

昨年、山形県の最上町を視察する機会がありましたが、そこでは、市教委の中に、教育委員会の中に学社融合主事を配置して、学校、地域社会、町の財政支援をもとに、有機的に結びつき、協調して、学習効果を上げていましたが、教育委員会として、学校のかかわりと財政の支援をどのように考えておられるのか、この際、お伺いしておきたいと思います。

以上であります。よろしく御答弁お願いいたします。終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま3番福塚議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1番目からお答えさせていただきます。

議員からは、以前にも健全財政維持方針についての御質問をいただき、お答えさせていただいておりますので、端的に申し上げますが、今後の財政運営の見通しが極めて厳しいことが危惧されますので、それに対処するための基本方針が平成12年に策定した財政健全化維持方針であります。さらに、その方針に沿った具体的な行動プランである行財政改革実施計画などにつきましては、1年前の予算特別委員会の冒頭においても説明をさせていただいておりますので、内容については十分御承知のことと思っておりますが、これらを平成15年度まで実践することで、成果を上げることにしておるところであります。したがいまして、既に成果を上げているもの、また、今後実践することで成果を上げるものなどがあります。

次に、平成16年度には財源が不足する見込みとの報道内容については、昨年の11月、当時の役場内部での予算編成会議の中で申し上げたことでありまして、この時点では、平成15年度までは、資金計画でも示しておりますように、各種基金の取り崩し方針を決定しており、収支のバランスを図っておりますが、その後の平成16年度以降は、各種の事務事業の位置づけ、あるいは歳入における財政調整基金など、各種基金などの用途を決定していないことから、大きな財源の不足となることを予測している状況下を説明したものであります。

また、将来の財政見通しと説明責任についてであります、長期の財政見通しが、この経済情勢の中にあつて極めて難しいことはさきにも申し上げておりますので、御理解を願いたいと思うところであります。

説明責任のことにつきましては、説明する内容がいかに正確な情報なのかなど、説明を受ける側の立場を説明する側も十分考えて、その責任を果たさなければならない、大変難しいもので、私もその責任を重く受けとめているところであります。このたびの件については、今後の経済情勢の変化や、地方交付税の見直し状況などが明らかになった段階ごとに、中期財政試算を随時見直しを行い、説明をする予定でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の国営土地改良事業の負担金についてのお答えをさせていただきます。

国営土地改良事業の負担金については、議員御指摘のように、負担額は町の分として27億1,000万円、受益者の分として8億3,500万円で、総額

35億4,500万円となり、5%の償還利子を含めると、54億7,500万円となることから、町の財政にとって大きな負担となります。このことから、土地改良法施行第52条の2で定める償還利率5%の負担軽減を図るために、国、道の指導、支援を仰ぎ、新たな土地改良区を設立し、改良区による資金の借り入れを行い、町を経由して道に一括償還する仕組みを考えており、その後、町と受益者は、改良区に対し年賦償還するもので、改良区が借り入れをする資金に対し、町が債務保証を行う必要があるわけであり、償還金利5%の負担については、昭和58年の12月議会におきまして、上富良野町国営土地改良事業負担金など徴収条例を制定し、負担することで議決を賜っておりますので、御理解を願いたいと思います。一括償還する場合であっても、交付税歳入はされるものであり、その予定額は約4億円程度を見込んでおり、一括償還する年次に算入される予定であります。

土地改良法については、平成14年4月に改正施行される予定ですが、この間、関係する市町村と協力して、償還金利の軽減などについて国、道に要請してまいりましたが、償還金利の改正については、残念ながら見送られておるところであります。

国営フラヌイ事業については、国営白金地区との施設共用により、事業費で約36億円減額となり、町の負担は約3億4,300万円となります。国営空知川右岸地区については、東中貯水池、用水路、頭首工の廃止により、町の負担は約3,000万円となります。

私としては、特に国営白金事業の償還に当たって、償還金利5%を仮に1.8%にすると、町と受益者分をあわせて約12億7,000万円程度軽減できるものと考えております。このことから、新たな土地改良区を設立し、負担金の一括償還を行っていくことが、現時点では最善の方法と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3番目の職場の活性化の御質問にお答えさせていただきます。

人事管理は、議員も承知しているように、大変重要な事項であります。特に大きく変化する社会情勢のもとで、その時代に対応する行政組織として、常に見直しを図っていくことが必要でありますので、できる限り過去にとらわれることのないように考えております。この考え方にに基づき、平成11年から一部スタッフ制を取り入れ、職員の配置を行ったところあります。また、人事については、議員の意見にあるように、持っている職員の資質、あるいは身につけた能力を引き出すことにより、忌憚なく人材を生かすことができ、組織の力量が高まり、行政

水準の向上にもつながるものと考えております。このような考え方を基本として、適材適所に人事異動を行っておりますが、異動を受ける側の職員の評価は、いつの時代においても同じように、全員が満足するものではないと思っております。私も職員の意欲を見極めることで効果的な人事異動になればとの考えに基づき、平成11年度から、3年以上同じポストに配置されている職員を対象に、試行的に意識調査など、レポートの提出を願い、それらを参考として人事異動に生かしている状況にありますので、御理解を賜りたいと思います。

4番目の御質問につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 3番福塚議員の4項目目の新学習指導要領についての御質問にお答えしたいと思います。

国の教育改革に伴いまして、新学習指導要領も大幅に改定され、本年4月よりその実践がスタートいたします。この学習指導要領の中に、総合的な学習時間が創設されたわけですが、この創設の趣旨につきましては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的、総合的な学習や、生徒の興味、関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行うことをねらいとしております。総合学習の取り組みにつきましては、2年間の移行期間も踏まえまして、既に各学校では教育課程や学習計画を作成し、本年度からその学習に支障のないよう取り組んでいただいているところでございます。総合学習は、人間、自然、社会、文化などを対象に、幅広く創意工夫を生かした学習活動を展開することで、議員からの御質問のとおり、学校、家庭、地域社会との連携は、これからますます重要になってくるものと思っております。学校教育は、学校のみならず、家庭や地域社会を通して行われるものであることの教育の基本に立ち、これからも連携をより深め、教育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、学校と社会教育との連携による学社融合につきましては、学校との連携のみならず、社会教育の各分野での活動展開におきましても、今後ますます力を注いでいかなければならない課題と認識しているところでございます。議員より、学社融合主事の専任配置で効果を上げている事例の御提言もありましたが、当面は教育委員会の現行の体制の中で効果を上げるよう、より一層努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

総合学習に伴う活動費につきましては、学校の意向を十分踏まえ、平成12年度より試行活動費とし

て各学校に配分し、実践的な学習活動を行っており、本年度も予算措置をさせていただいております。今後も、学校、各関係機関、団体等と連携を深め、総合学習の内容の充実と、学社融合がより推進されるよう努力し、また、各諸活動に伴う必要な財源支援についても、今後十分配慮するよう、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

3番福塚正議員。

3番（福塚賢一君） 再質問をさせていただきます。

初めに、健全財政維持方針についてです。

私はさきの議員協議会で、了解したいと思って質問いたしましたが、私の考え方は、議員の発言はいつも自由であって、議会の名を傷つけたかのように議運に招聘されたことはまことに残念に思っているところであり、あのときの思いを思い起こしまして再質問いたしたいと思っております。

町長、私が聞いているのは極めて単純なのです。る御答弁くださいましたけれども、平成20年まで、本計画では赤字で、4億円の赤字で計画見通しを立てた、この経過にあった、町長の責任において払拭する責任が私は町民に対してあると思っているのです。それを18年度にこだわるということは、いかにも画一的な、配慮の足りない、いわゆる計画であると、こう言わざるを得ません。したがって、町長の、先ほどメンタリティという言葉でごまかせていただいたわけですが、少なくとも20年まで計画を持った限りにおいては、その考え方を発表すべきだと、私はその1点で、過日、質問させていただいた経過にあるわけであり、

それで、説明する内容がいかに正確な情報のもと、こういうくだりがあるわけですが、大変失礼ですが、ここに持参していますけれども、平成12年10月26日現在、平成13年7月10日現在、12年度の決算が終わっているそれぞれの費用については全く違うわけですね。上富良野町は二つ役場がないわけですね。財政課も二つないわけですね。したがって、今日、御案内のとおり極めて景気は不景気、デフレの状態、町税については2.2%増、法人割の期待ができるのかできないのか、その辺も極めてあいまいだし、個人町民税についても2.2%、平成20年度、18年まで見ても、自衛隊特別徴収、いわゆる給与関係があっても、5億円ぐらいの今日までは税収があると思っておりますけれども、町民税個人。御案内のとおり、ベースアップもない、昇給2.2%しているかどうか確認とれていませんけれども、そういう中で、町民税の伸びは極めて

期待できない今日、バブルがはじけてもう10数年たっているわけですが、まさしく政府にあっては、景気回復、景気回復と朝夕、テレビで、新聞で、メディアで言われておりますけれども、果たして景気がいつの時点で上向くのか、それすら自分には見通しがないわけですね。こんな中で、正確性を、説明するにしても、説明受ける側にしても、正確、正確と、まことしやかに説明は聞きやすくされますけれども、全然大地に二本足がついていないと思うのです。先ほど触れましたけれども、12年の決算が終わっている中でも、全然数字が違ってきている。この点は極めてあいまいすぎると思っています。

したがって、この際、お願いですけれども、健全財政維持方針で20年まで財政見通しを立てたわけですから、18年まで立てた考え方で平成20年度まで財政計画を発表されることを予算委員会でお約束いただけるかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。

それから、2番目は、国営土地改良事業の負担金についてでありますけれども、国は税金で35年間も公共事業として推進してきたことは御案内のとおりだと思います。事業費の負担と受益者は、高度成長期のバブル期における5%の金利、事業費に対しての、これを農家経済、農家の心情を今日思うときに、いわゆるつくったら売れる時代ではない。極めて厳しいこの農業情勢の中で、いわゆる農業についてもグローバル化されて、極めて規格、品質等が厳しくなっている。今日、本当に農家の心情を思うときに、なぜこの金利5%、税金で、国の政策でやっていた事業がなぜこうなるのだろうか、極めて、いわゆる国は農家の心情を踏まえ、問題意識に欠け、その責任は極めて重いと言いたいのであります。

ぜひ、そうであるとするならば、町長は、窓口でなくして、出先機関でなくして、町長が国のトップ、幸い北海道出身の農林大臣、実力者と言われておりました鈴木前開発庁長官は何かずっけたようですが、それに次ぐ、今責任ある方は、まさしく7区選出の代議士が農林部会長をやっておられます。これらの方に、少なくとも北海道で畑総をやっている関係は五、六町あるかと思っておりますけれども、どこの町村も本当に5%の金利を負担するのだということになれば、農家の心情を思うときに、どこの首長さんも苦慮していると思われ、したがってこの際、上富良野町長、尾岸孝雄町長が、真っ先になって国に、リーダーシップをとって、関係町村と連動して、この実態を、農家の心情を全身で受けとめて、国に働きかけていただきたいと思っておりますが、12月の定例議会の補正予算でも、特別旅費で

50万円補正しておるわけですから、残されたこの償還時期に入る前、残り少ないのかもしれませんが、町長の政治力にこの際期待をしたいと思いますが、町長の考え方はいかがですか。

それと、本事業については、私も本当に勝手に我田引水的に受けとめていたわけですが、上富良野町土地改良事業負担金徴収条例は、昭和58年12月、昭和58年と言えば、ちょうど酒匂町長が就任された年であるかと思えます。本事案については、昭和40年前半、上川南部畑総として着工され、それが計変されて今日の事業名になったと思っております。終盤になってこういう問題が出てきたわけですが、上富良野町土地改良国営事業徴収条例が昭和58年12月29日、条例第40号で議決されていますが、私の認識の違いがあるかもしれませんが、先ほど申し上げたように、58年8月、酒匂町長が就任され、私は58年から62年まで税務課におりました。63年から平成4年まで耕地課で働かせてもらっていた5年間、この費用負担に関する認識は、土地改良法90条関係で、事業費の負担割合については、昭和40年前半、受益農家の本事業に参加する同意書をもらうとき、あくまでも町の負担は10%、農家負担金27%で議決をとっておられた確認をしておりましたが、5年間、一度も金利の話で開発局と話してきた経過にはありません。農家が重いということで、酒匂町長とともに、開発局と、建設部ではありませんよ、開発局と交渉し、町の負担金が10%から4分の1の2.5%、農家負担に対しては27%から20%に軽減してきた経過があります。そのときも、開発局では金利の説明は全然ありませんでした。

私が心配するのは、同意書に印鑑をもらうときには、間違いなく金利の話は出ていないと思うからであります。昭和40年前半では、それから18年経過した58年の条例が議決されたときに、受益者にちゃんと説明したかどうか気がかかるのでありまして、この58年の条例の提案した趣旨説明を議事録で確認されることを理事者側をお願いしてきておるところであります。その辺はどういう提案理由をされたのか、この際、承りたいと思えます。私が昭和62年に耕地課に行ってから、5%の条例の記述については、どういう考え方でいたかということになるかと思えますが、それはタンクが、土地改良区ですね。土地改良区が制度資金を利用して国営事業をした場合と理解し、1点の疑いも抱くことなく、開発に照会はいたしませんでした。何はともあれ、国が税金で事業を半世紀近くもかけてやってきて、高度経済成長時代も、落とし子的な客体が、右下がり、デフレのこの時代に、景気の回復も芳し

くない、農業情勢も悪い、農家の心情が全くされていない、こんなときに、反面国は、破綻した銀行には公的資金を容易に導入し、農家が困っているときに5%の金利を負担させ、さらに事業主の一部を負担されるということは、日本の農業については、国は何を考えておるのですかと言いたくなるわけでありまして。少なくとも、国は今までに法律の施行規則を変え、市場金利にするのが国の努めであったのではないかと私は思うわけです。

従いまして、この点、町長の、ただ単に新しい土地改良区は黙っていても立ち上げなければならないと思うのです、水の管理がありますから。その改良区を打ち立てて、担保能力がない、したがってどこからお金を借りるのかわかりませんが、上富良野町議会でいわゆる債務保証をするという議決をとらなければならない。それを短絡的にいわゆる一時償還する、農家の払えないところは上富良野町の税金で、10億円ない税金の中から払っていく、ということは、極めて僕は、これこそ説明責任というか、町長の行政配慮が足りないのではないかと言いたくなるわけです。少なくともこの点に対しては、所管委員会で説明されてきた経緯にあるのかもしれませんが、少なくとも全体の議員の中で集中審議をして、方向づけを持って、町長として言ってほしかった、このように考えるわけですが、町長の考え方はいかがですか。

それから、答弁の中で、いわゆる交付税の算定はされると。一括償還されるということで理解してよろしいですか。

それから、平成14年4月、来年に土地改良法の改正が施行される予定と書いてありますけれども、答弁くださいましたけれども、この土地改良法のどこがどのようにこれに関連して変わるのですか、その点の答弁をお願いしたいと思います。

それから、いわゆる軽減をしてくれと、できませんと、現行法律によって直すことはできませんと、その問答した関係機関はどこですか。

白金については、最後に上富と美瑛との事業費割合の関係をパーセンテージでお知らせいただきたいと思えます。

次に、フラヌイについては、これはいわゆるあくまでも自分が退職してからこうなったことで、よく実際は承知してありませんけれども、いわゆる美瑛の三沢地区の水田の保水、それから線路を超えて西側の留辺蘂、それから御料、これらの畑灌、三沢の水田の保水が、水田は減反だから使わないと。いわゆる美瑛町が白金ダムの所在地として、そこに美瑛町の水利権が白金ダムに存在していたことによる補償工事として、美瑛町は末端を除く上水道の布設は

補償工事で全額国で手当してもらった経過にあります。その後、美瑛の市街に水道が布設され、農業事情が大きく変化する中で、三沢の水田の保水は要りません。西側の御料、留辺蘂の畑灌が要りません。こういう因果関係があつてかどうか知りませんが、少なくともフラヌイでダムをつくると言ったことが、つけかえ道路もやり、用買も終わり、隧道も掘って、途中でやめたということは、それらが原因しているのと違いますが、その点をお尋ねしたいと思います。少なくとも3億4,000万円という根拠はどこにあるのか。3億4,000万円で用買費が払われたとするならば、ではその土地の関係は国と自治体はどういう関係になるのか、その点をお知らせしていただきたいと思います。

それから、国営事業については、空知川右岸が最後になると思いますけれども、いわゆる空知川右岸は、布部川から水を持ってきて、東中貯水池を東中土地改良区の落葉畑につくって、23号まで水を持ってくる、それで水量調整をするという考え方は全く御破算になったわけですね。そうすると、残っているのは、空知川右岸から水を持ってきて、15号と16号の間を通りまして西中に水を持ってきます。これは大きな原因としては、鳥沼で漏水が極めて大きいと。したがって、水量が不足するので、東側に山手幹線を数百メートル移動するということに対して、3,000万円を負担するということになっていますけれども、金額の大小よりも、いわゆる布部川の右岸事業をやめて、空知川右岸で山手幹線を持ってくる事業費に対して、いわゆる上富良野町の受益面積が全くないとは自分は思いませんけれども、いわゆる上富良野町が3,000万円負担する理由についてお尋ねしたいと思います。

次に、職場の活性化についてでありますけれども、自分は、町長、いろいろ答弁していただきましたけれども、1点なのです、聞いていることは、6年、7年も1カ所に同一勤務、デスクに座らせていることは問題でないですか、長すぎませんか。したがって、大変言いづらいのでありますけれども、町長就任以来、幾つか町長は悩んできたことがあると思う。これはあくまでも惰性、マンネリ化、これが原因していると言ってもいいのではないかと思うのです。6年も7年も同じ仕事をさせているということは、町長のいわゆる横断的人事異動をやってきている考え方にも背くし、その辺を尋ねているのであって、この職員が該当している、いわゆる職員を異動させる考え方は端的に町長にはあるのですか、ないのですかと、これを聞いているだけなのです。その点、町長の考え方を御答弁いただきたいと思います。

それから、いわゆる新学習指導要領です。教育長

のこの件に対する答弁は極めて心強く感じております。この気概を、少なくともいつまでも持って、学校とよく連携をとって、教育長のフレーズでありませぬ、いつも何か大きな事案に対して教育長は熱くという言葉を使われるわけですが、その考え方をいつまでも持ち続けて、熱く燃えて、学校教育の振興が図られることを引き続き大きく期待しておりますので、答弁は要りませぬので、今後、教育長を頼りにしています。答弁は要りませぬ。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、健全財政維持方針における中長期の20年の計画を健全財政維持方針では立てたではないかと。そして、今出しているのは18年まで、2年間不足しておると。これを平成20年まで出して、予特の中で報告する気はないかということでありますが、何度も申し上げておりますように、現状の国の施策が方向が定まらない中であつて、平成20年までの予測を立てるといふことはなかなか難しいということで、でき得ないということ御理解を賜りたいなというふうに思っております。

従前におきましては、地方財政計画というのが大蔵省、今の財務省から、ある期間を持った通達がまいります。それをもとに、地方自治体は国の地方財政計画に基づいた財政運用計画を立ててくるわけですが、御案内のとおり、13年度の国の交付税額も、過般、最終的に受け取りまして、やっとわかる。今回、14年度以降についても、国はその地方財政計画というものを地方に提示しております。しかし、今の改革の中で、ころころ変わってくる。その計画が、国の計画が、今出されている中で18年までの予測を立てたわけでありませぬけれども、これとても大きく変更してくる危険性が十二分にある。14年度の交付税額についても、皆さん御承知のとおり、人口段階的な部分については削減される、そういう予測を立てながらの歳入予測を立てさせていただいておりますけれども、なかなか見通しが立たないということから、平成20年までの対応については難しいということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、白金国営事業であります。私もこれは就任以来、この課題を抱えながら、当時の美瑛の水上市町長とともに、また、斜里町等々の町長さん方々と、北海道の国営をやっている方々とともに、当時の国の、農水省の政務官であった金田先生、あるいは当時の、今もいろいろありますが、その先生方やら、いろいろな方をお願いを申し上げたり、今の農林水

産大臣である武部大臣ともお会いしながら、これら
のことについてお願いをして、要望、陳情を展開し
てまいりました。しかし国としては、今言うように、
なかなか我々の願いを十分聞いてもらえなかった
と。そのかわり、26.02%の受益者負担分を軽減
措置をしてくれたというようなことから、さきにも
お示し申し上げましたように、受益者の軽減策は約
14億円からの負担軽減につながったと。ただし、
この土地改良法で定められている5%、これにつ
いては、国がこの5%の利子が上がることを予定して
財政運営を図っておるわけです。国の起債が、我々、
利子が高いから償還したいわ、前払いしたいわと。
しかし、それを国が認めてくれないのは、その利息
で上がる収入をもとにして、もう既に国は使ってお
るわけです。ですから、この土地改良の5%につ
いても、この5%は絶対軽減できないと、これは当初
からのあれです。法律を改正したとしても、その改
正した時点からは適用になるけれども、さかのぼっ
て法律を適用していくことはでき得ない。この5%
の金利は何としても変更することはできないと。議
員おっしゃるとおり、国の農業施策の大きな問題点
として、私どもも何度も何度もお願いをし、当時の
北海道開発庁、あるいは農林水産省、いろいろとお
願いをしてまいりましたが、なかなかでき得なかつ
た。しかし、その中で、負担金の軽減については今
の法律の枠の中で対処するというところで、受益者、
農家の皆さん方の22億円からの負担分を8億3、
000万円に軽減していただいたというようなこと
で対応しておるところであります。今度、この5%
については、これはもうこの国営事業がスタートす
る段階で、国営事業が終了した翌年から15年償還
の5%の金利で、15年間で払うのですよというこ
とは当初からスタートしていたということでありま
すので、ひとつ発足当時から部分でありますとい
うことで、御理解をいただきたいなと。

途中で説明、報告がなかったと。これにつきまし
ては、その都度、事業計画変更を対応した段階にお
いて、今、第3回目の事業変更で、長い年月がかか
ったために913億円の総事業費になってしまっ
た。この3回目の事業変更ごとに、議会の方にも所
管委員会の方にも御説明は申し上げてきていたとい
うふうに私は認識いたしておりますので、御理解を
いただきたいと。

それから、国の地方財政措置につきましては、今
のところ大体約4億円弱あるだろうということにつ
きましては、これは一括償還をする15年の当初に、
国の方から一括対応していただけるものというこ
とでとり進め、交渉させていただいておるとい
うことで、御理解をいただきたいと思います。

次に、フラヌイの関係であります。フラヌイダ
ムの建設を中止して、白金ダムの水を使うようにな
ったと。この状況についてのいろいろな事業変更につ
きましては、それぞれの地区、美瑛地区、中富良
野地区、上富良野地区、それぞれの地区の受益者の
皆さん方の了解を得た中で、事業変更の計変の承諾
得てとり進めているということで、基本的には議員
のおっしゃるような部分もあるのかもしれませんが、
基本は、国が公共事業の抑制ということが大きな
基本の中にあって、御案内のとおり、白金ダムに
ついては国の方の対象の事業に上がったというふう
なことも含めながら、このフラヌイダムの建設を中
止して、白金ダムの水を利用するという方向に変わ
ったということで、ひとつ御理解をいただきたいな
というふうに思っております。

それから、空知川右岸の負担金3,000万円の
内容につきましては、所管課長から御説明申し上げ
たいと思います。

また、土地改良法の14年4月から施行される改
正の内容についてはいかがかという部分について
も、担当課長の方から説明させたいと思います。

それから、白金地区の事業費の美瑛町と上富良
野町の割合についても、担当課長の方から説明をさ
せたいと思います。

次に、活性化問題でありますけれども、職員の
人事異動につきましては、議員も御指摘のとおり、私
自身も職員の適材適所を旨としながら対応している
ところでありますが、往々にして、適材適所と我々
が判断しても、本人がいかがなのかというような部
分も考えますと、私はそういった観点から、それぞ
れの職員にレポートを提出させて、その中でいろい
ろな意見を聞き、今後、もし異動するとするならば、
どういう部署に行つてどういうようなことをやりた
いと思っているかというようなことを書いていただ
いて、私はおおむねそれらの希望に沿った異動をさ
せていただいております。

しかし、専門的な職務の中で、どうしても異動を、
資格の問題だとかいろいろなことで、議員が御質問
にありますように、異動をさせられない職員もいる
と。その職員についても、そういった事情を十二分
に聞きながら、担当課長からそういった意見を聞き
ながら、私は人事異動の前に、まず担当課長を呼ん
で、職員みんなの考え方はどうだと、異動につ
いてはどう考えておるか。課長が考えておるのでは
なくて、職員の意見を、話を聞いてきなさいとい
うことで、人事異動以前に担当課長を個々に呼んで
お聞きし、また、レポートの考え方をもとにしながら、
最大限、適材適所で異動させていただいております
が、今、議員御指摘のように、7年も、何年も同じ

ところにいるわという問題につきましては、私も頭を悩ませている部分もあります。専門職柄、やむを得ないなという部分もあります。ただ、私は、その専門職で、このことについては上富良野町職員の中でおれしか知らない、これがおれの専門分野だぞというようなことについての職員の理解があるならば、必ずしも、職員を異動していろいろな行政事務を勉強してもらうということもこれは大切です。しかし、この専門職を私は退職まで専門職として勉強していくのだ、やっていくのだという意気込みがあるのだとするならば、それをも育ててやりたいなというような部分もありますけれども、やはり若いうちには異動を十分対応させて、経験を広く積ませてやりたいというふうに思っております。これらにつきましても、十分意を注ぎながら人事異動に着手していきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚議員の3点の質問にお答えをいたします。

まず、土地改良法の改正でありますけれども、主な改正点のみ申し上げます。

1点目は、現行でありますけれども、事業の施行に当たって云々ということがありますけれども、その後、環境との調和に配慮しつつという言葉が規定として加えられました。それが1点目であります。

2点目といたしまして、国営土地改良事業の負担金関係であります。法律で申し上げますと90条関係でありますけれども、国営土地改良事業の廃止につきましての規定は、従来の法律にはないということであります。今回、その事業の廃止についての規定が加えられるところあります。したがって、その費用につきましても、都道府県が負担をするという規定が今回新たに加えられるところでございます。

それから、国営白金事業についての美瑛町と上富良野町の負担割合ベースで申し上げますと、57%対43%というようなこととなります。上富良野町が43%、美瑛町が57%であります。

それから、空知川右岸の費用負担の関係でありますけれども、これにつきましては、先ほど町長が申し上げておるとおりでありますけれども、転作が定着してきたというようなことから、水の利用が減少してきております。こんなことから、東中貯水池、あるいは用水路、それから頭首工の計画をしておりましたけれども、計画変更により廃止にしたものでございます。このことから、総額で、中富良野町、富良野市、本町を含めまして、総額で382億円になるところでありますけれども、その負担率も、国が75%、道におきましては17%、地元8%という

ことで、これらの負担率に基づきまして計算されておりまして、当初、上富良野町負担分1億9,800万円予定されておりましたけれども、結果的にはこれらの廃止に伴いまして、約1億6,800万円減額されまして、結果的には3,000万円の負担になるという状況でございます。内容的には、これらの設計費にかかわるものでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 健全財政維持方針については、町長、るる説明して、答弁していただきますけれども、自分は簡単に考えているのです。払拭しなければならぬのしょうと。地方財政の国の指導云々、それはそうでしょう。だけれども、健全財政、20年まで立てたのだから、それを払拭しないのはなぜですかと、そこを1点聞いていたのであって、する、しない、しないのであればこういう考え方だということに対しては理解できませんけれども、町長がかわっていないわけですから。その辺、端的に自分は聞いているのであって、余り難しく言われても理解できないのです。

それと、白金ですけれども、今承りまして、58年12月に、酒匂町長が8月に町長になって、12月に提案されているわけですがけれども、そのときの提案趣旨、条例の趣旨説明、これがどうであったのか。要するに町長、今さら5%のことを言われても、それは受益農家が納得することに対してはよくわかりませんが、極めて問題が多いと思うのです。初めから同意書に、畑総に参加するといったときに、判子をもらうときに、なぜそれを国は言わなかったのですか。それを今になってからそういうことを言われても、農家はそんなお金なんかありませんよ。これから生産性は高まらない中で、払い込んでいけませんよ。町長の考え方でしたら、町の税金で立てかえ払いして、それが全部不良債務として残っていくわけです。こういうことが町民感情からいって許されるかどうかということなのです。

したがって、残余の幾つかの答弁漏れがありますけれども、これはまた理事者側とお話すること、自分は努めて理解しなければならないと思っておりますけれども、いずれにしましても、それからちょっとバックさせてもらいますけれども、美瑛町の事業費の白金負担金は四分六ということですから来ているわけです。それが何百億という事業投資額の中で、上富良野町で3%伸びるということは大きいのですよ。これらの点も後日、この事業で、極めて淘汰的に考えたら、美瑛町が有益性を持っているわけです。うちは極めて劣悪の環境に置かれていると

言いたいわけですが、四分六の線が、美瑛が3%減って、上富良野町が3%増える、こんな不釣り合いな負担比率はどこにあるのか、その点も承知したいと思っておりますが、いずれにしても、町長、問題が大きすぎます。したがって、上富良野町単独でないですから、3町にまたがっている事案ですけれども、いずれにしても、債務保証が議決が要するならば、広く会議を起し、少なくとも議会で議論を深めることが大事でないかと自分は判断するわけですが、この議論することに対して町長の見解を求めたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再々質問にお答えさせていただきます。

事業費割合の部分については担当所管の方から説明させます。

まず、健全財政維持方針につきましては、先ほど来、何度も申し上げておりますように、国が来年度のこともなかなか見通しが立たない、そういう状況の中で、見通しの全く立たない中で歳入を予測するという事は難しいと。そういうことから、20年までの部分についてはでき得ないということでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、白金の問題であります。これにつきましては、もう既に白金の国営事業がスタートする段階で、受益者農家の皆さん方の分も町が全部払わなければいけない。受益者農家の皆さん方から回収にならなかった部分は、町が立てかえてでも払わなければいけないというのが基本的なスタートからの問題でありますし、それから5%ということは、受益者農家の皆さん方もよく認識して、私の就任以来、いろいろ期成会等の話の中では認識しております。

しかし、議員おっしゃるように、今の金利情勢の中で5%は高いのではないかと、だからこれを軽減してほしいわというのは、受益者農家の皆さん方の強い要望であります。ですから、これに対して今、武部農水大臣やら金田自民党の農林水産部会長の御協力、御努力をいただきながら、これを1.8%、あるいは1.6%の金利に削減しようということで、今その手法をとり進めさせていただいているということで御理解をいただきたいなど。

そういう中にありまして、一括償還ということになりますと、土地改良区が借り入れを起す、町が債務保証をする、これにつきましては議会の議決もいただかなければならない課題でありますから、よく議員の皆さん方との意見の調整もさせていただきたいなというふうに思っております。ただ、基本的にお考えいただきたいのは、これをしなくても、一

括償還しなくても、5%の金利で農家の皆さん方が支払えない部分は町が立てかえて払わなければならないのが原則だということ。どうしても、国は受益者農家だとか町だとかと考えていなくて、地区ということで考えておりますので、そういう観点でスタートしているということで御理解を賜っておきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁漏れというようなことがありまして、昭和58年当時の提案理由の件でありますけれども、この件につきましては、国営土地改良負担金等の徴収条例の関係、それから、いずれにしても負担金納入の件が、これは道の方に納めるということになりますので、これらも含めまして、その提案理由といたしましては、私も議事録を見た中では、第2回目の事業計画の変更を行うというようなことで提案がなされております。その中におきまして、負担をどうするのだというようなことも論議をされております。それが1点であります。

それから、美瑛町と本町における負担の60%、40%であったのではないかとというようなことでもありますけれども、美瑛町におきまして、道路関係が一部中止になっております。それと、農家におけますパイプラインの関係が設置されないというような状況が出てきておりますので、これらによります減が美瑛町で起きております。総体的には事業費も913億円ということで減ってきておりますので、それらの関係で比率が若干変わったということでございます。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、3番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を全部終了いたしました。

若干早いですが、昼食休憩といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第19号

議長（平田喜臣君） 日程第3 議案第19号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第19号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国におきましては、保健婦、助産婦、看護婦などの専門職の名称が女性と男性とで異なっている現状を改めるとともに、専門職にふさわしい名称とする必要により、保健婦助産婦看護婦法が改正されたところであります。その専門職の名称を、この3月から、保健師、助産師、看護師などと改められたことによりまして、本町におきましても法に基づく職名にあわせるために、関係する四つの条例を一括して改正するものでございます。

以下、議案第19号につきまして、条例ごとに要点的御説明を申し上げます。

議案第19号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

まず、第1条の上富良野町税条例の一部改正でございますが、この条例の第56条では、固定資産税の非課税の適用を受ける場合の規定の中で、医療法人で、看護婦、准看護婦、助産婦などの養成所の職名の文言を、法の改正にあわせまして改めるものでございます。

次の、第2条の上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部改正でございますが、この条例の第2条におきましては、その手当の区分及び額を定めております。この中の第1号の往診手当におきましては、国の定めた内容を用いてございますので、さきの中央省庁等の再編によりまして大臣名を改めること、また、第6号の宿日直手当におきましては、看護婦の項目を設けてございますが、それを法の改正にあわせまして職名を改めるものでございます。

次の、第3条の上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

まず、別表第1では、助産婦、看護婦、准看護婦を除く職員に適用します給料表を定めてございます。また、別表第2におきましては、看護職に適用する給料表を定めてありますが、備考中に用いてございます看護婦などの職名につきまして、法の改正に伴い、文言を改めます。なお、町立病院の診療科目の変更に伴い、既に助産婦の職は置かないこととしたことから、その職は除くことといたします。

次に、別表第4では、看護職の級別職務分類表を定めてございます。また、別表第5では、特殊勤務手当の種類などを定めてございますが、それぞれで用いてございます看護婦など、職の名称を改めます。

次に、別表第6では、管理職手当の支給する職員

の範囲及び額を定めてございますが、ここでは町立病院におけます看護婦長など、職の名称を改めるとともに、平成11年に新たに採用いたしました理学療法士の職につきましても、他の職と同様に、将来、必要に応じまして管理職に位置づけできるように、理学療法士長の職を100分の8の区分として新たに加えるものとします。

次に、第4条の上富良野町看護婦等養成修学資金貸付条例の一部改正について申し上げますが、この条例につきましては、看護婦など専門職を養成する機関に在学する者に対しまして、修学に必要な資金を貸し付け、上富良野町の職員として業務に従事する看護婦などの専門職の育成をすることを目的とした条例でございます。この条例の題名を含めまして、それぞれの条文に用いてございます専門職の文言を改めますとともに、町立病院の診療科目の変更に伴い、助産婦の職は置かないこととしましたことから、その職は除くものであります。また、さきの中央省庁等の再編によりまして、大臣名を改めることが改正の内容となっております。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 附則の文言でお尋ねしますが、法律改正が3月1日で施行されるということを受けとめるわけですけれども、この条例は公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する、この文言で遡及するという表現はないのですけれども、これで何ら問題ないというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚議員の御質問にお答えしますが、附則での適用期日につきましては、法令上、特に問題ございませんので、御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第20号

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第20号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

社会情勢が大きく変化していく中で、職員の定員管理につきましては、国の行政機関始め地方自治体におきましても、その適正化に取り組むことが強く求められている状況でございます。

このような背景から、本町におきましても、行政水準を維持しつつ、行政運営の効率化を図る観点で、行政改革大綱に基づき、組織及び職員配置など見直しを行ってきました結果、条例総定数265名に対し、4月1日現員数は235人の執行体制を予定するなど、一定の成果を得ましたことから、実態にあったものとするために、関係する定数条例の改正を行うものでございます。

以下、議案第20号につきまして、改正の要点を御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員定数条例（昭和35年上富良野町条例第1号）の一部を次のように改正する。

まず、第2条第1号では、町長の事務部局の職員数は162名と定めております。現員数が153名に、さらに今後の行政需要を考慮しまして、定数を155名に改めます。

また、第3号では、教育委員会の事務局などの職員数は28名と定めておりますが、現員数が22名であることから、定数を現員数に改めます。

また、第4号では、町立病院の事務部局の職員数は63名と定めておりますが、現員数48名に、医療従事者の法定基準などを考慮しまして、定数を55名に改めるものでございます。

このようなことによりまして、このほかの議会事務局4名、水道事業5名、農業委員会事務局3名をあわせました、現行総定数265名が、ただいま申し上げますように、改正することによりまして244人の総定数となるところでございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） この総定数見直しによる諸経費の減額要素としてはどのくらい見込まれるのか。

それと、仮にこれが通りまして、現行の総数244名という形の中で、町の計画では適正な職員数の配置計画案というのが出されておりますが、18年度までにおけるそれぞれ町長部局、教育委員会、町立病院等々の、現行に対して18年度までにどのくらいの定数を維持されようとしているのか、この点。

それと、成果を上げたというふうに表現されておりますが、これの成果で、一方で泣いている方もおられると思います。というのは、いわゆる臨時職員や嘱託職員数等がふえております。いわゆる臨時職員等に至ってあわせてお伺いいたしますが、処遇は今どのようになっておりますか。退職金制度、あるいはそれにかかわる育児休業制度等は十分、いわゆる今の社会情勢にあった中でどの体制がとられているのかどうか。

それと、ここにはいわゆる保育所の委託、その他の民間委託等も勘案された中で総定数という形が出されているわけでありまして。そういうことを考えたときに、まだ本来定数の配置においても、正職員という形で配置しなければならない部署等々があるにもかかわらず、これを削減するというものはいかなるものかというふうに思われます。こういうことを含めて、私は、現行定数の中で、十分な弾力的な運営を図りながら、何も総定数を減らさなくても、現行定数の中で十分運用できるものだというふうに思います。こういう考えは、今回、条例制定に当たってはなかったのかどうか、この点をお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、いわゆる町長車にかかわって、相当時間外勤務等が、超過勤務等が多いというふうに見受けられます。定数の見直しにおいて、こういった町長車における職員の外部委託や、あるいは何らかの形でいわゆる民間委託等、実施されてもいいのではないかと。こういったところについては聖域扱いで、ほかはもういいのだというような手法というのは納得できないものだというふうに思われますが、この点。

それと、給与に至っては、交付税で算入されている点も相当額あると思いますが、現行でかかる経費に対して交付税で認められている、算入されている部分というのは総額どのくらいになるのか、この点を改めてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 12番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の、冒頭申し上げました成果がどの程度かということの御質問であります。昨年の予算特別委員会にも資料を提供してございますように、5カ年の行財政改革の成果を示したところであります。その中におきましても、定数の適正化計画に基づきましては、1億円を超える成果を得ているということで把握をしているところであります。

それと、2点目の、定数の関係におきまして、18年度現在でどの程度で考えているのかという御質問であります。この4月より職員数の適正化計画を組織内で発足する予定としてございます。その中では、現行の職員数を220名程度にしていまいりたいというふうに考えているところであります。この中では、新たな行政需要もございまして、事業等を含めまして、それぞれ終える要素等もございまして、それらの増減を見た中で、できるだけ現員の中でやれるような手法を講じるということでありまして、その間に定年退職を迎える職員につきましても、現行の中でできるだけ吸収していくという手法をもちまして、18年時点では220名程度ということ考えているところであります。

それと、3点目の、臨時職員の処遇の御質問であります。臨時職員、それぞれ要綱を定めまして、それぞれとり進めているところであります。その中で、特に福祉施設等におきます職員につきましても、いわゆる正職員の例にならうべく処遇を位置づけしてございまして、その福祉施設におきます非常勤職員につきましても、退職金等も職員の例にならうべく位置づけをしているところでございます。

それと、4点目の、町長車の関係であります。この町長車の運行方法等につきましても、種々、内外から議論があるところであります。私どもにおきましても、この効率的な運行方法がどのような方法があるのかにつきましても、従前から幅広く議論してございまして、いかなせん、特殊な要素もございまして、なかなか端的に外部の方をお願いすることには至らない要素もございまして、引き続き検討をしているところであります。議員がおっしゃるように、この部門につきましてもは聖域だということとは私どもとしてもそのような認識は持ってございませんので、引き続き効率化に向けました検討をしていまいりたいというふうに考えているところであります。

それと、5点目の、交付税の算入の関係であります。これらにつきましてもは、多種多様にわたりまして算入されてございますので、なかなか全体の把握につきましてもは非常に難しい面もありまして、現段階ではその全体の把握には至っていないところで

ございますので、御理解をいただきたいと思っております。

大変申しわけございません、1点漏れてございましたので、御答弁させていただきたいと思っております。

現行定数条例を改正しなくて、現行定数の中で運用してはという御質問もありましたので、その点につきましてもお答え申し上げます。町におきましては、議員が今おっしゃるように、交付税の中におきましても、定員の適正化を図るということを前提に、いろいろな交付税の仕組み等も用いられていますことから、実態としましては積極的に効率化を図ることが結果として求められてございますので、そのような成果が今現在定着していることからすれば、議員がおっしゃるような、条例をそのまま置いておくというのも一つの考え方かもしれませんが、実態にあったような形で取り組むことが必要だろうという形で、今回、関係条例の改正ということでお願いしてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 現行定数で取り組めないというのは、言うなれば、現行定数があれば、新たな要員の中で職員を採用しなければならない。今の国の行政改革という形の中で、定数削減、民間委託が行われるという状況の中で、総定数を低く抑えることによってさらに人員を引き下げることができるのだということの流れの中で、現行総定数を運用できないということだけの話だということに思っています。非常に、やはりこういう問題等についても、やはり冷たく、ただ国の、あるいは運用に従うというだけの政策では、住民自治としての行政の体をなさないという状況にあるのではないかとこのように考えますが、この点を確認いたします。

さらに、臨時職員等の処遇の問題では、全部が全部そうではないと思っております。退職金制度がないところもたくさんあります。そういう中で、私は、こういう人たちの犠牲の上というか、職を求めてきているのですから、当然そういう前提で理解もされて採用されているのだからいいのだという解釈が成り立つかもしれない。しかし今、地方自治体というのは、率先して、いわゆる待遇、労働基準、待遇、処遇の改善を率先してやるという状況の中で、退職金制度すら、育児の休業におけるそういう制度すらない部署がやっぱりあるという現状、これをやっぱりきちっと見る必要があると思う。こういうところの改善なくして、ただ定数だけを削減する、こういうものは道理にも納得も何もできない話だと思っております。こういった部分を改善される計画をお持ちなのかどうか、お伺いいたします。

それと、臨時職員がふえてきておりますが、こう

いった部分の、やはりいわゆる正規職員で賄うといえる部署もたくさんあるのだろうというふうに思います。財政が困難だというのなら、こういった部分での、本来、臨時に任せている部分を、やはり正規職員で賄うという手法も変えてしかるべきだけれども、こういう方法すらもみじんも出てこない。町長車においては聖域ではないというけれども、前から言われているのだけれども、結局先送りだと。ここは聖域なのです、実際。そのことを先送りにして、あとは全部総定数見直しという、そこに大きな問題が私はあるというふうに思っています。今回の民間委託も含めて、私は、この現行定数をきちっと維持し、その中で弾力的な運営を行うと。そして見直せる部分については大いに見直しをかけるというのは当然だと思いますが、もう一度処遇の改善、町長車の問題等々についての、改めて町長の見解を、また担当者においても、これらの点についての答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） ただいま米沢議員の方から、定数の関係についての御質問をいただきました。いわゆる現行定数を維持しながら、その中で運用というようなことですが、基本的には自治体には財政というのがあります。そういう中で、最小の経費で最大の効果という点もございます。したがって、こういう職員の関係につきましては、財政の中でも相当なウエートを占めるというようなことから、職員の定数については住民に明らかにしていくということが必要なことだというふうに思っております。かかることから、この定数については、やはり将来の見通し等も引くくめて住民に明らかにして、さらに定数が必要なときにおいては、議会にもお諮りを申し上げながら、その定数を改正していくというのが基本的な考え方かというふうに思っております。

今回提案いたしております定数におきましては、今後の委託の動向等を見込んだ中で考え方ということを入れてございません。ということは、委託の方針が明らかになっていない段階で、その辺の見込みをということで入れているものではございませんので、現行の、いわゆる公務員というのは身分保障されておりますから、その身分確保という点におきましては、委託によって職がなくなる場合も想定されますけれども、その場合については、町としては配置転換等の措置によってそれらを講じていくということでございますので、その辺のところは入っていない状況でございます。5年先の状況を見ながら、この定員適正化計画を立てながら、現行の状態の中で配置転換等の余剰する人員等につきましては、今、

病院等の方の関係がございまして、その部分については見てございますが、それ以外については見ていないところでございます。

また、臨時職員の労働条件等の観点につきましては、準職員というような形の中で、先ほど総務課長からお答えしましたように、退職手当制度等見てございます。また、嘱託職員制度については、退職手当等の規定はないところでございます。

それから、それ以外の臨時職員におきまして、休暇等の関係におきまして、労基法の定める中で、その適正な取り扱いをいたしている状況でございますので、まだこの辺の需要と供給の関係での条件的な面はあるかと思っておりますけれども、その状況を見ながら、欠けている部分につきましては今後検討していく考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第20号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号

議長（平田喜臣君） 日程第5 議案第21号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

公務旅行に伴う費用を支弁するための旅費に関する規定につきましては、より実態に即したものとするため、見直しを行ってきたところでありますが、公務により外国旅行をする場合に支給される支度料につきましては、海外への旅行がより身近なものとなってきている社会状況の変化、それと行財政改革を推進する観点から、このたび支度料の廃止を行うために、関係する条例を改正するものでございます。

以下、議案第21号につきまして、改正要点を御説明申し上げます。

議案第21号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員等の旅費に関する条例（昭和36年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

まず、第6条第1項では、旅費の種類を規定しておりますので、この中で廃止する支度料を削ります。

また、第12項におきましては、外国へ出張する場合に支給する支度料は定額である旨定めてございますので、この規定をなくすことといたします。

したがいまして、第13項以下の項の番号につきましては、順次繰り上げすることといたします。

また、第27条では、外国旅費の種類、額及び支給方法につきましては、実態に即して町長が規則で定めておりますことから、条文にあります「北海道職員等の旅費に関する条例に定める一般職の例により」の規定につきましては削除することといたします。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第22号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

少子高齢化、核家族化などが進展する中で、職員が仕事と介護を一層容易に両立できるような措置を図る必要から、昨年8月の人事院勧告によりまして、国家公務員の介護休暇に関する制度が、現在の介護休暇の期間を3カ月から6カ月に期間延長することで改正されましたことに伴い、本町におきましても

国と同様に、関係する条例を改正するものでございます。

以下、議案第22号につきまして、改正の要点を御説明申し上げます。

議案第22号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

この15号では、介護休暇の期間を3カ月と定めてございますが、冒頭申し上げましたように、国と同じように6カ月に延長するものでございます。

この条例は平成14年4月1日から施行することに当たって、経過措置としまして、既に介護休暇の初日から起算して3カ月を経過したもの、あるいは経過期間中のものは、この条例の施行日から、最初に当該介護休暇をした日から起算して6カ月を経過するまでの間は、当該要介護状態にかかわる介護休暇を再び取得できるようになるところでございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 正規職員が対応という形になっておりますが、非常勤や臨時については、これは実態としてこの適用除外というふうになっているかと思いますが、この実態等、また指導等はどのようにされているのか。当然、同じく業を営むということであれば、そういった方にも独自のやっぱり制度としてこれを運用すべき点もあるのではないかとどうふうに思いますが、この点。

それと、育児休業等による昇任、昇給の延伸の問題で、現行ではまだ6割だとか7割だとかというような形の感じになっているかと思いますが、これをやはり100%に復元できるというような、他の自治体で一部やっている状況もあるやに聞かれますが、こういった運用も独自でできるだろうというふうに思いますが、こういった点についてはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 12番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の、臨時職員に対します適用等の関係でございますが、この介護休暇制度につきましては、国家公務員の実態を地方公務員におきましても適用している実態でございまして、議員言われるよ

うに、なかなか臨時任用している職員に対する適用については、非常に拡大することにつきましては難しい面もあるところでございます。そのようなことから、今後、大きく制度を拡大運用することにつきましては、なかなか難しいというふうに認識をしているところでございます。

それと、育児休業の関係での御質問がございましたので、その点につきましても申し上げますが、育児休業につきましても、国家公務員に關係する法律を受けまして、地方公務員におきましても法律ができてございまして、その法律の適用を受ける公務員につきましても、条例をもってその手続等の規定をしているところでございます。そのようなことで、なかなかこの件につきましても、給与等の復元、運用の拡大につきましては、非常に難しい面もあるかと思えます。これらにつきましては、また国、他の状況等も見極める必要があるかと思えますが、現段階では非常に踏み込んだ改善等については難しいということで認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

15 番村上議員。

15 番（村上和子君） 国の方の指導であるとすれば、それにならなるといふことで、仕方ないかなと思ふのですけれども、どちらかといいますと介護に当たりますのは女性の方でないかなといふふうに、男性の方もそういう必要はないとは言いませんけれども、男性の方であれば、御本人といふことであれば、介護が必要とありますけれども、長期休暇というのがありますでしょうし、例えば介護を必要とするといふことですので、介護に当たるのだといふことで、6 カ月、その休暇をとるとすれば、その介護の実態がわかる何らかの書類を提出するといふことになるのでしょうか、そこらはどうなるのかと思ひまして。ちょっと6 カ月といひますと、全部そこに介護、すべてそういうところの、本当に介護に当てるものかどうかといふこと、そこら辺はどういふことなるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたい思ひます。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 15 番村上議員の御質問にお答えします。

この介護休暇制度につきましては、申し上げますように、条例でその手続のルールが定められているところでございます。なかなか実態としては少ないわけですが、その手続につきましては、ただいま申し上げますように、条例において届出をすることで、町長が承認することで取得できるということになってございます。ただ、その実態がどうか

につきましては、非常に運用面、難しい面もあると思ひますが、これらについては、今現在、非常に限られた運用事例しかございませんが、その中では、特に条例に基づく手続において、私ども確認し、町長が承認するということでございますので、特に問題はないかと思ひます。

あと、この制度につきましては、当然、女性にかかわらず男性職員につきましても適用を受けることとなりますので、それらについては、ルールに基づく適正な運用を図っていくことが必要だといふふうに認識しているところでございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 22 号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第 22 号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 23 号

議長（平田喜臣君） 日程第 7 議案第 23 号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第 23 号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、同法においては、部分休業の対象となる子の年齢を、現行では 1 歳に満たないとなっておりますところを、今回、3 歳に満たないに引き上げることと改正されるに伴ひまして、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第 23 号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年上富良野町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中、1 歳を 3 歳に改め、「の承認」の前に「又は上富良野町職員の勤務時間、休暇等に

関する条例（平成8年上富良野町条例第2号）第15条に規定する介護休暇」を加える。

附則、この条例は、平成14年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第25号

議長（平田喜臣君） 日程第8 議案第25号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の要旨としましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴いまして、平成14年度から精神保健福祉業務の一部が市町村に委譲され、精神障害者に対して市町村が居宅生活支援を目的に訪問介護員を派遣できることとなったため、派遣対象に精神障害により日常生活に支障がある者を加えるとともに、対象者の規定を法律の条文にあわせまして、条文整理することを内容として改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第25号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例。

上富良野町訪問介護員派遣条例（平成12年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中、第15条の3の次に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の3」を加え、「身体上又は精神上の障害」を「身体障害、知的障害又は精神障害」に改

める。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

2、身体障害、知的障害又は精神障害があるため日常生活を営むのに支障がある者。

3、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童で日常生活を営むのに支障がある者。

附則、施行期日、1、この条例は平成14年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、2、この条例施行の際、現にこの条例による改正前の上富良野町訪問介護員派遣条例の規定により訪問介護員派遣の承認を受けている者は、この条例による改正後の上富良野町訪問介護員派遣条例の規定により承認を受けたものとみなす。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番吉武議員。

5番（吉武敏彦君） (3)の身体に障害がある児童又は知的障害のある児童で、この児童には精神障害というのはないのかどうか、お伺いをします。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま5番吉武議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、この精神保健及び精神障害者福祉につきましては、児童の部分についてはこの条文には規定がございませんので、ただ、知的障害等の部分についての規定を法律に基づいて条文の整理をさせていただいたところであります。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 本来、道、そういったところがすべきものを、町の方に移管されたという形の内容かなというふうに思います。それで、現行ではこれらの対象となられると思われる方というのは現在どのくらいあるのかという点と、現状でも、町の条例に基づいて施行されてきたという話でありますから、財政的な裏づけ、あるいは財源の移譲によって、新たな財源の配分があるのかどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、対象者数でございますが、現在、精神障害者の手帳を有している方が8名、上富良野町にございますが、その方の中で、約2名ほど該当になられる方がおられるのではないかなということで見込んでございます。したがって、町で今、在宅

福祉推進の中で、社会福祉協議会に委託しております訪問介護員の事業の中で、この件について予算等については見込みを立てているところであります。

議長（平田喜臣君） 15番村上議員。

15番（村上和子君） 身体障害、知的障害者又は精神障害に改めると、今これでは上がってきているのですけれども、何か4月1日以降、精神病の方に対しましてそのような言葉を使わないようなことをちょっと聞いたのですけれども、だから精神障害とは言わないのではないかというふうに、だからここに、又は精神障害に改めると、今わざわざ改めるわけですので、今後、これからは精神障害ということを行わないで、精神病の方に対して何か違うような名称を使うようなことを言われているのではないのでしょうか。だから、ここに精神障害と言わないのではないかと思うのですけれども、そこらはどうなのでしょう。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上議員の御質問でございますが、このたびの条例改正につきましては、先ほど冒頭御説明申し上げましたように、国の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律という、この法律の改正に伴いまして、町の条例を改正する必要があるということで改正をさせていただいているところでございますので、精神の病気ですが、精神疾病に関する部分での今回の改正でございませんので、あくまでも精神障害の手帳を有する方で、市町村にこれらの事務が一部委譲されることに伴いましての、あわせた条例の改正でございます。障害ということについては、これは使うことでございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号

議長（平田喜臣君） 日程第9 議案第27号上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（田中博君） ただいま上程いた

きました議案第27号上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきまして、本年度から水源地を清富、村上武憲氏所有地内からの湧水により、厚生労働省の補助を受けまして、飲料水供給施設を設置するものでございますが、補助の申請をする折に、給水区域、給水人口、1日最大給水量の条例化されたものが必要となりますことから、今回、改正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第27号上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町飲料水供給施設設置条例（昭和57年上富良野町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。清富地区、これは給水区域でございます。右に78とありますのは、給水人口の78人でございます。次、右に38.5と書いてありますが、1日最大給水量38.5立方メートルでございます。

附則、この条例は平成14年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

休会の議決

議長（平田喜臣君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月14日から3月21日までの8日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月21日までの8日間、休会することに決しました。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明14日から3月21日までの8日間は休会といたします。3月22日は本定例会の最終日で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の3月14日、3月15日、3月18日、3月19日は、予算特別委員会をいずれも9時から開会いたしますので、各会計の予算書等関係議案並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時56分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年3月13日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 中 川 一 男

署名議員 福 塚 賢 一

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成14年3月22日（金曜日）

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第24号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
第 3 議案第26号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
第 4 議案第28号 上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例
第 5 議案第29号 上富良野町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 6 議案第30号 上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例
第 7 議案第31号 上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例
第 8 議案第32号 富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件
第 9 議案第33号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件
第10 議案第34号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件
第11 議案第35号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
第12 議案第36号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
第13 議案第37号 上富良野町道路線廃止の件
第14 議案第38号 上富良野町道路線認定の件
第15 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成14年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイソ事業特別会計予算
議案第 8号 平成14年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成14年度上富良野町病院事業会計予算
第16 議案第39号 監査委員選任の件
第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第18 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件
第19 議案第41号 泉町北団地町営住宅新築工事（建設主体工事）請負契約締結の件
第20 議案第42号 特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例
第21 報告第 4号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第22 発議案第1号 懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議
第23 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議
第24 発議案第3号 町長の専決事項指定の件
第25 発議案第4号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求め
る意見の件
追加日程第1 発議案第5号 防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件
第26 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中村有秀君 | 2番 | 中川一男君 |
| 3番 | 福塚賢一君 | 4番 | 笹木光広君 |
| 5番 | 吉武敏彦君 | 6番 | 西村昭教君 |
| 7番 | 石川洋次君 | 8番 | 仲島康行君 |
| 9番 | 岩崎治男君 | 10番 | 佐藤政幸君 |
| 11番 | 梨澤節三君 | 12番 | 米沢義英君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 徳島稔君 |
| 15番 | 村上和子君 | 16番 | 清水茂雄君 |
| 17番 | 小野忠君 | 18番 | 向山富夫君 |

19番 久保田 英市 君

20番 平田 喜臣 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収入役	樋口 康信 君	教 育 長	高橋 英勝 君
農業委員会会長	小松 博 君	教育委員会委員長	久保 儀之 君
総務課長	田浦 孝道 君	企画調整課長	中澤 良隆 君
税務課長	上村 延 君	町民生活課長	米田 未範 君
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	農業振興課長	小澤 誠一 君
道路河川課長	佐藤 修 君	商工観光まちづくり課長	垣脇 和幸 君
会計課長	越智 章夫 君	農業委員会事務局長	谷口 昭夫 君
管理課長	早川 俊博 君	社会教育課長	尾崎 茂雄 君
特別養護老人ホーム所長	林下 和義 君	上下水道課長	田中 博 君
町立病院事務長	三好 稔 君		

議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	菊池 哲雄 君
係 長	北川 徳幸 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 20名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成14年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

町長から、議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件、議案第41号泉町北団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件、議案第42号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例及び報告第4号専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)が平成14年3月20日に提出されました。あらかじめ議会運営委員会において日程等の審議を了しておりますので、本日議事日程等を改めましてお手元に配付したとおりであります。

議案第37号及び議案第38号の審議資料として道路網図、また発議案第3号の審議資料として、平成14年度地方税法改正案の趣旨をお手元にお配りしておりますので、審議の参考にしていただきますようお願い申し上げます。

予算特別委員長から、平成14年度各会計予算について審査結果の報告がありました。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第39号及び諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 笹木光広君

5番 吉武敏彦君

を指名いたします。

日程第2 議案第24号

議長(平田喜臣君) 日程第2 議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件の議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例につきましては、町民の生活環境確保の上から欠くことのできないごみ対策として、各種の対策として取り組んでまいりましたが、多くの財政負担を要することから、一般廃棄物の収集運搬処理に関しまして、その一部を有料化するとともに、ごみの分別資源化、減量化を図るため、分別の細分化、排出の方法及び排出容器の指定などについて規定し、あわせて条文の整理をすることから、全文改正しようとするものであります。

内容として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町の一般廃棄物の処理に関し定めようとするものでございます。

1点目は、処理区分として、家庭ごみと事業ごみの収集運搬処理区分を規定しようとするものでございます。

2点目は、排出方法として、排出者の管理義務及び指定容器または指定シール貼付を規定しようとするものでございます。

3点目として、処理手数料として、手数料条例において可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを有料とし、資源ごみについては無料とすることを規定しようとするものであります。

4点目として、その収入方法として、証紙によること、また災害時等を想定し、手数料の減免規定を設けようとする。さらに、証紙の販売及び過料について規定しようとするものであります。

以下、条文を追って御説明を申し上げます。

議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例。

上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年上富良野町条例第15号)の全部を改正する。

第1条は、条例の趣旨を定めようとするものでご

ざいます。

第2条は、用語の提議を定めようとするものであります。

第3条は、廃棄物減量推進審議会について定めようとするものであります。

第4条は、ごみ分別減量化推進に協力をいただくために、クリーン推進員の委嘱について定めようとするものであります。

第5条では、一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの、事業所から排出されるものに関し、その処理区分を規定しようとするものであります。

第6条では、廃棄物の保管及び指定容器について規定するとともに、排出者の管理について定めようとするものであります。

第7条から第8条につきましては、家庭ごみの排出及び事業所ごみの排出運搬等について定めようとするものであります。

第9条から第14条までは、手数料に関し、手数料条例に定めること、収入の方法として証紙によること、証紙の売りさばき人を指定すること、売りさばき手数料について、100分の7と定めようとするなどについて規定しようとするものであります。

第15条では、手数料の減免について定めようとするものであります。

第16条から17条では、一般廃棄物処理業等の許可申請などについて定めようとするものであります。

第18条では、不正行為等に対する過料を定めようとするものであります。

第19条は、規則への委任であります。

附則、施行期日。

1、この条例は、平成14年10月1日より施行する。

次に、経過措置といたしまして、2、この条例施行の際、改正前の上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、一般廃棄物処理業等の許可の申請は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

3、上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中35の項を次のように改めるものであります。

ただいま御説明申し上げました条例本文中、第9条に定めます手数料について定めようとするものでありまして、分別排出をいただき、資源再生可能な瓶、缶、プラスチック類、ペットボトル、生ごみなど資源ごみとして排出されるものの収集運搬処理手

数を無料とし、町において最終的な処理を要する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについて、収集運搬処理に要する費用のうち、施設建設に要する費用や所管人件費等を除く費用のおおむね2分の1を排出の量に応じて御負担願うべく定めようとするもので、個々の価格につきましては、本表に記載のとおりでございます。

同表36の項中、「第16条」は「第17条」に改める。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 廃棄物減量等審議委員会、10名の方委員としておられますのですけれども、その方等の意見もお聞きになられたのでしょうか。

それと、1カ月普通の家庭でどれぐらいの試算をされているのか。

それと、また近隣市町村の資料等ありますでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） まず、第1点の審議会の御意見をちょうだいしたのかということですが、これにつきましては、平成11年度以来御審議を賜りまして、平成13年の11月に御答申をちょうだいしているところでございまして、その中で、有料化を進めることは可とすることで御意見をちょうだいしているところでございます。

次に、平均して1世帯当たりどれぐらいかということですが、あくまで試算上の内容といたしまして、各種の容器類も全部含めまして、1世帯当たり月額といたしまして、おおむね1,380円程度ということでございます。

それから、近隣の部分につきましても、近隣といいますが、この近くというのは余り多くはございませんけれども、有料化をしているところについてのものにつきましては、審議会の御審議の中でも含めまして情報を確保しながら進めてきたということでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 15番村上議員。

15番（村上和子君） 審議会等にはこの金額、最終的な金額、45リッターで140円ということはまだ諮られていないと思うのですよね。有料化については、避けては通れないと私も思うのですけれども、大体私試算してみますと、リサイクルにつきましても無料かとは思いますが、大体燃え

るごみが週2回で月8回から9回、それから不燃ごみが月2回、空瓶が月1回、それから缶が月1回、プラスチックが月2回、それと、そのリサイクルのものは別としまして、大体1,000円ぐらいだったと思うのですけれども、この小さい袋、30リットル、小家庭では、この小さい袋が非常にいいと思うのですね。30リットル、これの95円。これにつきましては、大体これで千幾らぐらいですかね。1,000円ちょっと超えるのですけれども、このほかに、またごみ袋というのはかかるわけでございますし、ごみ袋入れますと1,960円ぐらいに、富良野市あたりで、資料あれしておりませんけれども、大体月に今700円ぐらい。あそこは非常に分別が進んでおりまして、今ごみの方のコンクールでも優秀賞とられたという非常に進んでいるのですけれども、ちょっと私は、もう少しこれ検討してみる必要があるのではないかという気がするのですけれども。

それで、例えば今無料ですので、もう段階的に上げてみるというのいかなものでしょうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） ただいまの御発言をいただいたわけでございますが、試算といたしまして、対象費用といたしましては、先ほど概略を申し上げたわけでございますけれども、町が最終的に処理を要するものとして、一般ごみと申しますか、可燃ごみでございますが、不燃ごみ、それから粗大ごみの排出の量に応じて対応をいただきたいというところでございまして、対象費用といたしましても、それらにかかわっての収集運搬、それから処理にかかわる費用として対応させていただいているところでございます。

御発言のとおり、小さいもので排出の量が少なければ少ないだけ、それに対応して金額的にも下がってくるだろうということで予測をしているところでございますし、さらに現状の可燃ごみの部分につきましては、議員御発言のとおり、現状では現在週2回ということでございますが、実質非常にプラスチック類が分別されていくことによって、相当量減っていくということがございます。

それと、さらに段ボール類の分別についても、これらについて考慮していきたいという考え方も持っておりますものですから、可燃ごみそのものの排出量というのは、相当量落ちてくるのではないかとということが一つ予想しているところでございまして、収集もおおむね週1回で可能になっていくのではないかとこのように実は考えているところでございます。

あわせて、生ごみが分別されていきますとい

うことで、総体量といたしまして1,000トン程度が分別の対象になっていくということから考えますと、現在可燃ごみの中に入っておりますので、これらの内容からいっても、相当量実質落ちていくのではないかとこのように考えてございまして、現在試算のものでは、あくまで全体量で割ってございまして、一般論として整理させていただいて試算をさせていただいております。

さらに、実際に実態として動いていったときに、どの程度それぞれ排出の抑制ができるかということについては、まだ試算段階として御理解をいただいておりますところをございまして、現状の金額的にも申し上げましたように、おおむね2分の1を御負担をちょうだいしたいという考え方でございまして、御提案をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） まず、全道の分別、いわゆる収集手数料の実態等についてお伺いいたします。

近隣町村も含めてですが、上川管内、全道的には、この分別の手数料、こういったものが該当になっているのか、この点を明確に答えていただきたいというふうに思います。

さらに、料金設定の基準になっています、いわゆる5割負担という形になった根拠は何かと。試算では5割5分ぐらい、あるいは5割、4割という形の中で、3段階に分けた試算がなされておりますが、なぜその3段階を想定して、最終的には5割という決定がなされたのかという点をお伺いいたします。

今課長の答弁では、今後さらに細かい分別がなされるという話でありますから、今後この細かいいわゆる分別というのは、どういうものを計画されているのか。

さらに、そうすれば週1回程度に可燃ごみについてはなるという根拠も示されましたが、これはあいまいであってはならない話であって、どういう分別がなされて、週1回という形の中の減量化が進むのかということもきちっと明確に、こういう大ざっぱなというのではなくて、明確に示していただきたいというふうに思います。

次に、この間同僚の議員の質問にもありましたが、いわゆる審議会等に十分な論議もしていただいたこととありますが、こういった試算の案、あるいは将来的な分別等についても十分な審議がなされたのか、どういう資料を提出して、最終的にこの審

議会がそういう結果になったのか。

もう一つは、審議会においてもいろいろな論議が出されたと思います。果たして、これが分別につながるのか、有料化がいいのかという詳細の審議経過を示していただきたいというふうに思います。

次に、その積算の根拠になった人件費あるいは焼却施設等の建設にかかわる部分については、いわゆる除いた、これは立派なことだと私思います。しかし、最終的にこれはお金入りましたらプールされますから、果たしてこれが実際分別収集の部分に使われているものか、あるいは建設部分に使われているものかというのはわからないというのが実態であります。こういう不明朗な中での料金設定というのは、果たしていかがなものかということが考えられますが、この点。

さらに伺いたいのは、この不燃ごみにおいても可燃ごみにおいても、当然いわゆる受益者が、当然生活にかかわって搬出するという形になります。しかし、一方で受益者にかかわるとかかわらざらぬという状況の中で、過剰包装等あるいはそれに類似するもの、いわゆる業界の責任で処理しなければならないもの等々の混雑物が相当数可燃ごみ、不燃ごみにおいてもやはりあると思います。こういったものの割合というのは、町ではどのように押さえているのか。

また、こういう責任というのは、それを仮に受益者負担に料金設定の中に転嫁するという点については、これ問題があるというふうに思いますが、これらの根拠はどういうふうになっているのか。

根本は、やはりきちっとした分別収集のこの地域でのやっぱり啓蒙啓発が基本だというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、審議会委員10名以内で組織する、あるいはクリーン推進員を各町内会等で委嘱するという条例が制定されております。この間見ていましたら、先進地といわれる上富良野町との違いはどこにあるのかと、私ながら不十分な点もありますが、考えておりましたが、やはりこの分別収集におけるいわゆるこのクリーン推進員や、あるいは地域の町内会を使った運営がまだまだやはり徹底的にやられたという状況ではないのではないかとこのように考えます。

富良野市で言えば、当然このクリーンという形の中で、これは町のイメージにも相当数やはり大きな影響を与える。これがやはり進められれば、町のクリーンイメージも高まるという形の中で、やはり専門の部署をつくりました。上富良野町においては、そういうものはありませんが、一方で一定の体制もとりながらやってきましたが、しかし本当にこの分

別収集を進めるというのであれば、そういう独自の体制もとりながら、根を深くやはり地域の中に入って、ひざ詰めでやっぱり納得いくまでの分別あるいはクリーンの対策というのをどう進めるのかというところをやはりやられてきたのかということになれば、まだまだ不十分さがあると思いますが、今後こういう体制も含めて、いわゆる4条、5条、3条の第4項4条にかかわって、どういう体制で、さらに町が目指す分別減量作戦をこういう人たち、あるいは町民全体に私も含めてですが、担ってもらおうというのか、この点を改めてお伺いしたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま御質問の件にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の全道の手数料にかかわりまして、どんなような状況になっているかということでございます。それぞれ非常に算定根拠というのはばらばらでございます、一概にこうだというふうには言い切れていないのが現状でございます。実際に、その設定につきましても、おおむね1袋同じ45リットル程度でございますが、200円から300円程度までであるということは現実でございます。現状といたしましては、そういう状況の中で推移されているということで御理解を賜りたいと思います。

それから、次の2点目の50%の負担の決定の根拠ということでございますが、先ほども御説明申し上げましたが、あくまで町で最終的に排出の処理を要するものに対応いたしまして、対象費用をあくまで収集運搬、そして処理にかかわる部分で、その2分の1を御負担をちょうだいするということで考え方を定めているということで御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の分別の細分化にかかわりましては、先ほども申し上げましたが、今後富良野地区の衛生組合が設置をいたしております生ごみにかかわりましては、その稼働等に合わせ、その処理を資源化として対応したいという考え方が1点でございます。そのほかにつきましても、新たに紙類、それから段ボール類を分離していくという考え方でございます。したがって、現状、さきにも御呈示を申し上げます資料の中でも、プラスチック類につきましても、現在既に分類をしながら別の中間処理の場所へ移してございます。これら含めていきますと1,120トンが、全体が現状4,190トン程度のうち、1,120トン程度がさらに分別の方向に進んでいくという状況になっていくという考え方でございます。これらについては、有料化とあわせながら進めていきたいという考え方でございます。

それから、4点目の審議会での御論議をいただく段階で、将来的な分別等の関連について論議はなされたのかということですが、これにつきましては、生ごみですとか紙類等のその分別の細分化についても含めながら、減量化の方向について、あわせながら御検討をちょうだいしたところございまして、先ほど申しあげました収集いたしました情報をそれら御提供させていただきながら御審議を賜ったところでもございます。

それから、5点目の収集した費用がプール化されていくのではないかとございまして、先ほども申しあげましたように、あくまで対応、この部分につきましては、収集運搬処理に係ります、それも対象の費用を算出させていただいているわけございまして、これの2分の1ということございまして、その枠の中へ投入されるということで御理解を賜りたいと存じます。

それから、6点目のいわゆる過剰包装等にかかりますものにつきまして試算をしたかということですが、これについては特段試算はいたしてございません。これらの処理の責任についてもいただいたわけでございますけれども、現状の中で申しあげますと、あくまで消費をされる方々の中で処理されているというのが現実だと思えます。

これらをどう減量化していくかという問題については、一自治体のみではなくて、国内総体としての論議になっていくものではないかと、そのように思うところでございます。

さらに、7番目の啓蒙啓発にかかわりましての御質問でございますが、議員御発言のとおり、十分であるかという問題については、必ずしも十分だと言いつけるものではないということではあります、これらの有料化等にあわせまして、さらなる分別を含めて、より小さい単位の地域への説明会を進めながら、さらにクリーン推進員の皆さん方に御理解を賜りながら、町内会等に御理解を賜りながら、分別のさらなるその推進について御説明を申し上げていきたいという考え方は変わってございませぬし、これからも進めたいというふうに考えてございます。

それから、これらにあわせまして、現状カレンダーと、それから御提出いたしてございます若干のパンフレット等での分別の内容を出してございまして、さらに内容を整備いたしまして、比較的整理ができるものをできるだけ早急に対応しながらご提出をさせていただきたいという考えを持ってところであります。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 各町内会ごとに説明会を

するというところでありますが、それではお聞きいたしますが、ここ4月からどういう日程で説明会に入るのか、何月の何日ごろこの地域という形の詳細のそういった計画というのが立てられているのかどうかお伺いいたします。

それと、いわゆる過剰包装等にかかわってでありますが、一自治体の問題ではないというような表現の仕方がされましたが、確かにその部分がありますが、しかしこれは一自治体の問題でもあり、住民にかかわってくる問題でもあるわけでありまして。こういう声をきっちり上げるといって、またこういう問題が内在してますよということをやはり理解してもらって、ここからこういう問題意識をさらに分別意識を高めてもらうということになれば、当然一自治体の問題ではないですか、担当課長どうですか。それを一自治体の問題でないというのは、物事の観点のとらえ方が、第一に私は間違っているというふうに思います。この点もう一度確認いたします。

次にお伺いしたいのは、いわゆる各自治体、道内における分別等の状況、有料化によってどのぐらい分別が促進され、減量されたのかということ、詳細につかんでいるようでつかんでないというような感じですが、私は具体的に、例えばこの自治体では、こういうふうには減量化あるいは推進されて、有料化になって減量化になりましたよというも含めて、当然審議会等でも報告されているかと思えますが、そういう詳細の内容をお聞きしたいと思えますが、そこが一番この審議の上で、やはり大事な部分だと思えますが、改めて上川管内あるいは道内の先進地における実態等はどのようになっているのか、この点。

それと、有料化とあわせてですが、この部分に、半分にしたその根拠についても、ただ2分の1の設定だと、言うなれば公平に分かち合ってもらおうという方だけの単純な、いわゆるさほど根拠がない料金設定だというふうに思います。

仮に、そういう不燃ごみ、可燃ごみの中におけるそういったいろいろな受益者が、当然望まないにもかかわらず過剰包装等々があったということになれば、当然仮に有料化にするということになれば、その部分も引いた中での料金設定というのが当然しかるべきだが、しかし課長の話を聞いてますと、そういうものはあるかもしれないが、言うなれば折半してもらおうというような胆略的な料金設定ではないかというふうに私は思います。この点。

それに、料金の収集のいわゆる部分というのは、可燃ごみの運搬にかかわる部分のところに使われるという話ですが、しかしこれもまやかして、運搬というのは全部同じ車でやって、同じやってい

るわけですか、この部分にお金が使われたというのがわかる道理がないわけで、それもまさに根拠がない話だと思います。

これは、なぜそういうふうに行き着いたのかということになれば、結局建設費あるいはこれにかかわる費用がかさむという状況の中で、こういった部分を当然負担してもらおうという形の中で出てきた話だと思います。

私は、さきの一般質問でも言いましたが、やはり消費税と似た感じで、これが減量化になれば確かに出す部分が減りますから、その分というのは確かに減るでしょう。しかし、受益者からいけば、年金月額3万円もらっている人、あるいは月額20万円の給与もらっている人、その負担割合からいっても、消費税と同じ弱者にこそ、いわゆる弱い者いじめであり、いわゆる負担率がかさむという、こういう危険な論理を含んで、これを上げれば上げるほど、弱い人ほどその負担率がふえるという感じのものであり、こういうものをこのままやはり許すわけにいかないというふうに思います。

この点について、私はもう一度町長も含めて、担当の課長も含めて、これらの点についての明確な答弁を求めたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 御質問の点にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点の4月からの説明会の計画につきましては、現在検討を進めている段階でございますが、細かい内容をお知らせする状況にはございません。

第2点目の、その過剰包装にかかわって議員御発言ございました。確かに過剰包装そのものについては、それぞれに今社会全体としての課題としてあるのではないかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、一自治体だけで整理できるものというのは、すべてあるわけではないということでお話を申し上げましたが、消費者の皆さん方の御努力も、その中に加わっていくことによって、また変化が起きるのではないかなというふうに思うわけでございます。そういう意味で、それらの点につきましても、包装要らないものについては要らないというふうにお話をちょうだいするような方向につきましても、また説明会の中でお話を申し上げていきたいというふうに考えます。

それから、3点目の分別の状況でございますが、各自自治体での減量化に対応する方策というものは、それぞれ様ではございません。先ほど申し上げましたように、生ごみの対応につきましても必ずしもそれぞれ一致している状況でもございませんし、条件等によって、それぞれ変わっているというのが現

状でございますが、これら自治体それぞれの減量化対策の詳細について、現在私どものところであるのは若干のものでございますが、それについてはございますが、それもいろいろな面で様でないということだけお話を申し上げたいと思います。

それから、4点目の有料化の50%の決定の根拠でございますけれども、先ほども申し上げましたように、それぞれ対象費用を特定をいたしまして定めているということで、その中の50%を御負担いただきたいということでございますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

それから、負担のかかりと申しますか、消費税と同じではないかということでございますが、これにつきましては、あくまでそのごみの分別、それからもう一つは、いろいろなものの利用の展開によっても、減量をしていただく工夫等も含めて、それなりに対応もあるというふうに理解をいたしてございまして、排出する量を軽減することによって、少なくとも軽減されていく、その手数料等については軽減されるということについては事実でございますので、そのように御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

ただいま課長が申し上げたとおり、概要説明申し上げているわけでございますけれども、大体料金との関係の充当の関係ございまして、どこに使われるかわからないというような御発言がございましたけれども、基本的には予算の執行の中で充当を明らかにしていくということでございますので、この辺のところが明確になるものというふうに思っております。

当然この算定の根拠におきまして、どの費用にもってこの料金を算定したかということと算定してございますので、その費用に充てていくということで予算の中では充当が明らかになっていくということでございますので、その全体の中で占める財源の状況におきましては、議員のおっしゃるお考えも一つはあるかと思っておりますけれども、実際有料化して町に使用料が入りまして、その使用料につきましても、どの費目にどういうふうに充てるかということとは明らかにしていくということでございます。

それからもう1点、過剰包装等の関係につきましても、課長も申し上げておりますけれども、日本の今の消費構造の中で、諸外国に比べて過剰包装というのは、日本というのは独特のものがございまして、その辺のごみとの関係におきましては、非常に一つの大きな課題になってございます。

そういう中で、国においてもこの辺のことをどうしようかという点も意見が出ているところがございます。しかしながら、現状の中におきまして、市町村が、このごみの収集の市町村長が責任を持たないという中に、現実的対応を図っていくということになります。そういう中で、やはりこの分別ということ徹底していくことによって、その辺のところの解消が図れていくものというふうに思いますし、また、その料金算定におきまして、有料化することになりますと、その辺の意識も、この有料化によりまして分別への意識も大きく高まって、町民の皆さんが意識して考えていただけるものというふうに思っております。そういう観点で、このごみの問題というのは、一様にその解決する問題ではございませんけれども、町民とやはり行政が、ともにこの辺のところをよりよい姿にどう持っていくかということ行政の大きな課題として今後も取り進めていかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつこの有料化につきましては、算定の根拠等におきましては、どの部分でどういうふうに適用するかということは、どれが正しいものというものはございませんけれども、一応上富良野町としては、こういう考えですということで御提案を申し上げるわけでございますので、その点御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） ごみのいわゆる分別における各町内会住民における周知という点では、まだ計画が練られてないということにあらわれるように、いわゆるそこまでの思いが、やはり十分その新年度に向けてのあり方としてとらえてないところが、これを一つを見ても、私担当の課長もそれぞれ一生懸命やられているのだろうというふうに思います。しかし、やはりこういう問題というのは、そこにおけるやはりトップである町長のいわゆる考え方、それがやはり下にも多分に影響しているものではないかというふうに私は思います。そういう意味では、こういった提案された時点には、もう既に何時にこういう説明会をやるというような説明をきちっと、私もう計画の中に網羅されて、それから新年度スタートすると同時にやはり運びに、進められるということが基本だろうというふうに思っています。こういう熱意という点でも、まだまだ不十分さが残っている内容だというふうに思います。

また、手数料の問題でも、根拠はないわけですね。言うなれば4割にしようか、5割にしようか、6割にしようかと、負担をどこに落ちつけたら一番住民の方に納得されるのかというところの話だけで終わって、その背後にあるものを含めた中でのやはり料金

設定でないというあいまいさを残したいいわゆる条例の提案だというふうに思います。もう一度こういうものも含めて、私この提出された条例には、到底納得できるものではありません。こういうものをもう一度撤回していただくという方向の考え方ないのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、結論的に申し上げて、私といたしましては、米沢議員も御理解をいただきたいということをお願いをしたいなと思うところであります。

基本的にクリーン推進員の、また町内会それぞれの14年度からの研修会、講習会、説明会等々の日程計画がなされていないと、ずさんであるというお話であります。これは今年度でなくて14年度からで、この実施につきましても14年の10月を私どもとしては予定いたしております。その間において、十分クリーン推進員の活動の展開等々も含めながら、講習会、説明会等々の実施を十分に果たしながら町民の理解を得ていきたいというふうに思っております。また有料化に対します何をもって対応するか。我が町におきましては、収集運搬費用の2分の1相当額を御負担いただくかというようなことであれしておりますが、これはそれぞれの自治体は同じかということ、担当課長からも説明ありましたように、それぞれの自治体の主体性の中で、地域の状況の中で何をもって有料化の根拠をするかということは、それぞれに変わってくるものというふうに思っております。我が町といたしましては、運搬収集の部分の一部を御負担いただくということを基本として、この有料化に向かってきているということで、まず御理解を賜りたいなというふうに思っておりますし、これらにつきましても、常日ごろから各議員の皆様方からも御心配いただいております。やはり健全財政を堅持していくためには、何としても私どもが掲げております行財政改革の実施計画に基づいた対応を進めていかなければならないということを基本としながら、その中であって、歳出につきましても十分な事業評価をしながらの対応を図るとともに、歳入につきましても、それぞれの対応の中で歳入確保を図って財政運営を図っていかなければいけないというようなことを基本としながら、財政運営の基本として、住民に対するサービスの低下を来さないように対処しながらも、やはり行政サービスは、従前のようにすべて無料ということでは、なかなか今後の財政運営は厳しいと。やはり相当の町民の皆さん方の御負担をいただいた、サービスにつきましても負担がかかるという基

本の中で、今後の財政運営を取り進めていかなければならないということを確認した上で、ひとつ何とか全議員の皆さん方の御理解を賜りたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） ほかに御意見もあろうかと思いますが、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、なお慎重な審議を要すると思えますので、この際、教育民生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、教育民生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第3 議案第26号

議長（平田喜臣君） 日程第3 議案第26号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第26号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

多くの町民の方々に御利用いただいております日の出公園、島津公園のより一層向上したサービスと、また効率的な施設管理を行うことを目的に、両公園の管理運営を出資法人に委託するよう改正するものであります。

以下、改正内容を御説明いたします。

議案第26号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例（昭和43年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正条文に沿って御説明申し上げます。

第2条関係におきましては、島津公園（野球場は除く。）及び日の出公園の管理運営を委託することと、委託期間は通年となることから、町長が規定する期間を削除するものでございます。

第17条関係におきましては、両公園において商行為などに係る使用料は、管理受託者の収入とするものでございます。

次の別表関係の（1）につきましては、公園面積の変更でございます。コルコニウシュ川の改修により、北栄公園用地買収と地籍錯誤等により面積を変

更するものであります。0.32ヘクタールから0.29ヘクタールとするものでございます。

別表の（2）から（4）までにつきましては、第17条の改正による調整でございます。

次の別表（5）につきましては、島津公園野球場の夜間照明の料金を他の体育施設使用料の見直しに合わせ改定をするものでございます。現行1時間1,800円から20分300円に改正するものでございます。

附則。1、この条例は、平成14年4月1日から施行する。

上富良野町スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部改正。

2、上富良野町町営スキーリフトの設置運営に関する条例（昭和60年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、町長が指定する期間」を削る。これにつきましては、条例との整合性を図るための改正でございます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして御議決くださいますようお願いいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1番中村議員。

1番（中村有秀君） ナイター照明の夜間照明の関係なのですが、現条例では町外者が4,000円、町内在住者が1,800円ということで、2.2倍になっております。現実に、野球場の使用料が大体1.5倍になっております。ただ、私が質問したいことは、専用使用者が町外在住者の場合という前は条文があったので、結局今これからまた条例を改正をしようとする体育館の使用料、B&G、武道館等も大体町外者の場合、基本料の3倍というような設定に今条例を出されております。そうすると、実際に町外の者が、やはりナイター照明を利用する場合、20分間300円ということは、非常に町内者と町外者の区分けをきちっとすべきでないか。というのは、東神楽だとか東川もナイター照明があって、そうすると旭川からどんどん来るというケースがあって、こういうような町内者、町外者、専用使用という項目にはなってますけれども、そうすると一律にナイター使用料300円ということはいかがなものか。

それから、野球場の使用料自体も時間によっては変わってきてますけれども、言うなればこれから条例を出る3倍という形にはなってないのですね。ですから、そういう点の均衡をどうするかということでお尋ねをいたします。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 1 番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

島津公園野球場のナイター照明の料金の改正につきましてでございますけれども、これにつきましては、現行も夜間照明は 5 割の減免ということの取り扱いの経過の中でございました。これにつきまして、今回の条例改正に合わせまして、町外、町内を問わず、今御提案しました料金に改正をするといったことでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 1 番中村議員。

1 番（中村有秀君） 野球場の使用料は大体 1.5 倍になっているのですね。だからナイターもね、僕は町外者と町内者ということで、ある面で区別をつけないと、これからの後の条例改正に出てくるところは、町外者 3 倍となっているのですよ。その整合性がないということで、どうなんだということなのです。その点。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま料金設定の町内の関係で、従来の料金設定におきましては、減免措置を講じたものですから 1800 円、そして町外については 4,000 円という形でやっておりました。実体的に町外の者というのが、そう数がないだろうというのが第 1 点と、それから町外を認める場合につきましては、いわゆるコインでやっておりますから、器具の設定を変えなければいけないという点がございまして、それと、その実体的なことも加味しまして、このような中で 1 本でという考えをとったところでございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

1 番中村議員。

1 番（中村有秀君） もう今助役の言う説明ね、やっぱり整合性ないんだわ。使わないかもしれないから町外あれだと。実際にこの条例を制定したときは、もうあくまで町内、町外という分けた形で野球場の使用料もナイターの使用料もなっているわけさ。であれば、先ほどごみの関係ではないけれども、これだけかかっているのだということであれば、それらも含めて、町外者はそれ以上の負担ということで、これから条例改正が出てくる。町外者は 3 倍ということで、もう明らかになっているのだから、それであればナイター照明だけこれということは、僕はあり得ないのではないかとということでございますので、もう一度。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1 番中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、整合性がないということについては、そのとおりであります。残念なこと

だと思うのですが、今助役から答弁させましたように、町外の方々の利用状況が、過去の状況からして非常に少ないという中に、相当数の、コインでやっておりますから、今度例えば 3 倍にしますと、その 3 倍のあれをする器具を購入し、対応しなければいけないと。そのために、今利用度がはっきり少ない現実の中で、それだけの財政投資をして機器を整備して置いていくべきなのか、そこらあたりを十分精査した中で、今御提案させていただいておりますが、今後のこのナイター利用の町外の方々の状況を見きわめた中で、やはり整合性のある対応に向かって検討していかねばならないであろうというふうに認識いたしておりますが、現在はそのようなことで、相当の器具の設置し対応するということについて、今こういう形をとらせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

2 番中川議員。

2 番（中川一男君） コインというのは何、お金入れるの。使ったことないんでわからないんだよ。コインとというのはお金か、違うだろう。コインというのは教育委員会で出すあれでしょう。そのコインを 300 円のやつ町外を 600 円を出せばいいんでないの。何もコインを直すことないじゃねえかというような気がしているのですが、どんなものでしょうか。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 2 番中川議員の質問にお答えします。

現状につきましては、利用者の方にコインを買っていただきまして利用していただいているところでございます。

この料金につきましては、想定の中では町内の利用者ということで限定して今回改正したところでございますが、まだ規則におきましても、それら検討してまいりたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 2 番中川議員。

2 番（中川一男君） 助役の言うのあっているのか、課長の言っているのがあっているのか、ちょっと調整してもらいたい。

議長（平田喜臣君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 03 分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、2 番中川議員の質問に対する答弁を求めます。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中川議員の質問にお答え申し上げます。

夜間照明につきましては、町内外問わないということで設定いたしましたところでございます。基本料、いわゆる使用料の分につきましては、町外、町内という形で区分をいたしました。したがって、夜間照明については、統一して町内、町外問わないという形の中で設定をさせていただいたということで、島津公園につきましては、その部分が町外というのは落ちたということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第26号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第26号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号から

日程第7 議案第31号まで

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第28号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第29号上富良野町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第30号上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第31号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） ただいま一括上程いただきました議案第28号、第29号、第30号、第31号につきまして、提案の趣旨を説明させていただきます。

町におきましては、平成13年3月に策定しました行財政実施計画に基づき、受益者負担の適正化を図るため、体育施設の使用料について見直しを図るものであります。

議案第28号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例につきましては、別表の体育館使用料にジョギングコース団体使用の基本使用料を新設しようとするものであり、さらに町内の個

人使用者の利便性と利用促進を図るため、回数券を新設して優遇措置を講じるものであります。

議案第29号上富良野町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用料は占有に使用する以外無料でありましたが、受益者負担の適正化により有料とし、回数券を新設して優遇措置を講じるものであります。

議案第30号上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例につきましても、回数券を新設して優遇措置を講じるものであります。

議案第31号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例につきましては、テニスコートの夜間照明基本料金を改正するものであります。

また、平成14年度から実施の学校完全週5日制による町内の小・中・高校生並びに健康づくりへの対応としての満65歳以上の方に対する個人使用料金につきましては、規則の改正により免除するよう優遇措置を講じるとともに、減免基準につきましても、利用者負担の適正化により見直しを図るものであります。

以下、議案の改正の要点について御説明申し上げます。

議案第28号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例の要点であります。別表の1、ジョギングコース団体使用について、午前500円、午後600円、夜間750円、全日1,500円に、また個人使用について、回数券として12回券1,000円を新設するものであります。

さらに備考に、8、回数券の使用は、町内在住者に限る。

9、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料の3倍の額とするを加えるものであります。

附則。この条例は、平成14年4月1日から施行する。

議案第29号上富良野町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の要点であります。7条の使用料ですが、個人使用について、基本使用料として小・中・高校生それぞれ1回50円、一般もそれぞれ1回100円、また回数券として、12回券1,000円を新設するものであります。

さらに、備考に、1、回数券の使用は、町内在住者に限る。

2、専用使用の時間に1時間未満の端数がある場合は1時間に切り上げる。

3、使用時間は、使用のための準備及び現状回復に要する時間を含む。

4、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料

の3倍の額とするを加えるものであります。

附則。この条例は、平成14年4月1日から施行する。

議案第30号上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例の要点であります。

別表の個人使用について、回数券として12回券1,000円を新設するものであります。

さらに、備考に、4、回数券の使用は町内在住者に限る。

5、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料の3倍の額とするを加えるものであります。

附則。この条例は、平成14年4月1日から施行する。

議案第31号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例の要点であります。別表のテニスコートの夜間照明1時間につき300円を30分につき300円に改めるものであります。

附則。この条例は、平成14年4月1日から施行する。

以上、提案の説明とします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括して質疑に入ります。

1番中村議員。

1番（中村有秀君） まず、社教センターの関係の体育館の使用料の関係でございます。というのは、この基本使用料の時間設定は午前は9時から12時、午後は13時から17時、夜間は18時から21時、それから全日は9時から21時となっております。たまたま団体使用で、朝の9時から午後の3時までいった場合、その場合のお昼の12時から13時の料金設定がないのです。そうすると、これは言うなればこの午前の部の料金設定か、午後の部の料金設定の方に入るかという、ちょっと僕今回条例改正で全部各条例、それから規則等を調べてみたら、まずそういう問題点が出てきたという。

それからもう一つ、各施設の時間の設定が、特に冬季と夏季の場合の料金があるのです。例えば、青少年会館は9時から16時、16時以降は冬季の料金なのですね。

それから、児童会館等その他のところもあれなのですけれども、青少年会館が4時から冬季は夜間の料金、それから公民館の分館関係も4時、それから上富良野町集会所の設置ということで、東中会館ほか6館も4時から今度は夜間の料金で高くなっているということで、非常に上富良野町の公共施設の関係で、その整合性が非常にないということ。だから

先ほど言った、これから今3倍の問題もあるけれども、電気代は同じですよ、それから野球場の使用料は1.5倍ですよ、町外者は。そうすると、これらの関係と、今町外者は3倍ということでございますけれども、それらの整合性が非常にないのかという問題。

それから、もう一つB&Gの関係、回数券の発行の利用者は非常に喜ばれると思います。しかし町内者、町外者の確認方法というのは、どういう形でされるのかという問題。

それからもう一つ、今度の改正では、専用使用ということは載ってないのです。3倍取るというのは。結局町外者が使用する場合ということで、今回新たに専用使用が1時間当たり4,000円ということになってますけれども、これは町外者なのか、町内者の場合かというようなことで、先ほどの条例のいろいろな中で、町内者、町外者ということで分けているのに、今回のことでは、あくまで3倍ということやっていくなということ。

それから、当然回数券の関係のところも、武道館の関係も、町外者は3倍ということになっておりますので、これらの回数券の販売と、それから関係含めて確認方法をどうするのかという点。

それからもう一つ、運動公園、条例を見ますと、ジョギングコース3,000円という、3時間未満1,000円ということになって、それでこれは条例改正ではないけれども、現実にそれらの点検確認とありますが、言うなれば運動公園ですから、日の出の野球場、それからテニスコート、それから運動広場の周辺を走るようなところだろうと思いますけれども、一応条例では3時間未満1,000円となっておりますけれども、現実にそのことは確認でき得ないのではないかということと思いますけれども、これらの実態と、これからの運用をどうするかということで、以上確認をいたしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 1番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の体育館の時間に対する料金でございますけれども、この時間につきましては、実態を基本として料金をいただくということで御理解をいただきたいと思います。

それから、各施設の時間がばらばらだということの御質問でございますけれども、これにつきましては、利用の目的によって今まで時間が違うような感じで定めており、また建物の施設設置した時期によりまして利用料金の設定が別々でございます。これらにつきましては、今後規則等によりまして、できれば整合性があるような形で進めるようなことで

検討してまいりたいと思います。

次に、B & Gの町内、町外者の確認方法ということでございますが、これにつきましては、町内、町外につきましては当然管理人がおりまして、料金をいただくような方法に考えておりますけれども、確認の方法につきましては、町内者につきましては窓口で町内者、町外者を管理人が確認して料金をいただくということでございます。

それで、今町民証というようなこともございました。これにつきましては、今年体育館もございまして、それら十分検討してまいりたいと思っております。

それから、運動公園のジョギングコースでございまして、これらにつきましては、団体の利用される方につきましては申請書を提起ということで、申請書を提出していただきまして料金をいただいているところでございますが、個人使用につきましては、管理人等もいませんので、それら確認は行ってないというようなことで御理解いただきたいと思っております。

それから、B & Gの町外使用の関係の専用使用料でございまして、これにつきましては、町内者の利用ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

1 番中村議員。

1 番（中村有秀君） 社教センターの特に団体の使用の関係で、午前、午後、それから午後と夜間の時間帯の実態を見てということではなくて、現実に団体利用がもうあり得るのだから、そうすると、そのお金をぴしっと12時から13時、17時から16時を僕はやっぱり明文化するか、規則の中でぴしっとつくっていかないと、僕はだめでないかなという気がするのです。利用者からすれば、安い時間帯に入れようということに極端に言えばなってくる場合もあり得るので、全日全部使う場合は、それぞれの合算額の合計というようなことで理解ができますけれども、そういう点で再度御検討をいただきたいと思っております。

それから、プールのB & Gの関係なのですが、現実に前の条例では、専用使用者が町内在住でない場合は5割を加算した金額とするということがはっきり明文化されているのです。今回の場合は、そういうことで明文化されてないものだから、言うなれば団体が使用する場合と個人が使用する場合と、おのずから違ってくると思うのです。ですから、この専用使用者が町内在住でない場合、旧の今現行条例では5割を加算した額ということになっており

ますけれども、であれば使用者が個人の場合と、それから専用で使用する場合と、やはりきちっと分けるべきではないかなという気がするのです。ですから、先ほど島津球場のナイターの関係も、実態はないというので、これから起こり得ることも想定したものを条例としてはつくって行って、できるだけ公平を期する、万全を期するという形の方が僕は望ましいと思うのですが、この点、2点お願いします。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 中村議員のプールの専用使用者の関係でございまして、専用使用者が町内在住でない場合につきましては5割を加算するもの、それから町外の個人使用者につきましては、3割を加算した額ということでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1 番中村議員の再質問の2点なのですが、一つは時間の使用の問題、これはうちの課長言いましたように、各施設使用形態がいろいろ違いますから、運動で使う場合、学習で使う場合いろいろありますので、そういうこともあるのかなということで再認識させていただきまして、また料金についても、これは条例ですから、時間に合わせて申請のときに午前で何ぼ使って午後から何ぼ使うということで、特に問題がないかと思っております。

それと、2点目のB & Gの関係につきましては、これは全面改正ではありませんので、前の条例で規定しているのはそのままですから、そのままストレートに、今回提案したやつで御理解いただくということで結構だと思います。ただ、運用については、先ほど5点ほどいろいろ内容言われましたので、聞いておまして、この辺は規則で明確にしないと混乱するのだろうなと思っておりますので、その辺については、今後条例に基づいて規則で委任できる分についてはきちっと明確にして、利用する方がわかりやすい使用方法ということで検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 2 番中川議員。

2 番（中川一男君） 回数券の使用するとき、買うときには私は上富良野町民だと。例えば夏休みあたり子供がどこから来たときに、それを使うということになれば、回数券の使用段階で町民か町民でないか、やっぱりそれも確認するのですか。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 町内か町外か、これは例えば町民の利便性を図るということで、私たちも町内の人には最大限の優遇しようということで考えておまして、その区分けはどうするのだということに

については、前の一般質問出ておりましたように、私たちの公共的なスポーツ、それから学習、そういう面については、町民にできるだけ町民証みたいなものを公共施設利用町民証とか、今町長も前向きに検討しますと言ってますので、全町民に渡すのではなくて、うちの部分で利用する部分についてはわかりやすい町民証の発行ということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 2番中川議員。

2番（中川一男君） では、子供もみんな出すということ。ちょっといいですか、例えば夏休みだから中富良野から遊びに来たと、ではうちの子と一緒に行きなさいと回数券持っていったら、それも全部調べると、あなたは中富だから3倍出さなさいと、そういうことかな。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 現実的には、条例からいけばそのとおりなのです。ですけれども、今町外者やなんかについては、自動販売機を置いて買っただけように、これは町外、子供やなんですから、中には町内だと入るような方も中には何人かいるのかもしれませんが、うちは受付で町内の人については学生証なりいろいろなものができると思いますし、また今それ以上に、私たちの町民だよ、うちの町の学生なんだよということのわかるようなものを間に合うようにつくりたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 2番中川議員。

2番（中川一男君） 回数券の使用、回数券買うのは僕は買えるんだ。上富良野とわかっているから。その使用するとき、使用の問題、回数券を出すときに、そのプールの管理人がね、あなたは中富良野ですか、上富ですかと聞くのかと、使用料二つ持っていくんだ、2枚、二人で行ったときに。そしてこちらの方が中富の子供さんで、私は上富の子供さんだったらどっちなんだと。そのとき、あなたこれ回数券使えませんよとはっきり言って、あなた3倍の料金を買いなさいと、これまでするのかしないのかということを知っているのです。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） これはパークゴルフなやなんか、これからいろいろな面が出てくると思いますし、例えばパークゴルフで例えば12枚券買った。したら親戚の来た。その回数券を上げた。これは使用者の信義的なものを重んじてやるほかないと思っておりますので、ただその回数券を1枚1枚出すとき、あなたは町外ですか町内ですかとやることのできるのかどうか、その管理人を置けるのかと聞いたら、僕はむしろ信義でやった方がいいのではないかとことで内部では協議しておりますので、今中川議員

から言われるようなきちっとやれということであれば、またそういうことの検討もしていかなければならないと思っておりますけれども、私たちはその買った人の自己責任の中で使っていただくということで考えております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

16番清水議員。

16番（清水茂雄君） 教育長、前回使用料につきまして、団体使用と個人使用の格差については是正、改善に努めるといふ答弁をなされておるのですけれども、確かに回数券12枚券で1,000円ということではありますけれども、これでは是正に努めたとはいえないと思うのです。基本的なものが何ら変わってないわけですよ。その辺どうお考えなのか、今後また検討し直されるのか、その辺お答えいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 清水議員の公共施設の利用についての個人と団体の格差があるから是正せということで一般質問で出ておりましたので、私たちはそのことを主眼に置いて、ある程度内容を検討しております。それで、その中で回数券の問題、また規則に委任している、規則の中での減免の問題含めて全般的に検討しております、今回議会の方に出しているのは、議決事項という部分だけ出しておりますので、その辺は清水議員の意図も十分入って改善していると思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

6番西村議員。

6番（西村昭教君） ちょっと基本的な考え方お聞きしたいと思うのですが、実はここで料金を改めて決めるということについては結構だと思うのですが、一つ疑問に思うのは、いわゆる施設を使用に当たったの利用料という考え方で、今ここで料金出てくるのですけれども、本来はその施設を大いに利用してもらおうという考え方が基本だと思うのですよ。そういう観点に立ちますと、いわゆる町外の者については、ここに基本使用料の3倍という考え方が出て、何で3倍になったのかちょっとわかりませんが、これは考え方だと思うのですけれども、なるだけいわゆる施設は大いに利用してもらえよう料金の設定の仕方、安いのか高いのか別にして、だとするならば、町外の方もある面では利用してもらおうということも僕は大いにあってしかるべきだと思うのです。そういう部分で、基本使用料が3倍なるということになると、これ当然控えると思うのです。使うのは。そうすると、一体町民専用の施設として第一義的に考えるのは結構なので

すけれども、施設そのものを大いに利用してもらおうという基本的な観点に立つと、やはりこの考え方でいいのかどうかという問題も僕は出てくるような気がするのですよね。ですから、その点でどう考えておられるのか。

それから、今B & Gのことで今主眼に置いてしゃべったのですけれども、例えばこの社会教育総合センター、ジョギングコース、先ほど管理人も置かないし、確認もできないのだという部分もありましたですけれども、その中でも町外在住者は3倍だと、基本使用料。そうすると、またいろいろ問題出てくると思うのですよね。いわゆる決めたことに対して徹底さを欠いているとか、ちゃんとしてないとかという指摘を受けてもこれ仕方ないと思うのですよ。だとするならば、もう少しトータルに考えた中で、例えばそういう確認のできないものについては、ある意味では無料にしていくなとか、あるいは施設を使う維持管理の本当にかかるものについては、はっきり使用料をもらうのだというそういう基本的な考え方を持った上で、料金設定というのは僕はしていくべきでないかなという一面と、それから先ほど申し上げました大いに活用してもらおうということも十分考えた基本使用料というのですか、そういう考え方が僕は必要でないかなと思うのですけれども、そういう考え方がこの中にあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

議長（平田喜臣君） 16番清水議員。

16番（清水茂雄君） ちょっと関連でお伺いしますけれども、上富に勤めておられる方で町外の方いらっしゃるわけですね。例えば、自衛隊であれば対鑑ミサイルですか、連隊の皆さんというのはほとんど中富良野に住んでおられる。小さく言えば、上富の職員であってもよそから勤めておられるという方もいらっしゃるわけですね。ほかの企業についても同じことが言えると思うのですけれども、そうした方の取り扱いは、やはり町外で3倍ということで処理されるのか、その辺ちょっと。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 西村議員と清水議員の関連的なあれなのですけれども、施設の利用の町内、町外のものの考え方の私たちの管理責任としてどう対応するのだということの質問だと思うのですけれども、実際は今町外で体育館を使っているというより、ほとんど9割9分は町内の方です。構成も、例えば個人がジョギングしにわざわざ体育館に来るということには、まれには1年に何回かあるのでしょうかけれども、ほとんどありません。ただ、団体利用については、これ減免措置で町内の人たちが利用しやすいような形になってますので、その中に例えば

バレーだとかチームでやる部分については、確かに上富の自衛隊の中富に行っている人が入って一緒に構成メンバーでやるという部分については、町内、町外の取り扱いでなく、町内の団体ということの取り扱いになるかな。1回1回全部チェックできませんので、そんなことになるのかなと思っておりまし、また西村議員言っているように、町外の3倍に高くしてますけれども、特別なもののほかは、町内の町民の方に最優先でやるということを原則にしてますし、実態も9割以上は町内の方が使っているということですから、今の私たちは、3倍というのを今体育施設が例えば常に空いていて、宝の持ち腐れになっている状態でありませんから、もうどうやったら使えるかというぐらい今込んでますので、そういうことはないと思います。

それから、ジョギングのこういう関係についても、これは確かに今の体育館の上の方のジョギングは、これ健康管理やなんかで結構使っておりますけれども、ただ運動施設やなんかの管理についてはできませんので、その辺の管理運営形態の実態はこれから出てくるのだろうな。これは、また私たちも御意見をいただきましたので、さらなる検討を含めてどういう形で使っていただくのが最善のベターなのか検討させていただきます。とりあえず今の段階では、こういう条例で決まったことについては守らなければならないということですから、あと運用をどうやっていくか、規則でどういうふうに委任してその弾力性を持つかということについては、十分検討したいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第28号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第28号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号上富良野町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第30号上富良野町武道館設置管理条

例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前11時00分 再開

議長(平田喜臣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第32号

議長(平田喜臣君) 次に、日程第8 議案第32号富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田未範君) ただいま上程されました議案第32号富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

富良野地区5カ市町村により構成されております富良野地区環境衛生組合におきまして、平成13年度、14年度の2カ年事業として、し尿、浄化槽汚泥の処理に加えまして、生ごみの堆肥化処理を行うべく施設整備が行われているところであります。

現行規約におきましては、生ごみの処理業務が規定されていないこと、また廃棄物の収集運搬については、他の共同処理と同じく、おのおのの構成市町村において対応することから、今般地方自治法286条第1項により、構成市町村の協議を要することから、各議会において規約の変更を議決をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第32号富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、富良野地区環境衛生組合規約を次のとおり変更する。

富良野地区環境衛生組合規約の一部を変更する規

約。

富良野地区環境衛生組合規約(平成10年上振興第188号指令)の一部を次のとおり変更する。

第3条第2号中「し尿の汲取及び処理」を「し尿、浄化槽汚泥及び生ごみの処理」に変更し、同条第3号を削る。

附則。この規約は、許可の日から施行する。

これにつきましては、各構成市町村議会議決をもって北海道へ変更の許可申請を行うところでございます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号

議長(平田喜臣君) 日程第9 議案第33号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案の理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) ただいま上程いただきました議案第33号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、富良野地区介護認定審査会の運営体制といたしまして、現在2合議体を設けて審査を行っておりますが、それぞれの合議体に所属する委員は、8名で構成しております。

審査会につきましては、委員の負担等を考慮して、定足数の5名の出席により週2回開催し、運営を行ってきているところであります。

設置から2年を経過し、介護保険制度も定着していく中で、認定申請者数の増加により、1回当たりの審査件数も多くなったため、委員の負担軽減及び審査会の安定的運営等を図る目的から、委員数を現行16名から20名に改正しようとするものであります。

なお、合議体につきましては、4合議体を設けて

委員のローテーションが完全1週置きになるところでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第33号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、富良野地区介護認定審査会規約を次のとおり変更する。

富良野地区介護認定審査会規約の一部を改正する規約。

富良野地区介護認定審査会規約（平成11年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「16人以内」を「20人以内」に改める。

附則。この規約は、平成14年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第34号及び

日程第11 議案第35号

議長（平田喜臣君） 日程第10 議案第34号上富良野町財政調整基金の一部支消の件、日程第11 議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第34号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成14年度一般会計予算の編成に当たりまして、パークゴルフ場など多額の財源を要する公共施設及び道路、学校など施設の更新や改善に多額の経費を要することから、その財源に充てるために、財政調整基金及び公共施設整備基金の一部を支消する

ため、それぞれ議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第34号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1億円。

2、使用目的、多額の経費を必要とする特別な建設財源及び施設の更新、改善の財源に充当するため。

3、使用年度、平成14年度。

次に、議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

記。1、支消金額、3,000万円。

2、使用目的、公共施設の整備財源に充当するため。

3、使用年度、平成14年度。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第34号、議案第35号を一括して質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第34号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第36号

議長（平田喜臣君） 日程第12 議案第36号
上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の
件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田未範君） ただいま上程され
ました議案第36号上富良野町国民健康保険財政調
整基金の一部支消の件について、提案の要旨を御説
明申し上げます。

平成14年度国民健康保険特別会計におきまし
て、歳入の国民健康保険税国庫支出金、特別調整交
付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保
険給付に充当し、予算の計上をいたしましたところご
ざいですが、なお不足する4,400万円を財政調整
基金から使用し、保険給付費に充てようとするもの
であります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第36号上富良野町国民健康保険財政調整基
金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次
により使用するため、上富良野町国民健康保険財政
調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求
める。

記。1、支消金額、4,400万円。

2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当す
るため。

3、使用年度、平成14年度。

以上、御説明といたします。御審議いただきまし
てお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説
明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号及び

日程第14 議案第38号

議長（平田喜臣君） 日程第13 議案第37号
上富良野町道路線廃止の件、日程第14 議案第3
8号上富良野町道路線認定の件を一括して議題とい
たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（佐藤修君） ただいま上程されま
した議案第37号並びに議案第38号につきまし
て、提案理由を申し上げます。

参考資料として、道路網図を提出させていただきます。

議案第37号と議案第38号の裏面、路線廃止及
び路線認定の表と資料の道路網図をごらんいただき
たいと思います。黒が廃止路線で、赤が認定路線で
あります。

今回、廃止1路線について、道路網図の上の方、
路線番号646番里仁墓地道路につきましては、国
営しらがね事業によるものであり、延長が変わるた
め廃止をして再認定をお願いするものであります。

同じく道路網図の中央部分、路線番号663番西
4線仲道路は、町道北26号と町道北27号西道路
に起点、終点がそれぞれ連絡されており、関係者6
軒が農繁期に農作業、農作物の搬出に利用されてお
ります。

また、この路線には国の道路用地西4線北道路の
号線が設定されております。

なお、周辺にはレストラン等があり、観光時期に
は多くの人を訪れるなど、将来的に地域の利便性と
産業開発に必要な道路と勘案し、認定をお願いする
ものであります。

これらが認定されますと、町道は426路線、実
延長で411.32キロメートルとなります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第37号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止するた
め、道路法第10条第3項の規定により、議会の議
決を求めます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第37号の別紙路線廃止の表につきましては
は、先ほど御高覧いただきまいた道路網図のとおり
でありますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第38号上富良野町道路線認定の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり認定するた
め、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を
求めます。

同じく裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第38号の別紙路線認定の表につきましては
は、同じく道路網図のとおりでありますので、省略
をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御承認くださいますよ
う特段の御配慮をお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、議案第37号、議案第38号を一括し

て質疑に入りたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第37号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 予算特別委員会付託

議長(平田喜臣君) 日程第15 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成14年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長久保田英市君。

予算特別委員長(久保田英市君) ただいま上程されました予算特別委員会報告は、朗読をもって御報告を申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の議案は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査等の経過等を付し報告する。

1、議案第1号平成14年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

2、議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

3、議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

4、議案第4号平成14年度上富良野町介護保険

特別会計予算、原案可決。

5、議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

6、議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

7、議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

8、議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

9、議案第9号平成14年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

平成14年3月19日、予算特別委員長久保田英市。

記。1、審査の経過。

本委員会は、3月5日に設置され、同日議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号が付託された。

3月14日、委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号歳入各款と歳出第1款から第4款までの款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月15日、委員会を開き、議案第1号歳出第5款から第15款まで、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月18日、委員会を開き、議案第8号及び議案第9号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月19日、委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査の主な意見は、別記のとおりである。

2、表決。

議案第1号は、討論を行い、起立により採決を行った結果、賛成多数により原案可決となった。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は、討論を行わず、各議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となった。

なお、別記平成14年度各会計予算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、特別委員会の審査意見の報告といたします。

議長(平田喜臣君) お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付していずれ

も原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号は、委員長の報告のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後1時19分 再開

議長(平田喜臣君) 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第39号

議長(平田喜臣君) 次に、日程第16 議案第39号監査委員の選任の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) ただいま上程いただきました議案第39号監査委員の選任の件につきまして、趣旨説明をさせていただきますと存じます。

元代表監査委員でありました十川薫氏が、健康を害されまして入院治療中というようなことから、本人から退任の申し出がございました。そのことによりまして、任期途中ではありますが、健康上の理由ということで、私も退任を承諾いたしまして、1月31日付をもって退任の対応をさせていただいたところでございまして、現在監査委員の欠員に相なっている状況下でございます。

そこで、新たに監査委員の選任を申し上げたく、人選を私なりにさせていただきまして、このたび上富良野高等学校の校長を退任いたします高口勤氏を選任いたしたく御提案を申し上げます。議員皆様方の御理解を賜りますことをお願い申し上げます、議案朗読をもって御提案させていただきますと思います。

議案第39号監査委員の選任の件。

上富良野町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、上富良野町東町5丁目1番22号。氏名、高口勤、昭和17年2月5日生まれであります。

なお、高口勤氏の経歴等につきましては、皆様方のお手元に配付させていただいておりますので、参考としていただきたいと思います。よろしく御審議賜りまして、御決定いただきますことをお願いいた

します。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第17 諮問第1号

議長(平田喜臣君) 日程第17 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案の理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) ただいま上程されました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、趣旨につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

現在の人権擁護委員は佐藤操氏でございますが、佐藤操氏におかれましては、昭和59年より、6期18年間人権擁護委員として御苦労いただいたところでありますが、本人から健康的な部分も含めて、この際退任をいたしたいという意思が強うございました。

そういうことから、新しく人権擁護委員候補者の推薦を申し上げたく、御提案をいたすところでございます。

なお、参考までに、現在3名の人権擁護委員のうち、1名は女性でございます。

それでは、朗読をもって御提案説明とさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記。住所、上富良野町本町4丁目6番33号。氏名、三島功士、昭和14年8月5日生まれであります。

なお、三島功士氏につきましては、経歴書につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、御参考にしていただきたいと思います。御審議賜りましてね御推薦の御意見を賜りますことをお願い

い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第18 議案第40号

議長（平田喜臣君） 日程第18 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

管理課長。

管理課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

公立学校の学校医、歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校医等の公務災害に対する補償に関する事務が平成14年4月1日から市町村の事務になることから、当該事務を全道の市町村及び一部事務組合で組織しております北海道市町村総合事務組合管理者は、町村会の会長のえりも町長でございます。共同処理するため、地方自治法第286条第項の規定に基づき、議会の議決を賜ろうとするところでございます。

以下、議案の朗読により説明を申し上げます。

議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

別表第2第9号の次に、10項としまして非常勤

の学校医当の公務災害に対する補償に関する事務を加え、構成団体の177町村の中に入加するものがございます。

附則としまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用するものがございます。

以上でございます。御審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第41号

議長（平田喜臣君） 日程第19 議案第41号 泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案の理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第41号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結につきまして、提案の要旨を説明いたします。

本工事は、町の公営住宅再生マスタープラン計画により、国土交通省の補助を受けて整備をするものがございます。

国の経済対策を受け、本定例会におきまして債務負担行為補正をいただいたところでございます。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り、耐火構造2階建てでございます。玄関、トイレ、浴槽に手すりを取りつけ、段差のない高齢者等に配慮した住宅といたしております。

建築計画といたしましては、1階に高齢者向けといたしまして、2DK2戸、2LDK2戸、2階には3LDK4戸の計8戸と、外構工事といたしまして、芝吹きつけなどがございます。

建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、それぞれ三つに分割して発注をしたところでございます。

建築主体工事は、地元を含めた五つの特定共同企業体を指名いたしまして、3月20日入札の結果、

佐川・木津特定共同企業体が1億1,390万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の1億1,959万5,000円の契約金額となったところでございます。

参考までに、2番札は、アラタ・岡崎特定共同企業体の1億1,450万円でありました。

また、議決議案以外となります機械設備工事につきましては、地元5社を指名いたし、同日入札の結果、株式会社西塚清掃社が1,790万円で落札し、消費税を加えました1,879万5,000円で契約をいたしました。

電気設備工事につきましては、地元業者を含めた5社を指名、同日入札の結果、有限会社田中電気が1,190万円で落札し、消費税を加えた1,249万5,000円で契約をいたしました。

今回、本年度から施行の予定価格の事前公表を行い、入札を行った結果、予定価格に対する落札価格率は、98.60%の率となったところであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第41号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。1、契約の目的、泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億1,959万5,000円。

4、契約の相手方、佐川・木津特定共同企業体。代表者、上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設代表取締役佐川政喜。上富良野町大町1丁目8番7号、有限会社木津建設代表取締役木津雅文。

5、工期、契約の日から平成14年12月20日。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番仲島議員。

8番（仲島康行君） 資料を前回いただいた中に、建築でB、Cと二つに分かれているのですが、これ土木の方はA社となったら6,000万円以上とか決まっている金額があると思うのですが、この建築においては、どういうふうになっているのかなと思うのですね。Bで、もう一人はCランクだと、ランクづけでいくと。これ金額的にどのような形になっているのか、そこちょっと教えていただきたいなと

思うのですが。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 8番仲島議員の御質問にお答えします。

御質問内容につきましては、格付けごとの発注基準かと思っておりますので、その内容で御説明申し上げます。

建築部門におきまして、Aの格付けにつきましては2,500万円以上であります。これは、あくまでも単体発注ということで御理解を賜りたいと思っておりますが、Bの格付けにつきましては、1,000万円以上5,000万円未満という刻みになっているところでございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

8番仲島議員。

8番（仲島康行君） 要するに、2,500万円以上というとは、上限がなくして10億円でいいということですか。これはB社の感覚でもいいということになっているということ。それであれば、理屈合うのだよね。土木みたいぴちっと決まっていると、あれちょっとこれ金額的にどうなるのかなと。片一方はC社になっているものだから、その辺がどうかと思って、いやそれで決まってるのならそれで結構なのです。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 過去、公営住宅の建築に当たって、落札された業者あると思いますが、どういった業者が落札されているのか、比較的佐川建設が多いような気もしますが、過去の実態等についてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢議員の御質問にお答えいたします。

13年度におきましては、佐川・黄田共同企業体で東町公営住宅の請負を受けております。

12年以前については、ちょっと資料持ち合わせしておりませんので、後で御報告させていただきます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 去年も佐川と他の共同企業体という形になっております。偶然と言えば偶然なのでしょうが、今回も佐川企業体という形でありますから、ここに偶然にしては、余りにも同じ業者が入るといった状況にはちょっと納得しかねるものもあると思うのですが、こちら辺の入札あるいは指名において、どういう手順で今回も指名業者を指名されたのか、もう一度その指名業者の公表と、手順について改めてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、従前建築の関係につきましては、基本的には町としての地域への振興策という点がございまして、町内には建築にかかわる業者というのがございますので、その方々を従前どおり指名してございます。

今回も、この工事につきましてもAランクの事業となります。そういう中におきまして、町内の企業の状況を見た中で、ジョイントベンチャー組んだ中で、この工事の受注をしていただくというような観点から指名の業者の選考をしてございます。したがって、特に従前と変わった内容で指名しているものではございませんし、その取り扱いに基づいた中で指名してございます。

当然指名業者等の関係につきましてはオープンにしてございますので、その辺のところは公表できるものでございますので御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第41号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第41号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第42号

議長（平田喜臣君） 日程第20 議案第42号 特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第42号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例につきまして、提案理由の要旨を御説明申し上げます。

このたび、職員の不手際から、中央墓地の区画を取り違えに至り、現下の厳しい財政状況にもかかわらず、貴重な財源を用いて解決する事態となったことについて、議員各位初め、町民の皆様にも多大の御迷惑をおかけし、町政への信頼を著しく低下させたことに対しまして、組織の最高責任者として深く反省をし、心からお詫びを申し上げます。

この問題につきましては、みずからを厳しく律して、今後二度とこのようなことが起こらないよう執行体制の強化を図り、最も大切な町民の信頼回復に努めるとともに、町政進展のために全力を注いでいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のお寛大なる御理解と一層の御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、議案の朗読を行い、説明にかえさせていただきます。

議案第42号特別職の職員の給与の臨時特例に関する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）第2条の規定により支給する町長の給料月額については、同条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、平成14年4月分の給与月額に限り、75万5,000円とする。

附則。1、この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2、この条例は、平成14年4月30日に限り、その効力を失う。

以上でございます。何分よろしく御高配賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 今回も、町長の給与の減額という形で出てきました。これは再三出てきているわけでありまして、今回の墓地の使用等に当たってもそうですが、やはり問題は、安易に町長減額という形で出てきておりますが、当然その責任を果たすという点では、私評価するものであります。しかし再三こういう形で出てくるというのは、ちょっといかなものかというふうにも思うわけですね。やはりそれ以前に、職員のこういった規律の問題等を含めた、そういうものがきちっと内部でも十分末端まで行き届くような指導がやっぱりなされていなかったと。確かに人間ですから、間違ふことも多分にあると思います。しかし、そういうものがずっと続いてきて、またこういう事態になったということに、何かやはり不徹底といいますが、やはり伝わらないものがあるのではないかなというふうに思います。そういう意味で、そういう町長のこの意思を評価しますが、一方でやはり前段これ以前の問題として、職員のやはり教育の問題等をきちっと対策をとらなければ、何回も出てくるということでは、安易に町長は住民に減額で、それで態度を示した、それで終わりだという形で見られては、また困る話で

ありますから、この点について、町長のこの条例の提出に当たっての職員内部におけるやっぱり規制その他についての考え方をまず伺っておきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

米沢議員の御質問のとおりであると私も思っております。そういうようなことから、日ごろから職員に対しましては規律の遵守、綱紀の肅正等々につきまして常に指導を徹底しているつもりでおりますが、今回のように何と申しますか、単純な不手際と申しますと失礼ではありますけれども、職員のうっかりしたミスによって、このような大きな結果に相なったということにつきましては、私自身も即この結果の是正に対しまして、所管課長を通じて是正策を講じさせたところでありませぬ。

今後こういったことが、職員みずからこういったことが生じないように、職員みずから襟を正して行政執行に対応していく、そういう認識を持っていただくよう、より一層の指導強化を図ってまいりたいというふうに思っているところでございまして、これらに対しましても、議員御質問にありますとおり、その部分を十分対処しなければならない課題であると私自身も認識しておりますので、今後より一層の指導強化を図りながら、二度とこのようなことの生じないように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 他にございませぬか。

17番小野議員。

17番（小野忠君） 先日、そういう御意見を私出しておりましたけれども、町長は何か減俸されるんだということよりも、私の言うのは、やっぱりやった職員が、これからの世代を背負う職員なのです。この職員に対して厳しい姿勢を与えていただきたいということなのです。やったから、私が責任とればよいというものではないと思うのです。だから私は、町長の減俸については、全く反対です。特に職員に対してどういう規制を今回なされたかどうかなのですよね。だから、ただ口頭で注意を与えただけでは、今後ますますある。いろいろ私はこの6年間かなり職員におります。だけれども、今回初めて出たのです。ですから、この点やっぱり厳重な注意、処分ではなくてやっぱりきちっとした、町長の減俸よりも、その彼が減俸させなければいけないと思えますよ。

私は、町長の減俸に対しては、反対であります。

議長（平田喜臣君） 答弁は。

17番（小野忠君） 答弁はいただきたい。反対

です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

さきにもお答えさせていただいたと思いますが、この問題が発生すると同時に、なぜこの問題が起きたのかというようなことを十分検証して、その是正策を講じながら、それぞれの担当職員からてん末書の提出を受け、それぞれの実情を把握した中でその是正策を講じてまいったところではありますが、それにてん末書の中身を見詰めながら、この結果を眺めて、現在の中でどういう処分ができるのかというようなことも総務課を通じて検討をさせました。その中で、最終的に私の判断として、さきにお答えさせていただきましたように、関係した全職員に対する嚴重注意処分ということを決め、職員に嚴重注意処分をいたしたところでございませぬ。その処分は、いかに減俸というそういうような部分とは違っても、公務員として嚴重注意処分を受けるということは、重大な認識を持って受けとめていただかなければならぬし、本人たちもそういうふうな認識を持って受けとめていただいているものというふうに私としては理解をいたしているところでございませぬ。

議長（平田喜臣君） 他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第42号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第42号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 報告第4号

議長（平田喜臣君） 日程第21 報告第4号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分報告の件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、本年2月15日、役場上下水道課職員が公共下水道汚水管渠工事の完成に伴います現場の確認のため公用車を運転し、現場である町道北基線本町6丁目へ出向いて、道路左手に停車する際、道路左側付近に民家の車庫などがあり、適当でないとの

判断から右に方向転換しようとしたところ、後方から走行してきました相手方車両に接触し、双方の車両を破損させてしまったものでございます。

この事故の示談交渉におきましては、町は右に方向転換する際に、後方などの確認を怠った責任、一方の相手方には、前方不注意の責任があることをお互い認め合うことで合意しましたことから、平成14年3月13日に、相手方車両の損害額8万6,205円に対しまして、町の責任割合の9割相当額7万7,585円を損害賠償することで専決処分しましたことから、この報告を行うものでございます。

このような交通事故により、相手方に損害を賠償しなければならない事態に至ったことにつきましては、まことに申しわけなく、深く心からお詫びを申し上げる次第でございます。

引き続き職員に対しましては、十分に注意を払い、同じことを繰り返すことのないよう指導の徹底に努めてまいりますので、お許しいただきたくお願い申し上げます。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第4号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんいただきたいと思えます。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成14年3月13日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。1、和解の相手方、旭川市永山町8丁目36の1、エム・エス・ケー東急機械株式会社旭川支店長押切道雄。

2、和解の内容。1、上富良野町は、相手方エム・エス・ケー東急機械株式会社旭川支店長押切道雄に対し、金7万7,585円を支払う。

2、相手方エム・エス・ケー東急機械株式会社旭川支店は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これを

もって本件の報告を終わります。

先ほど、日程第19 議案第41号にて御質問の、12番米沢議員よりありました御質問に対し、その答弁をいたさせます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢議員の御質問でありました公営住宅の建築に係ります過去の請負業者の指名でございますけれども、まず10年に行いました建築につきましては、その1、その2と工区が分かれておりまして、その1につきましては、佐川・マイホーム黄田となっております。それから、工区その2につきましては、木津・創成となっております。

それから、同じく11年から12年に建築いたしました公住の請負でございますけれども、これもその1、その2に分かれておりまして、その1につきましては、木津・創成となっております。その2につきましては、佐川・黄田となっております。

以上であります。

日程第22 発議案第1号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第22 発議案第1号懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第1号、朗読をもって提案説明といたします。

発議案第1号懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議。

上記の議案を、次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。

懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議。

1、本議会は、次の事項のため、議員を派遣することができるものとする。

（1）町の懸案事項促進要望のため、関係機関に旅行する場合。

（2）議員の調査、研修への出席の場合。

（3）式典、会合に出席の場合。

2、派遣議員、派遣日時、派遣先については、案件を勘案してその都度議長において決定するものとする。

3、この決議は、議決があった日以降から平成15年3月31日までとする。

以上でございます。よろしくどうぞ。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説

明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 発議案第2号

議長(平田喜臣君) 日程第23 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番(中川一男君) 発議案第2号も、朗読をもって提案理由といたします。

発議案第2号町内行政調査実施に関する決議。

上記の発議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

1、実施の期日、議決の日以降において2日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。

3、調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 発議案第3号

議長(平田喜臣君) 日程第24 発議案第3号 町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番(中川一男君) 発議案第3号も、朗読をもって提案理由といたします。

発議案第3号町長の専決事項指定の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。平成14年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)の一部を改正すること。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第4号

議長(平田喜臣君) 日程第25 発議案第4号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番西村昭教君。

6番(西村昭教君) 朗読をもって発議案にかえさせていただきます。

発議案第4号中小企業の当面する金融上の困難を

解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員西村昭教。賛成者、同じく中川一男、同じく清水茂雄。

中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書。

政府が進めようとしている「不良債権の最終処理」によって、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営の深刻な影響が危惧されている。

また、中小企業の実態に合わない金融庁「金融検査マニュアル」の一律適用と預金者の不安から特定金融機関に預金を集中させるペイオフ解禁によって、地域金融機関の資金不足と中小企業への融資抑制を生ずる懸念が高まっている。

よって、政府においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記。1、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、地域経済を活性化させる対策として、(1)ペイオフ解禁の再延長または実行猶予の措置をとること。

(2)不良債権の最終処理に当たっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。

(3)金融庁は、地域と中小企業の実態にあった別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、中小企業に適用すること。

2、金融問題を抜本的に解決するために、「地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示することにより、地域と中小企業との共生共存を図る金融機関を支援し、育てる」、「物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大する」、「貸し手と借り手の公正な取引関係を確立する」ことを目的とする金融アセスメント法の早期制定を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

よろしくお願いたします。

申しわけありません。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、金融担当大臣、以上でございます。まことに申しわけございません。よろしくお願いたします。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程追加の議決

議長(平田喜臣君) お諮りいたします。

ただいま、吉武敏彦君外7名から、発議案第5号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、発議案第5号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時10分 再開

議長(平田喜臣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議案第5号

議長(平田喜臣君) 次に、追加日程第1 発議案第5号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番吉武敏彦君。

5番(吉武敏彦君) 発議案第5号の防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件につきまして、若干説明をさせていただきます。

防衛庁の省と庁の違いは何であるか、防衛庁は総理府の外局ですけれども、行政改革の一環として、省庁の改変により、内閣府の外局として横滑りしただけであります。庁と省との違いは何かということが問題であります。庁のままでは緊急事態の際、速やかな対応ができないということです。防衛庁長官名で閣議を開く要望ができないためです。内閣府の長である首相を通じて閣議を開くことを要請するという手続が必要になってまいります。大規模災害など、緊急事態などに、それらの対応に即応できないことがあります。

諸外国では皆省ですから、日本だけ庁だと、国際会議の際にバランスを欠くことがあります。省に昇格すれば、日本の独立と平和を守るために働く隊員たちの指揮を高めることが期待できます。このことによつて、省に昇格することが重要なのであります。

よつて、議案第5号を朗読をもつて説明とかえさせていただきます。

発議案第5号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案者、上富良野町議会議員吉武敏彦。賛成者、上富良野町議会議員中川一男、同じく小野忠、同じく梨澤節三、同じく村上和子、同じく福塚賢一、同じく長谷川徳行、同じく徳島稔。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛庁長官。

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書。

今日、自衛隊を取り巻く環境は、米国の同時多発テロの発生に見られるように、テロ等の新たな脅威が現実化しております。我が国周辺においても、不安定要因の存在と、以前として予断を許さない状況が継続しております。

一方、国内においても、阪神・淡路大震災等の帯規模災害が相次ぎ、国民の生命、財産の保護の活動が求められている中で、日本は世界平和への貢献も強く求められているなど、国の内外においては国防の重要性がますます増大しております。

このほど、21世紀がスタートした平成13年1月から、中央省庁は内閣府を初めとする1府12省庁体制に新しく生まれかわりました。防衛庁は、そのまま内閣府の外局として位置づけられました。しかしながら主要各国では、防衛組織は省となっております。専任の大臣が置かれている実態にあります。

活火山十勝岳を抱え、駐屯地が存在する上富良野町において、また国連平和維持活動の一環として崇高な使命を受け東チモールに派遣されている隊員を身近に感じる自治体において、防衛庁を「省」に昇格し、安全保障、危機管理に適確に対応する体制を構築することにあります。国際的にも積極的な役割を果たすことが必要と考えます。

よつて、政府及び関係機関に、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記。一つ、防衛庁を防衛省に昇格すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成14年3月20日。

お認めいただきまして決議されることをよろしく願ひいたします。

議長（平田喜臣君） これをもつて、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 提案者に意見を求めさせていただきますが、いわゆる国会内における防衛庁を省にしなかった理由等の実態は、どのようにお伺いされているか、この点。

それと、自衛隊法では災害時における速やかないわゆる対策という形の中で、その中でも、現行の災害に備えるという形の規定が盛り込まれているわけです。そういうことを考えたときに、改めて省にしくても、現行法の中でも十分な対応ができるものというふうに思いますが、どこに根拠を置いて、この十分な対応ができないとされているのか、この点。

さらに、この阪神・淡路大震災においても、初動体制のおくれというのが問題になりました。この初動体制のおくれというのは、どこにあったのかというふうに御存じか、お伺ひいたします。

それと、安全保障と危機管理に対する体制の構築という形のことと表現されております。しかし、現行の中でも十分ないわゆる国外、外交を通じての安全保障、危機管理等をやる体制というの、十分あるかというふうに思いますが、改めて防衛省に昇格したいがために、こういう言葉というのは改めて提起しなくても、現行の中でも不備があれば、それを正すということも十分できる得ものと考えますが、この点についてもお伺ひいたします。

平和の維持ということ言えば、やはり今有事法が国会でも検討されようとしています。この有事法の危険性というのは、どこにあるのかということ、今多くの方々からも論議がされております。これはいわゆる災害時という形の中で、自衛隊等が出動したとき、地方自治体の病院や、あるいは民間の建物まで強制的に使用をできるようなそういう危険性ははらんだものである。いわゆる住民の声を一方的に無視した形の中で、施設を強制使用できるという等々の大きな問題を含んでいるという形が今回論議の焦点にされています。

日本は、御存じのように、平和外交からいって、第二次世界大戦のあの教訓から、いわゆる憲法9条も制定されて、自衛隊のひとり歩きを絶対許すことはできないという立場からの平和共存という形の中で、自衛隊法も一定自衛隊が制定され、こういう経過もあります。

以上も踏まえて、これらの点についての見解はどのように感じておられるのかお伺ひいたします。

議長（平田喜臣君） 5番吉武議員。

5番（吉武敏彦君） まず、省に昇格できなかつ

た理由と、これは政府の考えでありまして、私がか
こでもって理由を述べるあれにはありません。

また、派遣即応ということでありまして、先ほども述べましたように、閣議が開かれて、その
中でもって派遣がされるわけでありまして、この閣
議が開ける時期によって対応が出来るわけです。
阪神・淡路のときにも、これはだれの責任か、それ
は知事の責任も大きかったでしょう。しかし、派遣
がおくれた。自衛隊の使命である生命財産を守る点
においては、速やかに出て、一人でも多くの人を救
出するという事は大事なことであって、災害があ
る程度片づいた後の犠牲者の搬出といいますが、こ
れは何も自衛隊でなくてもできるわけです。その危
険の最中であって活躍できるのが自衛隊でありま
す。

それから、安全保障の問題でありますけれども、
これは安全保障は、これは国と日米との協定であり
まして、これについて私ごときがここで云々する
というの意図はないことでもあります。

それから、有事法制は、今国で十分いろいろ議論
をされています。しかし、議論をされている中
でもって、この法律の問題について、我々この一議員が
ここで発表する段階でもありません。したがって、
これにもお答えすることはできません。

それから、平和憲法でありますけれども、憲法に
ついてここで述べるにはふさわしくないものと考
えております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 提案者にもう一度お伺い
いたしますが、これだけのものを出すときには、確
かに国会やその関係するものの法律等があるかと思
います。しかし、これだけの文章を出すということ
は、それなりに提案者自身が、この文に対して一つ
一つに精通していなければならぬ。精通していな
いのには、こういう安易な形で出すというのは、私は
本来の提案の趣旨からも反するものだというふうに
思います。

淡路大震災の問題で何が問題になったかとい
うと、いわゆる初動体制のおくれ、そこには消防体制
や、あるいは日常的な住民とのいわゆる災害時の対
応等のおくれ等々が問題視されました。こういう中
で浮かび上がってきたのは、消防力の強化や消防署
員の充足率の不足の問題、こういう問題等が浮かび
上がってきました。

また、自衛隊法で言えば、あなた自身も言われた
ように、何も自衛隊が出なくても十分できる体制が
あるということも事実はそうだと思います。しかし、
そういう中で、国の災害時だからともないう
問題については国の機関の一環として、こういう災害
に対応しようという形の中で、この間の震災
あるいは災害時における点では、大きな問題点とし
て改善を要するという形の中で、地方自治体におい
ても、これらに関係するいわゆる充足率の強化とい
うことがうたわれ、当町においてもいわゆる防火水
槽の増設等もその一環であり、消防職員等の増員等
も、その一環であるわけでありまして、

そういうことを考えたときに、そういう一つ一つ
の実態を知らないで、安易にこの文章を出すとい
うのは、その趣旨に反する、あるいは何を意図とし
ようとしているのかということ、私自身わからない
ところがあるわけでありまして、ですから、有事法
においても、強制使用の問題等々がいろいろ議論さ
れております。日本は、その憲法があるわけです
から、この立場に立って安全保障の問題でも、外交努
力によって粘り強く物事を解決するとい
うところが、やはり今世界においても、国内におい
ても大きな世論、あるいは問題点になっているとい
うふうに私は考えております。であれば、こういった問題
に対して答えられないというのであれば、これを速
やかにやはり撤回していただいて、引っ込めていた
だきたいと、私はこのように伺いますが、改めても
う一度伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 5番吉武議員。

5番（吉武敏彦君） いろいろ質問されましたけ
れども、この趣旨については読んでいただければ十分
わかることでもあります。

また、あなたと私とは政治信念が全く違います。
幾らここで討論したって、一致点は見ることができ
ない。いつまでたっても平行線であります。共産党
と自民党では、大きな政治的思考方に隔りがあり
ます。ここであなたと私と幾ら議論しても、おさま
りつきません。

よって、議長にここで採決をしていただくことを
お願いいたします。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 私は、それぞれの政党の
違いはあったとしても、この平和の問題や災害時の
問題では、その立場を超えて、やはり住民の暮らし
や安全を守るという点では、同じ立場だとい
うふうに思います。私は、そういう立場からの論議であ
って、政党間のいろいろな問題があったとしても、暮
らしや平和を守るという点での論議であります
から、それぞれの立場や違いを大いに論議して、ど
ちらの方向に向いていけば国民の安全に寄与できる
のかという立場を、私は当然これは論議をされてしか
るべきだ。ただ政党間の違いだけで問題を解決する

というような趣旨のものでもないでしょうし、また、この意見書においても、一つ一つのやはり字句そのものが提案者から、また出す以上納得できるような表現あるいは言葉でなければ、当然受け入れがたい、そういう内容だと思いますが、改めてこの点についてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 5番吉武議員。

5番（吉武敏彦君） 安全については、同じく考えは等しいものはありますけれども、考え方において相違点があるということでありまして。それだけ理解していただければよろしいと思います。

議長（平田喜臣君） 他に御質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第5号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、発議案第42号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第26 閉会中の継続調査申出の件

議長（平田喜臣君） 日程第26 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町 長 あ い さ つ

議長（平田喜臣君） 本年度最初の議会でありまして、町長からごあいさつがあります。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 平成14年第1回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成13年度の締めくくりを兼ねてごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、3月4日から本日22日までの19日間にわたり、平成13年度各会計補正予算案及び平成14年度各会計予算案並びに多くの案件につきまして御審議、御討議を賜り、所属の常任委員会付託で継続審議となりましたものを除き、すべて原案どおり御議決いただきましたことに對し、深くお礼を申し上げます。

なお、委員会への付託審議となりました上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定につきましては、町民の皆様になんたな費用の負担をお願いすることから、十分な御審議を賜る中で、引き続き提案趣旨など具体の御説明を申し上げてまいりたいと思っております。

また、それぞれの議案審議に当たりまして、議員及び委員から御意見及び御提言をいただきましたので、今後公明、公正、町民本意を旨とする行政推進の原点に立ち返り、今強く求められている透明性の確保と説明責任を果たす取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、行政執行の中において、職員の適性を欠く言動から、町民の信頼を著しく低下させるような事態が二度と起こらぬよう、組織を挙げて取り組む所存であります。

また、今日慢性化した不況傾向が続く中で、金融機関の統廃合や農業協同組合の広域合併など、本町を取り巻く経済産業関係も大きな波にもまれつつあります。その影響は、商工業、農業経営を初め、各町民生活のさまざまな分野に試練をもたらしているところであり、今後の地域課題となることが危惧されるところでもあります。

特に、今定例会におきましては、町の財政事情が一段と厳しいことの認識を議員各位と共有しながら予算審議を賜ったところであり、私といたしましても、現在取り組んでおります財政健全化維持方針に基づく行財政改革の実施いかんが今後の財政運営を左右するものと認識するところでもあります。

その着実な達成に向けて全力を尽くしてまいりますので、議員各位と町民の皆様のご御理解と御協力をお願いするところでもあります。

この行財政改革実施計画の中では、国の規制が緩和されることなどから、行政が担っている広範な事務事業について、行政水準を維持しつつ、可能な範囲での外部委託や移譲などの手法によって、民間の経営ノウハウの活用を図りながら行政経費の縮減に努めるとともに、新たな雇用創出を模索する中で取り組みを進めてまいります。

また、少子高齢化が言われて久しくなりますが、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりや、高齢者においては健康に生活できる期間を少し

でも延長し、保健予防対策の推進は極めて重要な施策として位置づけしております。

この拠点となる保健福祉施設の整備については、議会特別委員会や住民懇話会、説明会、計画検討協議会におけるコンセンサスの形成を得て、今般議会での実施設計の予算を認めていただいたところであり、いよいよ整備の実現に向けて着手してまいります。

町の基幹産業である農業を初め、商工業や観光振興については、行政機関のみでは取り組みができない大きな地域課題であることから、関係機関、組織と十分に話し合い、その支援を講じてまいります。

前期の行政改革においては、日常的な事務事業経費の縮減を主体に取り組んでまいりましたが、これを引き続く平成13年から15年度の行財政改革実施計画では、人件費を初めとする経常経費の縮減と、手数料など税外収入の適正化見直しにも着手しております。

また、さきに述べました業務の民間委託についても、可能なものから随時実施する方針であり、町民の皆様のご理解と御協力は、欠かせないものと思っております。

いずれにいたしましても、本町を取り巻く環境が大きく好転することを望めない状況にあります。第4次総合計画の実現や市町村の合併論議など、山積する課題に対しては、積極的に情報を公開して、十分に説明を加え、町民の御理解と御協力を得るなど、新たな行政運営の手法を十分に考察しながら、町政運営に最善の努力をしてまいり所存でありますので、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げ、平成14年第1回定例議会終了に当たりましてのごあいさつとお礼にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（平田喜臣君） 私の方からも、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

去る3月の4日から始まりました今期第1回定例町議会は、本日をもちまして、本年度一般会計予算を初め各会計予算、そして昨年13年度の補正予算案等を極めて御熱心に御審議をいただき、ここにそのすべてが議了されましたことは大変にうれしく、皆様の御尽力のたまものと、心から感謝を申し上げたいと思います。

日本の長引く経済不況はいつまで続くのか、全くその先行きが見えない中で、しかも歳入の大幅な削減の中、本町の14年度予算編成に当たりましては、町長初め理事者各位の皆様方の御苦勞も大変であったろうと拝察をしているところであります。

今後におきましては、この御決定いただいた予算の執行に当たりまして、納税者である住民に対し、本当の行政サービスとなっているのか、一般質問あるいは予算委員会等で多くの議員から賜った意見が、その執行に当たっては十分に反映しているかの御認識を十分にお持ちいただき、執行に当たっていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、財政が大変厳しい中、効率のよい住民の負託に十分こたえられますことを強くお願いと要望したいと思っております。

さて、5月の末日、あと70数日間で、日韓共同開催でワールドカップの、サッカーの世界ワールドカップ大会が日本の全国各地で開催される予定になっております。この中でも、冬季オリンピック同様に、多くの人々の感動があるものといふところから期待をしております。

行政執行におきましても、大きく変貌する社会にあって、大胆な発想の転換をする時期に来ていると思っております。多くの町民が、感動のある行政執行を期待していることと思っております。理事者の皆さん、そして議員各位ともどもに力を合わせて、よりよきまちづくりのために汗を流していただきたいと思っております。

最後になりますが、今定例会で賜りました議員各位、尾岸町長を初めとする理事者各位の御協力に対しまして、心からのお礼を申し上げまして、私からの閉会のごあいさつといたします。

閉 会 宣 告

議長（平田喜臣君） これにて、平成14年度第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時38分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年3月22日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 笹 木 光 広

署名議員 吉 武 敏 彦